

昭和49年6月10日開会
昭和49年6月13日閉会

和泉市議会第2回定例会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和49年6月10日(月曜日)

○出席議員、欠席議員	1頁
○議事説明員その他	1頁
○議事日程	4頁
○開会宣言(午前10時30分)	6頁
○永年勤続議員表彰伝達(吉川伊与一君)	6頁
○全国議長会の模様報告	7頁
○開会宣告	29頁
○会議録署名議員指名(藤原利一君・上代卯之松君・横田憲治郎君)	29頁
○市長の開会挨拶	30頁
○会期の決定(6月10日~6月14日)	30頁
○日程第1 市道路線認定について(北信太駅前線外43路線)建設委員長報告	
○日程第2 " (和泉台1号線外46路線) "	
一括上程	30~31頁
○日程第3 例月出納検査の結果報告について(収入役扱昭和49年2月分)	
○日程第4 " (水道部企業出納員扱昭和49年2月分)	
○日程第5 " (和泉市立病院企業出納員扱昭和49年2月分)	
○日程第6 " (収入役扱昭和49年3月分)	
○日程第7 " (水道部企業出納員扱昭和49年3月分)	
○日程第8 " (収入役扱昭和48年4月分)	
○日程第9 " (収入役扱昭和49年4月分)	
○日程第10 " (水道部企業出納員扱昭和49年4月分)	
○日程第11 " (和泉市立病院企業出納員扱昭和49年3月分)	
○日程第12 " (和泉市立病院企業出納員扱昭和49年4月分)	
一括上程	33~123頁
○日程第13 専決処分の承認を求めることについて (昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第8号))	131頁

- 日程第14 専決処分の承認を求ることについて
 (和泉市税条例及び和泉市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
 制定について) 157 頁
- 日程第15 専決処分の承認を求ることについて
 (昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)) 190 頁
- 日程第16 専決処分の承認を求ることについて
 (昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)) 194 頁
- 日程第17 昭和48年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について 198 頁
- 日程第18 昭和48年度大阪府和泉市一般会計繰明許費繰越計算書について 201 頁
- 日程第19 昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越繰越計算書について 203 頁
- 日程第20 昭和48年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について 205 頁
- 日程第21 和泉市土地開発公社昭和48事業年度決算書類提出について 207 頁
- 日程第22 工事請負契約締結について(市立伯太小学校改築工事) 234 頁
- 日程第23 工事請負契約変更について((仮称)和泉第一団地第1期建設工事) 236 頁
- 日程第24 和泉市土地開発公社定款変更について 243 頁
- 日程第25 和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について 251 頁
- 散会宣告(午後5時46分) 261 頁

昭和49年6月11日(火曜日)

- 出席議員、欠席議員 263 頁
- 議事説明員その他 264 頁
- 議事日程 267 頁
- 開会宣言(午前10時25分) 268 頁
- 日程第1 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について 268 頁
- 日程第2 和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について 278 頁
- 日程第3 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について 280 頁
- 日程第4 昭和49年6月に支給する期末手当の特例に関する条例制定について 285 頁

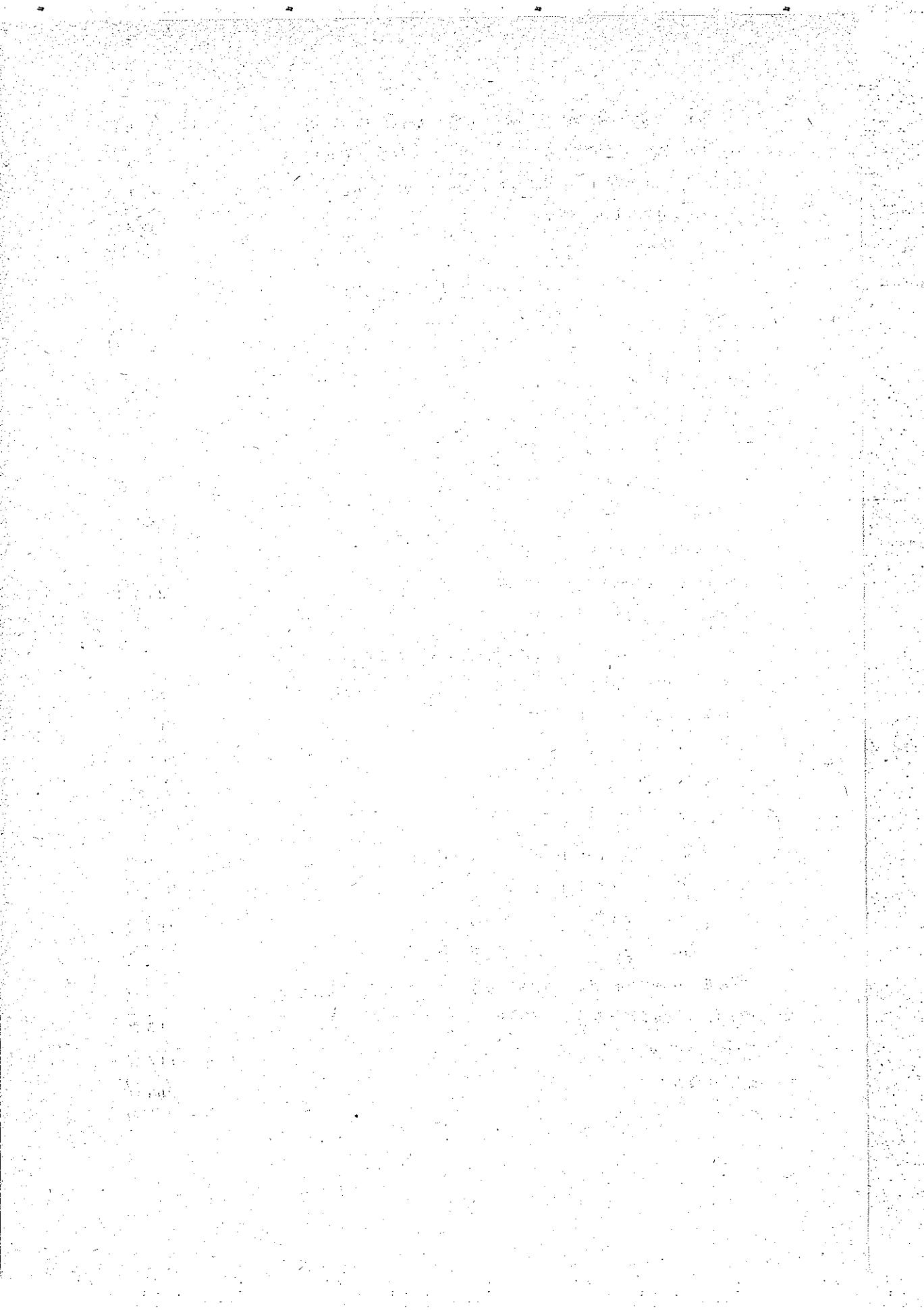
○ 日程第5 和泉市同和地区老人解放センター条例制定について	296頁
○ 日程第6 昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)	301頁
○ 日程第7 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	321頁
○ 散会宣言(午後0時20分)	323頁

昭和49年6月12日(水曜日)

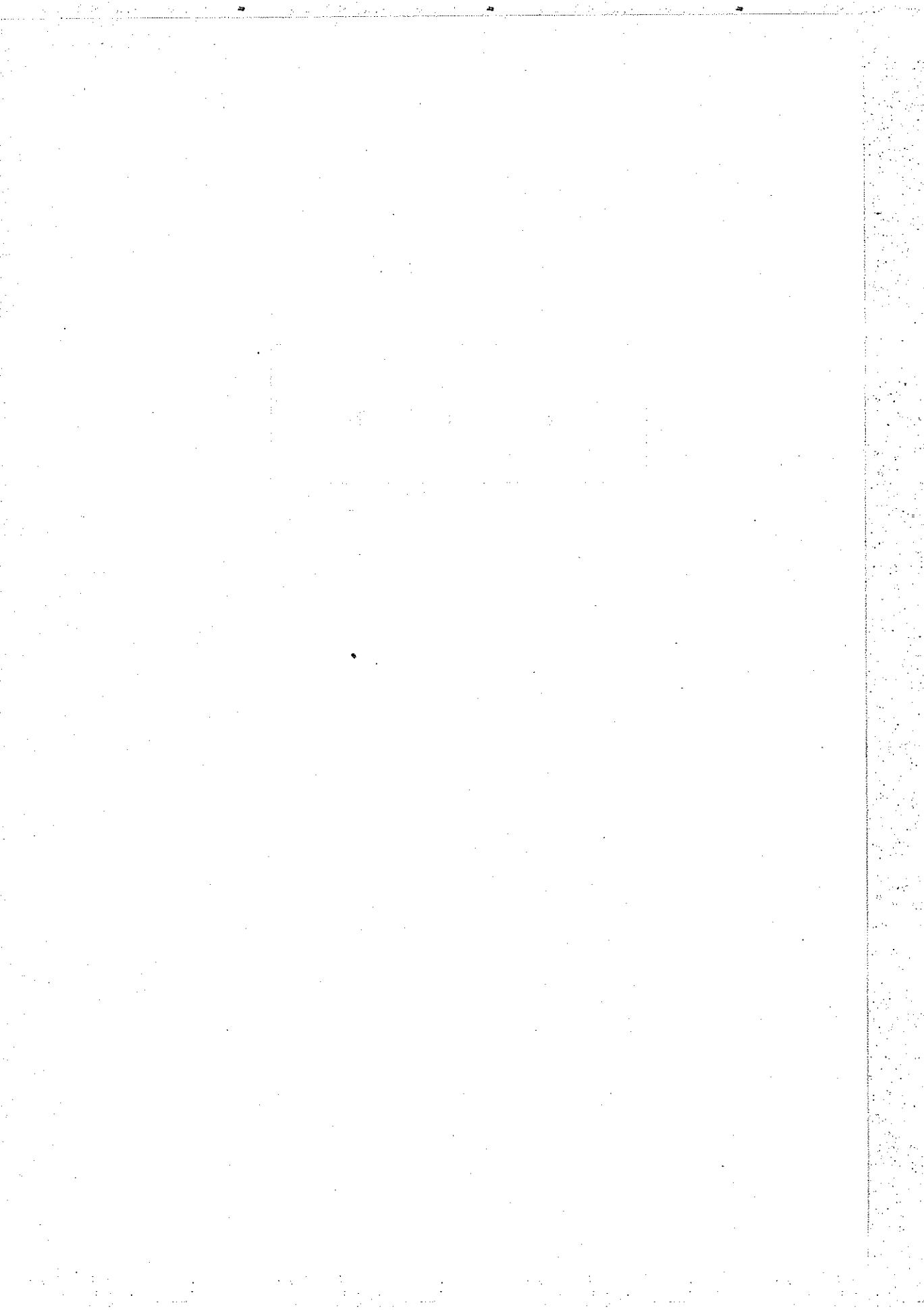
○ 出席議員、欠席議員	325頁
○ 議事説明員その他	325頁
○ 開会宣言(午前10時25分)	328頁
○ 一般質問	
1番に 18番 直村 静二君	329頁
2番に 16番 横田 憲治郎君	341頁
3番に 17番 山田 清二君	354頁
4番に 29番 竹内修一君	365頁
○ 散会宣言(午後3時54分)	373頁

昭和49年6月13日(木曜日)

○ 出席議員、欠席議員	375頁
○ 議事説明員その他	375頁
○ 議事日程(追加)	378頁
○ 開会宣言(午前10時25分)	379頁
○ 一般質問	
1番に 20番 寺田 茂君	379頁
2番に 7番 田中包治君	389頁
3番に 26番 勝部 津喜枝君	397頁
4番に 25番 藤原要馬君	407頁
○ 日程追加 関西新国際空港対策特別委員会設置並びに委員の選任について	413頁
○ 閉会宣言(午後2時35分)	415頁
○ 市長閉会挨拶	415頁
○ 議長閉会挨拶	415頁



第 1 日



昭和49年6月10日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	閑戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝渕博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
12番	中塚辰之助君	26番	勝部津喜枝君
13番	藤原利一君	27番	成田秀益君
15番	上代卯之松君	28番	坂上国治君
16番	横田憲治郎君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

9番	出原武司君	11番	三井正光君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めるものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	保健衛生課參事 (診療所担当)	神藤恒治
助役	藤田利	建設部長	白塙辰
収入役	橋本炳	建設部理事	次林徳
教育長	葛城宗一	建設部次長	保森淳
重要施策推進室長	橋本昭夫	建設部次長	窟西川
同室次長	松林保	建設部次長	保白川
調査担当課長	富田宏之	管理課參事	磨崎琢
総務部長	坂口礼之助	計画課長	宏中山
総務部理事	西川喜久	土木課長	好上本
(財務担当)	庄司清	建築課長	美裏
		区画整理課參事	

職務人	名前	氏姓	名前	職務人	名前	氏姓	名前
總務人	長長	男文郎	之義也	守行一恒	正忠	正彦	正男郎忠雄之治
次課事務人	長長	弘明	孝和	武孝德	由忠	延信	郎忠雄之治志彦
次課秘書	長長	幸和	鐵種	正工	重武	俊郎	重武史俊郎
廣報公	長長	竹大	日行	事會計	史泰	茂	泰茂
企財	長長	麻中	小行	管委員	國定	口谷	新美
資產	長長	吉吉	啓一	理委員	口谷	中美	孝誠
稅課	長長	佐生	一小	監委員	美中	本橋	光清
市民	長長	農向	坂井	公平委員會事務局長	本橋	本野原	增主
納稅	長長	萩高	三田	兼監查事務局長	宅田	宅田	武昭
同和	長長	內明	坂野	農業委員會事務局長	口川	田口	雄男
和對策部	長長	藤奧	田野	教委員	岡	川岡	
同和對策部	次長	橋明	本坂	育委員	阪乾	阪角	
	綜合調整課長	逢山	野村	育次長	廣紀	吉田	
	連絡指導課長	香宇	味沢	育次長	阪角	福高原	
市	障礙設施部	岩吉	本井	和教育(部次長)	吉田	岸平	
兼福	長長	佐青	田井	社會教育課長	福	藤大守	
	保育課長	梶	藤木	指導課長	高原	大守	
	保育課長	也士	木木	部務課長	岸平	和南	
	參事課長	之昇		次課誤認課長	西吉	西吉	
	社會課長	寬清		部務課長			
	補助課長	清兼		業務課長			
	福利課長	一秀		水事務課長			
	保險年金課長	夫郎		淨水務課長			
	保險年金課參事	雄		院務課長			
	老人福祉準備室長			病院務課長			
	產業衛生部長			長			
	產業衛生部次長			長			
	商工課長			長			
	農業課長			長			
	農業課參事			長			
	農業課參事(蓄產)			長			
	交通公害課長			長			

職	名	氏	名	職	名	種	名		
保健衛生課長	松	村	吉	堯	總務課長	藤	原	永	一
保健衛生課參事	山	本	亮	夫	用地二課長	宮	本	福	秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

雄夫高一俊
武文宏義雅
本野垣井本
山西淺山

昭和49年和泉市議会第2回定期会議事日程

(6月10日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案48第83号	市道路線認定について(北信太駅前線外43路線) 建設委員長報告	
2	議案48第84号	市道路線認定について(和泉台1号線外46路線) 建設委員長報告	
3	監査報告第10号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和49年2月分)	P. 1
4	監査報告第11号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和49年2月分)	P. 6
5	監査報告第12号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和49年2月分)	P. 12
6	監査報告第13号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和49年3月分)	P. 17
7	監査報告第14号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和49年3月分)	P. 22
8	監査報告第15号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和48年度4月分)	P. 28
9	監査報告第16号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和49年度4月分)	P. 33
10	監査報告第17号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和49年度4月分)	P. 38
11	監査報告第18号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和49年度3月分)	P. 44
12	監査報告第19号	例月出納検査の結果報告について (和泉市立病院企業出納員扱昭和49年度4月分)	P. 49
13	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて(昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第8号))	(その2) P. 1
14	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例及び和泉市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について)	P. 38
15	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて(昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))	P. 84
16	報告第5号	専決処分の承認を求めることについて(昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号))	P. 89
17	報告第6号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について	P. 94
18	報告第7号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P. 96

日程	種別及び番号	件名	摘要
19	報告 第 8 号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	P. 98
20	報告 第 9 号	昭和48年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について	P.100
21	報告 第 10 号	和泉市土地開発公社昭和48事業年度決算書類提出について	P.102
22	議案 第 39 号	工事請負契約締結について(市立伯太小学校改築工事)	(その1) P. 1
23	議案 第 40 号	工事請負契約変更について (（仮称）和泉第一団地第1期建設工事)	P. 3
24	議案 第 41 号	和泉市土地開発公社定款変更について	P. 4
25	議案 第 42 号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制度について	P. 8
26	議案 第 43 号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 13
27	議案 第 44 号	和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 17
28	議案 第 45 号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 19
29	議案 第 46 号	昭和49年6月に支給する期末手当の特例に関する条例制定について	P. 23
30	議案 第 47 号	和泉市同和地区老人解放センター条例制定について	P. 26
31	議案 第 48 号	昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)	P. 29
32	(追加)議案 第 49 号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	

(午前10時30分開議)

- 議長(坂上国治君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しいところ多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは昭和49年第2回定例会を開催いたします。会議に入る前に、4月1日付けで前市会事務局長、井谷義雄氏の後任の山本局長よりごあいさつを申し上げたいという申し出がありますので、これを許可いたします。

(市会事務局長あいさつ)

- 市会事務局長(山本武雄君) まことに恐縮でございますが、貴重をお時間を拝借いたします
- して一言、遅ればせながらごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんにはすでにご案内の通り、去る4月1日付けで人事異動がございました、私がはからずも市会事務局勤務を命ぜられたのであります。何分浅学非才でございまして、果してこの職責を全うし得るかどうか不安に感じておる次第でございます。幸いにして、経験豊かを坂上議長さん並びに柳瀬副議長さん、また、議員の皆さんのが深いご理解ある方ばかりでございますので、心丈夫に感じておる次第でございます。今後とも各議員さんの暖かいご教示を仰ぎながら、全身全霊を傾注いたしましてこの職責を遂行して参りたい所存でございますので、どうか前局長同様、よろしくご指導、ご鞭撻をほどのほどをお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(拍手)

-
- 議長(坂上国治君) 局長のあいさつが終わりました。

次に去る5月30日、31日の両日、東京で開催されました全国市議会議長会定期総会の席上におきまして、永年勤続議員として吉川伊与一君が表彰されましたので、ただ今からその表彰状及び記念品の贈呈伝達をいたしたいと思います。

(表彰状贈呈)

- 議長(坂上国治君) この際、伝達受賞者のあいさつをお願いいたします。

(吉川伊与一君あいさつ)

- 8番(吉川伊与一君) 一言、御礼の言葉を申し上げます。

このたび、全国市議会議長会定期総会におきまして、不肖私、永年勤続議員といたしまして、ただ今この貴重なる時間を拝借いたしまして、議長より伝達式を挙行せられましたことは、私の身に余る光栄と存じまして、ただただ感謝する次第でございます。これもひとえに市民の皆

様方並びに議員各位の平素よりのご指導とご援助の賜と思い厚く御礼申し上げる次第でございます。この光栄に報いるべく今後、市発展のために誠心誠意ご奉公申し上げる所存でございます。今後ともよろしくご指導賜らんことをお願い申し上げまして、はなはだ簡単粗辞でございますが、御礼の言葉に代える次第でございます。

(拍手)

○ 議長（坂上国治君） まことにご丁重なるごあいさつ、ありがとうございました。はなはだ高座より恐縮でございますが、私から議会を代表して一言、お祝い申し上げます。

吉川議員さん、このをび受賞、まことにおめでとうございます。衷心よりお祝い申し上げます。今後ともますますご自愛のうえ、地方自治進展に、本市発展のために格別のご尽力、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

これでもちまして伝達式を終わります。

○ 議長（坂上国治君） なお、全国議長会の模様につきましては、お手元にご配布いたしております印刷物の通りであります。全国各ブロックから提出された諸議案は端場一致をもちまして可決されましたので、ご報告に代えさせていただきます。

第 50 回
定期総会議案

昭和49年5月30～31日

於・文京公会堂

全国市議会議長会

会長提出議案第1号

國民生活安定に関する決議

異常な物価騰勢は、一時的を鎖錠の兆しをみせたとはいえ、輸入資材・食糧の高騰によるコスト上昇などの新かな要因を加え、さらには、国鉄運賃、米価引上げ等を控えて、國民の物価に関する不安を払拭するには程遠い状態である。

政府は引き続き強力な物価政策を推進する所ともに、國民生活の基本問題に波及する事項については、遺憾なく対策を講ずるよう、特に下記事項について万全の措置を強く要望する。

記

1. 物価対策としての適切な財政・金融政策を強力に推進すること。
2. 國民の日常生活に關係の深い物資の価格安定対策については緊急に実施すること。
3. 新土地政策については、機を失すことなく、実施に當ること。
4. 医療保険、年金等、社会福祉政策の充実を積極的に推進すること。
5. 市町村が実施する市民生活に密着した事業に関しては、資金、資材の確保に十分な行財政措置を講ずること。

以上決議する。

昭和49年5月30日

第50回全國市議会議長会定期総会

会長提出議案第2号

都市財源の拡充強化に関する決議

都市財政の構造は依然として自主税源の比重が低く、財政不健全化の主因となっている。

よって、特に下記事項を内容とする国・都道府県・市町村を通ずる税財政の根本的改革を早急に断行するよう強く要望する。

記

1. 財政秩序の確立

国・都道府県・市町村の事務・事業の負担区分を再検討し、これを是正すること。

をも、物価変動に即応して年度中途においても補助単価を実態に即して改定すること。

2. 都市税源の拡充

事務所・事業所税の創設、道府県民税及び不動産取得税の市町村移譲並びに市町村道路目的税源の拡充強化を図ること。

3. 地方交付税の市町村への配布を強化すること。

4. 地方債枠を拡大し、政府資金を大巾に増額すること。

以上決議する。

昭和49年5月30日

第50回全国市議会議長会定期総会

会長提出議案第3号

全国市議会議長会会則一部改正

全国市議会議長会会則の一部を次の通り改正する。

第22条第2項を次の通り改める。

2 各委員会の委員の数は若干人とし、各部会より2人（所属市数が100を超える部会については3人）を推せんする。ただし、国会対策委員会の委員は、各部会より1人を推せんするほか、会長が指名する。

附 則

この会則は、議決の日から施行する。

参 考

現 行 会 則 拠 索

第2.2条

2 各委員会の委員の数は、18人とし、各部会より2人を推せんする。ただし、国会対策委員会の委員の数は若干人とし、うち9人は各部会より1人を推せんし、他の委員は会長が指名する。

会長提出議案第4号

全國市議会議長会会則施行規則一部改正

全國市議会議長会会則施行規則の一部を次の通り改正する。

第10条第1項中

(人 口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
3.5千人未満	101千円	8.4千円	1.7千円
3.5千人以上～5.0千人未満	120〃	〃	3.6〃
5.0〃～10.0〃	136〃	〃	5.2〃
10.0〃～20.0〃	189〃	〃	10.5〃
20.0〃～30.0〃	295〃	〃	21.1〃
30.0〃～40.0〃	399〃	〃	31.5〃
40.0〃～50.0〃	506〃	〃	42.2〃
50.0〃～1,000〃	612〃	〃	5.28〃
1,000〃～	1,139〃	〃	1.055〃

を

(人 口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
3.5千人未満	122千円	10.1千円	2.1千円
3.5千人以上～5.0千人未満	144〃	〃	4.3〃
5.0〃～10.0〃	163〃	〃	6.2〃

(人口)	(負担金)	(均等割)	(人口割)
100千人以上～ 200千人未満	224千円	101千円	123千円
200 " ~ 300 "	347 "	"	246 "
300 " ~ 400 "	471 "	"	370 "
400 " ~ 500 "	594 "	"	493 "
500 " ~ 1,000 "	717 "	"	616 "
1,000 "	1,333 "	"	1,232 "

に改める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から適用する。

一部会提出議案第1号

超過負担の解消等国庫補助金制度の改正について

東北部会提出

説明担当 青森市

国庫補助事業における国の補助金の算定額や補助対象の範囲等は、毎年改定されているところであるが、実際上必要とされる事業費を相当前回っている現状である。

加えて最近の異常な物価上昇もあって、従来にも増して実態と見合わない状況にあり、さらに総需要の抑制策も加わって、地方自治体の財政は悪化の一途をたどりつつある。

よって国は、都市行財政の実態に即した国庫補助金制度の改正並びに運用を適正化し、国・地方の負担区分を明確化するとともに、超過負担の解消を図り、地方財政の改善を措置されるよう要望する。

地方財政確立に関する要望

近畿部会提出

説明担当 門真市

近年大都市周辺都市は、いわゆるドーナツ化現象による過密化が進み、生活関連社会資本の整備等住民福祉の計画的向上を期するをめの行財政需要は著しく累増し、財源の拡充は緊急の課題となっている。

しかるに、石油危機の深刻化等、経済事情の悪化による諸物価の異常を急騰により、地方財政は未曾有の窮屈状態におかれている。

よって政府におかれては、過密都市における行財政需要の特異性にかんがみ早急に次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 義務教育施設をはじめとする人口急増に伴う都市施設の整備については国の総需要抑制施策にかかわらず大巾を御座負担方式を打ち出すとともに良質資金の増大による地方債の活用を図ること。
- 市町村公債比率の上昇は、公共用地の取得増が要因となっている現状にかんがみ、起債貸付制限幅について再検討を加えるとともに、償還期間の延伸及び利率の引下げと利子補給制度の拡大を図ること。
- 現在国において進められている超過負担の解消計画についても、単価差のみならず、実態に即した教導差及び対象差について措置すること。
- 國：地方相互における租税の実質的配分の実情を改善するとともに、都市税源の増強を図ること。

部会提出議案第3号

地方財政の充実に関する国の措置について

九州部会提出

説明担当 日田市

現在のわが国の経済状況は、諸物価高騰の一途をたどり、地方自治体の財政負担は急激に増加している。一方昨今の行政需要の急激な増大にもかかわらず、地方自治体の財源は乏しく、税収の伸び率低下、公債の増高等により、深刻な財政危機に直面しており、市民生活に直結する諸施策の推進は後退せざるを得ない。

よって国においては、この実態を深く認識され、下記事項について緊急に措置されるよう強く要望する。

記

1. 現行国庫補助・負担制度の運用をより適正なものに改め、国と地方の公正な財政秩序の確立を期すこと。
2. 国庫補助基準額算定について、実勢単価にみあう国庫補助の基本額の改正を時期をはずさず早急に実施すること。
3. 都市下水路事業に対する国庫補助を街路事業の補助率と同率まで引き上げること。
4. 現行地方交付税率3.2%を少なくとも4.0%に引き上げるとともに、昭和49年度地方交付税で減額調整することになっている1,630億円の減額措置を取り止めること。
5. 一般単独事業債における枠の拡大についての改善の措置を行なうこと。

部会提出議案第4号

公有地の先行取得に伴う資金融資の制限緩和について

中國部会提出

説明担当 岩国市

土地開発公社において道路用地、都市街路用地、学校用地、住宅用地、公園用地等の先行取得を積極的に進めておりますが、最近の金融引き締め政策により土地開発公社が行なう公有地先行取得も、一般不動産業者が土地を取得するものと同様に、市中銀行からの融資を銀行局長通達に

よりきびしく規制されている。

かかる現状により、事業の進歩はもとより、すでに契約を締結した用地費及び物件の移転補償費等の支払い履行にも支障をきたし、現在はすべての計画を中止せざるをえない状態に立ち至っております。

政府においては「公有地拡大法」の主旨を十分尊重され、これら用地取得について土地開発公社に対する資金融資の取り扱いについては、この規制外とされ、公有地の取得を効果的に推進されるよう配慮を要望します。

都会提出議案第5号

学校給食体制の改善について

北海道部会提出

説明担当 級川市

学校給食は児童及び生徒の心身の健全を発達と国民の食生活改善に寄与することを目的とし、今や教育の一環として欠くことのできないものである。

然るに現行学校給食法は、任意法であるため市町村が設置者となるところから、その財源負担も極めて大きく、完全実施を期することは容易ではない。加えて運営面においても昨年来の経済情勢の激変に伴い、食材料をはじめとする諸物価の急騰により、給食の中止、あるいは給食費の大幅値上げが余儀なくされている現状から、次の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1. 学校給食を義務制とするため、現行学校給食法の抜本的改正を図ること。
2. 義務制実現までの当面の対策として次の措置を講ずること。
 - (1) 学校給食施設、設備（共同調理場を含む）の国庫補助基準を大幅に引き上げること。
 - (2) 学校給食小麦粉購入費に伴う国庫補助金制度の再現をはかること。
 - (3) 学校給食用牛乳供給事業費に伴う国庫補助金を大幅に引き上げること。

部会提出議案第6号

国民健康保険事業財政の改善に関する要望

東海部会提出

説明担当 浜松市

国民健康保険事業の財政は本年2月より実施の診療報酬改定による医療費の増加に加えて、老人医療費無料化の実施に伴う受診率アップ、高額療養費制度の実施による給付費の増加などにより、財政は極度に逼迫しつつある。さらに、今後実施が予定される各種公費負担制度を考慮するとき、その運営は重大な危機に直面しているといわなければならぬ。

よって政府は、この局面を開拓し、事業の強化・充実をはかるため、すみやかに次の事項について措置を講ぜられなく強く要望する。

記

1. 療養給付費国庫負担金・補助金・財政調整交付金等の増額をはかるとともに国保財政確立のための改善措置を行なうこと。
2. 事務費は全額国庫負担とすること。
3. 高額療養費に対する給付は全額国庫負担とすること。
4. 老人医療費の無料化に伴う国保波及分は全額国庫負担とする等、福祉医療については根本的に改善すること。

部会提出議案第7号

国民健康保険事業に対する財政強化と制度の改善について

中國部会提出

説明担当 福山市

老人医療費の無料化及び高額療養費支給制度実施による國保医療費への波及的影響は著しく、国民健康保険事業は財政的危機に直面している現況である。

よって、国においては、本制度を改善し、事業の健全な運営をはかるため、次の事項について、すみやかに措置されるよう強く要望する。

記

1. 事務費については、全額国庫負担すること。
2. 財政調整交付金の現行5%を大幅に増額(10%)し、財政調整機能の強化をはかること。
3. 老人医療費の無料化並びに高額療養費支給制度による保険税(料)への波及額は全額国庫負担とすること。
4. 助産の給付の基準額を他の社会保険並みに引き上げ、この国庫補助率3分の1を2分の1とするとともに、葬祭の給付及び育児手当に対しても同様の国庫補助を行なうこと。
5. 保険婦補助金の改善をはかること。
 - (1) 補助定員を増員するとともに、現行基準額の3分の1補助を実費給与額の2分の1補助とすること。
 - (2) 保険婦活動に要する経費について、助成措置をすること。
6. 被保険者証の全国通用制を早期に実施すること。

部会提出議案第3号

国民健康保険制度の改正と老人医療費の全額国庫負担について

四国部会提出

説明担当 大洲市

医療保険制度の中核として重要な役割を果たしている国民健康保険事業は、近時、医療費改定及び老人医療無料化をはじめとする公費負担制度の実施、保険給付の改善などにより医療費が急増し、深刻な財政危機に直面している。今後、老人医療費、高額療養費が現行のまま推移すれば、保険給付費はますます増大し、財政基盤の弱い国保財政にいっそう圧迫を加えることは必至である。

よって政府におかれでは、この現状を直視され、次の事項について積極的な制度の改善と財政措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

1. 高額療養費支給制度実施について、49年度は国庫補助2分の1となっているが、法定実施の50年以降は、国3分の2、県6分の1とされたい。
2. 老人医療費をはじめとする医療費の公費負担制度については、国保制度に財政上のしわ寄せをきたさないよう全額国庫で負担するとともに、医疗保险と分離し別枠にすること。

3. 療養給付費国庫負担率現行4.0%を5.0%に引き上げるとともに、財政調整交付金1.0%並びに特別調整交付金を別枠で確保することを前提として標準保険税制度を早急に創設せられたい。
4. 被保険者証の全国通用制を早期に実現すること。
5. 事務費は、全額国庫負担とすること。
6. 国保診療報酬及び老人医療費審査支払い事務に要する費用は、全額国庫負担とすること。
7. 国保診療施設については、医師の確保と補助の面的拡大をはかること。
8. 保健婦に対する補助限度額の引き上げをはかること。
9. 助産費の給付に対する国庫補助率を現行5分の1から2分の1とするとともに葬祭費の給付及び育児手当についても同様の国庫補助を行われること。
10. 昭和49年度老人医療対策特別調整補助金は、実績に照らし大幅に増額すること。

部会提出議案第9号

国民年金制度の改善について

九州部会提出

説明担当 都城市

国民年金法が制定されて、本年は15年目を迎えるが、その間同制度も漸次改定され、特に昨年9月大巾を改善が行なわれて国民年金に対する市民の意識もようやく高まりつつある現状であり、本制度の充実が強くのぞまれているところである。

しかしながら、自治体には財政的な問題をはじめ種々の制約があり、本行政の円滑を推進を図る為にはこれらに対する国の措置にまたざるをえない。健全な国民生活の維持及び向上に寄与する為に国は次の事項について早急に改善されるよう強く要望する。

記

1. 国民年金事務費交付金を増額されたい。
2. 免除申請所得の免除基準を大巾に引き上げられたい。
3. 印紙納付制度を廃止し、売りさばき手数料にみあり額を事務費として補助されたい。
4. 死亡一時金を増額されたい。
5. 国民年金保険改定の時期は会計年度にあわせるよう措置されたい。

部会提出議案第10号

社会福祉施設の措置費国庫負担金交付基準の引き上げについて

北信越部会提出

説明担当 飯山市

昨年後半より始まつた物価の異常な上昇は、福祉法に基づく各施設の運営をぎりぎりの線に追い込んでおります。

また保育所等においても同様で措置単価は、この物価高騰による経費の増大に見合はず、市の超過負担はますます多くなることを余儀なくされております。

この重大な危機をのりきるため、次の2点について早急な実現方を要望するものであります。

記

1. 社会福祉施設の措置費基準額を緊急に是正し物価上昇に対処する方策を樹立されたいこと。
2. 児童福祉施設への交付基準を現行の給与実態、物価高騰の実情に即した額に引き上げられたいこと。

部会提出議案第11号

心身障害者(児)の施策について要望

近畿部会提出

説明担当 大和高田市

国は重点施策として福祉優先の姿勢を打ち出しているが、心身障害者(児)に対する施策については特に重点的に考えるべきである。

心身障害者(児)、わけても重度心身障害者(児)は、自らの力で生活することが至難であり常に介護を必要とするのである。また就学適齢児童は勉学の機会もなく、世間から取り残されているのが現実の姿である。重度心身障害者(児)を持つ肉親の労苦は筆舌では到底表現し得ないものである。國においてもこれら障害者(児)に対する施策を立てられているというもの十分とは言えない。

よって少なくとも次の諸点について國の責任において、早急に対策を立て、その実現をはかられるよう強く要望する。

記

1. 医療費の無料化を実施すること。
2. 介護手当を支給すること。
3. 車椅子に対する歩道の整備をはかること。
4. 授産施設を設備すること。
5. 学校教育にかわる就学施設を付置し、養護施設の設置をはかること。

部会提出議案第12号

生活保護世帯の老齢年金受給者に対する老齢加算要望について

四国部会提出

説明担当 丸亀市

生活保護世帯の老齢年金受給者の中で70歳以上の老人については、現在、老齢加算が行なわれているが、67歳以上70歳未満のいわゆる谷間の老人及び65歳以上の拠出制老齢年金を受給している者については、現行法では生活保護の決定に際し全額収入認定され、収入額を差し引かれを残額しか生活扶助費が支給されないという矛盾を生じている。

これでは、せっかくの老人福祉施策も現実には、親心として生かせない結果になるので、これら該当老人にも70歳以上の者と同じように老齢加算が認められるよう國において措置方を強く要望する。

部会提出議案第13号

救急医療体制の確立について

東北部会提出

説明担当 仙台市

最近の救急需要は、市民の生活様式の変化、運輸体系の機能変化、道路事情の悪化等の諸要因のため、交通事故によるものはもとより急病によるものが激増の傾向にある。

国は、これに対し、救急医療機関の指定、救急指令センターの設置及び救急医療センターの設置等種々施策を行なっているところであるが、特に、医療機関の救急患者の受入れ態勢は不十分であり、また救急患者の診療が、その経営の悪化の原因となっている実情にある。

よって国は、交通総合体系の整備をはかることは勿論のこと、救急医療体制の確立のため、救急病院の増加、特に公的病院の指定を増すとともに、この指定により病院の経営内容が悪化することのないよう行財政上の措置を講ぜられるよう強く要望する。

部会提出議案第14号

救急医療供給体制の確立と保健所の設置について

関東部会提出

説明担当 三浦市

国民の生命と健康を守る医療の問題は、抜本的な対策を必要とする緊急な課題とされ、この対策は一刻も早く確立されることが求められている。

とりわけ、救急医療供給体制の確立は国民的な要望であるとともに、地方公共団体及び医療機関にとって、緊急にしてきわめて重要な問題である。

一方、医療機関と表裏一体をなす保健所の設置については、人口おおむね10万人を基準としているが、現実には基準どおりなかなか行きわかれていよい。

よって、国は、これらの対策として次の事項についてすみやかに措置されるよう強く要望する。

記

1. 救急医療（夜間及び休日診療を含む）の供給体制の確立については、責任をもって対処すること。
2. 救急医療機関に対しては、必要な財政措置を講ずること。
3. 医師、看護婦等の確保については、抜本的対策を講ずること。
4. 保健所の新設については、積極的に対処し、十分なる財源措置を講ずること。

農道整備の補助率等引き上げと農業基盤整備事業の推進について

東北部会提出

説明担当 須賀川市

近年、農業用機械の普及発達は、まことに著しいものがあるが、特に国の農業近代化施策の推進により、農業用機械が大型化してきているため、農道の損傷は、けなはだしいものがあり、かつ、異常な物価高騰により農業をとりまく諸情勢は、依然として厳しく、深刻な様相を呈している。よって、国は次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 農道整備補助率等について

- (1) 基幹農道舗装については、受益面積を50ha、延長2km以上にするとともに、国の補助を3分の2に引き上げ、残額を県、受益者それぞれ2分の1づつとすること。
- (2) 農道舗装については、国の補助を2分の1に引き上げ、残額を県、受益者それぞれ2分の1とすること。
- (3) 非補助事業については、事業費の10分の8が融資対象であるが、これを国の補助10分の3、融資10分の5、受益者10分の2とすること。
- (4) 橋りょうについては、基幹農道舗装の場合と同様の負担割合とすること。
- (5) 農道に対する地方交付税については、現行法においては、農家戸数を単位費用とし、その算出については事業費補正として、昭和48年度においては、幅員4m以上が1m当たり約90円、1.8m~4mが約50円、市町村道の場合に比し、著しく低額であるので、幅員にかかわらず1m当たり150円まで引き上げること。

2. 農業基盤整備事業について

- (1) 農業基盤整備事業については、本事業の重要性を確認され、事業の縮少を行うことなく、積極的に推進するとともに、休耕田の復旧については、特段の援助措置を講ずること。
- (2) 農業生産資材については、石油及び電力の供給削減により、生産から出荷までの各種資材を極端にひっ迫させ、農業生産に重大な支障を及ぼしているので、これが確保について特段の措置を講ずること。

部会提出議案第16号

農業基盤の確立について

四国部会提出

説明担当 中村市

世界的穀物の不足、石油危機、通貨不安等を契機として日本経済は混乱の度を加え、インフレは国民生活に深刻な影響を与えて「農は國のもと」という言葉とはうらはらに、農業経済は崩壊の危機に直面してきました。また国内の農業を縮少することは、単に食糧供給の不安を招来する以上に、國民の精神基盤をも失うことがあります。

よって政府は、この農業危機を認識し、國民食糧の確保と農家経済の確立のため、次の施策を早急に実施されるよう要望します。

記

1. 食糧需給度向上と農用地の造成整備のため、農用地侵蝕規制と、全額國庫負担による基盤整備、農用地拡大、あるいは休耕田復元をはかられたい。
2. 肥料、農機具、飼料、石油等生産資材の価格安定対策をはかられたい。
3. 畜産農家に対し、飼料作物の生産増強のための奨励金の引き上げをはかるとともに、契約生産等が円滑に行われるように施策を拡充されたい。
4. 農業人口の老齢化、婦女子化を防止し、男子専従農家の育成のため農政の抜本的対策を講じられたい。

部会提出議案第17号

畜産振興の積極的施策について

九州部会提出

説明担当 大村市

わが國食糧供給の一端をなす畜産農民は、生産資材の暴騰や世界的穀物不足による輸入飼料価格の高騰、畜産物価格の低迷、あるいは公害防止対策費等の経費の増嵩などにより、製品安、生産費高の状態に追いつまれており、畜産経営は最悪の危機に直面している。

よって、國におかれでは、畜産振興のため、下記事項について抜本的対策を講ぜられるよう強

く要望する。

記

1. 畜産飼料購入資金の低利融資及び助成措置を図ること。
2. 畜産物基準価格の算定方式を生産費補償方式に改め、価格を大市に引上げるとともに、価格安定を図るため、牛肉豚肉の輸入を規制すること。
3. 農民が実施する公害防止諸施策に対する助資及び補助制度を確立すること。
4. 飼料作物の生産増強のため、奨励金の引上げを図るなど飼料の価格補てんを行うとともに、農家負債については一時的な上げを行なうなど施策を拡充すること。
5. 飼料作に適した国有林の活用を図るため、早急に国有林の解放を実現すること。
6. 畜産振興に大きな役割りを持つと畜場の建設改良に、補助、起債等により十分なる財政措置をすること。

部会提出議案第18号

石炭政策の転換と産炭地域の振興について

北海道部会提出

説明担当 夕張市

石炭産業は、閉山に次ぐ閉山で一時は全面的な崩壊をも危惧され、このため産炭地域は重大な影響を被り、地域社会経済の再建に誠に困難を極めている。

しがるに、中東戦争に端を発した石油危機から、国産エネルギー資源である石炭の見直しがあらためて検討される現状にある。

このようす情勢に対処し、新たな視点に立った石炭産業の安定対策の確立をはかるとともに、産炭地域の振興を積極的に推進することが緊急の課題である。

従って、政府並びに関係機関においては、次の事項をすみやかに実施し、もって石炭産業の長期安定と産炭地域の振興をはかるよう要望する。

記

1. 石炭の見直しのため、恒久的安定を位置付ける新石炭政策の早期確立をはかること。
2. 石炭の需要確保と拡大のため、石炭火力発電所の早期実現と石炭利用技術の開発促進をはかること。

3. 労働条件の向上とともに、保安の確保に万全の措置を講ずること。
4. 労働力確保対策の充実強化をはかること。
5. 石炭価格の適正を引き上げなど、石炭の安定供給体制の確立をはかること。
6. 産炭地域振興事業の拡大強化をはかること。
7. 地域の環境整備、都市機能を高度化するため、産炭地市町村の財政強化をはかること。
8. 閉山地区中小商工業者対策の充実強化をはかること。
9. 石炭対策の抜本的強化のための所要財源の確保をはかること。

部会提出議案第19号

都市計画法施行令に規定する期間延長について

近畿部会提出

説明担当：大津市

昭和43年6月都市計画法の全面改正により、都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に二分され市街化調整区域内における開発行為（建築行為を含む）が制限され、法第34条をさらに施行令第30条により例外的に5年以内に限り、建築行為が認められております。

ところが、この法定期間は昭和50年7月をもって到来するものであります。届出者にとっては最近における緊迫した経済情勢は建築資材等の不足と高騰をもたらし、建築計画の予測が困難であり、ひいては建築意欲を減じ、法定期間内の履行がますます至難になって来ております。

宅地化された土地の有効利用を図ることが行政の課題であり、こうした情勢より法定期間の延長について格別の配慮方を強く要望する。

部会提出議案第20号

第4次下水道整備5カ年計画の早期策定及び

閣議決定と国庫補助対象ワクの拡大について

東海部会提出

説明担当 豊川市

下水道は、いまや国民が健康で快適な生活を送るためには欠くことのできない公共施設となりつつあるとともに、公共用水域の水質汚濁防止と都市の生活環境を改善し、都市・農村の区別なく、その整備をはかるべきわめて重要な公共施設であって、道路・河川等と同様に全国民的立場からその整備が要請されてきている。

下水道の整備は、現在、昭和46年度を初年度とする第3次下水道整備5カ年計画に基づいて実施されているが、その目標・規模・内容いずれにおいても不十分であり、ナショナル・ミニマムとしての下水道の整備水準をすみやかに欧米の先進国並みに達成されるためには、「第4次下水道整備5カ年計画」を早急に策定し、あわせて閣議決定を行なうよう強く要望する。

また、下水道整備の建設にはばく大な費用がかかり、これに伴う地方公共団体の費用負担もはかりしえないものである。

この際、下水道事業に対する国庫補助対象の範囲の拡大を行ない、地方公共団体の財政的困窮を解消させ、円滑な下水道建設をはかるために早急に改善するよう強く要望する。

部会提出議案第21号

道路改良等に伴う上・下水道管等の布設がえ費用の負担について

東海部会提出

説明担当 岐阜市

道路交通量の増加により、道路の新設・改良工事は近年とみに著しく、これに伴う上・下水道管の移設・補強あるいは撤去の工事はきわめて多く、今後ますます増加の傾向にある。

しかしながら、上・下水道管の布設がえ工事は、従来より道路占用者である水道並びに下水道事業者が負担し、その金額も年々増大し、上・下水道財政上、大きな負担となっている現状である。

道路改良等に伴う上・下水道管の布設が工事は、道路占用の埋設時には全く予想し得なかつたものであり、道路管理者の要請により、水道事業者は余儀なく実施するもので、その費用は、原因者負担の原則に基づき、当然、道路改良工事の主体である道路管理者が負担すべきであり、国は早急にこれが実現をはかられることを強く要望する。

部会提出議案第22号

市営住宅建設用地確保の適正化について

関東部会提出

説明担当 栃木市

建築資材の高騰と地価の上昇は甚だしく、そのため庶民が住宅を入手することは極めて困難を状況になっている今日、市営住宅建設に対する住民の要求は益々高まりつつある。

しかるに市営住宅の建設用地は、市街化区域内に限定されているため、適正な価格でこれを入手することが困難な状態にある。

県・住宅公団或いは地方住宅供給公社等の建設する住宅については、市街化調整区域内でもこれが認められている現況に鑑み、市営住宅用地についても同様、市街化調整区域内でも建設できるようを適切な措置を講ずるよう強く要望する。

部会提出議案第23号

高速自動車道通過市に対する諸政策について

関東部会提出

説明担当 群馬市

高速自動車道はそれが通過する市(含む町村)にどのような利点と欠点をもたらしたか、営業キロ数の延長に重点を置いて過去のあり方は沿線住民に、また市町村に受ける義務だけをしいてきをきらいが歴然としている。また、昭和60年度には実際に営業キロ数が7,000キロになろうとしているとき高速道路が通過する市町村にとっては解決しなければならない政治的課題が山積

している。

例えば、市の行なう施策の中に高速道路に関する諸公害に対処する必要性が生じている。これは新しい行政分野である。

このようを現状にかんがみ、当面、少なくとも次の事項について解決および助成策の実現を強く要望するものである。

記

1. 高速自動車道の敷地のほかすべての関連建築物は固定資産税の課税対象とする。
2. インターチェンジ所在市町村に特別交付金を一
3. 高速自動車道通過市町村に環境整備のための特別交付金を一
4. 救急体制について市町村側の義務除外について
5. 政府をらびに道路公団に対する折衝事項の全国集約をはかる。

部会提出議案第24号

踏切道改良に必要な財源措置について

中国部会提出

説明担当 津山市

踏切事故防止総合対策に基づく踏切道の改良工事は、昭和46年度から昭和50年度までの5年間に完了を要する事業として、目下、各市町村が鋭意取り組んでいるところであるが、これが計画遂行に要する多額の経費は、法的な財源の裏付けがなく、市町村財政にとって大きな負担となっている。

事業の性質と市町村財政の現状にかんがみ、これに対する特別法を創定し、国県等の助成措置を強く要望する。

部会提出議案第25号

雪寒地域特別措置法に基づく事業予算の大幅増額について

北信越部会提出

説明担当 新井市

雪寒指定路線の採択基準は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令によって行われているが、同法第5条に定められている計画は、市町村においては、除雪機械の整備のみにとどめられ、防雪や凍雪害防止の措置がなされていない。

したがって直接住民に接続している市町村道が、この特別措置の恩恵に浴していないのは、法の精神からみて全く不合理であるので、市町村道が特別措置法の恩恵に浴するよう雪寒地域特別措置法に基づく事業予算の大幅増額を要望する。

部会提出議案第26号

日本水難救済会所員の身分補償制度の立法化と運営助成措置の確立について

北海道部会提出

説明担当 苫小牧市

日本水難救済会救難所の行なっている海難救助活動は、その業務の性質上当然國が行なうべきものである。

よって、救難所員の身分補償制度並びに運営助成措置の確立に關し次の事項について、早期実現を図ることを政府に強く要望いたしたい。

記

1. 救難所員の身分を消防団員同様補償すると共に出動手当等支給の方途について立法措置を講ずること。
2. 救難所に対する救命活動用具無償貸与額の増額と運営に要する経費を全額國が助成する措置を講ずること。

農用地土壤汚染対策地域の指定要件の緩和について

北信越部会提出

説明担当 小松市

鉱山等の周辺地域において最近重金属類の土壤汚染の発生が増え、また拡大する傾向にある。

しかるに、農用地の土壤汚染防止等に関する法律（以下「土染法」という）における農用地土壤汚染対策地域の指定は、玄米中カドミウム濃度1 ppm以上がその指定対象であり、配給米としての基準外であるカドミウム濃度0.4 ppm以上1 ppm未満の地域はその対象外となっており、これらの地域はおける土地改良事業等の土壤汚染対策がきわめて困難な状況にあるので、当該地域についても土染法に規定する農用地土壤汚染対策地域として指定するよう要望する。

- 議長（坂上國治君） それではこれより本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長を通して報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（山本武雄君） ご報告申し上げます。
ただ今出席の議員さんは20名でございます。なお、欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございませんので、その他の議員さんにつきましては追っつけを見えになるものと思います。
現在、20名でございます。

開 議

- 議長（坂上國治君） ただ今の報告通り、出席議員20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（坂上國治君） 会議録の署名議員を13番、藤原利一君、15番、上代卯之松君、16番、横田憲治郎君、以上、3名の方にお願いいたします。
なお、議場に出席を求める者の氏名及び本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、よろしくご了承をお願いいたします。
この際、市長のあいさつを許可いたします。

(市長あいさつ)

○ 市長(藤木秀夫君) 本日、ここに昭和49年第2回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には農繁期を控え何かとお忙しいおりにもかかわりませずご出席をいただきまして、ただ今議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

今議会にご提案申し上げます議案は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてほか9件、専決処分承認を求める報告5件、その他報告5件及び監査報告10件でございます。議案の内容につきましては別途、ご説明をさせていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りまして、ご議決ご承認下さいますようお願い申し上げる次第でございます。

なお、終わりに当たり恐縮ではございますが、ただ今永年議員として全国議長会より表彰を受けられました吉川伊与一議員さんには、長年にわたり地方自治進展にご尽瘁賜りましたご労苦に対し深く敬意を表しますとともに、今回の受賞を心からお祝い申し上げ、今後一そろご活躍をお祈り申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつに代えさせていただきます。

○ 議長(坂上國治君) 市長のあいさつが終わりました。

お詫びいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より14日までの5日間と決定いたしないと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日より14日までの5日間と決定いたします。

○ 議長(坂上國治君) それではこれより日程審議に入ります。日程に入る前に理事者に一言、お願いいたします。

4月の機構改革に伴う大異動により課長が20名余り増員となり、そのうえ職名も相当変わっておりますので、速記に支障を来たさないよう、発言の際は、必ず大きな声で議長の許可を得てからはっきり職名、氏名を言ってから発言されるようお願い申し上げます。

それでは日程第1及び第2の「市道路線認定について」は、昨年12月18日、第4回定例会において建設委員会に付託し、休会中審議をお願いしておりましたが、委員会で結論が出ましたので、一括して建設委員長よりご報告をお願いいたします。

(建設委員長報告)

○ 建設委員長(藤原要馬君) 昭和48年12月18日開会の第4回定例市会において上程せられました議案第83号、市道路線認定について(北信太駅前線外43路線)及び議案第84

号、市道路線認定について（和泉台1号線4・6路線）であります。路線数も多く、また地元議員より側溝等の出来ていない不備を個所もあるとの意見もあり、十分調査検討する必要があることから当建設委員会に付託となり、慎重審議いたしました経過並びに結果を取りまとめてご報告申し上げます。

去る2月19日に第1回の委員会を招集いたしまして、全委員出席のもと、関係理事者の出席を求め、まず、現地を見て回ったのであります。不備な点が見受けられ、まだ、公団の責任においてしてもらわなければならぬ点も多々ありましたので、皆さんにお詫びいたしましたところ、正副委員長と地元議員と理事者で後刻公団を呼び、悪い個所を直していくかよう申し入れをするということで、その日は終わりました。

第2回目の委員会を6月3日に招集し、先ほど申し上げました方々と公団と交渉を重ねた結果の報告があり、歩道に側溝がない部分あるいは歩道に必要なおりから水が落ちる部分等については、一部が民有地で一部が公団であり、公衆敷については、公団造成の公園で構造上問題があり、現在、すでに水が落ちないよう措置を講じておりますし、公団からほど了解願いたい旨の申し入れもあり、ただ、上部の方でのり敷はわずかであるが、もともと民有地としての田園であったので、水路の措置をすれば被害を受けることもないので、基本的な構造としてこの程度より出来ないことの確認をしております。

次に、かいしょの問題とか、上伯太線の一部改修の問題なども公団の責任において解決をするという約束も取っておりますし、その他細かな点あるいは引き取りについても協定書を結びまして、工事施工を確認した上で市が引き取るという処置をいたしており、近日中に協定書を取り交す手はずになっている。本会議までに出来るものと思っている旨の報告があり、合わせて地元議員の了解もありましたので、お詫びいたしましたところ、全委員一致で本議案2件について承認することとした次第であります。何とぞ速かに本議案を可決決定せられんことをお願い申し上げ、私の報告を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 委員長の詳細な報告が終わりました。

お詫びいたします。ただ今の委員長報告通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第33号及び第34号を原案通り可決決定いたしました。建設委員の皆さん方には、お忙しいところ長期間ご審議賜りました、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 日程第3より日程第12までは、いずれも監査報告でありますので、

これを一括議題といえます。

され、報告書が多数ありますので、表題のみを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

○ 議長(坂上国治君) 本報告について質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、ご意見ないものと認め、監査報告第10号より第19号までの報告を終わります。

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年3月26日

監査委員 堀田徳治

同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年3月26日

2. 検査の対象 昭和49年2月分の出納状況

3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したと

ころ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

区分	収 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計	5,027,931,364	△422,142 370,206,384	5,397,715,606	6,139,820,228	△601,523 471,007,442
才入才出外現金	314,573,251	58,433,627	373,006,878	292,809,697	58,433,693
特別才入才出外現金	1,602,607,313	172,988,282	1,775,595,595	1,568,638,183	119,176,847
府 税	341,546,964	17,628,494	359,175,458	315,020,708	26,497,732
特別会計	国民健康保険	583,534,133	△183,554 39,540,878	622,891,457	△285,179 71,017,357
	土地区画整理事業	1,036	0	1,036	11,981,004
合 計	7,870,194,061	△605,596 653,797,665	8,528,386,030	8,908,712,383	△386,702 746,133,571
基金	用 品 調 達	9,264,809	621,135	9,885,944	8,946,725
	同 和 更 生 資 金 貸 付	32,712,770	2,404,787	35,117,557	5,508,890
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	71,380,676	0	71,380,676	6,610,333
	合 計	113,858,255	3,025,922	116,884,177	21,065,858
					3,208,082

算 帳 書

昭和49年2月28日現在(単位円)

出 計	收支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引 残高	摘要
		一時貸付金			
6,610,226,147	△1,212,510,541	1,500,000,000 △40,000,000	△52,040,224	195,449,235	
351,243,390	21,763,488			21,763,488	
1,687,815,030	87,780,565			87,780,565	
341,518,440	17,657,018			17,657,018	
651,175,241	△28,283,784		40,000,000	11,716,216	一般会計より
11,981,004	△11,979,968		12,040,224	60,256	"
9,653,959,252	△1,125,573,222	1,460,000,000	0	334,426,778	
9,154,807	731,137			731,137	
8,508,800	26,608,757			26,608,757	
6,610,333	65,270,343			65,270,343	
24,273,940	92,610,237			92,610,237	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 席	定期預金
一般会計	195,449,235	148,824,235		20,000,000
特別会計	国保事業	11,716,216	11,116,216	
	土地地区画業整	60,256	60,256	
基金	用品調達	731,137	49,851	681,286
	同和更生貸付	26,608,757	26,608,757	
	財政調整			
	土地開発	65,270,343	5,270,343	60,000,000
特別才入才出外現金	116,020,678	87,780,565		
才入才出外現金	21,763,488	21,763,488		
府 税	17,657,018	17,657,018		
住宅敷金	49,055,85	571,975		4,333,610
合 計	460,182,713	319,702,704	681,286	84,333,610

管 方 法

昭和49年2月28日現在(単位円)

訳				備 考
農 协	郵 便 局	追 加 信 托	釣 錢	
		証 券	電 話 自 動 払	
	15,000,000	9,825,000	1,000,000 800,000	
			600,000	
28,207,025	33,088			大阪公 137 33,065 大阪24,223 23
28,207,025	15,033,088	9,825,000	2,400,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 稅	2,081,145,000	1,663,518,363	△392,292 101,225,795
国有提供施設等所在市町村助成交付金	11,778,000	14,571,000	
地 方 交 付 税	1,296,343,000	1,208,002,000	177,295,000
分 担 金 及 負 担 金	231,956,000	40,873,468	18,200 431,4324
使 用 料 及 手 数 料	63,103,000	43,448,488	11,650 4,518,535
国 庫 支 出 金	2,327,919,000	604,501,433	42,682,143
府 支 出 金	1,371,586,000	126,925,011	2,693,223
財 産 収 入	247,704,000	246,779,428	4,155
寄 附 金	222,344,000	117,843,437	1,455,000
繰 入 金	70,400,000	70,000,000	0
繰 越 金	394,619,000	395,074,739	0
諸 収 入	731,563,000	382,559,497	36,018,209
市 債	2,004,945,000	47,200,000	0
自動車取得税交付金	70,950,000	43,037,000	0
交通安全対策特別交付金	11,611,000	11,611,000	0
地 方 譲 与 税	25,500,000	11,986,000	0
合 計	11,162,566,000	5,027,931,364	△422,142 370,206,384

調書

昭和49年2月28日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
計	過	不足	
1,764,352,366		316,792,634	84.77
14,571,000	2,793,000		123.71
1,385,297,000	88,954,000		106.86
45,169,592		186,786,408	194.7
47,955,373		15,147,627	75.99
647,183,576		1,679,835,424	27.81
129,618,234		124,196,7766	9.45
246,783,583		920,417	99.62
119,298,437		103,045,563	53.65
70,000,000		400,000	99.43
395,074,739	455,739		100.11
418,577,706		312,985,294	57.21
47,200,000		1,957,745,000	23.5
43,037,000		27,913,000	60.65
11,611,000		0	100.00
11,986,000		13,514,000	47.00
5,397,715,606		5,764,850,394	48.35

歳出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	107,750,000	89,267,770	△5,390 6,940,602
総 務 費	1,054,880,000	728,820,820	△3,2358 48,894,881
民 生 費	2,283,390,000	1,399,331,420	△381,823 95,101,488
衛 生 費	624,031,000	508,682,123	△46117 46,905,567
労 働 費	49,856,000	38,664,825	△72,713 2,662,552
農 林 水 産 業 費	177,110,000	68,149,454	△9,380 2,805,468
商 工 費	79,810,000	64,332,085	3,112,986
土 木 費	3,334,860,000	908,979,130	89,098,433
消 防 費	277,037,000	213,790,239	△45,060 16,742,325
教 育 費	2,513,214,000	1,742,200,942	△8,682 99,365,188
公 債 費	547,241,000	288,088,014	59,376,952
諸 支 出 金	88,900,000	88,852,860	0
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	19,487,000	600,546	0
合 計	111,625,600,000	613,9820,228	△601,523 471,007,442

調書

昭和49年2月28日現在

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
96,202,982	11,547,018	89.28
777,743,343	277,136,657	73.72
1,494,051,085	789,338,015	65.43
555,542,573	68,488,427	89.02
41,254,664	8,601,336	82.74
70,945,542	106,164,458	40.05
67,445,071	12,364,929	84.50
99,807,7563	2336,782,437	29.93
230,487,504	46,549,496	83.19
1,841,557,448	671,656,552	73.27
347,464,966	199,776,034	63.49
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
600,546	18,886,454	3.08
6,610,226,147	4,552,339,853	59.22

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記の通り報告する。

昭和49年3月26日

監査委員 堀田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年3月26日
2. 検査の対象 昭和49年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

表 算 試 高 殘 計 會 次 月 分 月

昭和4.9年2月23日現在

借 高 残	合 計	方 本 月 計	勘 定 科 目	貨 物		高 低 差
				資 產	負 債	
65454793	65464783		土 建	地		
95750469	95750469		機 械	物		
1696052308	1696629308		機 械 及 營 設	物		
183407574	183407574		機 械 及 裝 置	物		
51513535	51513535	444300	量 計	器		
7458753	7458753		車 輛 及 運 搬 器	具		
17446407	17446407		工 具 器 具 及 儀 品	品		
483916403	622470197	4190729	建 設 備 動 廉	定 檢		
560000	560000		水 電 電 記 加 入	權		
41200	41200		利			
210000	210000		現	金		
99376708	1193084780	43023761	普 通 預	金	53548157	1093714072
1023952614		56548157	當 量 預	金	56548157	1023952614
78268231	570040466	39778936	未 收	金	39106292	491772235
55206888	120891091	9266351	貯 藏	金	3161328	75684203
19000	419000		假 托	金	200000	400000
300000	300000		投 資 有 儲	券		
1300000	1300000		借 地	權		
6000000			保 管 有 儲	券		
			短 期 貸 付	金		
			負 債 の 部			
130257558	90738679		未 托	金	9266351	131226780
			未 扎	質 用		
			一 時 借 入	金		
48023780	3715000		前 受	金	2811000	78324800
36405550	2622753	預	預 保 有 儲	券	2524753	48965200
			預 保 有 儲	券		
			預 保 有 儲	券		

		減 値 債 却 引 当 金	207744.914	207744.914
	327000	退職給与引当金	2628.960	17019.60
		資本の部		
		自己資本金	118703235	118703235
	25504260	5.399577	1.458358611	1432854.351
	30000	資本剰余金	579000	7743845.83
		利益剰余金		56317
		費用の部		
	181446.749	14791.21	原水及淨水費	10.179
	60645.526	4076.402	配水及給水費	16.749
	20843.870	20843.870	受託工事費	
	51611.652	51647.894	業務修繕費	3.624.2
	42936.326	42.946.077	減価償却費	9.751
		資産減耗費		
	55202868	55202868	支払利息及企業取扱費	
	1.000.000	1.000.000	支出手	
	54655.033	54776.583	その他の營業費用	121.550
	181.600	181.600	過年度損益修正	
		収益の部		
	620502	513.922	給水収益	39706586
		備償金		479226574
		受託工事収益		21511.650
		その他の營業収益		61832.495
		受取利息		4092.202
	470,000		雜収益	350300
		固定資産売却益		4692.562
		過年度損益修正		4.222.562
		合計		212725335
	3304809.933	6431897.272	合計	6431897272
				3304809.933

2月分予算執行報告書
甲

昭和49年2月28日現在

(収入)

款項	目	予算額	執行額		予算額
			2月累計	月別	
① 水道事業収益		633794000	41459375	570264981	63529019
1. 営業収益		627794000	40399144	561950217	65843783
1. 給水収益		537294000	39186664	478696072	53687928
2. 受託工事収益		27000000	0	21511650	5488350
3. その他の営業収益		63509000	1212480	61832495	1667505
2. 営業外収益		6000000	1060731	3314764	△2314764
1. 受取利息		3000000	710431	4092202	△1092202
2. 雜収益		3000000	350300	4222562	△1222562

① 資本的收入	3 59,500,000	579,000	2 93,395,200	6 610 4,800
1. 企業債	1 75,000,000	0	1 12,000,000	6 3,000,000
1. 企業債	1 75,000,000	0	1 12,000,000	6 3,000,000
2. 負擔金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他會計負擔金	4,500,000	0	0	4,500,000
3. 工事負擔金	1,600,000,000	579,000	1 81,395,200	△1,395,200
1. 工事負擔金	1,800,000,000	579,000	1 81,395,200	△1,395,200
收入合計	9 93,294,000	4 2,038,875	8 63,660,181	1 29,633,819

月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和49年2月28日現在
(支出)

款項項目	予算額	執行額		予算額
		2月	累計	
① 水道事業費用	631,742,000	38,125,320	46,834,204	163,399,976
1. 廉潔費用	534,521,900	27,650,636	41,213,915	122,481,844
1. 原水及淨水費	214,570,000	14,779,121	13,144,674	33,110,251
2. 配水及給水費	70,181,000	4,076,402	6,064,552	9,535,474
3. 受託工事費	27,000,000	0	26,843,370	6,156,130
4. 事業務	60,393,000	4,996,909	5,161,165	8,776,348
5. 繼係費	4,829,3,000	2,737,139	4,293,632	6,674
6. 減価償却費	54,142,000	0	0	54,142,000
7. 資產減耗費	6,000	0	0	6,000
8. その他の営業費用	60,000,000	1,061,115	5,465,503	5,344,967
2. 営業外費用	97,021,000	10,474,634	56,202,868	40,818,132
1. 支払利息及 企業債取扱費	96,921,000	10,474,634	55,202,868	40,818,132
2. 稽	1,000,000	0	1,000,000	0

3. 予 備 費	1 0 0 0 0 0	0	0	1 0 0 0 0 0
1. 予 備 費	1 0 0 0 0 0	0	0	1 0 0 0 0 0
① 資 本 的 支 出	4 9 0 5 9 5 8 0 4	1 0 0 3 4 6 0 6	4 1 6 1 6 1 6 5 0	7 4 4 3 4 1 5 4
1. 建 設 改 良 費	4 5 1 3 7 0 8 0 4	4 6 3 5 0 2 9	3 9 0 6 5 7 3 9 0	6 1 2 1 3 4 1 4
1. 事 務 費	9 4 0 0 0 0 0	6 1 1 5 4 0	6 0 2 3 6 0 1	1 3 7 6 3 9 9
2. 張 工 事 務 費	2 8 4 6 7 0 8 0 4	0	2 5 2 8 4 2 0 0 0	3 1 8 2 8 8 0 4
3. 改 良 工 事 勿 費	1 1 5 0 0 0 0 0 0	3 6 7 9 1 8 0	9 1 1 3 7 5 2 9	2 3 8 6 2 4 7 1
4. 配水管整備事業費	3 2 4 0 0 0 0 0	0	2 6 5 7 2 0 0 0	5 8 2 8 0 0 0
5. 営 業 設 備 費	1 0 4 0 0 0 0 0	4 4 4 3 0 0	1 2 0 8 2 2 6 0	1 6 8 2 2 6 0
2. 企 業 債 債 還 金	3 8 7 2 5 0 0 0	5 3 9 9 5 7 7	2 5 5 0 4 2 6 0	1 3 2 2 0 7 4 0
1. 企 業 債 債 還 金	3 8 7 2 5 0 0 0	5 3 9 9 5 7 7	2 5 5 0 4 2 6 0	1 3 2 2 0 7 4 0
支 出 合 計	1 1 2 2 3 3 7 8 0 4	4 8 1 5 9 9 2 6	8 8 4 5 0 3 6 7 4	2 3 7 8 3 4 1 3 0

和泉市水道事業損益計算書(2月分)

(昭和49年2月1日から昭和49年2月28日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益 39,186,664円

(2) その他 の 営業収益 1,212,480円 40,399,144円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費 14,779,121円

(2) 配水及給水費 4,076,402円

(3) 業務費 4,996,909円

(4) 総係費 2,737,139円

(5) その他 の 営業費用 1,961,115円 27,650,686円

営業利益

12,748,458円

3. 営業外収益

(1) 受取利息 710,431円

(2) 雑収益 350,300円 1,060,731円

当月分総利益

13,809,189円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費 10,474,634円 1,947,4634円

当月分純利益

3,334,555円

資 金 予 算 表

昭和49年3月10日

料 目	月 次	2月執行済額	3月予定額	4月予定額	5月予定額
前 月 繰 越 金		113,195,104	千円 9,958.1	千円 0	千円 16,252
收	營 業 収 益	38,273,700	68,000	0	38,000
	營 業 外 収 益	1,960,731	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	97,360	6,166	70,000	25,000
	企 業 債	0	175,000	0	0
	工 事 負 担 金	579,000	10,000	12,000	10,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	0	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	2,052	0
	前 受 金	2,811,000	500	500	500
支	投 資 有 億 証 券 債 還	200,000	0	0	0
	計	43,022,291	260,366	85,252	74,200
	營 業 費 用	24,933,158	50,000	50,000	50,000
	營 業 外 費 用	10,474,624	36,346	0	52
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	4,190,729	69,000	12,000	14,000
	府 藏 品	9,078,879	34,329	6,000	7,520
	企 業 債 債 還 金	5,399,577	13,220	0	791
	一 時 借 入 金 返 還	0	154,000	0	0
出	預 り 金 返 還	98,000	500	500	500
	前 受 金	2,371,710	500	500	500
	計	56,546,687	357,895	69,000	73,363
收 支 差 引 額		99,580,708	- 2,052	16,252	17,089

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法第2・3・5条の2第1項の規定により、昭和49年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年3月26日

監査委員 堀田徳治

同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年3月26日

2. 検査の対象 昭和49年2月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

2月分月次合計残高計算表

昭和49年2月23日現在

和泉市立病院事業会計

借 高	借 合 計		勘 定 科 目		貸 合 計		残 高
	累 計	当 月	資 産 の 部	負 債 の 部	当 月	累 計	
885,662.10	88,566.210		資 産 の 部				
240,415.659	240,415.659		土 地				
2,848,487	2,848,487		建 物				
1,240,000	1,240,000		機 械 及 其 他 物				
2,227,275	2,227,275	558,800	車 輛				
1,381,24	1,381,24	558,800	機 械 及 其 他 物				
1,307,944	1,307,944	有 価 證 券					
		投 資					
		演 価	却 引	当 金		13,345.836	13,345.836
31,051.253	1,976,926.173	75,793.363	普 通 預 金	464,793.51	1,045,874.929		
61,229,243	311,876.804	31,976.318	未 收 金	26,065.695	250,647.361		
5,792,407	15,694,670.6	1,297,164.0	貯 藏 品	12,964.005	15,115,429.9		
1,590,691	3,550,904		前 期 預 金	5,160.70	19,602.13		
3,100,000	4,100,000		定 期 預 金		10,000.00		
22,640,052	75,729,710		過 年 度 未 收 金	24,359	53,989,658		
		負 債 の 部					
	430,000.000		一 時 借 入 金	40,000,000	852,000,000	422,000,000	
	98,909,330	113,675,610	未 払 金	12,971,640	15,131,232.5	52,402,995	
		仮 受 金					
	48,074,096	3,115,168	預 り 金	3,784,409	50,801,632	2,727,536	
	21,780,000	18,300,0	予 納 金	19,600,00	30,370,000	85,900,00	
	924,102		固 定 負 債		22,794,515	21,870,413	
	52,171,375		過 年 度 未 払 金		52,230,415	109,040	

預り共済基金			3,100,000	3,100,000
資本の部				
自己資本金			1,363,333.71	1,363,333.71
借入資本金			2,026,024.00	1,986,464.88
繰越損金				
収益の部				
入院収益			2,049,456	1,854,026.97
外來収益			15,693.16	17,471,361.5
その他医業収益			11,055.38	1,251,974.5
受取利息配当金			41,483.9	11,056.27
他会計補助金				45,719.075
患者外給食収益			21,176.0	2,403.930
その他医業外収益			5,987.2	7,873.76
費用の部				
311,185.675	311,185.675	200,58,638	給与費	
1,598,622.18	1,598,622.18	14,30,087.5	材料費	
4,475,044.0	4,475,044.0	4,976,185	経理費	
			減価償却費	
			資産減耗費	
4,252,335	4,252,335	565,960	研究修繕費	
28,158,213	28,158,213	1,643,115	支払利息及び企業譲取権償却費	
40,165.84	40,165.84	379,345	患者外給食材料費	
7,022.20	7,022.20		建設販売動定期	
1,274,051.744	3,413,991.010	1,809,12,310	合計	1,809,12,310 3,413,991.010 1,274,051.744

2月分子算執行報告書

昭和49年2月28日現在

和泉市立病院事業会計

款項	項目	予算額	執行額		予算残額
			2月	累計	
病院事業収益		407,714,000	37,910,781	422,657,065	△14,943,065
1. 医業収益		357,425,000	37,214,310	372,636,057	△15,211,057
口外収益		179,880,000	20,499,456	185,402,697	△5,514,697
口外来収益		165,350,000	15,609,316	174,713,615	△9,363,615
ハその他医業収益		121,870,000	11,055,38	12,519,745	△3,327,45
2. 医業外収益		50,239,000	6,96,471	50,021,008	26,79,92
イ受取利息配当金		900,000	41,483,9	1,105,627	△2,056,27
口他会計補助金		45,720,000		45,719,075	925
ハ患者外給食収益		3,206,000	211,760	2,408,930	797,070
二その他医業外収益		463,000	69,872	787,376	△324,376
病院事業費用		620,545,000	41,924,218	55,225,465	68,319,535
1. 医業費用		575,011,000	39,901,753	520,050,668	54,960,332
イ給与費		352,128,000	20,058,838	311,135,675	40,942,325
口材料費		159,958,000	14,300,875	159,862,218	95,782
合計		53,803,000	4,976,185	44,750,440	9,052,560

二減價費	4.412.000		4.412.000
木資產減耗費	1.000		1.000
人研究研修費	4.709.000	5.65.860	4.252.335
2.企業外賃費用	45.234.000	2.022.460	3.217.4797
4支払利息及諸費	4.0243.000	1.643.115	2.815.8213
4企業償取報費			12.084.787
口患者外給食材料費	4.991.000	3.79.345	4.016.584
			9.74.416
3.予備費	3.000.000		3.000.000
資本的收入			
他金計出資金	22.189.000		22.189.000
資本的支出	22.189.000	1.265.990	1.164.0964
1.建築設改良費	12.000.000	558.800	6.058.730
4建設計費	4.000.000		3.546.400
口機械備品購入費	8.000.000	558.800	2.512.330
2.企業償償還金	3.956.000	707.190	3.955.912
3.看護婦宿舍割賦金	1.233.000		924.102
4.病院建設調査費	5.000.000		702.220
			4.297.780

2月度月次損益計算書

昭和49年2月23日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	
		月	計
1. 医業収益			
外来	20,499,456	1,854,026,97	
その他	15,609,316	17,471,361,5	
計	1,195,538	12,519,745	
	37,214,310	37,263,605,7	
2. 医業費用			
給料	2,005,883,8	311,185,675	
経費	14,300,375	15,986,221,8	
償還	4,976,135	4,750,440	
研究	565,860	4,252,335	
	39,901,758	52,005,066,8	
	△2,687,448	△147,414,611	

3. 医業外収益	受取利息	会計補助金	414,839					
	患者外給食収益		211,760					
	その他の医業外収益		69,872					
	計			696,471				
								50,021,008
4. 医業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費		1,643,115					
	患者外給食材料費		379,345					
	雉損失							
	計			2,022,460				
					△4,313,437			
	当月分純利益							
	当月迄の純利益							△129,568,400
上記当月分収益中	健保未収金						31,978,318円	
上記当月分費用中	未払金						1,297,164円	

表
算
予
金
資

昭和 4 年 2 月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	2 月 の 執 行 溝 額	3 月 予 定	4 月 予 定
企 収	事 業 収 益	31,812,957 円	33,000,000 円	33,000,000 円
	固定資産売却代金			
	企 業 債			
過 年 度 未 収 金				
一 時 借 入 金	4,000,000	3,86,000,000		
預 り 金	3,734,409	4,000,000	3,900,000	
他 会 計 繼 入 金				
前 払 金 戻 入				
期 間 外 収 益		2,000,000		
予 納 金	19,600	20,000	20,000	
仮 受 金				
合 計	75,793,366	43,720,000	37,100,000	

事 業 費 用		2 8,2 3 4,5 8 3	3 5,0 0 0,0 0 0	2 5,0 0 0,0 0 0
建 設 改 良 費		5 5 3,8 0 0	5,0 0 0,0 0 0	
企 業 債 債 還 金		7 0 7,1 9 0	3 0 9,0 0 0	
貯 藏 品 購 入 費		1 3,6 7 5,6 1 0	1 4,0 0 0,0 0 0	
過 年 度 未 払 金				2 5,0 0 0,0 0 0
一 時 借 入 金 返 還 付			3 8 2,0 0,0 0 0	
預 り 金 還 付		3,1 1 5,1 6 8	3,7 0 0,0 0 0	4,0 0 0,0 0 0
前 期 予 納 金 払 金				
間 外 費 用				
予 納 金 還 付		1 8 3,0 0 0	2 0 0,0 0 0	2 0 0,0 0 0
仮 受 金 還 付				
合 計		4 6,4 7 9,3 5 1	4 4 0,2 0 9,0 0 0	5 4,2 0 0,0 0 0
收 支 差 引		2 9,3 1 4,0 1 5	△ 3,0 0 9,0 0 0	△ 1 7,1 0 0,0 0 0
前 年 度 又 は 前 月 より 繰 越		1,7 3 7,2 3 8	3 1,0 5 1,2 5 3	2 8,0 4 2,2 5 3
翌 年 度 又 は 翌 月 より 繰 越		3 1,0 5 1,2 5 3	2 8,0 4 2,2 5 3	1 0 9 4 2,2 5 3

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年4月30日

監査委員　堀田徳治

同　柏　音三郎

記

1. 検査実施日　昭和49年4月30日

2. 検査の対象　昭和49年3月分の出納状況

3. 検査の結果

3月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

区分	収 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計	5,397,715,606	△111,242,71 1,231,713,267	6,618,304,602	6,610,226,147	△2,242,057 1,055,618,108
才入才出外現金	373,006,878	85,448,431	458,455,309	351,243,390	36,456,507
特別才入才出外現金	1,775,595,595	290,632,420	2,066,228,015	1,587,315,030	334,811,509
府 税	359,175,458	44,824,749	404,000,207	341,518,440	17,652,644
特別会計	国民健康保険	622,891,457	△195,796 146,247,986	768,942,747	651,175,241
	土地区画整理事業	1,036	0	1,036	11,931,004
					0
合 计	8,528,386,030	△11,320,967 1,798,865,953	10,315,931,916	9,653,959,252	△3,363,201 1,525,878,758
基金	用品調達	9,585,944	1,136,126	11,022,070	9,154,807
	同和更生資金貸付	35,117,557	854,172	35,971,729	8,506,800
	財政調整				1,600,000
	土地開発	71,380,676	0	71,380,676	6,610,333
					0
合 计	116,354,177	1,990,298	118,874,475	24,273,940	2,561,970

算　　書

昭和49年3月30日現在(単位円)

出	收支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
計		一時貸付金			
7,673,002,198	△1,054,697,596	1,669,000,000 △250,000,000	△12,040,224	343,262,180	
38,769,897	70,755,412			70,755,412	
2,022,626,539	43,601,476			43,601,476	
359,171,084	44,829,123			44,829,123	
721,994,087	46,943,660	100,000,000		146,948,660	
11,981,004	△11,979,908		12,040,224	60,256,	
11,176,474,809	860,542,893	1,510,000,000	0	649,457,107	
10,116,777	905,293			905,293	
10,103,800	25,862,929			25,862,929	
6,610,333	65,270,343			65,270,343	
26,835,910	92,038,565			92,038,565	

現金の保

区分		現在高	内		
			普通預金	当座	定期預金
一般会計		343,262,180	244,813,335		20,000,000
特別会計	国保事業	146,948,660	146,348,660		
	土地地区画整理事業	60,256	60,256		
基金	用品調達	905,293	49,851	855,442	
	同和更生貸付	25,862,929	25,862,929		
	財政調整				
	土地開発	65,270,343	5,270,343		60,000,000
	特別才入才出外現金	82,472,558	43,601,476		
	才入才出外現金	70,755,412	70,755,412		
	府税	44,829,123	44,829,123		
	住宅敷金	4,904,658	571,048		4,333,610
	合計	785,271,412	582,162,433	855,442	84,333,610

管 方 法

昭和49年3月30日現在(単位円)

農 协	郵 便 局	訳		備 考
		追加 信託 証 券	釣 錢 電話自動払	
	15,000,000	9,825,000	1,000,000 800,000 51,323,845	
			600,000	
37,526,423	1,344,659			大阪公 137,1,344,131 大阪 24,223 528
37,526,423	16,344,659	9,825,000	542,23,845	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 稅	2,120,374,000	1,764,352,366	△10,363,304 274,911,276
國有提供施設等所在市町村助成交付金	11,778,000	14,571,000	0
地 方 交 付 稅	1,516,236,000	1,385,297,000	130,939,000
分 担 金 及 負 担 金	227,932,000	45,169,592	6,819,120
使 用 料 及 手 数 料	62,248,000	47,955,373	△20,700 5,276,237
国 府 支 出 金	2,168,193,000	647,183,576	510,175,444
府 支 出 金	1,472,398,000	129,618,234	50,492,632
財 産 収 入	256,098,000	246,783,583	記△32,650 △70,080 10,110
寄 附 金	222,305,000	119,298,437	350,000
繰 入 金	70,400,000	70,000,000	0
繰 越 金	394,619,000	395,074,739	0
詣 収 入	734,222,000	418,577,706	記△32,650 △670,267 50,019,448
市 債	1,819,372,000	47,200,000	186,728,000
自動車取得税交付金	70,950,000	43,037,000	16,001,000
交通安全対策特別交付金	11,611,000	11,611,000	
地 方 議 与 税	25,500,000	11,986,000	
合 计	11,184,736,000	539,771,5696	△11,124,271 123,1713,267

調書

昭和49年3月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
計 2,028,900,338		919,736,662	95.66
14,571,000	2,793,000		123.71
15,162,360,000		0	100.00
51,938,712		175,943,288	22.80
53,210,910		9,037,090	85.48
115,735,9,020		1,010,833,980	53.37
180,110,866		1,292,287,134	12.23
246,756,343		9,341,657	96.35
119,648,437		102,656,563	53.82
70,000,000		400,000	99.43
395,074,739	455,739		100.11
467,885,237		266,336,763	63.72
233,928,000		1,585,444,000	12.85
59,038,000		11,912,000	83.21
11,611,000		0	100.00
11,986,000		13,514,000	47.00
6,618,304,602		456,643,1398	59.17

歳出

科 目	予 算 額	支 出 溝	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	103,837,000	96,202,982	△38,169 83,546,411
総 務 費	1,074,519,000	777,743,343	△87,204 1,022,427,555
民 生 費	2,366,641,000	1,494,051,085	△235,130 3,432,333,609
衛 生 費	777,869,000	555,542,573	△81,607 99,228,230
労 働 費	50,163,000	41,254,664	△103,985 43,188,722
農 林 水 産 業 費	174,449,000	70,945,542	13,398,900
商 工 費	75,702,000	67,445,071	2,665,064
土 木 費	3,372,700,000	998,077,563	△36,610 1,524,39,111
消 防 費	281,138,000	230,487,504	△23,200 28,397,745
教 育 費	2,195,140,000	1,841,557,448	△2,237,061 1,345,35,217
公 債 費	547,241,000	347,464,966	176,163,943
諸 支 出 金	130,351,000	88,852,860	
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	24,486,000	600,546	40,021
合 計	11,184,736,000	6,610,226,147	△2,842,057 1,065,618,108

調 告 書

昭和49年3月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
- 104,519,463	43,175,37	96.03
879,398,894	194,620,106	81.88
1,837,649,554	528,991,436	77.64
654,689,196	123,179,804	84.16
45,470,451	4,692,549	90.64
843,444,42	90,104,558	48.34
70,110,135	5,591,865	92.61
1,150,480,064	2,222,219,936	34.11
258,862,049	22,275,951	92.07
1,973,855,604	221,284,396	89.91
523,528,909	23,612,091	95.68
88,852,860	41,998,140	67.90
0	5,000,000	
640,567	23,845,433	2.61
7,673,002,198	3,551,738,802	68.60

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年4月30日

監査委員 魏田徳治

同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年4月30日
2. 検査の対象 昭和49年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳

簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、3月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

3月分月次合計残高試算表

昭和49年3月31日現在

残高	借方	合計	本月計	融定期科目	資本		
					本	月	計
65464783		65464783		資土			
95750469		95750469		建物			
1,696,052,308	1,696,629,308			機械及装置			577,000
183,407,574	183,407,574			量水器			
517,483,90	51,958,435	444,900		車輛及運搬器具			
745,8753	7,458,753			工具器具及備品			
174,464,07	17,446,407			建設飯効定			
549,157,029	687,710,823	65,240,626		水利工程	50,000		13,855,3794
51,0000	56,0000			電話加入権			50,000
41,200	41,200			現金			
21,0000	21,0000			預金			
52,237,776	130,326,6880	110,182,100		普通預金	157,315,032		125,102,9104
	117,9267,546	15,531,5032		普通預金	155,315,032		11,792,67,646
58,310,546	60,673,8461	36,697,996	未收	貯金	56,655,680		54,842,7915
47,625,063	133,051,206	2,160,115	貯藏品	貯金	9,741,940		85,426,143
1,9000	41,9000		仮払金				
24,0000	300,0000		投資有価証券				40,0000
1,300,000	1,300,000		借入地權		60,000		60,000
	60,000,000		保管有価証券				
			短期賃貸付金				60,000,000
			負債の部				
	13,322,1450	2,963,592	未払金		157,23,393	146,950,173	13,728,723
			未払賃用				
			一時借入金				154,000,000
	154,000,000	154,000,000					
	49,898,070	1,674,290	前受金				30,189,800
	50,872,690	1,446,7140	預り担保有価証券		3,107,140	52,072,340	11,99,650
						1,300,000	1,300,000

	44,650	44,650	減価償却引当金	55,120,729	26,286,5643	26,282,0993
	927,000		退職引当金	3,000,000	5,628,960	4,701,960
			資本の部			
			自己資本金	1,187,032,35	1,187,032,35	
3,8,724,254	13,219,994	借入资本	1,750,000,00	1,633,358,611	1,594,634,57	
30,000		資本剰余金	4,500,000	7,788,84,583	7,788,854,583	
		利益剰余金		5,631,7	5,631,7	
		費用の部				
		原水及淨水費		10,179		
2,002,506,48	20,026,032,7	配水及給水費		1,674,9		
6,8,309,243	68,325,992	配水及給水費				
2,0,843,870	20,843,870	受託工事費				
5,743,2,229	57,468,471	業務費				
50,051,718	50,065,677	係員賃				
5,523,0,729	55,230,729	減価償却費				
2,203	2,203	2,203	雇用減耗費			
9,489,5,155	94,895,155	支払利息及企業債取扱費				
1,000,000	1,000,000	雜支	出			
6,244,4,213	62,565,763	その他 の 営業費用		1,215,50		
2,63,690	26,3,690	82,090	過年度損益修正			
		収益の部				
		給水賃	益	3,663,5,775	51,586,2,349	51,498,8,727
		受託工事費	益		21,511,650	21,511,650
		その他の営業収益		1,379,5,690	7,562,81,85	7,5,628,185
		受取利息	益	8,270,02	4,919,204	4,919,204
		雜収益	益	14,11,20	4,833,6,82	4,363,6,82
		固定資産売却益				
		過年度損益修正				
		他会計補助金	合計	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3,437,702,996	71,309,65,108	69,906,7,836	合計	69,906,7,836	71,309,65,108	3,437,702,996

3月分予算執行報告書甲

昭和49年3月31日現在

(収入)

款項	項目	予算額	執行額			予算額	残額
			3月	累計	3月		
① 水道事業収益		6,274,000	6,114,646.7	6,314,114.48		△4,011,448	
1. 営業収益		6,093,000	5,017,834.5	6,121,285.62		△2,828,562	
1. 給水収益		5,140,000	3,632,265.5	5,149,887.27		△983,727	
2. 意託工事収益		2,150,000	0	2,151,165.0		△11,650	
3. その他 の 営業収益		73,800	1,379,569.0	75,628,185		△1,828,185	
2. 営業外収益		18,100	10,968,122	11,928,288.6		1,182,886	
1. 受取利息		4,100	827,002	4,919,204		△8,192,04	
2. 捐収益		4,000	1,411,20	4,363,582		△363,682	
3. 他会計補助金		1,000	1,000,000	1,000,000		0	

① 資本の収入	4,77,500,300	1,79,500,000	4,72,895,200	4,604,800
1. 企業債	2,91,000,000	1,75,000,000	2,87,000,000	4,000,000
1. 企業債	2,91,000,000	1,75,000,000	2,87,000,000	4,000,000
2. 負担金	4,50,000,000	4,50,000,000	4,50,000,000	0
1. 他会計負担金	4,50,000,000	4,50,000,000	4,50,000,000	0
3. 工事負担金	1,82,000,000	0	1,81,395,200	604,800
1. 工事負担金	1,82,000,000	0	1,81,395,200	604,800
収入合計	1,104,900,000	240,646,467	1,104,306,648	59,335,2

3月分予算執行報告書乙
 (支出)
 昭和49年3月31日現在

款項項目	予算額	執行額		予算額	残額
		3月	累計		
① 水道事業費用	625,242,000	142,117,934	610,460,008	1,578,1,992	
1. 営業費用	529,121,000	102,425,697	514,564,853	14,56,147	
1. 原水及淨水費	210,336,000	13,803,899	20,025,0648	10,085,352	
2. 配水及給水費	71,860,000	7,663,717	68,309,243	3,550,757	
3. 受託工事費	21,500,000	0	20,843,870	656,130	
4. 業務費	57,843,000	5,820,577	57,432,229	410,771	
5. 総係費	50,380,000	7,115,392	50,051,716	328,282	
6. 減価償却費	54,142,000	5,523,0729	55,230,729	△1,088,729	
7. 資産減耗費	60,000	2,203	2,203	57,797	
8. その他の営業費	63,000,000	7,789,130	62,444,213	555,787	
2. 営業外費用	97,021,000	39,692,287	95,895,155	1,125,845	
1. 支払利息及賃取扱費	96,021,000	39,692,287	94,895,155	1,125,845	
2. 雜支出	1,000,000	0	1,000,000	0	

3. 予 備 質	1 0 0 , 0 0 0	0	0	1 0 0 , 0 0 0
1. 予 備 質	1 , 0 0 , 0 0 0	0	0	1 , 0 0 , 0 0 0
① 資 本 的 支 出	5 0 4 , 5 9 5 , 6 0 4	7 8 , 7 4 0 , 0 7 5	4 9 4 , 9 0 1 , 7 2 5	9 , 6 9 4 , 0 7 9
1. 建 設 改 良 質	4 6 5 , 3 7 0 , 8 0 4	6 5 , 5 2 0 , 0 8 1	4 5 6 , 1 7 7 , 4 7 1	9 , 6 9 3 , 3 3 3
1. 事 務 質	9 , 1 5 5 , 2 5 2	7 1 2 , 9 6 3	8 , 7 3 6 , 6 4	4 1 8 , 6 3 8
2. 拆 張 工 事 質	2 8 4 , 9 1 5 , 5 5 2	2 9 , 3 8 1 , 0 0 0	2 6 2 , 2 2 3 , 0 0 0	2 , 6 9 2 , 5 5 2
3. 改 良 工 事 質	1 2 6 , 3 5 0 , 0 0 0	3 5 , 1 4 6 , 6 6 3	1 2 6 , 2 8 4 , 1 9 2	6 5 , 8 0 8
4. 配水管整備事業質	3 2 , 4 0 0 , 0 0 0	0	2 6 , 5 7 2 , 0 0 0	5 , 8 2 8 , 0 0 0
5. 営 業 設 備 質	1 3 , 0 5 0 , 0 0 0	2 7 9 , 4 5 5	1 2 , 3 6 1 , 7 1 5	6 8 , 8 , 2 3 5
2. 企 業 債 債 還 金	3 8 , 7 2 5 , 0 0 0	1 3 , 2 1 9 , 9 9 4	3 3 , 7 2 4 , 2 5 4	7 4 6
1. 企 業 債 債 還 金	3 8 , 7 2 5 , 0 0 0	1 3 , 2 1 9 , 9 9 4	3 3 , 7 2 4 , 2 5 4	7 4 6
支 出 合 計	1 , 1 3 0 , 8 3 7 , 3 0 4	2 2 0 , 8 5 8 , 0 5 9	1 , 1 0 5 , 3 6 1 , 7 3 3	2 , 5 4 7 6 , 0 7 1

和泉市水道事業損益計算書(3月分)
(昭和49年3月1日から昭和49年3月31日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	36,382,655円
(2) その他の営業収益	<u>13,795,690円</u>
	50,178,345円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	18,803,899円
(2) 配水及給水費	7,663,717円
(3) 業務費	5,820,577円
(4) 総係費	7,115,394円
(5) 減価償却費	55,230,729円
(6) 資産減耗費	2,203円
(7) その他の営業費用	<u>7,789,180円</u>
	102,425,699円

営業損失	52247,354円
------	------------

3. 営業外収益

(1) 受取利息	827,002円
(2) 雑収益	1,411,20円
(3) 他会計補助金	<u>10,000,000円</u>
	10,968,122円

当月分総損失	<u>41,279,232円</u>
--------	--------------------

4. 営業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費	<u>39,692,287円</u>
	39,692,287円

当月分純損失	<u>30,971,519円</u>
--------	--------------------

資 金 預 算 表

昭 和 年 月 日

科 目	月 次	3月執行済額	4月予定額	5月予定額	6月予定額
前 月 緑 越 金		円 99,580,708	千円 0	千円 18,769	千円 14,565
收	營 業 収 益	69,797,940	10,000	45,000	62,000
	營 業 外 収 益	10,968,122	200	200	200
	前 年 度 末 収 金	8,820	40,000	15,000	3,000
	企 業 債	21,000,000	0	0	0
	工 事 負 担 金	4,500,000	0	0	0
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	0	500	500	500
	前 年 度 緑 越 金	0	5,244.8	0	0
	前 受 金	1,865,000	500	500	500
	交 際 費 用 入 れ	4,208	0	0	0
計		108,144,090	103,648	61,200	66,200
支	營 業 費 用	30,528,779	50,000	50,000	50,000
	營 業 外 費 用	39,692,287	0	52	0
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	13,729	0	0
	建 設 改 良 費	55,885,260	10,000	7,000	7,000
	貯 藏 品	2,963,592	10,150	6,461	6,075
	企 業 債 債 還 金	13,219,994	0	791	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	0	0
	預 り 金 返 還	11,360,000	500	500	500
出	前 受 金	1,527,110	500	500	500
	計	155,277,022	84,879	65,304	64,075
收 支 差 引 額		52,447,776	13,769	14,665	16,790

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年5月29日

監査委員 堀田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年5月29日

2. 検査の対象 昭和48年度4月分の出納状況

3. 検査の結果

4月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

収支計

区分		収入			支	
		前月末累計	本月分	計	前月末累計	本月分
一般会計		6,618,304,602	△8,349,810 841,016,505	7,450,971,297	7,673,002,198	△19,000,243 929,709,674
才入才出外現金		458,455,309	150,839,807	609,295,116	387,699,897	76,240,692
特別才入才出外現金		2,066,228,015	158,264,309	2,224,492,324	2,022,626,539	122,957,023
府税		404,000,207	12,465,769	416,465,976	359,171,084	44829,603
特別会計	国民健康保険	768,942,747	90,534,415	859,477,162	721,994,037	△1,265,778 81,957,738
	土地区画整理事業	1,033	890	1,926	11,981,004	0
合計		10,315,931,916	△8,349,810 1,253,121,695	11,560,703,301	11,176,478,809	△20,266,021 1,255,594,730
基金	用品調達					
	同和更生資金貸付	35,971,729	0	35,971,729	10,103,800	300,000
	財政調整					
	土地開発	71,830,676	0	71,830,676	6,610,333	0
	合計	107,832,405	0	107,832,405	16,719,133	300,000

算　　書

昭和49年4月30日現在(単位円)

48

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引 残高	摘要
		一時貸付金			
8,583,711,629	△1,132,740,332	1,630,000,000 △250,000,000	△12,040,224	235,219,444	
463,940,589	145,354,527			145,354,527	
2,145,583,562	78,908,762			78,908,762	
404,000,687	12,465,289			12,465,289	
802,636,047	56,791,115	100,000,000 概算繰越 △5,000,000		151,791,115	
11,981,004	△11,979,073		12,040,224	61,146	
12,411,903,518	△851,199,717	△5,000,000 1,480,000,000		623,800,283	
10,408,300	25,562,929			25,562,929	
6,610,333	65,270,343			65,270,343	
17,919,133	90,833,272			90,833,272	

現 金 の 保

区 分		現 在 高	内		
			普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計		23,521,9,444	137,770,599		20,000,000
特 别 会 計	国 保 事 業	151,791,115	151,191,115		
	土 地 区 画 整 理 事 業	61,146	61,146		
基 金	用 品 調 達				
	同 和 更 生 資 金 貸 付	25,562,929	25,562,929		
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	65,270,343	5,270,343		60,000,000
特別才入才出外現金		136,135,929	78,908,762		
才入才出外現金		145,354,527	145,354,527		
府 税		12,465,289	12,465,289		
住 宅 敷 金		4,899,258	565,648		4,333,610
合 計		776,759,980	557,150,358		84,333,610

管 方 法

昭和49年4月30日現在(単位円)

48

農 協	郵 便 局	訳		備 考
		追加信託 証 券	鈞 錢 電話自動払	
	1,5,000,000	9,825,000	800,000 51,823,845	
			600,000	
46,621,298	10,605,869			大阪公137-10,604,991 大阪24,223 878
46,621,298	25,605,869	9,825,000	53,223,845	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 漈	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	2,120,874,000	2,028,900,338	△1,769,694 65,975,823
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	11,778,000	14,571,000	
地 方 交 付 稅	1,516,236,000	1,516,236,000	
分 担 金 及 負 担 金	227,932,000	51,988,712	△15,700 83,812
使 用 料 及 手 数 料	62,248,000	53,210,910	記△15,800 △2100 1,209,200
国 府 支 出 金	2,168,193,000	1,157,359,020	457,743,806
府 支 出 金	1,472,398,000	1,801,110,866	17,103,731
財 産 収 入	256,098,000	246,756,343	8,559,748
寄 附 金	222,305,000	119,648,437	
繰 入 金	70,400,000	70,000,000	
繰 越 金	394,619,000	395,074,739	
譲 収 入	734,222,000	467,885,237	△65,623,16 記 15,800 101,154,385
市 債	1,819,372,000	2,339,928,000	18,151,800
自動車取得税交付金	70,950,000	59,038,000	0
交通安全対策特別交付金	11,611,000	11,611,000	
地 方 議 与 税	25,500,000	11,986,000	7,668,000
合 計	11,184,736,000	6,618,304,602	△834,9810 841,016,505

調 善

昭和49年4月30日現在

48

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
2,093,106,467		27,767,533	98.69
1,457,1000	2,793,000		123.71
1,516,236,000		0	100.00
5,205,6824		175,875,176	22.83
5,440,2210		7,845,790	87.39
1,615,102,826		553,090,174	74.49
1,972,145,97		1,275,123,403	13.39
2,553,16,091		781,909	99.69
119,648,437		102,656,563	55.382
70,000,000		400,000	99.43
3,950,74,739	455,739		100.11
5,624,93,106		171,728,894	76.61
4,154,446,000		1,403,926,000	22.83
5,903,8,000		11,912,000	83.21
11,611,000		0	100.00
19,654,000		5,846,000	77.07
7,450,971,297		3,733,764,703	66.61

歲出

料 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	108,837,000	104,519,463	141,0255
總 務 費	107,451,900	879,898,894	△1,2590 39,326,245
民 生 費	2,366,641,900	1,837,649,564	△7,865,636 123,039,552
衛 生 費	777,869,000	654,689,196	△15,300 84,403,561
勞 働 費	50,163,000	45,470,451	△82,933 2,313,921
農 林 水 產 業 費	174,449,000	84,344,442	△5,5510 3,622,116
商 工 費	75,702,000	70,110,135	899,407
土 木 費	3,372,700,000	1,150,480,064	525,684,827
消 防 費	281,138,000	258,862,049	8,946,061
教 育 費	2,195,140,000	1,973,855,604	△35104 103,553,041
公 債 費	547,241,000	523,623,909	△10,933,260 3,150,9788
諸 支 出 金	13,085,1000	8,835,2,860	0
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	24,486,000	340,567	0
合 計	1118,473,6000	7,673,002,198	△19,000,243 929,709,674

調書

昭和49年4月30日現在

48

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
105,929,718	2,907,282	97.32
919,213,239	155,305,761	85.54
1,957,823,780	408,817,220	82.72
739,077,457	38,791,543	95.01
47,701,439	2,461,561	95.09
87,911,048	86,537,952	50.39
71,009,542	4,692,458	93.80
1,676,164,891	1,696,535,109	49.69
267,808,110	13,329,890	95.25
2,077,373,541	117,766,459	94.63
544,205,437	3,035,563	99.44
88,852,860	41,998,140	67.90
0	5,000,000	
640,567	23,845,433	2.61
3,583,711,629	2,601,024,371	76.74

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年度4月分収入役扱の出納について

検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年5月29日

監査委員 堀田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年5月29日

2. 検査の対象 昭和49年4月分の出納状況

3. 検査の結果

本検査は4月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合した

ところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計

区分	收入			支出	
	前月末累計	本月分	計	前月末累計	本月分
一般会計		△ 238,664 12,106,468	11,867,804		△ 236,685 418,387,121
才入才出外現金					
特別才入才出外現金					
府 稅		126,729	126,729		0
国民健康保険		15,830,118	15,830,118		4,580,682
特別会計	土 地 区 画 整 理 事 業			0	
合 計		△ 238,664 28,063,315	27,824,651		△ 236,685 422,967,803
基 金	用 品 調 達		920,442	920,442	541,394
	同 和 更 生 資 金 貸 付				
	財 政 調 達				
	土 地 開 発				
	合 計		920,442	920,442	541,394

算書

昭和49年4月30日現在(単位円)

49

出 計	收支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
		一時貸付金			
418,150,436	△ 406,282,632	490,000,000		83,717,368	
0	126,729			126,729	
4,580,682	11,249,436			11,249,436	
0	0			0	
422,731,118	△ 394,906,467	490,000,000		95,093,533	
541,394	379,048			379,048	
541,394	379,048			379,048	

現 金 の 保

区 分		現 在 高	内		
			普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計		83,717,368	82,707,368		
特 別 会 計	国 保 事 業	11,249,436	11,249,436		
	土地区画整理事業	0			
基 金	用 品 調 達	379,048		379,048	
	同 和 更 生 賃 付				
	財 政 調 整				
	土 地 開 発				
特 別 才 入 才 出 現 金					
才 入 才 出 外 現 金					
府 税	126,729	126,729			
住 宅 敷 金					
合 計	95,472,581	94,083,533	379,048		

管 方 法

昭和49年4月30日現在(単位円)

49

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 濟	
		前月末累計	本 月 分
市 稅	2,562,928,000		△ 232,664 489,635
国有提供施設等所在市町村助成交付金	14,571,000		
地 方 交 付 税	1,562,967,000		
分担金及負担金	292,528,000		365,500
使 用 料 及 手 数 料	65,713,000		△ 6,000 3,867,070
国 庫 支 出 金	1,688,542,000		
府 支 出 金	2,142,152,000		
財 產 収 入	7,662,000		3,596,200
寄 附 金	46,020,000		
繰 入 金	100,000		
繰 越 金			
諸 収 入	636,702,000		3,788,063
市 債	2,580,125,000		
自動車取得税交付金	70,950,000		
交通安全対策特別交付金	12,000,000		
地 方 譲 与 税	25,500,000		
合 計	11,708,460,000		△ 238,664 12,106,468

調書

昭和49年4月30日現在

4.9

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
計	過	不 足	
256,971		2,562,671,029	0.01
		1,457,1000	
		1,562,967,000	
365,500		2,921,625,000	0.12
3,861,070		61,851,930	5.87
		1,688,542,000	
		2,142,152,000	
3,596,200		4,065,800	46.93
		4,602,0000	
		100,000	
3,788,063		632,913,937	0.59
		2,580,125,000	
		70,950,000	
		12,000,000	
		25,500,000	
11,867,804		11,696,592,196	0.10

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	111,722,000		6,343,323
総 務 費	1,686,149,000		△ 175,525 139,335,509
民 生 費	2,492,834,000		△ 20,820 114,118,176
衛 生 費	561,556,000		△ 11,500 16,810,144
労 働 費	56,195,000		2,358,358
農 林 水 産 業 費	133,008,000		2,064,430
商 工 費	182,829,000		△ 28,840 21,602,472
土 木 費	3,477,046,000		12,536,078
消 防 費	267,502,000		9,101,374
教 育 費	1,835,779,000		78,020,613
公 債 費	790,968,000		16,096,644
諸 支 出 金	90,900,000		
予 備 費	20,000,000		
災 害 復 旧 費	1,972,000		
合 計	11,708,460,000		△ 236,685 418,387,121

調書

49 昭和49年4月30日現在

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
6,343,323	105,378,677	5.67
139,159,984	1,546,989,016	8.25
114,097,356	2,378,736,644	4.57
16,798,644	544,757,356	2.99
2,358,358	53,836,642	4.19
2,064,430	130,943,570	1.55
21,573,632	161,255,368	11.79
12,536,078	3,464,509,922	0.36
9,101,374	258,400,626	3.40
78,020,613	1,757,758,387	4.25
16,096,644	774,871,356	2.03
	90,900,000	
	20,000,000	
	1,972,000	
418,150,436	11,290,309,564	3.57

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年5月29日

監査委員 堀田徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年5月29日

2. 検査の対象 昭和49年4月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係譜

帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

昭和49年4月30日現在

4月分月次合計残高試算表

借		方		勘定科目		貸		方	
残高	合計	本月計	資産の土	本月計	合計	本月計	合計	残高	
65,464,783	65,464,783								
95,750,469	95,750,469								
1,696,052,308	1,696,052,308								
1,834,075,74	1,834,075,74								
5,281,099,0	5,281,099,0	1,062,600	量						
8,628,753	8,628,753	1,17,000	車輛及運搬器具						
17,606,407	17,606,407	16,000	工具器具及備品						
55,876,723,3	55,876,723,3	9,610,204	建設販賣定期權						
510,000	510,000		水利権						
4,120,0	4,120,0		電話加入権						
210,000	210,000		現金						
1,441,5,912	834,37,841	31,20,0,65	普通預金						
	6,902,19,29	6,902,19,29	当座預金						
76,603,619	9,847,28,65	4,01,623,19	未収金						
7,489,310,1	8,029,30,80	3,26,68,0,17	貯蔵品						
			販売金						
19,000	19,000		投資有価証券						
240,000	240,000		借入地権						
1,300,000	1,300,000		保管有価証券						
			負債の部						
33,733,928	33,733,928	未払金							
			未払費用						
			一時借入金						
31,404,80	31,404,80	預り金							
			預り担保有価証券						
			預り金						

	減 値 償 却 引 当 金	262,820,993	262,820,993
退職給与引当金		470,1960	470,1960
資本の部			
自己資本金	118,703,235	118,703,235	
借入資本金	159,463,4357	159,463,4357	
資本剰余金	200,000	779,054,583	779,054,583
利益剰余金		20,744,067	20,744,067
費用の部			
原水及淨水費			
配水及給水費			
受託工事費			
業務務費			
係費			
総償却費			
減価償却費			
資産減耗費			
支払利息及企業償取扱諸費			
雜支			
その他営業費用			
過年度損益修正			
収益の部			
給水収益	40,068,594	40,068,594	40,068,594
輸償金			
受託工事収益			
その他の営業収益	5,394,585	5,394,585	5,394,585
受取利息	712,065	712,065	712,065
雑収益	256,320	256,320	256,320
固定資産売却益			
過年度損益修正合計	249,946,104	3,076,925,402	2,874,732,911

昭和49年4月30日現在
4月分予算執行報告書 甲
(収入)

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		4月	累計	
① 水道事業収益	759,207,000	46,431,564	46,431,564	712,75,436
1. 営業収益	752,207,000	45,463,179	45,463,179	707,74,382
1. 治水収益	629,507,000	40,068,594	40,068,594	589,438,406
2. 受託工事収益	20,000,000	0	0	20,000,000
3. その他の営業収益	103,700,000	5,394,585	5,394,585	9,830,541
2. 営業外収益	6,000,000	968,385	968,385	5,031,615
1. 受取利息	3,000,000	712,065	712,065	2,287,935
2. 離収益	3,000,000	2,563,20	2,563,20	2,743,680

① 資本的收入	5 945 000 000	2 000 000	2 000 000	5 943 000 000
1. 企業賃貸	3 900 000 000	0	0	3 900 000 000
1. 企業償還	3 900 000 000	0	0	3 900 000 000
2. 負擔金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他會計負擔金	4,500,000	0	0	4,500,000
2. 事務負擔金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,99,800,000
1. 工事負擔金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,99,800,000
収入合計	1,353,707,000	4,663,1564	4,663,1564	1,307,075,436

乙 告書執行分予算(支出)
昭和49年4月30日在(支)

款項	項目	予算額	執行額		予算額	残額
			4月	累計		
① 水道事業費用	762,063,000	2,801,016,2	2,8,010,162	734,052,838		
1 営業費用	644,788,000	2,801,016,2	2,8,010,162	616,777,838		
1 原水及淨水費	260,116,000	1,3,437,922	1,3,437,922	2,46,678,078		
2 配水及給水費	72,995,000	4,567,952	4,567,952	6,8,427,048		
3 受託工事費	2,000,000	0	0	2,0,000,000		
4 業務費	7,987,400	3,887,401	3,887,401	7,5,986,599		
5 総係費	5,231,500	3,347,812	3,347,812	4,8,967,138		
6 減価償却費	5,942,800	0	0	5,9,42,800		
7 窒素減耗費	6,000	0	0	6,0,000		
8 その他の営業費用	10,000,000	2,769,075	2,769,075	9,723,0925		
2. 営業外費用	1,171,750,0	0	0	1,171,750,00		
1 支払利息及譲賣	1,171,650,0	0	0	1,171,65,000		
2 雜支	1,000	0	0	1,000,00		

3. 予 備 費	1 0 0 0 0	0	0	1 0 0,0 0 0
1 予 備 費	1 0 0,0 0 0	0	0	1 0 0,0 0 0
① 資 本 的 支 出	6 4 5,2 7 1,0 0 0	1 2,0 0 2,8 0 4	1 2,0 0 2,8 0 4	6 3 3,2 6 8,1 9 6
1. 建 設 改 良 費	5 9 9,5 4 6,0 0 0	1 2,0 0 2,8 0 4	1 2,0 0 2,8 0 4	5 8 7,5 4 3,1 9 6
1 事 務 費	1 0,3 0 5,0 0 0	5 1 0,7 1 8	5 1 0,7 1 8	9,7 9 4,2 8 2
2 拖 張 工 事 費	3 8 1,6 9 5,0 0 0	8,1 7 7,0 0 0	8,1 7 7,0 0 0	3 7 3,5 1 8,0 0 0
3 改 良 工 事 費	1 7 9,2 0 0,0 0 0	9 2 2,4 8 6	9 2 2,4 8 6	1 7 8,2 7 7,5 1 4
4 配 水 管 整 備 事 業 費	1 3,2 0 0,0 0 0	0	0	1 3,2 0 0,0 0 0
5 営 業 設 備 費	1 5,1 4 6,0 0 0	2 3 9 2,6 0 0	2 3 9 2,6 0 0	1 2,7 5 3,4 0 0
2. 企 業 債 債 滯 金	4 5,7 2 5,0 0 0	0	0	4 5,7 2 5,0 0 0
1 企 業 債 債 滯 金	4 5,7 2 5,0 0 0	0	0	4 5,7 2 5,0 0 0
支 出 合 計	1 4 0 7,3 3 4,0 0 0	4 0,0 1 2,9 6 6	4 0,0 1 2,9 6 6	1,3 6 7,3 2 1,0 3 4

和泉市水道事業損益計算書（4月分）

(昭和49年4月1日より昭和49年4月30日まで)

1. 営業収益

- (1) 給水収益 40,068,594円
(2) その他の営業収益 5,394,585円 45,463,179円

2. 営業費用

- (1) 原水及浄水費 13,437,922円
(2) 配水及給水費 4,567,952円
(3) 業務費 3,887,401円
(4) 総係費 3,347,812円
(5) その他の営業費用 2,769,075円 28,010,162円

営業利益 17,453,017円

3. 営業外収益

- (1) 受取利息 712,065円
(2) 雜収益 256,320円 968,385円

当月分総利益 18,421,402円

当月分純利益 18,421,402円

資 金 予 算 表

昭和49年5月10日

科 目	月 次	4月執行済額	5月予定額	6月予定額	7月予定額
収	前 月 繰 越 金	円 0	千円 14,626	千円 22,770	千円 10,640
	營 業 収 益	5,422,730	25,000	39,000	50,000
	營 業 外 収 益	1,004,385	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	21,747,376	20,000	11,000	5,563
	企 業 債	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	200,000	0	5,000	16,000
	一 時 借 入 金	0	30,000	0	30,000
	預 り 金	289,960	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	52,447,776	0	0	0
	前 受 金	2,283,000	500	500	500
支	計	83,395,227	76,200	56,200	102,763
	營 業 費 用	23,672,783	40,000	60,000	50,000
	營 業 外 費 用	0	52	0	510
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	4,430,221	9,299	0	0
	建 設 改 良 費	10,940,204	11,300	4,000	11,400
	貯 藏 品	29,308,707	5,614	3,330	8,043
	企 業 債 債 還 金	0	791	0	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	0	30,000
	預 り 金 返 還	416,000	500	500	500
	前 受 金	0	500	500	500
出	過 年 度 損 益 修 正	1,400	0	0	0
	計	68,769,315	68,056	68,330	100,953
	収 支 差 印 額	14,625,912	22,770	10,640	12,450

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年5月29日

監査委員 堀田徳治

同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年5月29日

2. 検査の対象 昭和49年3月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳

簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

3月分月次合計残高試算表

昭和49年3月30日現在

和泉市立病院事業会計

借 残 高	方 計		勘 定 科 目		資 金 計		方 高 残 高	
	累 計	当 月	資 産 の 部	資 産 の 部	当 月	累 計	資 産 の 部	資 産 の 部
90316.210	90316.210	1750000	土 建	物				
240415.659	240415.659		磚 築	物				
2.848.487	2.848.487		車 輛	物				
1.240.000	1.240.000		機 械	及 備 品				
27.60.875	27.60.875	5383.600	有 価 證	券				
13.8.124	13.8.124		投 資	資		8.7.9	8.7.9	
1.299.235	1.307.944		減 価	償 却	引 当 金	15.0.6.64.25	28.4.1.2.2.61	28.4.1.2.2.61
7.48.0.024	1.49.6.5.64.32	419.632.2.259	普 通	預 金	443.203.488	14.89.0.7.84.08		
90259.382	36856.7067	5669.0463	未 収	金	27.6.60.324	27.8.3.0.7.685		
8.02.2.677	1723.612.93	154.14.587	貯 蔵	品	13.18.4.31.7	16.43.3.8.6.16.		
7.50.000	3.5.5.9.6.13	8.7.0.9	前 払	金	84.9.400	2.8.0.9.6.13		
3.10.0.000	4.1.0.0.00		定 期 預 金			10.0.0.0.000		
22485.112	75729.710		過 年 度 未 收 金		15.4.9.40	532.44.598		
			負 債 の 部					
812.0.0.000	382.0.0.000	一 時 借 入 金	380.0.0.000		12.3.20.0.0.000	42.0.0.0.0.000		
113.1.0.25.90	141.9.32.60	未 払 金	31.6.80.350		1.8.2.9.9.2.6.75	6.989.0.0.85		
		仮 受 金						
530.3.0.7.92	4.9.5.6.6.96	預 り 金	4.85.9.4.94		5.56.6.1.1.2.6	2.6.3.0.3.34		
2.45.2.0.0	274.0.0	予 納 金	23.5.0.00		3.2.7.2.0.00	8.2.0.0.0		
1.23.2.1.36	30.8.0.34	固 定 負 債			2.2.7.9.4.5.15	2.1.5.6.2.3.79		
521.7.1.375		過 年 度 未 払 金			52.2.8.0.4.15	109.0.40		

		預り共済基金		3100000		3100000	
		資本の部		136333371		136333371	
		自己資本	本資本	202602400		198646488	
3.955.912							
238,926,714	238,926,714						
		収益の部					
		入院収益	23,237,762	203,640,459	203,640,459		
		外来収益	16,744,918	191,458,533	191,458,533		
		その他医業収益	1,626,273	14,146,018	14,146,018		
		受取利息配当金	12,533	1,118,160	1,118,160		
		他会計補助金	96,000	46,679,075	46,679,075		
		患者外給食収金	460,660	286,959,0	286,959,0		
		その他医業外収益	1,922,73	979,649	979,649		
		期間外収益	20,000,000	20,000,000	20,000,000		
		費用の部					
		給与費					
342048206	342048206	30,862,531					
175377857	175377857	16,095,070	樹脂料	579,431	579,431		
52,795,482	53,298,693	8,548,253	経費	503,211	503,211		
15,066,425	15,066,425	15,066,425	減価償却費				
			資産減耗費				
4,573,135	4,573,135	3,20,800	研究修繕費				
34,498,717	34,498,717	6,340,504	支払利息及企業債取扱費				
43,909,01	43,909,01	374,317	患者外給食材料費				
3,702,220	3,702,220	3,000,000	建設販売勘定				
1,367,395,442	4,395,210,518	9,812,19,508	合計	981,219,508	43,952,105,18	13,673,95,442	

昭和49年3月30日

3月分予算執行報告書

和泉市立病院事業会計

款項	目	予算額	執行額		予算残額
			3月	累計	
病院事業収益		462,969,000	43,234,419	46,589,148	2,922,484
1. 医業収益		41,133,500	41,698,953	41,424,501	△ 2,910,010
イ. 入院収益		20,473,800	23,237,762	20,864,045	△ 3,902,459
ロ. 外来収益		19,272,100	16,744,918	19,145,853	1,262,467
ハ. その他医業収益		13,876,000	1,626,273	1,414,601	△ 270,018
2. 医業外収益		51,634,000	1,625,466	5,164,647	△ 1,2474
イ. 受取利息配当金		1,100,000	1,2533	1,118,180	△ 1,8160
ロ. 他会計補助金		46,680,000	960,000	46,679,075	925
ハ. 患者外給食収益		3,206,000	460,660	2,869,590	336,410
二. その他医業外収益		648,000	192,273	979,649	△ 331,649
病院事業費用		63,483,800	7,652,525	62,875,072	3 6,087,277
1. 医業費用		59,321,300	6,981,043	5,89,861,105	3,351,895
イ. 給与費		34,368,600	3,086,253	3,420,48,206	1,637,794
ロ. 材料費		175,379,000	15,515,639	17,537,785	1,143
ハ. 経費		53,026,000	8,045,042	52,795,482	2,305,18

二 滅価償却費	1 6,412,000	15,066,425	15,066,425	1,345,575
本資産消耗費	1,000			1,000
ヘ研究修繕費	4,709,000	32,0800	4,573,135	1,35,865
2. 医業外費用	4,1,325,000	6,714,821	38,889,618	2,435,382
1 支払利息及び 企業債取扱諸費	3,6,934,000	6,340,504	34,498,717	2,435,283
口患者外給食材料費	4,391,000	374,317	4,390,901	99
3. 予備費	300,000			300,000
資本的収入	22,189,000	8,709	22,197,709	△ 8,709
他会計出資金	22,189,000		22,189,000	0
その他収入	0	8,709	8,709	△ 8,709
資本的支出	22,189,000	10,441,634	22,082,598	10,640,2
1. 建設改良費	13,297,000	7,133,600	13,192,330	104,670
イ建設費	5,297,000	1,750,000	5,296,400	600
口機械備品購入費	8,000,000	5,383,600	7,895,930	104,070
2. 企業償償還金	3,956,000		3,955,912	88
3. 看護婦宿舎割賦金	1,233,000	3,080,34	1,232,136	864
4. 病院建設調査費	3,703,000	3,000,000	3,702,220	780

3月度月次損益計算書

昭和49年3月30日 和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計		
			月	目
1. 医業収益				
入院収益	23,237,762	208,640,459		
外来収益	16,744,918	191,458,533		
その他医業収益	1,626,273	14,146,018		
		41,608,953		
			414,245,010	
2. 医業費用				
賃料	30,862,531	34,204,8206		
給与	15,515,639	175,377,857		
経費	8,045,042	52,795,482		
減価償却	15,066,425	15,066,425		
資産減耗	320,800	457,3135		
		69,810,437		
			589,861,105	
医業利益	△ 28,201,484	△ 175,616,095		

3. 医業外収益	受取利息配当金	1 2,533						
	他会計補助金	9 60,000						
	患者外給食収益	4 60,660						
	その他医業外収益	1 92,273						
	計	1,625,466						
5 1,646,474								
4. 医業外費用								
支払利息及び費								
企業債取扱費								
患者外給食材料費								
推進費								
損失								
計								
3,449,871.7								
4,390,901								
△6,714,821								
△3,329,083.9								
△3,888,961.8								
当月純利益								
△1,628,592.39								
上記当月分収益中 健保未収金 3,585,1,642円								
上記当月分費用中 求払金 2,350,6,922円								

表 算 予 資

昭和 49 年 3 月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	3月の執行額	4月予定	5月予定
事業収益	事業収益	33,422,825	5,000,000	10,000,000
固定資産売却代金				
企業債	債			
過年度未収金	15,494	25,000,000	20,000,000	
一時借入金	38,000,000	70,000,000		
預り金	4,859,494	3,000,000	3,000,000	
他会計繰入金	9,600,000			
前払金戻入				
期間外収益				
予納金	23,500	20,000	20,000	
仮受金				
入				
合計	419,632,259	733,200,000	33,200,000	

	事 業 費 用	3 8,431,732	2 5,000,000	2 4,000,000
支 建 設 改 良 賃 償 債	3,347,800			
企 業 藏 品 購 入 賃	1 4,193,260			
過 年 度 未 払 金		3 0,000,000		3 9,000,000
一 時 借 入 金 返 還	3 82,000,000	6 2,000,000		
預 り 金 還 付	4,956,696	4,800,000		3,000,000
前 払 金				
期 間 外 費 用				
予 納 金 還 付	2 74,000	2 00,000		2 00,000
板 受 金 還 付				
由				
合 計	4 43,203,488	6 80,000,000		6 6,200,000
収 支 差 引	△ 2 3,571,229	5 3,200,000		△ 3 3,000,000
前 年 度 又 は 前 月 より 繰 越	3 1,051,253	7,480,024		6 0,680,024
翌 年 度 又 は 翌 月 へ 繰 越	7,480,024	6 0,680,024		2 7,080,024

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年5月29日

監査委員 堀田徳治
同 柏音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年5月29日
2. 検査の対象 昭和49年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

4月分月次合計残高試算表

昭和49年4月30日現在

和泉市立病院事業会計

借 方	期初 残 高			期 末 残 高			貸 方
	累 計	当 月	合 計	当 月	累 計	当 月	
				資 産 の 部			
90316210	90,316,210			土 建 物			
240415659	240,415,659			構 築 物			
2,848,487	2,848,487			車 輛			
1,240,000	1,240,000			機 械 及 備 品			
27,608,755	27,608,755			有 価 證 券			
138,124	138,124			投 資			
1,299,235	1,299,235			減 価 償 却 引 当 金			
79,669,575	75,107,184	74,359,186	0	普 通 預 金	67,140,230	9	28,412,261
34,637,479	34,648,167	34,648,167		未 收 金	1,068	8	67,140,2309
80,140,58	23,601,567	15,578,880		貯 藏 品	155,874,99		1,0688
927,138	927,138	177,138		前 払 金	15,587,499		15,587,499
310,000	3,100,000			起 期 預 金			
7,835,4,604	112,744,494			過 年 度 未 收 金	343,89,890		343,89,890
				負 債 の 部			
620,000,000	62,000,000			時 間 入 金	70,000,000		500,000,000
				未 払 金	15,578,880		15,578,880
				仮 受 金			
2,876,176	2,876,176			預 り 金	3,697,138		6,327,472
3,890,000	3,890,000			予 納 金	312,000		3,451,296
28,712,228	28,712,228			固 定 負 債		1,132,000	743,000
				過 年 度 未 払 金		21,562,379	21,562,379
				預 り 共 済 基 金		6,999,125	4,128,6897
						310,000	3,100,000

資本の部		自己資金		借入資金		資本の部		自己資金		借入資金		資本の部		自己資金	
381,785,953		381,785,953						136,333,371		136,333,371		198,646,488		198,646,488	
				</td											

4月分予算執行報告書

昭和49年4月30日現在

和泉市立病院事業会計

款項項目	予算額	執行額		予算残額 計
		4月	累計	
病院事業収益	572,575,000	39,830,311	39,830,311	532,744,689
1. 医業収益	513,170,000	39,789,901	39,789,901	473,380,999
1. 入院収益	256,955,000	21,293,016	21,293,016	235,661,984
2. 口外外来収益	240,400,000	17,376,475	17,376,475	223,023,525
ハその他医業収益	15,815,000	1,120,410	1,120,410	14,694,590
2. 医業外収益	59,405,000	4,041,0	4,041,0	59,364,590
4. 受取利息配当金	791,000			791,000
口他会計補助金	52,739,000			52,739,000
ハ患者外給食収益	4,811,000	2,250	2,250	4,808,750
その他医業外収益	1,064,000	381,60	381,60	1,025,840
病院事業費用	711,689,000	34,816,306	34,816,306	676,872,694
1. 医業費用	651,066,000	33,908,153	33,908,153	61,715,847
1. 給与費	363,774,000	16,466,605	16,466,605	347,307,395
口材料費	205,161,000	15,142,269	15,142,269	19,0,018,731
ハ経費	59,608,000	2,020,239	2,020,239	57,587,761

二減価償却費	17,892,000		17,892,000
本資產減耗費	1,000		1,000
～研究修賄費用	4,630,000	2,790,400	4,350,960
2. 医業外賄費用	6,032,3,000	9,08,153	5,9,414,847
1支払利息及び企業債取扱費	5,497,5,000	4,62,285	5,4,512,715
口患者外給食材料費	5,348,000	4,45,868	4,902,132
3. 予備費	3,000,000		3,00,000
資本的収入			
他会計出資金	2,242,1,000		2,2,421,000
資本的支出	2,242,1,000	1,8,960	2,2,402,040
1. 建設改良費	7,000,000		7,000,000
1. 建設費			
口機械備品購入費	7,000,000		7,000,000
2. 企業債償還金	13,188,000		13,188,000
3. 看護婦宿舍割賦金	1,233,000		1,233,000
4. 病院建設調査費	1,000,000	18,960	981,040

4月度月次損益計算書

昭和49年4月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	月 計
1. 医業収益			
入院収益	21,293,016		
外来収益	17,376,475		
その他医業収益	1,120,410		
計		39,789,901	
			39,789,901
2. 医業費用			
薬費	1,646,605		
給料費	1,514,226.9		
経費	2,020,239		
研究費	279,040		
計		33,908,153	
			33,908,153
医業利益			
		5,881,748	
			5,881,748

3. 医業外収益	受取利息配当金							
他会計補助金								
患者外収益	2,250							
その他医業外収益	3,8160							
計								
4. 医業外費用	支払利息及び 企業債取扱費	462285						
患者外給食材料費		445,868						
雜損失			908153					
計				5,014,005				
当月分純利益								
当月造の純利益							5,014,005	
上記当月分収益中	健保未収金	3,464,8167円						
上記当月分費用中	未払金	1,557,880円						

資 金 予 算 表

昭和49年4月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	4月の執行済額	5月予定	6月予定
収	事 業 収 益	5,192,832円	10,000,000円	33,000,000円
	固定資産売却代金			
	企 業 債			
	過 年 度 未 収 金	34,389,890	20,000,000	20,000,000
	一 時 借 入 金	700,000,000		
	預 り 金	3,697,138	3,000,000	4,000,000
	他 会 計 繰 入 金			
	前 払 金 戻 入			
	期 間 外 収 益			
入	予 納 金	312,000	300,000	300,000
	仮 受 金			
	合 计	74,359,1860	33,300,000	57,300,000
区分	科 目	4月の執行済額	5月予定	6月予定
支	事 業 費 用	19,228,807円	24,000,000円	65,000,000円
	建 設 改 良 費	18,960		4,000,000
	企 業 債 償 還 金			4,485,000
	貯 藏 品 購 入 費			1,500,000
	過 年 度 未 払 金	28,712,228	41,000,000	
	一 時 借 入 金 返 還	620,000,000		
	預 り 金 還 付	2,876,176	3,600,000	3,000,000
	前 払 金	177,138		
	期 間 外 費 用			
出	予 納 金 還 付	389,000	300,000	300,000
	仮 受 金 還 付			
	合 计	671,402,309	68,900,000	78,285,000
	差 収 支 差 引	72,189,551	△3,560,000	△20,985,000
	前 年 度 又 は 前 月 より 繰 越	7,480,024	7,966,9575	44,069,575
	翌 年 度 又 は 翌 月 へ 繰 越	79,669,575	44,069,575	23,084,575

- 議長（坂上国治君） 日程第13「専決処分の承認を求めるについて」（昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算第8号）を議題といたします。
- 報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第1号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第8号）

昭和48年度和泉市的一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ414,056千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ9,206,870千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算の補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表、地方債の補正」による。

昭和49年3月30日専決

和泉市長 藤木秀夫

(単位 千円)

第1表 歳出予算の補正

1.歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方税 譲与税		25,500	△ 5,846	19,654
3. 自動車取得税交付金	1. 自動車重量課与税	25,500	△ 5,846	19,654
7. 分担金及負担金	1. 自動車取得税交付金	70,950	△ 11,912	59,038
9. 国庫支出金	2. 負担金	22,7932	△ 133,850	94,082
10. 府支出金	2. 国庫補助金	221,052	△ 133,850	87,202
14. 諸収入	2. 府補助金	156,9401	△ 215,061	1,354,340
	4. 受託事業収入	93,2524	△ 215,061	71,7463
15. 債	1. 市債	1,046,514	57,601	1,104,115
	合計	96,36,82	57,601	1,021,283
		73,42,22	△ 69,353	66,4869
		71,306	718	72,024
	5. 雑債	54,62,23	△ 70,071	47,6152
	1. 市債	1,626,209	△ 35,635	1,590,574
	合計	162,6209	△ 35,635	1,590,574
		96,20,926	△ 414,056	9,206,870

2. 岐出

款		項	補正前の額	補正額	計
3. 民	生	費	2,174,027	△ 15,300	2,158,727
1.	社	会	福	社	費
4. 術	生	費	8,681,28	△ 15,300	8,528,28
6. 腹	林	水	產業	費	
8. 土	木	費	777,869	3,373	781,242
10. 教	育	費	291,481	3,373	294,854
1.	農	業	1,744,49	△ 6,663	1,677,86
2.	道	路	橋	梁	費
4.	都	市	計	画	費
1.	小	学	校	費	
3.	中	学	校	費	
歲	出	合	計	△ 414,056	9,206,870

第2表 地方債の補正

起債の目的	起債額	起債方法	補 前		補 正		補 後				
			資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法	限度	起債額	利率	償還期間	据置期間
退職手当	10,000	年以内 普通賃借券又は 普通賃券発行	年以内 政府その他	20 7.8	年内 年以内	半年賦又は当初発行額の5%以上償還	指置期間及び償還期限もしくは縛りを緩和するが、利に償替されることがある。	千円 同上	年内 年以内	年内 年以内	その他の
公害対策事業	7,500	同上 7.8	同上 20	2	同上 同上	同上 同上	同上 同上	8,400	普通賃券発行 10.0	20 2	政府その他
同和促進事業	1,300	同上 10.0	同上 20	2	同上 同上	同上 同上	同上 同上				
有線放送事業改造	500	同上 6.2	同上 24	2	同上 同上	同上 同上	同上 同上				

起債の目的	正 前				正 後				補			
	起債の額度	利率の法	償還の方法	その他の	起債の額度	利率の法	償還の方法	その他の	起債の額度	利率の法	償還の方法	その他の
ひまわり保育園屋外遊戯場拡張事業	千円 19,417	年%以内 10.0 普通貸券発行	年内 20 償還期間 資金区分限 金額	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5%多 以上半額 償還	年%以内 2 政府 その他	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5%多 以上半額 償還	年%以内 22,000 普通貸 券発行	据置期間及 び償還期限も しくは繰上 償還又は低 利に借替え ることがで きる	年内 20 政府 その他	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の5%多 以上半額 償還	据置期間及 び償還期限も しくは繰上 償還又は低 利に借替え ることがで きる	
緑ヶ丘保育園建設事業	31,400	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上	44,300	同 上	10.0	同 上
旭保育園建設事業	21,918	同 上	10.0	同 上	25	2	同 上	同 上	21,721	同 上	10.0	同 上
保育園整備事業 (信太第一) (保育園整備事業)	6,700	同 上	10.0	同 上	20	2	同 上	同 上	16,500	同 上	10.0	同 上
大阪府同和金融公社資金貸付	15,000	同 上	6.2	同 上	20	2	同 上	同 上	15,000	同 上	10.0	同 上

起債の目的	補 正 前			補 正 後			
	起債方 限度額	起債方 利率	償還の方法 資金区分	起債方 限度額	起債方 利率	償還の方法 資金区分	
街和泉中央事業整備	51,700	年%内 普通貸 借券發 行	年内 年以内 政府 その他 6.2	半年賦、年 賦元利均等 又は当初發 行額の5% 以上半年賦 償還	据置期間及 び償還期限も しくは繰上 償還又は低 利に償還を することができる	年以内 年以内 政府 その他 10.0	半年賦、年 賦元利均等 又は当初發 行額の5% 以上半年賦 償還
街和泉府中北通線事業整備	16,500	同上	6.2 同上	2 同上	同上	10,800 同上	10.0 同上
黒鳥山公園整備事業	3,100	同上	6.2 同上	20 同上	同上	3,100 同上	10.0 同上
燃星寺公園整備事業	6,000	同上	6.2 同上	20 同上	同上	1,500 同上	10.0 同上
肥子池公園整備事業	65,200	同上	7.8 同上	20 同上	同上	86,300 同上	10.0 同上
府中北排水整備事業	4,900	同上	6.2 同上	20 同上	同上	2,200 同上	10.0 同上

起債の目的	正 前			補 正 後		
	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額
販和東側 1号線整備事業	年%以内 普通貸 借又は 証券發 行	年内 以内 20 政府 その 他	半年賦、年 賦元利均等 又は当初發 行額の5% 以上半年賦 還	年%以内 普通貸 借又は 証券發 行	年内 以内 20 政府 その 他	半年賦、年 賦元利均等 又は当初發 行額の5% 以上半年賦 還
大阪湾岸 下水道事業	3,100 同上	10.0 同上	25 同上	同上	13,700 同上	10.0 同上
消防施設 整備事業	35,200 同上	8.0 同上	20 同上	同上	47,900 同上	10.0 同上
消防団詰所 整備事業	12,100 同上	7.8 同上	20 同上	同上	同上	同上
黒鳥小学校 アルプ建設事業	12,500 同上	6.5 同上	25 同上	同上	15,700 同上	10.0 政府 その 他

和氣小学校 新設事業	77,300	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上	71,100	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
鶴山小学校 増築事業	8,800	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上	12,000	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
北池田小学校 屋内運動場建設事業	16,400	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上	19,300	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
横山小学校 増築事業	36,000	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上	42,100	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
伯太小学校 増築事業	6,200	同上	3.2	同上	25	2	同上	同上	8,600	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
鶴山小学校 新設事業	10,300	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上	20,500	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
綠ヶ丘小学校 新設事業	4,900	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上	38,400	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
和氣小学校 屋内運動場建設事業	15,400	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上	16,000	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
芦部小学校 用地取扱事業	124,000	同上	8.0	同上	20	2	同上	同上	124,100	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後				方 法			
	限 度	起債の法	利 率	資 金	限 度	起債の法	利 率	資 金	限 度	起債の法	利 率	資 金
	千円	年%以内	区分	年以内	千円	年%以内	区分	年以内	千円	年%以内	区分	年以内
小学校事業 幸 増	20,000	普通賃 借券發行	10.0	政府 その 他	25	2	2	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
通路整備事業	7,500	同 上	7.8	同上	20	2	2	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
郷中学校運動場 屋 建 設	19,700	同 上	6.5	同上	25	2	2	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
郷中学校事業 増 増	79,000	同 上	6.2	同上	25	2	2	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

信太中学校	8,500	同上	6.2	同上	25	2	同上	同上	同上	13,600	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
南池幼稚園建設事業	20,000	同上	6.75	同上	25	2	同上	同上	同上	23,500	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
幸幼稚園事業	1,000	同上	7.8	同上	20	2	同上	同上	同上	1,670	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上
青年会館事業										21,430	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上
幼稚園整備事業										14,500	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
災害復旧事業	3,900																
診療所	61,735	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上	同上	60,745	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
国民年金	456	同付															
合計	1,626,209																

八歲

科 目	補正前の額	補 正 領	計	節 分 金		説 明
				区	額 千円	
②地方譲与税	25.500	△ 5.846	19.654			四
(1)自動車重量税	25.500	△ 5.846	19.654			
1 自動車重量税	25.500	△ 5.846	19.654	1 譲与	△ 5.846	更正減
③自動車取得税 ④税交付金	70.950	△ 11.912	59.038			
(1)自動車取得税 1 税交付金	70.950	△ 11.912	59.038			
⑤分担金及負担金	227.932	△ 133.850	94.082			
(2)負担金	221.052	△ 133.850	87.202			
4 土木費金	174.250	△ 133.850	40.400	1 都市計画費	△ 133.850	公共下水道甲斐田川幹線負担金更正減
⑥国庫支出金	1,569.401	△ 215.061	1,354.340			
(2)国庫補助金	932.524	△ 215.061	717.463			
4 土木費助金	563.656	△ 237.117	326.539	1 都市計画費	△ 72.440	街路和泉中央線新設事業補助金更正減
6 教育費助金	322.425	22.056	344.481	2 極端費助金	△ 164.677	改良住宅建設事業補助金更正減
						△ 25,560,000
						和気小給食室整備事業補助金 3,709,000

科 目	補正前の額	補 正 領 額	計	区 分		金 額	説 明
				区	分		
(5)雑 入	546,223	△ 70,671	476,152				円
1 雑 債	546,223	△ 70,071	476,152	3過 年 度 収 入	△ 70,071	過年度補助金(近畿圏嵩上げ) 更正減	円
(5)市 債	1,626,209	△ 35,635	1,590,574				円
(1)市 債	1,626,209	△ 35,635	1,590,574				円
1 総 潟 質	135,000	△ 29,100	105,900	1 退 手 当 債	△ 10,000	退職手当債更正減	円
				2 公害対策事業債	900	公告対策事業債追加	円
				3 同 和 対 策 促 進 事 務 債	△ 6,300	同和促進事業債更正減 △ 1,300,000 同和対策促進施設債更正減 △ 27,700,000 建設事業事務所建設債追加 22,700,000	円
				4 障 保 館 整 備 債	△ 500	更 正 減	円
				5 厅 倉 整 備 債	△ 11,200	更 正 減	円
				6 戸 繕 事 業 債	△ 2,000	更 正 減	円
				7 整 備 事 業 債	△ 1,5440	老人院の家建設債追加 老人福祉センター建設債更正減 900,000 △ 16,340,000	円
2 民 生 債	343,374	9,375	357,749	1 老人福祉施設整備			円
				2 尼 福 社 債	25,086	ひまわり保育園屋外遊戯場整備 事業債追加 緑ヶ丘保育園建設事業債追加 12,900,000	円

科 目	補正前の額 千円	補正後 千円	計 千円	節		説 明
				区分	金額	
				4 改 良 住 宅 債	13,800	改良住宅建設事業債追加
5 公 宮 住 宅 債				△ 26,600		唐國庄地建設事業債更正減
6 環境整備事業債				△ 31,320		阪和東側 1号線整備事業債真正減 △ 34,520,000 地区内 1号線道路整備事業債追加 3,200,000
7 構 設 住 宅 債				2,000		丸笠田地整備事業債
7 消 防 債	47,300	600	47,900	1 整 備 施 設 事 業 債	600	消防施設整備事業債追加 △ 12,700,000 △ 12,100,000
8 教 育 債	467,500	50,000	517,500	1 小 学 校 債	4,9930	北池田小学校屋体事業債追加 △ 2,900,000 横山小学校増改築事業債追加 △ 6,100,000 伯太小学校増改築事業債追加 △ 2,400,000 鶴山台北小学校新設事業債追加 △ 10,200,000 和泉台小学校新設事業債追加 △ 33,500,000 幸小学校増改築事業債更正減 △ 20,000,000 芦部小学校用地取得事業債追加 △ 100,000 和氣小学校屋体建設事業債追加 △ 600,000 黒島小学校プール建設事業債追加 3,200,000

國府小學校新設事業償更正減 鶴山台南小學校新設事業償追加 青少年會館建設事業償 通學道路整脩事業償更正減 △ 6,200,000 3,200,000 21,430,000 △ 7,500,000	
	2中 學 校 債 債 △ 1,8600
	鄉莊中學校新設事業償更正減 △ 25,800,000 鄉莊中學校屋体建設事業償追加 2,100,000 信太中學校屋体建設事業償追加 5,100,000
	3幼 稚 園 債 債 1,8670
	南池田幼稚園建設事業償追加 3,500,000 幸幼稚園建設事業償追加 370,000 幼稚園施設整備事業償 14,500,000
9災 害 復 旧 債 3,900	1,300 5,200 1災害復旧債 1,300 災害復旧債追加
歲 入 合 計 9,620,926	△ 4,14,056 9,20,6870

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内容				説 明
				国 支	府 出	地 方 債	そ の 他	
③民 生 費	2,174,027	△ 15,300	2,158,727	平円	9,375	平円	△24,675	平円 千円
(1)社会福祉費	368,128	△ 15,300	352,828		△15,440		140	
5 老人福祉費	429,588	△ 15,300	414,288		△15,440		140	
[3]シタ一建設事業事	371,078	△ 15,300	355,778		△16,340		1,040	△15工事請負費 △3,700 更正減
④衛 生 費	777,869	3,373	781,242	1,000	1,010		17鶴 人 費	△11,600 更正減
1保健衛生費	291,481	3,373	294,854	1,000	△ 990		1,363	
1保健衛生費	157,384	1,250	159,134	1,000			250	
[3]保健衛生費	104,806	1,250	106,056	1,000			250	負担金補助 1,250 同和地区保健増進事業補助金(診療所)
3伝染病予防費	442	2,123	2,565				2,123	
[2]伝染病予防費	286	2,123	2,409				2,123	伝染病患者収容事務委託料
⑥農林水産業費	174,449	△ 6,663	167,786		△ 7,700		1,037	
(1)農業費	145,559	△ 6,663	138,896		△ 7,700		1,037	
5農地費	66,806	△ 6,663	60,143		△ 7,700		1,037	
[5]農業免道路費	26,652	△ 6,663	19,989				△ 6,663	△2,061 更正減 19及交付金 △4,602 更正減

⑧土木費	2,158,817	△ 396,525	1,762,292	△20,516	△61,120	133,850	△21,039	
(2)道路橋梁費	506,188	△ 154,353	351,835	△23,700		△22,153		
2 道路維持費	184,081	△ 14,533	169,548	△4,900		367		
(1)道路維持費	154,081	△ 14,533	139,548	△4,900		367	15工事請負費	△14,533 更正減
環境改善備費	269,780	△ 139,820	129,960	△108,500	△31,320			
4 施設整備費	269,780	△ 139,820	129,960	△108,500	△31,320		11需用費	△ 500 消耗品費 △ 200,000
(1)環境改善備費	269,780	△ 139,820	129,960	△108,500	△31,320		○工事用消耗器材費更正減	
事業費							○印刷製本費	△ 300,000
○紙用刷費							○諸用紙印刷費更正減	
15工事請負費							△ 23,740	更正減
16公有財產管理費							△ 115,440	更正減
17購入費							△ 140	更正減
(4)都市計画費	711,512	△ 242,172	469,340	△72,016	9,200	△133,850	△45,506	
2 公園費	150,657	△ 3,717	146,940	△ 1,466	16,600	△18,851		
(3)公園費	10,520	△ 3,717	6,803	△ 1,466	△ 4,500	2,249	15工事請負費	△ 3,717 更正減
3 街路事業費	235,935	△ 129,150	106,785	△98,000	△36,100	4,950		
和泉中央線事業費	207,221	△ 129,150	78,071	△98,000	△36,400	5,250	△7 財產相償及 △35,237	更正減
(1)街路整備事業費							22補償賠償金	△93,913 更正減
4 浸水対策費	25,644	△ 7,405	18,439	△ 4,500	△2,700	△ 205		

科 目	補正前の額	補 正 領	計	補正経の財源内訳						説 明
				国 支 出	府 地 方 債	特 定 財 源	一 般 財 源	其 他	区 分	
(1)府中排水設備費	13,034	△ 7,405	5,685	△ 4,500	△ 2,700		△ 205	15工事請負費	△ 7,405	更正減
7公共下水道整備事業費	180,500	△ 101,900	78,600	31,950		△ 133,850				
甲斐田川公用水道整備事業費	180,500	△ 101,900	78,600	31,950		△ 133,850				
(1)共下水道整備事業費										
⑩教育費	2,037,827	1,059	2,038,886	22,056	50,000		718	△Y1,715		
(2)小学校費	1,119,639	606	1,120,245	9,544	49,930		428	△59,296		
1学校管理費	385,127	6,719	391,846				428	6,291		
(2)一般管理費	40,953	1,504	42,457				428	1,076	13委託料	1,504
(3)維持補修費	203,597	5,215	213,812				5,215	15工事請負費	5,215	校舎営繕工事費追加
4学校建設費	668,442	△ 6,113	662,329		49,930		△56,043			
鶴山台小学校増改築事業	39,740	3,200	42,940		3,200			17公有財産賃	3,200	校舎買収費追加
(8)核新設事業	79,261	△ 11,831	67,381				△11,880	15工事請負費	△11,880	更正減
鶴山台北小学校新設事業	50,569	2,567	53,136				2,567	15工事請負費	2,567	体育器具等設置工事費
(3)中学校費	473,234	453	473,687	12,512	18,600	290	6,251			

1 學校管理費	122,040	453	122,493			290	163		
(2)一般管理費	21,820	453	22,273			290	163	13委 記 料	453 助松園地生徒委託料 追加
歲 出 合 計	9,620,926 △ 414,056	9,206,870	△ 157,460	△ 35,635	△ 133,132	△ 87,829			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調

区分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中 増減見込額					当該年度中 現在高 見込額
			補正前の額	補正額	補正後の額	当該年度中 元償還込額		
1. 普通債	2,755,764	4,419,145	1,649,915	△ 146,035	1,503,880	183,342	5,739,683	
(1) 総務	355,36	73,608	113,800	△ 29,100	84,700	1,236	157,072	
(2) 土木	433,106	586,265	297,600	△ 99,300	198,300	75,491	709,074	
(3) 教育	1,254,605	1,675,471	467,500	50,000	517,500	45,101	2,147,870	
(4) 公営住宅	258,556	529,616	229,100	△ 39,600	189,500	7,010	712,106	
(5) 民生	282,091	406,010	385,980	△ 21,945	364,035	24,403	745,642	
(6) 衛生	167,000	288,600	61,735	1,010	62,745	9,461	341,884	
(8) 消防	238,169	354,699	47,300	600	47,900	12,998	389,601	
(10) 農林水産			20,700	△ 7,700	13,000		13,000	
2. 災害復旧	111,606	109,061	3,900	1,300	5,200	4,620	109,641	
(1) 土木	13,609	14,542	3,900	500	4,400	1,301	17,641	
(4) 農林				800	800		800	
合計	3,005,420	4,614,256	1,626,209	△ 144,735	1,481,474	198,112	5,897,618	

- 議長（坂上国治君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただ今ご上程いただきました報告第2号、専決第1号についてご説明申し上げたいと存じます。

昭和48年度和泉市一般会計補正予算第8号は、去る3月30日専決処分させていただきました。これは昭和48年度最終時点において、補助金並びに起債額が決定されたので、これに伴う関係財源の調整をおもにいたしておりますが、一部歳出につきましても財政事情を勘案いたしまして、昭和48年度内に補正を必要とする事項のみについてこの際、補正させていただいたものでございます。事情ご賢察いただき、ご了承賜りますようお願い申し上げます。それでは内容についてご説明申し上げます。

初めに議案書2ページ、予算書の第1条にござりますように、歳入歳出予算をそれぞれ4億1,405万6千円を減額し、補正後の予算額を92億687万円と定めたものでございまして、補正の款項の区分及び金額は第1表の通りであります。第2条は、地方債の変更でございまして、各種起債の限度額の補正及び金融情勢等によりまして償還方法等をも変更させていただいたもので、その詳細は第2表の通りでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書の内容についてまず歳出からご説明申し上げたいと存じます。

30頁からでございます。

初めに民生費でございますが、老人福祉センター建設事業費の公有財産購入費等の一部不用額が生じたため、1,530万円を減額させていただいたものでございます。

衛生費につきましては、診療所開設による大阪府補助金確定に伴う所要措置といたしまして125万円。泉大津への伝染病患者収容事務委託料212万3千円を追加し、衛生費として計3,373万円を追加いたしました。

農林水産業費につきましては、農免道路事業費の負担金等の減額666万3千円でございます。

次に土木費でございますが、道路橋梁費につきましては、国の総需要抑制による事業執行の繰り延べと、補助認承額の変更により、1億5,435万円を減額したものでございます。都市計画費につきましても、総需要抑制等による事業費削減により、2億4,217万2千円を減額したものでございます。

教育費につきましては、小学校費といたしまして、泉大津へ委託いたしております児童の委託料150万4千円及び校舎營繕工事費521万5千円を。起債の増額による鶴山台南小学校公有財産購入費で320万円追加し、学校建設費で931万3千円を減額いたしたものでござ

います。

中学校費につきましては、泉大津市へ委託いたしております生徒の委託料4,5万3千円を追加し、教育費といたしまして、1,05万9千円追加したものでございます。

以上が歳出予算の内容でございまして、追加4,43万2千円、更正減額4億1,848万8千円、差し引き4億1,405万6千円の減額と相なる次第でございます。

引き続きまして、歳入予算の内容についてご説明申し上げます。17ページからでございます。

初めに、自動車重量譲与税5,84万6千円及び自動車取得税交付金1,191万2千円につきましては、実績等を勘案し減額したものでございます。

負担金につきましては、公共下水道甲斐田川幹線負担金でございまして、事業費の繰り延べ等により、住宅公団の負担金1億3,385万円を減額したものでございます。

次に国庫支出金の国庫補助金につきましては、街路和泉中央線新設事業補助金、改良住宅建設事業補助金等を合わせ、2億1,506万1千円更正減額したものでございます。

府支出金の府補助金につきましては、改良住宅建設事業補助金等合計5,706万1千円を追加したものでございまして、改良住宅建設事業補助金は国庫からの組み替えでございます。

府支出金の府補助金につきましては、改良住宅建設事業補助金等合計5,706万1千円を追加したものでございまして、改良住宅建設事業補助金は国庫からの組み替えでございます。

次に諸収入でございますが、うち受託事業収入につきましては、小中学校児童生徒の受託に伴う収入といたしまして7,1万8千円を追加し、近畿圏嵩上げ補助金が一部翌年度交付となり7,007万1千円を更正減額し、総額6,935万3千円を更正減額したものでございます。

最後に市債でございますが、ほとんど全事業にわたり調整をいたしてございます。差し引き3,563万5千円を更正減額したものでございます。各事業ごとの増減の明細は、予算書第2表に記載した通りでございます。

以上が歳入予算の内容でございまして、追加5,760万1千円、更正減額4億7,165万7千円、差し引き4億1,405万6千円更正減額と相なる次第でございます。

以上が専決処分をさせていただきました一般会計予算の内容でございます。よろしくご承認賜わりたくお願いいたします。

○ 議長（坂上國治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告通り承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、報告第2号を承認することに決します。

○ 議長（坂上国治君） 日程第14「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例及び和泉市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第2号

和泉市税条例及び和泉市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例及び和泉市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和49年4月30日専決

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第13号

和泉市税条例及び和泉市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(和泉市税条例の一部改正)

第1条 和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則中見出しを削り、次の表の左欄に掲げる附則の項をそれぞれ同表の中欄に掲げる附則の条(項を併せ掲げているものにあっては、それぞれ当該条の項)とし、同欄に掲げる各条の前にそれぞれ同表の右欄に掲げる見出しを付する。

第1項	第1条	(施行期日等)
第4項	第2条	(個人の市民税の課税標準の特例)
第7項	第3条第1項	(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第8項	第2項	
第9項	第3項	
第5項	第4条	(昭和46年度分の個人の市民税に関する特例)
第6項	第5条	(昭和40年度分の個人の市民税に関する特例)
第2項	第6条	(昭和39年度分の固定資産税の納期の特例)
第3項	第7条	(電気ガス税の賦課徴収に関する申告の特例)

第2条 和泉市税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 電気ガス税(第40条・第41条)」を「第6章 電気税及びガス税(第40条—第41条の6)」に改める。

第3条第1号中「電気ガス税」を「電気税」と「ガス税」に改める。

第14条の3中「100分の10.7」を「100分の14.5」に改める。

第18条第3項中「法第321条の4第6項」を「法第321条の4第5項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納稅義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から翌年の4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納稅義務者からの申出があり、かつ、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で、当該月割額の全額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払

されないこととなったときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

第30条の4第1項第3号中「床面積」の次に「、居住の用に供する部分の床面積」を、「年月日」の次に「並びにその上に存する住居の数(法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。)」を加える。

第37条の2を次のように改める。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第37条の2 市長は、身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神薄弱者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神薄弱者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者若しくは精神薄弱者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)あっては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)又は厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下第4号において「療育手帳」という。)、道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)及び当該者が使用する軽自動車等を呈示するとともに、次の各号に指げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳又は療育手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

第6章を次のように改める。

第6章 電気税及びガス税

(電気税等の税率)

第40条 電気税の税率は、100分の6とする。

2 ガス税の税率は、100分の5とする。

(電気税等の特別徴収義務者の指定)

第41条 法第495条の規定により、電気事業者又はガス事業者を電気税又はガス税(以下「電気税等」という。)の特別徴収義務者に指定する。

(電気税等の納期限)

第41条の2 前条の特別徴収義務者は、毎回その月に徴収すべき電気又はガスの料金に対する電気税等を徴収し、その翌月の末日(12月にあっては、28日)までに、規則で定めるところによって、納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(普通徴収の方法による電気税等の納期)

第41条の3 普通徴収の方法によって徴収する電気税等の納期は、前月分について、毎月1日から末日(12月にあっては、28日)までとする。

(電気税等の納税義務者の申告義務)

第41条の4 普通徴収に係る電気税等の納税義務者は、電気税等について、規則で定めるところによって、前月分を毎月10日までに、市長に申告しなければならない。

2 前項の場合において正当な事由がなくて申告しなかったときは、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(電気税等に係る帳簿等の備付け)

第41条の5 電気税等の特別徴収義務者又は納税義務者は、規則で定めるところによって、帳簿等を備え付け、これを整備しなければならない。

2 前項の帳簿等は、1年間これを保存しなければならない。

(電気税等に係る非課税部分の申告)

第41条の6 法第489条及び第489条の2の規定の適用を受ける者は、規則で定めることによって、毎月10日までに、非課税部分について市長に申告しなければならない。

附則第6条を次のように改める。

(電気税の税率の特例)

第6条 第40条第1項の規定にかかわらず、法附則第31条各項に規定する電気に対して課する電気税の税率は、それぞれ同条各項に定めるところによる。

附則第7条の見出し中「電気ガス税」を「電気税」に改め、同条中「電気ガス税の納稅義務者は、法附則第31条第1項に規定する電気を使用した場合においては、前月中」を「前条の規定の適用を受ける納稅義務者は、毎年市長が指定する日（以下本条において「指定日」という。）までに、前年の指定日の属する月からその年の指定日の属する月の前月までの期間中」に、「前月中に支払った」を「当該期間中に支払った」に改め、「毎月10日までに、」及び同条ただし書を削り、同条の次に次の5条を加える。

(みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和50年度から昭和54年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得税法2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出することにつき國の稅務官署の承認を受けている所得割の納稅義務者がその者の所得税につき租稅特別措置法第25条の2第1項の選択をした場合には、その者の当該選択をした年の翌年の4月1日の属する年度以降の各年度分を除く。

（同条第7項の規定により同条第1項の選択をやめた年の翌年度の4月1日の属する年度以降の年度分を除く）の市民税の所得割の額は、第13条から第14条の2まで及び第14条の4の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 前年のみなし法人所得額（租稅特別措置法第25条の2第2項第1号に規定するみなし法人所得額をいう。以下本条において同じ。）に100分の23.9（みなし法人所得額のうち700万円を超える部分の金額については、100分の34.1）を乗じて計算した金額に100分の12.1を乗じて計算した金額

(2) 前年の次項の規定による総所得金額並びに退職所得金額及び山林所得金額につき、第13条から第14条の2まで及び第14条の4の規定により計算した市民税の所得割の額に相当する金額

2 前項に規定する者の前年の総所得金額は、第13条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 前年の不動産所得の金額及び事業所得の金額がないものとみなし、かつ、前年の事業主報酬の額（租稅特別措置法第25条の2第1号に規定する事業主報酬の額をいう。）を給与所得に係る収入金額とみなした場合における前年の総所得金額

(2) 前年のみなし法人所得額の100分の72（みなし法人所得額のうち700万円を超える部分の金額については、100分の60）に相当する金額を法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けた利益の配当とみなした場合における前年の配当所得の金額

3 第1項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第25条の2第5項の規定の適用を受けている場合におけるその者の当該年度分の市民税の所得割の額は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 第1項の規定により計算した市民税の所得割の額
- (2) 前年の過大報酬額(租税特別措置法第25条の2第5項に規定する過大報酬額をいう。以下本号において同じ。)に100分の28(みなし法人所得額に過大報酬額を加算した金額が700万円を超える場合には、過大報酬額のうちその超える部分の金額に達するまでの金額については、100分の40)を乗じて計算した金額に100分の12.1を乗じて計算した金額

4 第1項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第26条第1項に規定する者に該当する場合におけるその者に係る第1項及び第2項の規定の適用については、その者のこれらの規定に規定する前年のみなし法人所得額は、同法第25条の2第6項の規定によるその者の前年のみなし法人所得額による。

5 前各項に定めるものほか、第1項に規定する税額の計算の細目その他同項の規定の適用については、施行令附則第16条の2第9項から第11項に規定するところによる。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第9条 当分の間、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第28条の6第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として施行令附則第16条の3第3項に規定するところにより計算した金額(以下本項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいすれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

- (1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により適用される第13条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100の8に相当する金額
 - (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額につき本項の規定の適用がないものとした場合に算出される市民税の所得割の額として施行令附則第16条の3第3項に規定するところにより計算した金額の100分の110に相当する金額
- 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等(租税特別措置法第28条の6第1項に規定する土地の譲渡等をいう。)が同条第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条第2項に規定するところにより証明がされた

ものについては、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(2) 第14条の4の規定の適用については、同条中「所得割の金額」とあるのは、「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第10条 昭和46年度から昭和51年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第13条及び第14条並びに第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額から同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の特別控除額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第38条第1項若しくは第2項又は第33条第4項若しくは第37条第5項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により計算される当該特別控除額）を控除した金額（第3項第1号の規定により適用される第13条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に相当する課税長期譲渡所得額に対し、100分の4（昭和46年度分及び昭和47年度分については100分の2.7とし、昭和48年度分及び昭和49年度分については100分の4（昭和46年度分及び昭和47年度分については100分の2.7とし、昭和48年度分及び昭和49年度分については100分の3.4とする。）の税率を適用して市民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第14条の4の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条 前条第1項の場合において、同項に規定する譲渡所得が租税特別措置法第31条の2第1項に規定する譲渡所得に該当するときは、当該譲渡所得に係る昭和49年度から昭和51

年度までの各年度分の個人の市民税については、前条第1項中「100分の4(昭和46年度分及び昭和47年度分については100分の2.7とし、昭和48年度分及び昭和49年度分については100分の3.4とする。)」とあるのは、「100分の3.4(昭和49年度分については、100分の2.7)」とする。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第15条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第15条の2第1項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第12条 昭和46年度から昭和51年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第13条及び第14条並びに第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

- (1) 短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第35条第1項、第36条第1項又は第38条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第4項において準用する附則第10条第3項第1号の規定により適用される第13条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。次号において「課税短期譲渡所得金額」という。)の100分の8に相当する金額
- (2) 課税短期譲渡所得金額から所得稅法第33条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額(前年中の同条第1項に規定する譲渡所得で附則第10条第1項及び本項の規定に該当しないものの金額の計算上控除される金額があるときは、当該金額を控除した残額)を控除した残額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額
- 2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得稅法その他所得稅に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいり。

3 第1項の規定は、同項に規定する譲渡所得で、その基準となる土地等の譲渡（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等の譲渡をいう。）が同法第28条の6第2項第1号から第3号まで、第6号又は第7号口に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第14条に規定するところにより証明がされたものについては、適用しない。

4 附則第10条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「附則第1.0条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「附則第1.2条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「附則第1.0条第1項の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「附則第1.2条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（和泉市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 和泉市税条例の一部を改正する条例（昭和48年和泉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第3項を削る。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

（市民税に関する規定の適用）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分（新条例第2.3条の2の規定によって課する所得割（以下この条において「分離課税に係る所得割」という。）に関する部分を除く。）は、昭和49年度分の個人の市民税から適用し、昭和48年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 昭和49年に支払うべき退職手当等で同年4月1日（以下「適用日」という。）前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき所得税法及び災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和49年法律第15号）による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例によって算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額（以下この条において「改正後の市民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、改正前の和泉市税条例第2.3条の7に規定する納入申告書に、改正後の市民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。

3 前項に規定する場合には、昭和49年中に支払うべき退職手当等に係る新条例第23条の3の規定の適用については、同条中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和49年4月1日前に支払われた退職手当等にあっては、和泉市税条例の一部を改正する条例（昭和49年和泉市条例第13号）附則第2条第2項に規定する改正後の市民税の退職所得割額）」とする。

4 新条例第14条の3の規定は、昭和49年5月1日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税額に係る法人の市民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

（電気税に関する規定の適用）

第3条 新条例の規定中電気税に関する部分は、適用日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあっては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあっては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第4条 新条例の規定中ガス税に関する部分は、適用日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあっては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあっては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの）については、なお従前の例による。

2 昭和49年10月1日前に使用したガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあっては、同日前に収納すべき料金に係るもの）については、新条例第40条第2項中「100分の5」とあるのは、「100分の6」と読み替えるものとする。

（みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例に関する規定の適用）

第5条 新条例附則第8条の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和48年法律第16号。次条において「昭和48年の租税特別措置法改正法」という。）附則第5条の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第25条の2の規定の適用を受けた場合には、その者の昭和49年度分の個

人の市民税についても、適用する。この場合において、新条例附則第8条第1項中「昭和50年度」とあるのは「昭和49年度」と、「100分の23.9」とあるのは「100分の23.6」と、「700万円」とあるのは「300万円」と、「100分の34.1」とあるのは「100分の29.6」と、「100分の12.1」とあるのは「100分の9.1」と、同条第2項中「前年の不動産所得の金額」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和48年法律第16号）附則第5条第1項に規定する指定期間における不動産所得の金額」と、「100分の72」とあるのは「100分の73」と、「700万円」とあるのは「300万円」と、「100分の60」とあるのは「100分の66」と、同条第3項中「700万円」とあるのは「300万円」と、「100分の40」とあるのは「100分の36.75」と、「100分の12.1」とあるのは「100分の9.1」とする。

- 2 新条例附則第8条の規定の適用については、昭和50年度分の個人の市民税に限り、同条第1項中「700万円」とあるのは「600万円」と、「100分の34.1」とあるのは「100分の32.4」と、同条第2項中「700万円」とあるのは「600万円」と、「100分の60」とあるのは「100分の62」と、同条第3項中「700万円」とあるのは「600万円」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例に関する規定の適用）

- 第6条 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が昭和48年の租税特別措置法改正法附則第6条各号に掲げる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の6第1項に規定する土地の譲渡等をいう。）を当該各号に掲げる日以後に行った場合について適用する。

（短期譲渡所得に係る市民税の特例に関する規定の適用）

- 第7条 新条例附則第12条第1項（租税特別措置法第32条第2項に規定する譲渡に係る同条第1項に規定する譲渡所得に関する部分に限る。）の規定は、適用日以後に租税特別措置法第32条第2項に規定する譲渡をする場合について適用する。

報告第3号参考資料

和泉市税条例及び和泉市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

1 和泉市税条例関係

新	旧
目 次	目 次
第1章 総則(第1条—第9条)	第1章 総則(第1条—第9条)
第2章 市民税(第10条—第23条の9)	第2章 市民税(第10条—第23条の9)
第3章 固定資産税(第24条—第30条の4)	第3章 固定資産税(第24条—第30条の4)
第4章 軽自動車税(第31条—第38条)	第4章 軽自動車税(第31条—第38条)
第5章 たばこ消費税(第39条)	第5章 たばこ消費税(第39条)
第6章 電気税及びガス税(第40条—第41条の6)	第6章 電気ガス税(第40条—第41条)
第7章 木材引取税(第42条—第51条)	第7章 木材引取税(第42条—第51条)
第8章 特別土地保有税(第52条—第56条)	第8章 特別土地保有税(第52条—第56条)
第9章 都市計画税(第57条—第60条)	第9章 都市計画税(第57条—第60条)
附 則	附 則
(税 目)	(税 目)
第3条 市税として課するものは、次に掲げるるものとする。	第3条 市税として課するものは、次に掲げるものとする。
(1) 普通税	(1) 普通税
市民税	市民税
固定資産税	固定資産税
軽自動車税	軽自動車税
市たばこ消費税	市たばこ消費税
電気税	電気ガス税
ガス税	木材引取税

新	旧
木材引取税	特別土地保有税
特別土地保有税	
(2) 目的税	(2) 目的税
都市計画税	都市計画税
(法人税割の税率)	(法人税割の税率)
第14条の3 法人税割の税率は、 <u>100分の14.5</u> とする。	第14条の3 法人税割の税率は、 <u>100分の10.7</u> とする。
(市民税の特別徴収)	(市民税の特別徴収)
第18条 略	第18条 略
2 略	2 略
3. 納税義務者である給与所得者が法第321条の4第5項の規定による申出をしたときは、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき所得割額及び均等割額の合算額（すでに特別徴収の方法によって徴収した金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収する。ただし、当該申し出でが翌年の2月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。	3. 納税義務者である給与所得者が法第321条の4第6項の規定による申出をしたときは、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき所得割額及び均等割額の合算額（すでに特別徴収の方法によって徴収した金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収する。ただし、当該申し出でが翌年の2月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
4 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から翌年の4月30日までの間ににおいて給与の支払を受けないこととなった場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があり、かつ、その者に	

新	旧
<p>対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で、当該月割額の全額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないとこととなったときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</p>	
<p>（住宅用地の申告等）</p> <p>第30条の4 住宅用地（法第349条の3の2に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。）の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称 (2) 住宅用地の所在及び地積 (3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、床面積、居住の用に供する部分の床面積、用途及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する住居の数（法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。） 	<p>（住宅用地の申告等）</p> <p>第30条の4 住宅用地（法第349条の3の2に規定する住宅用地をいう。以下本条において同じ。）の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称 (2) 住宅用地の所在及び地積 (3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、床面積、用途及び居住の用に供した年月日 (4) その他市長が必要と認める事項

新	旧
<p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 略 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第37条の2 市長は、身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神薄弱者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神薄弱者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者又は当該身体障害者若しくは精神薄弱者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、必要があると認めるもの（1台に限る。）に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）又は厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下第4号において「療育手帳」という。）、道路交通法</p>	<p>2 略 (身体障害者に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第37条の2 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車のうち必要があると認めるものに対しては、1台に限り、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 下肢、体幹その他に障害を有するもののうち規則で定めるものが所有する軽自動車で、もっぱらその者が運転するもの</p> <p>(2) 下肢等障害者のうち規則で定める重度の障害を有するもの（以下「重度下肢等障害者」という。）が所有する軽自動車で、その者と生計を一にする者がもっぱら当該重度下肢等障害者のために運転するもの</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の免除を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けないものにあっては、戦傷病者手帳。以下本項において同じ。）、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された運転免許証及び当該者が使用する軽自動車等を呈示するととも</p>

新	旧
<p>(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)及び当該者が使用する軽自動車等を呈示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳又は療育手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>第6章 電気税及びガス税 (電気税等の税率)</p> <p>第40条 電気税の税率は、100分の6とする。</p>	<p>に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 第32条に掲げる事項</p> <p>(2) 身体障害者手帳の番号及び交付年月日</p> <p>(3) 身体障害の箇所及び等級</p> <p>(4) 運転免許証の番号及び交付年月日並びに有効期限</p> <p>(5) 運転免許証の種類及び条件が附されているときは、その条件</p> <p>3 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の免除を受けている者について準用する。</p> <p>第6章 電気ガス税 (電気ガス税の特別徴収義務者)</p> <p>第40条 電気ガス税の特別徴収義務者は、</p>

新	旧
<u>2 ガス税の税率は、100分の5とする。</u>	電気事業者又はガス事業者とする。
	<u>2 前項の特別徴収義務者は、その供給する電気又はガスの使用者の納付すべき電気ガスの使用者の納付すべき電気ガス税を徴収しなければならない。</u>
	<u>3 第1項の特別徴収義務者に、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき電気ガス税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。</u>
(電気税等の特別徴収義務者の指定)	(電気ガス税の納期限の延長)
<u>第41条 法第495条の規定により、電気事業者又はガス事業者を電気税又はガス税(以下「電気税等」という。)の特別徴収義務者に指定する。</u>	<u>第41条 市長は、災害その他特別の事由がある場合で特に必要があると認めるときは、電気ガス税の特別徴収義務者又は納税者の申請によって、30日をこえない限度において、電気ガス税に係る納期限を延長することができる。</u>
(電気税の納期限)	<u>2 前項の申請をする者は、納期限までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。</u>
<u>第41条の2 前条の特別徴収義務者は、毎回その月に徴収すべき電気又はガスの料金に対する電気税等を徴収し、その翌月の末日(12月にあっては、28日)までに、規則で定めるところによって、納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。</u>	
(普通徴収の方法による電気税等の納期)	
<u>第41条の3 普通徴収の方法によって徴収する電気税等の納期は、前月分について、毎月1日から末日(12月にあっては、28日)までとする。</u>	

新	旧
(電気税等の納稅義務者の申告義務)	
<u>第41条の4 普通徵収に係る電気税等の納稅義務者は、電気税等について、規則で定めるところによって、前月分を毎月10日までに、市長に申告しなければならない。</u>	
<u>2 前項の場合において正当を事由がなくて申告しなかったときは、その者に対し、3万円以下の過料を科する。</u>	
(電気税等に係る帳簿等の備付け)	
<u>第41条の5 電気税等の特別徵収義務者又は納稅義務者は、規則で定めるところによって、帳簿等を備え付は、これを整備しなければならない。</u>	
<u>2 前項の帳簿等は、1年間これを保存しなければならない。</u>	
(電気税等に係る非課税部分の申告)	
<u>第41条の6 法第489条及び第489条の2の規定の適用を受ける者は、規則で定めるところによって、毎月10日までに、非課税部分について市長に申告しなければならない。</u>	
附 則	附 則
(施行期日等)	
<u>第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年度分の市税から適用する。但し、第33条の規定は、昭和36年度分の軽自動車税から適用する。</u>	<u>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年度分の市税から適用する。但し、第33条の規定は、昭和36年度分の軽自動車税から適用する。</u>
(個人の市民税の課税標準の特例)	
<u>第2条 昭和47年度から昭和51年度までの各</u>	<u>(昭和47年度分等の個人の市民税に関する特例) 4 昭和47年度から昭和51年度までの各</u>

新	旧
<p>の各年度分の個人の市民税に限り、第13条第2項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4の規定を除く。）」とする。</p> <p><u>(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</u></p> <p><u>第3条 第23条の4の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額」とする。</u></p> <p><u>2 第23条の7第2項の規定については、当分の間、同項中「法第328条の6第1項又は第2項に規定する税額」とあるのは、「法附則第7条第5項の規定を適用して算定される法第328条の6第1項又は第2項に規定する税額」とする。</u></p> <p><u>3 第23条の9の規定の適用については、当分の間、同条中「その年中における退職手当等の金額について第23条の3及び第23条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応する別表第3に掲げる税額」とする。</u></p> <p><u>(昭和46年度分の個人の市民税に関する特例)</u></p> <p><u>第4条 昭和46年度分の個人の市民税に限り、第13条第2項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法</u></p>	<p>年度分の個人の市民税に限り、第13条第2項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4の規定を除く。）」とする。</p> <p><u>7 第23条の4の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額」とする。</u></p> <p><u>8 第23条の7第2項の規定については、当分の間、同項中「法第328条の6第1項又は第2項に規定する税額」とあるのは、「法附則第7条第5項の規定を適用して算定される法第328条の6第1項又は第2項に規定する税額」とする。</u></p> <p><u>9 第23条の9の規定の適用については、当分の間、同条中「その年中における退職手当等の金額について第23条の3及び第23条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応する別表第3に掲げる税額」とする。</u></p> <p><u>5 昭和46年度分の個人の市民税に限り、第13条第2項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和45年法律第38号）附則第4</u></p>

新	旧
<p>令の規定（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和45年法律第38号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は読み替えてその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第8条の3の規定を除く。）」とする。</p> <p>（昭和40年度分の個人の市民税に関する特例）</p> <p><u>第5条 昭和40年度分の個人の市民税に限り、第19条第1項の規定の適用については、同項中「所得税法第38条」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第183条」とする。（電気税の税率の特例）</u></p> <p><u>第6条 第40条第1項の規定にかかわらず、法附則第31条各項に規定する電気に對して課する電気税の税率は、それぞれ同条各項に定めるところによる。（電気税の賦課徴収に関する申告の特例）</u></p> <p><u>第7条 前条の規定の適用を受ける納稅義務者は、毎年市長が指定する日（以下本条において「指定日」という。）までに、前年の指定日の属する月からその年の指定日の属する月の前月までの期間中に使用した電気（特別徴収に係る納稅義務者にあっては、当該期間中に支払った又は支払うべき料金に係る電気）についてその使用場所ごとの使用量及びこれに対する料金相当額（法律第488条に規定する料金相当額をいう。）又は料金を同項に規定する電気に該当する部分と同項に規定する電気以外の電気に該当する部分</u></p>	<p>条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は読み替えてその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第8条の3の規定を除く。）とする。</p> <p>6 昭和40年度分の個人の市民税に限り、第19条第1項の規定の適用については、同項中「所得税法第38条」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第183条」とする。</p> <p>2 昭和39年度分の固定資産税に限り、第27条第1項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。</p> <p>3 電気ガス税の納稅義務者は、法附則第31条第1項に規定する電気を使用した場合においては、前月中に使用した電気（特別徴収に係る納稅義務者にあっては、前月中に支払った又は支払うべき料金に係る電気）についてその使用場所ごとの使用量及びこれに対する料金相当額（法律第488条に規定する料金相当額をいう。）又は料金を同項に規定する電気に該当する部分と同項に規定する電気以外の電気に該当する部分</p>

新	旧
<p><u>第488条に規定する料金相当額をいう。)</u> <u>又は料金を同項に規定する電気に該当する部分と同項に規定する電気以外の電気に該当する部分との区分し、その明細を文書によって、市長に申告しなければならない。</u> <u>(みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第8条 昭和50年度から昭和54年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出することにつき國の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者がその者の所得税につき租税特別措置法第25条の2第1項の選択をした場合には、その者の当該選択をした年の翌年の4月1日の属する年度以降の各年度分(同条第7項の規定により同条第1項の選択をやめた年の翌年の4月1日の属する年度以降の年度分を除く。)の市民税の所得割の額は、第13条から第14条の2まで及び第14条の4の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。</u></p> <p>(1) 前年のみなし法人所得額(租税特別措置法第25条の2第2項第1号に規定するみなし法人所得額をいう。以下本条において同じ。)に100分の23.9(みなし法人所得額のうち700万円を超える部分の金額については、100分の34.1)を乗じて計算した金額に100</p>	<p><u>とに区分し、その明細を文書によって、毎月10日までに、市長に申告しなければならない。ただし、昭和47年5月31日後に同項に規定する電気を使用した場合においては、この限りでない。</u></p>

新	旧
<u>分の 1 2 1 を乗じて計算した金額</u>	
(2) 前年の次項の規定による総所得金額並びに退職所得金額及び山林所得金額につき第13条から第14条の2まで及び第14条の4の規定により計算した市民税の所得割の額に相当する金額	
<u>2 前項に規定する者の前年の総所得金額は、第13条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。</u>	
(1) 前年の不動産所得の金額及び事業所得の金額がないものとみなし、かつ、前年の事業主報酬の額（租税特別措置法第25条の2第2項第1号に規定する事業主報酬の額をいう。）を給与所得に係る収入金額とみなした場合における前年の総所得金額	
(2) 前年のみなし法人所得額の100分の72（みなし法人所得額のうち700万円を超える部分の金額については、100分の60）に相当する金額を法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受ける利益の配当とみなした場合における前年の配当所得の金額	
<u>3 第1項に規定する者がその者の前年分の所得税につき租税特別措置法第25条の2第5項の規定の適用を受けていふ場合におけるその者の当該年度分の市民税の所得割の額は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。</u>	

新	旧
(1) 第1項の規定により計算した市民税の <u>所得割の額</u>	
(2) 前年の過大報酬額（租税特別措置法第 25条の2第5号に規定する過大報酬額 をいう。以下本号において同じ。）に 100分の28（みなし法人所得額に過 大報酬額を加算した金額が700万円を 超える場合には、過大報酬額のうちその 超える部分の金額に達するまでの金額に ついては、100分の40）を乗じて計 算した金額に100分の12.1を乗じて 計算した金額	
4 第1項に規定する者がその者の前年分の 所得税につき租税特別措置法第26条第1 項に規定する者に該当する場合におけるそ の者に係る第1項及び第2項の規定の適用 については、その者のこれらの規定に規定 する前年のみなし法人所得額は、同法第25 条の2第6項の規定によるその者の前年の みなし法人所得額による。	
5 前各号に定めるもののほか、第1項に規 定する税額の計算の細目その他同項の規定 の適用については、施行令附則第16条の 2第9項から第1項に規定するところによ る。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民 税の課税の特例)	
第9条 当分の間、市民税の所得割の納稅義務 者が前年中に租税特別措置法第28条の	

新	旧
<p><u>6 第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として施行令附則第16条の3第3項に規定するところにより計算した金額（以下本項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>(1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第1号の規定により適用される第13条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の8に相当する金額</p> <p>(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額につき本項の規定の適用がないものとした場合に算出される市民税の所得割の額として施行令附則第16条の3第3項に規定するところにより計算した金額の100分の110に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基団となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の6第1項に規定する土地の譲渡等をいう。）が同条第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条第2項に規定する</p>	

新	旧
<p><u>ところにより証明がされたものについては</u> <u>適用しない。</u></p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。</p> <p>(1) 第13条の3の規定の適用については、 <u>同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) 第14条の4の規定の適用については、 <u>同条中「所得割の金額」とあるのは、「所得割の額及び附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第10条 昭和46年度から昭和51年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には当該譲渡所得について、第13条及び第14条並びに第14条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年の長期譲渡所得の金額から同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の特別控除額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項第35条第1項、第36条第1項若しくは第38条第1項若しくは第2項又は第33条第4項若しくは第37条第5項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により計算される当該特別</p>	

新	旧
<u>控除額)を控除した金額(第3項第1号の規定により適用される第13条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に相当する課税長期譲渡所得額に対し100分の4(昭和46年度分及び昭和47年度分については100分の2.7とし、昭和48年度分及び昭和49年度分については100分の3.4とする。)の税率を適用して市民税の所得割を課する。</u>	
<u>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいう。</u>	
<u>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u>	
(1) <u>第13条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</u>	
(2) <u>第14条の4の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	
<u>(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</u>	
<u>第11条 前条第1項の場合において、同項</u>	

新	旧
<u>に規定する譲渡所得が租税特別措置法第31条の2第1項に規定する譲渡所得に該当するときは、当該譲渡所得に係る昭和49年度から昭和51年度までの各年度分の個人の市民税については、前条第1項中「100分の4（昭和46年度分及び昭和47年度分については100分2.7とし、昭和48年度分及び昭和49年度分については100分の3.4とする。）とあるのは、「100分の3.4（昭和49年度分については、100分の2.7）」とする。</u>	
<u>2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けるとする年度分の第15条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第15条の2第1項の確定申告書を含む）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u>	
<u>（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）</u>	
<u>第12条 昭和46年度から昭和51年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む）</u>	

2. 和泉市税条例の一部を改正する条例関係

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 略 (特別土地保有税に関する規定の適用)</p> <p>2 改正後の和泉市税条例の規定中特別土地保有税に関する部分は、土地に対して課する特別土地保有税にあっては昭和49年度分から、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては昭和48年7月1日以後の土地の取得について適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (特別土地保有税に関する規定の適用)</p> <p>2 改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中特別土地保有税に関する部分は、土地に対して課する特別土地保有税にあっては昭和49年度分から、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては昭和48年7月1日以後の土地の取得について適用する。</p> <p>3 法附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用がある非住宅用地に対して課する昭和49年度分の特別土地保有税については、新条例第5.5条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「法附則第18条の2第1項又は第2項の当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とする。</p>

- 議長(坂上国治君) 報告の説明を願います。
- 総務部長(坂口礼之助君) それでは、ただ今ご上程をいただきました報告第3号、専決第2号、和泉市税条例及び和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、専決の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

ご承知の通り、昭和49年度の地方税法は、住民負担の軽減の合理化を図るため、市民税にかかる各種控除額の引き上げ、ガス税の税率の引き下げを図るかたわら、法人市民税の所得割の税率の引き上げなどの内容を盛り込んだ改正が行われました。これら地方税法の改正は、昭和49年度の市税から適用されることとなっていますので、急いで本市市税条例につきましても、所要の改正を行う必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたした次第でございます。事情で聴察のうえよろしくご了承賜りますようお願い申

し上げます。

それでは改正いたしました事項につきましては、以下、各条ごとにその内容をご説明申し上げます。

第1条は、この条例の第2条による市税条例の改正によって附則に多数の規定が加わり、複雑となりますので、従来の「頂建て」を「条建て」に改め、同時に規定順序の整理を図るものでございます。表に掲げてございますように、現行規定の第1項を第1条とし、同条の見出しを「施行期日等」とするもので、以下、第1項から第9項までを第1条から第7条までに表のよう整備いたしたものでございます。

第2条は、今回の地方税法の改正に伴う主要な改正内容でございまして、まず、市税条例の目次の中、第6章、「電気ガス税」を「電気税及びガス税」に改めるものでございます。この改正に伴いまして、市税条例第3条第1号中の「電気ガス税」をも同じく「電気税」、「ガス税」に改めるものでございます。これは昭和17年、国税として電気ガス税が創設されて以来、電気とガスは常に一体として課税されてきましたが、今回の改正により、電気に対して課税されるものを電気税とし、ガスに対して課税するものをガス税として、それぞれ独立の税目に分離されたものでございます。

第14条の3は、法人市民税の法人税割の税率の改正でございまして、「100分の10.7」を「100分の14.5」に改め、「100分の3.8」を引き上げようとするものでございます。

第18条は、市民税の特別徴収義務者の指定等に関する規定でございまして、「法第321条の4第5項に改正するものでございます。

第18条第4項は、市民税の特別徴収を受けていた納税義務者が勤務先を退職した場合、本人の申し出により、残りの税額を退職時に支給される給与、退職金等より一括徴収して納付することができるよう改正したものでございます。

第3.0条の4は、住宅用地の申告等について規定していますが、その申告事項に、「居住の用に供する部分の床面積」、「並びにその上に存する住居の数（法第3.4.9条の3の2第2項に規定する住居の数をいう）」を加えるものでございます。

第37条の2は従来は身体障害者が所有する軽自動車、又は、身体障害者等と生計を一にするもので運転する軽自動車については、身体障害者手帳等に基づき減免をいたしていましたが、今回の改正によって、精神薄弱者についても、療育手帳によって減免ができるように措置し、合わせてその手続きに必要な規定を新設いたしました。

続きまして、第6章、電気税及びガス税についてご説明申し上げます。

第40条より第41条の6につきましては、今回の改正により、電気税とガス税が分離され

たに伴う従来の規定の整備を行うものでございます。

まず、第40条は、電気税、ガス税の税率の改正でございまして、電気税については従来通り100分の6で、ガス税は、ガス使用の対象はほとんど家庭用であり、これらの事情を勘案されて1%引き下げ、100分の5といたしてございます。

第41条は、電気税等の特別徴収義務者の指定でございます。

第41条の2は、電気税等の納期限に関する規定でございまして、毎回、その月に徴収いたしました料金に対する電気税等は、翌月の末日(12月にあっては28日)までに納入するよう規定したものでございます。

第41条の3及び4につきましては、普通徴収による電気税等の納期と申告義務についてでございますが前月分を毎月10日までに申告しその月の末日までに納付することといたしております。

第41条の5は、電気税等にかかる帳簿の備え付けと、その1年間の保存の義務規定でございます。

第41条の6は、電気税等についての非課税の申告の義務付けの規定でございます。

附則第6条は、電気税の税率の特例についてでございまして、この特例規定は従前からあり、軽減税率適用の申請があった場合、綿織物業者については2%、毛織物業者については4%にそれぞれ軽減されておりますが、その軽減申請は、毎月10日までに提出することとなっていますが、事務の簡素化を図るため、その申請を年1回に改めるものでございます。

附則第8条は、今回新設されたみなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例でございまして、昭和48年度の租税特別措置法の改正によりみなし法人課税の選択制度が創設されました。これは個人事業所得者に法人に類似した課税方式を認めることで、この方式の採用により個人の経理を、事業関係とそれ以外とを区分し、事業経営の実態を明確にして、企業経営の近代化、合理化の促進に資しようとしたものでございまして、このことに関する課税の特例、すなわち、昭和50年度から昭和54年度分の個人の市民税に限り青色申告書を提出することについて税務署長等の承認を得ている者について、市民税所得割の額の計算方法の特例を設けるものでございます。その方法は、本条の第1項から第5項までの方法によることといたします。

第9条でございますが、これは土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例でございまして、昭和44年の土地税制の改正によって個人の譲渡所得についての重課措置が導入され、5年以内の短期保有の土地等及び昭和44年1月1日以後に取得した土地等を譲渡した場合には、その譲渡所得については、他の所得と分離し重課されることとなっています。

かしながら、不動産業者のように、土地をたな卸資産として購入し販売することを業としている場合や、土地等を造成して譲渡する場合には、譲渡所得ではなく、事業所得または雑所得として課税されるため、分離重課措置は適用されておりませんでしたが、今回の土地税制改正の一環として、法人の土地譲渡益に対しても重課されることとなりました。これと均衡を図るために個人の不動産業者等の土地譲渡益にも、重課制度が所得税について創設されましたのでこれに対応して、市民税についても今回の課税特例制度が創設されることとなったのでございます。

第10条、第12条につきましては、昭和46年度より課税の特例が設けられていたのですが今回、新しく設けられた市街化農地に対する課税の特例の措置と関連いたしまして条例に規定いたしたものでございます。第10条は、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例でございまして、長期譲渡所得を有する場合は、他の所得と区分し46年、47年度分については、100分の2.7、48年、49年度分については100分の3.4、50年、51年度分については100分の4の税率を適用することいたしております、第12条は、短期譲渡所得に関する規定で、短期譲渡所得額の100分の8に相当する額と、課税短期譲渡所得額から特別控除をした残額と、当該年度の課税総所得金額とを合算して計算した所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割額を控除した金額の100分の110に相当する額のどちらが多い方の額を市民税の所得割として課することいたしております。

第11条は、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございますが、特定市街化区域農地、いわゆるA農地、B農地を宅地の用に供するために譲渡した者に対する譲渡所得については、5%の税額の軽減が出来るよう所得税法の改正が行われました。これに対応して、市民税についても課税の特例を設けるものでございまして、第10条第1項の場合においては、100分の4とありますのを100分の3.4と、昭和49年度分については、100分の3.4とあるのを100分の2.7に、それぞれ軽減するものでございます。

第3条についてでございますが、市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。つまり、附則第2項中『以下「新条例」という』、並びに附則第3項を削るものでございます。この附則は、昨年7月に行いました市税条例の一部を改正する条例の附則を改正するものでございまして今回の地方税法の改正により、その根拠規定が削除されたので、これに基づき所要の整理を行うものでございます。

それでは、次に附則についてご説明申し上げます。

附則第1条は、この条例の施行期日等を定めるものでございまして、公布の日から施行し、昭和49年4月1日より適用することいたしてございます。

第2条は、市民税に関する規定の適用でございまして、昭和49年度分の個人市民税から適用し、昭和48年度分までの個人の市民税についてはなお従前の例によることといたしてございます。

同条第2項及び第3項につきましては、4月1日に昭和49年度より退職手当等の控除額の引き上げについて改正が行われているが、これに関連して、4月1日以前に退職手当等が支払われその際所得割をすでに納入している場合の改正後の取り扱いについて規定いたしたものでございます。

第4項は、法人市民税の法人税割の改正規定の適用期日を定めるもので、昭和49年5月1日以後に終了する事業年度分の法人の市民税に適用し同日前のものは、なお従前の例によることといたしてございます。

第3条は、電気税に関する規定の適用で、適用日以後に使用する電気に対して課する電気税から適用することといたしており、第4条は、ガス税に関する規定の適用で、昭和49年10月1日前に使用したガスに対して課すべきガス税については、従前通り、100分の6の税率が適用されることといたしてございます。

第5条は、なし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例に関する規定の適用について規定したもので、昭和49年度分及び昭和50年度分に対する適用規定を定めたものでございます。

第6条及び第7条は、土地の譲渡等に係る事業所得等及び短期譲渡所得に係る市民税の課税の特定に関する規定の適用について規定いたしたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。

本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。本件を報告通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第3号を承認することに決します。

○ 議長（坂上国治君） 日程第15「専決処分の承認を求めるについて」（昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

専決第3号

昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

昭和49年度和泉市の国民健康保険事業特別会計予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ1,1884千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ1,109,048千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

昭和49年5月31日専決

和泉市長 藤木秀夫

第1表 正補予算出入口歳入歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		63,349.1	1,188.4	64,537.5
1. 國庫負担金		59,321.5	1,188.4	60,509.9
歳入合計		1,097,164	1,188.4	1,109,048

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰上充用金			1,188.4	1,188.4
1. 前年度繰上充用金			1,188.4	1,188.4
歳出合計		1,097,164	1,188.4	1,109,048

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

科 目	補正前の額	補 正 領	計	節			説 明
				区	分	金	
(4) 国庫支出金	63,349千円	11,884千円	64,537千円				円
(1) 国庫負担金	59,321千円	11,884千円	60,509千円				円
2. 費 用 担 付 金	56,505千円	11,884千円	57,693千円	2.過 年 度	分	11,884千円	過年度分療養費給付賃医庫負担金追加
歳 入 合 計	109,716千円	11,884千円	110,904千円				

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 領	計	補正額の財源内訳			説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分 金	
(7) 繰上充用金	千円	11,884千円	11,884千円	國 支出金	府 地 方 債	そ の 他	円
(1) 前 年 度		11,884千円	11,884千円	11,884千円			
1. 繰上充用金		11,884千円	11,884千円	11,884千円			
歳 出 合 計	1,097,164千円	11,884千円	1,109,048千円				
				22.補償被扶助及 23.賠償金	11,884千円	前年度繰上充用金	

- 議長（坂上国治君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただ今ご上程いただきました報告第4号、専決第3号、昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。84ページでございます。

昭和48年度の国民健康保険事業特別会計は、1,188万4千円の歳入不足が生じましたので、この不足額を補てんすべく、地方自治法施行令第166条の2の規定により、繰上充用措置を行った次第でございます。これに必要な財源は、全額国庫支出金を充当するよう措置いたしてございます。

この赤字発生の原因は、療養給付費国庫負担金約1,400万円は、翌年度で交付されることとなったことによるものでございます。

以上、簡単にございますが、内容の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、報告第4号を承認することに決します。

-
- 議長（坂上国治君） 日程第16「専決処分の承認を求めるについて」（昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算第1号）を議題といたします。
 - 報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第5号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 犀木秀夫

専決第4号

昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

昭和49年度和泉市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ11,540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ223,159千円とする。

2. 歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和49年5月31日専決

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.国庫支出金		100,500	11,540	112,040
	1.国庫負担金	100,500	11,540	112,040
歳入合計		211,619	11,540	223,159

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2.繰上充用金			11,540	11,540
	1.前年度繰上充用金		11,540	11,540
歳出合計		211,619	11,540	223,159

土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

科 目	補正前の額	計	節 分 金額			説 明
			区	分	金額	
①国庫支出金	100,500 千円	115,400 千円	112,040 千円			円
(1)国庫負担金	100,500	115,400	112,040			
1. 土地区画整理事業負担金	100,500	115,400	112,040	1. 第2施設整備費負担金	11,540	第2施設整備費負担者負担金追加
歳入合計	211,619	115,400	223,159			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	計	補正額の財源内訳			説 明
			特	定	時	
			國 支	府 地	方 債	その他の一般財源
②繰上充用金	千円	11,540	11,540	11,540	千円	千円
(1)前年度繰上充用金		11,540	11,540	11,540		
1. 前年度繰上充用金		11,540	11,540	11,540		
歳出合計	211,619	11,540	223,159	11,540		22.補償補助金 11,540 前年度繰上充用金

- 議長（坂上国治君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただ今ご上程いただきました報告第5号、専決第4号、昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げたいと存じます。89ページでございます。

昭和48年度の土地区画整理事業特別会計は、1,154万円の歳入不足が生じましたので、この不足額を補てんいたすべく、地方自治法施行令第166条の2の規定により、繰上充用措置を行った次第でございます。これに必要な財源は、全額国庫支出金を充当するよう措置いたしてございます。

以上でございます。何とぞよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 専決処分の中で当然、土地区画整理事業もあるんだと思いますが、これは何一つ事業をされてない。これも食いつぶしですが、開道の回途はどうなってるんか、報告していただきたい。
- 議長（坂上国治君） 答弁。

- 建設部長（中塚白君） お答え申し上げます。

ただ今ご指摘のことにつきましては、本事業は現在、進捗はしてございません。しかし、これは事業決定以来、大半は特別会計で担当する職員の給与を見込んでおりました関係上、その分が累積の赤字になってございます。現在は一応、給与面は一般会計から計上しておりますが、特別会計を創設した当時は、この中から職員の給与は出しておったわけでございまして、その分が大半を占めております。そのほかに調査測量費とかございますが、事業費関係については入ってございません。

なお、現在の概況について簡単に申し上げますと、一応、区画整理をやめるということで折衝は進めてございます。これは第2阪和特別委員会の中でもいろいろ論議をやっておるわけでございますけれども、現時点では、当初の減歩率を引き下げる工事をやるという形で地元と折衝中でございますが、たまたま、近隣の高石がやっておる中で遺跡が出て参ってございます。このへんの問題もございまして、それについての調査等を行ってございますので、事業の進捗がやや遅れるんじゃないかなということでございます。また、遺跡の出るぐあいによりましては、区画整理が当初通りに出来るかどうか、今のところ不確定要素が残ってる現状でございます。

以上、簡単ですが、現在の概況をご報告申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、報告第5号を承認することに決します。

○ 議長（坂上国治君） 日程第17「昭和48年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第6号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書について

大阪府和泉市一般会計継続費の昭和48年度割額に係る歳出予算の経費のうち支出を終わらなかったものにつき、次のとおり遡次繰越しをしたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

昭和48年度大阪府和泉市一般会計繰越預算計算書

款項	事業名	昭和48年度繰越予算現額			支出額	残額	額	翌年度過	左の財源			市債
		予算	前年度過	次繰越額					特定財源	既收支額	國庫支	
8. 土木費	(仮称) 和泉第一 団地改良 住宅建設 事業	1,251,682, 000	237,141, 000	209,780, 030	446,921, 000	227,065, 000	219,856, 000	219,856, 000	63,000	52,099, 000	145,094, 000	22,600, 000
	(仮称) 和泉第二 団地改良 住宅建設 事業	1,043,465, 000	463,622, 000	463,622, 000	320,633, 362	142,988, 618	142,848, 000	142,848, 000	16,000, 000	89,539, 000		34,300, 000
	合計	2,295,147, 000	700,763, 000	209,780, 000	910,543, 000	547,698, 382	362,844, 618	362,704, 000	16,000, 000	141,638, 000	145,094, 000	56,900, 000

- 議長（坂上国治君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただ今ご上程いただきました報告第6号、昭和48年度大阪府和泉市一般会計継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。94ページでございます。

これは（仮称）和泉第1団地改良住宅120戸の建設事業費及び（仮称）和泉第2団地改良住宅46戸の建設事業費でございまして、すでにご議決をいただき、継続費の設定をさせていただいているものでございます。

（仮称）和泉第1団地改良住宅改良住宅建設事業につきましては、昭和47年度から3カ年の継続費として、その総額は12億5,168万2千円で、昭和48年度の年割額が4億4,692万1千円でございまして、このうち2億2,706万5千円は48年度で支出いたしましたが、支出が終わらなかった2億1,985万6千円を、翌年度へ繰越しいたすべく措置いたしました次第でございます。

なお、（仮称）和泉第2団地改良住宅建設事業費につきましては、昭和48年度から2カ年の継続費として、その総額は10億4,346万5千円で、昭和48年度の年割額は、4億6,362万2千円でございまして、このうち3億2,064万3千円を昭和48年度で支出いたしましたが、支出が終わらなかった1億4,284万8千円を、翌年度へ繰越しいたすべく措置いたしました次第でございます。

以上、簡単ですが、説明を終ります。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） この継続の問題であります。結局、継続である以上は年数がある。その間に契約変更もしくは単価アップという問題についての年割りの変更がどのようにするんか。それは別の問題として出すんかどうか。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 総務部理事（庄司清君） お答えさせていただきます。

ご報告申し上げております2件につきましては、この120戸分につきましては、現在、工事に着工しております。その分についての今後の進捗状況、それから資材高騰等の影響によりまして変更の必要が生じた場合には、継続費の総額の変更、そして年割額の変更を行うことになると思います。当然、やらなければならない手続きでございますので、そういう事態が生じましたら行います。

- 18番（直村静二君） 行うとして、ここに出ておるのは何ら変更してない。
- 総務部理事（庄司清君） 変更はいたしておりません。

- 18番（直村静二君） その変更した分はどういう形で出すんか。補正を組むか違うか、また、議案として出すんか、そのへんを聞いておきたい。
- 総務部理事（庄司清君） 繼続費繰越計算書でございますが、継続費の設定の変更をご議決いただくわけでございます。その内容につきましては、総額変更あるいは年割額の変更ということでご議決いただることになるわけでございます。
- 18番（直村静二君） そうすると、もうかなり変更の時期が来てると思う。第1、第2についてでは、この議会に出すのか。
- 総務部理事（庄司清君） これは120戸分で第1回、今年3月ですか、一応、第1回の変更のご議決を賜ってございまして、現在、その額になっておるわけでございます。
- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、報告第6号を終わります。

-
- 議長（坂上国治君） 日程第18「昭和48年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第7号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について

昭和48年度大阪府和泉市一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

昭和 48 年度大阪府和泉市一般会計繰越明許債権計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入	左の財源			一般財源
						特定財源	国庫支出金	府支出金	
3.民生費	2.社会福祉費	老人福祉センター建設事業	76,366,000	55,265,000	円	円	22,411,000	円	1,534,000 円
8.土木費	4.都市計画費	環境改善区内地浸水対策事業	7,500,000	7,500,000				31,320,000	
		南大阪湾岸流域下水道事業	5,288,000	5,288,000	1,500,000		6,000,000	1,500,000	
		甲斐田川公共下水道事業	63,900,000	62,182,000	28,202,000	25,550,000	6,390,000		2,030,000
	5.住宅費	公団住宅建設事業	65,766,000	55,766,000			23,586,000		15,000,000 17,180,000
		合 計	218,820,000	186,001,000	29,702,000	49,146,000	34,801,000	51,020,000	2,030,000 19,302,000

- 議長（坂上国治君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは報告第7号、昭和48年度大阪府和泉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第144条第2項の規定によりご報告申し上げます。

内容についてご説明申し上げたいと存じます。96ページでございます。

去る3月の定例市議会においてご議決を賜りました昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算第6号のうち、第3条で老人福祉センター建設事業7,636万6千円、環境改善整備地区内浸水対策事業750万円、南大阪湾岸流域下水道事業528万8千円、甲斐田川公共下水道事業6,390万円、公営住宅唐国団地建設事業6,576万6千円の5件を、工事見通し等を勘案し、翌年度で執行出来るように定めていただいたものでございます。各事業の議決限度額と繰越額とに、3,281万9千円の差がございますが、これにつきましては、年度内執行の増及び一部事業の不執行によるものでございまして、繰越額1億8,600万1千円と相なるものでございます。

財源といたしましては、既収入特定財源のほか、未収入特定財源等でございまして、これにつきましては、いずれも関係機関の承認を得ているものでございます。

なお、一般財源1,930万2千円につきましては、48年度より繰り越すことにして、昭和49年度の財政運営に影響を及さないよう措置いたしたものでございます。よろしくご了承賜りたくお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、報告第7号を終わります。

-
- 議長（坂上国治君） 日程第1.9「昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し、繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第8号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算事務取扱規則

款項	事業名	左の内訳		翌年度		左の内訳		未収入		特定財源		一般財源
		支出負担	行為額	支出席額	支出未済額	既 収 入	特 定 財 源	国庫支出金	府支出金	市	債	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	環境改善側備業	円 129,751,860	円 123,851,860	円 5,900,000	円 5,900,000		円 4,720,000	円 1,180,000			円
		阪和整線事										
	5. 住宅費	改良住宅事業	円 997,129,000	円 804,545,000	円 192,584,000	円 192,584,000		円 33,839,000	円 131,137,000	円 17,608,000	円 10,000,000	
	合計		円 1,126,880,860	円 928,396,860	円 198,484,000	円 198,484,000		円 33,839,000	円 131,137,000	円 22,328,000	円 11,180,000	

- 議長（坂上国治君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは報告第8号、昭和48年度大阪府和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

阪和東側1号線整備事業の築造工事につきましては、泉北環境整備施設組合施行の尾井幹線工事と相関連いたすもので、同工事の遅延により、本市の整備工事も遅延いたしまして、590万円の支出が年度内に出来得ませんでした。

また、改良住宅建設事業1期分については、昨年よりの資材入手難のため、施行が遅延いたしましたものでございます。

これらの事情のため、地方自治法第220条第3項のただし書の規定により、事故繰越しの措置をとらせていただいた次第でございます。財源といたしましては、既収入特定財源のか、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。よろしくご了承賜りたくお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、ご意見ないものと認め、報告第8号を終わります。

-
- 議長（坂上国治君） 日程第20「昭和48年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第9号

昭和48年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項前段の規定による和泉市水道事業会計継続費昭和48年度年割額の繰越の使用に関する計画について、同項後段の規定により次のとおり報告する。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

昭和48年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書

款項	事業名	48年度継続費予算額			翌年度通次 繰越額に係 る財源内訳	翌年度運次 繰越額に係 る財源内訳	翌年度運次 繰越額に係 る財源内訳	
		総額	前年 度 額	計		支払義務	残額	次繰越額
資本的支出	和泉上水道 第3回拡張 事業費	1,573, 000,000	190,000, 000	104,070, 804	294,070, 804	290,959, 564	3,111,240	3,111,240
建設改良費								0

- 議長（坂上国治君） 報告の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） ただ今上程されました報告第9号、昭和48年度和泉市水道事業会計継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本件は、和泉上水道第3回拡張事業費の継続費でございまして、継続費の総額は、15億7,300万円でございます。48年度の年割額といたしましては、2億9,407万8,04円でございます。そのうち48年度中に支払義務が発生いたしました額は、2億9,095万9,564円でございまして、残額311万1,240円は、そのまま翌年度へ繰り越しいたすものでございます。

翌年度繰り越しに係る財源内訳といたしましては、損益勘定留保資金でこれに充てたいと考えております。

以上でございます。どうかよろしくご承認下さいようお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、ご意見ないものと認め、報告第9号を終わります。

-
- 議長（坂上国治君） 日程第21「和泉市土地開発公社昭和48事業年度決算書類提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第10号

和泉市土地開発公社昭和48事業年度決算書類提出について
地方自治法第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和48事業年度決算
に関する書類を別紙のとおり議会に提出する。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

昭和49年5月29日

和泉市土地開発公社

理事長 藤木秀夫 殿

和泉市土地開発公社

監事 山本武雄 殿

監事 田中槍 殿

昭和48事業年度和泉市土地開発公社一般会計

歳入歳出決算の監査結果について

定款第7条第5項の規定により、昭和48事業年度和泉市土地開発公社一般会計歳入歳出決算及び証書類を審査した結果は、次のとおりである。

記

理事長より提出された決算書に基づき関係帳簿並びに証書類を審査の結果その収支は正確である事を認めます。

事 業 報 告 書

和泉市土地開発公社は昨年4月2日に公有地の拡大の推進に関する法律に基づき財團法人和泉市開発協会から組織変更して1年になりました。

本市は数年前から急激に人口が増加し、これに伴う公共施設の整備は市の重要施策であり都市計画施設並びに環境改善整備事業用地等の需用は1段と増大しております。

これが為、公社における用地の先行取得事業も市の発展とともに増加し、本年度決算額も51億円に達し驚異的な伸びを示しております。また借入金にいたしましても住友、泉州両行をはじめ大阪府都市整備協会、大阪府同和対策施設建設用地先行取得資金の貸付金融機関より借入いたしました額は、3,932,781千円であります。

この資金により先行取得いたしました用地は環境改善整備事業並びに一般公共事業用地を含めまして6,037.1m²総額3,091,388千円であります。また公社において取得いたしました用地を和泉市に15,388m²を809,597千円、用地取得に伴う換地として2,859m²を107,416千円でそれぞれ売渡したのであります。

今後共和泉市の公共用地の需用に対処するため一層努力する所存であります。

昭和48事業年度和泉市土地開発公社事業報告

和泉市土地開発公社の昭和48事業年度事業実績は、次のとおりであります。

1. 公共用地の先行取得

(1) 一般事業用地

土 地	83筆	34,819.31m ²	1,609.515,359円
補 償	1件		3,850,000
計			1,613,365,359

(2) 環境改善整備事業用地

土 地	70筆	25,552.61m ²	1,174,104,645円
建 物	22件	4,211.01	237,350,561
補 儲	13件		66,567,861
計			1,478,023,067
土 地	153筆	60,371.92m ²	2,783,620,004円
建 物	22件	4,211.01	237,350,561
補 儲	14件		70,417,861
計			3,091,388,426

2. 和泉市に売渡した用地

(1) 一般事業用地

土 地	29筆	6,596.39m ²	250,491,777円
計			250,491,777

(2) 環境改善整備事業用地

土 地	38筆	8,791.80m ²	441,775,321円
建 物	7件	1,672.48	85,452,316
補 儲	14件		31,878,500
計			559,106,137

土 地	67筆	15,388.19 m ²	6,922,670,984円
建 物	7件	1,672.48	85,452,316
合計 補 償	14件		31,878,500
計			809,597,914

3. 換地として売渡した用地

(1) 一般事業

土 地	1筆	220.06 m ²	1,454,970,7円
計			1,454,970,7

(2) 環境改善整備事業

土 地	7筆	2,639.84 m ²	9,286,694,4円
計			9,286,694,4
土 地	8筆	2,859.90 m ²	10,741,665,1円
合計 計			10,741,665,1

歳 入

款	項	目	当 初 予 算 額	予 算	
				補 正 予 算 額	計
事業収入			496,860,000	561,808,000	1,058,668,000
			496,860,000	561,808,000	1,058,668,000
借入金			5,000,000,000	△1,067,219,000	3,932,781,000
			5,000,000,000	△1,067,219,000	3,932,781,000
繰越金			300,000	0	300,000
			300,000	0	300,000
事業外収入			21,350,000	10,500,000	31,850,000
			2,000,000	8,000,000	10,000,000
利息収入			2,000,000	8,000,000	10,000,000
			19,350,000	2,500,000	21,850,000
雑収入			19,350,000	2,500,000	21,850,000
			19,350,000	2,500,000	21,850,000
基本財産収入			4,000,000	0	4,000,000
			4,000,000	0	4,000,000
			4,000,000	0	4,000,000
歳 入 合 計			5,522,510,000	△494,911,000	5,027,599,000

現 額		調 定 額	収 入 濟 額	備 考
節	金 額			
		1,062,956,941	1,062,956,941	
		1,062,956,941	1,062,956,941	
		1,062,956,941	1,062,956,941	
土地建物等 売却収入	1,058,668,000	1,062,956,941	1,062,956,941	土地建物等売払収入
		4,045,036,860	4,045,036,860	
		4,045,036,860	4,045,036,860	
		4,045,036,860	4,045,036,860	
借 入 金	3,932,781,000	4,045,036,860	4,045,036,860	土地建物取得資金借入金
		225,642	225,642	
		225,642	225,642	
		225,642	225,642	
繰 越 金	300,000	225,642	225,642	前年度繰越金
		23,101,134	23,101,134	
		10,109,247	10,109,247	
		10,109,247	10,109,247	
利 息 収 入	10,000,000	10,109,247	10,109,247	預金利子
		12,991,887	12,991,887	
		12,991,887	12,991,887	
雜 入	21,850,000	12,991,887	12,991,887	過年度附帯事務費及貸付金 償還金
		4,000,000	4,000,000	
		4,000,000	4,000,000	
		4,000,000	4,000,000	
基本財産収入	4,000,000	4,000,000	4,000,000	和泉市出資金
		5,135,320,577	5,135,320,577	

歳出

款項	日	予算		
		当初予算額	補正予算額	計
事業費		4,594,530,000	△ 1,064,219,000	3,530,311,000
	土地取得費	4,422,500,000	△ 895,219,000	3,527,281,000
	土地取得費	4,422,500,000	△ 895,219,000	3,527,281,000
	土地造成費	172,030,000	△ 169,000,000	3,030,000
	土地造成費	172,030,000	△ 169,000,000	3,030,000
		40,980,000	3,920,000	44,900,000
	財産管理費	2,550,000	500,000	3,050,000
	財産管理費	2,550,000	500,000	3,050,000
管理費	事務管理費	38,430,000	3,420,000	41,850,000
	事務管理費	38,430,000	3,420,000	41,850,000

現 額		支 出 額	不 用 額	備 考
節	金額			
	円	円	円	円
		3,099,421,426	430,889,574	
		3,096,744,426	430,536,574	
		3,096,744,426	430,536,574	
委託料	5,500,000	5,356,000	144,000	土地建物等調査委託料
公有財産賃入補償及賠償金	3,401,363,000	3,020,970,565	380,392,435	土地 2,783,620,004 建物 237,350,561
	120,418,000	70,417,861	50,000,139	物件等移転補償費
		2,677,000	353,000	
		2,677,000	353,000	
委託料	0	0	0	
工事請負費	3,000,000	2,677,000	323,000	造成工事費
需用費	30,000	0	30,000	
		44,390,549	509,451	
		2,932,132	117,868	
		2,932,132	117,868	
工事請負費	2,800,000	2,785,332	14,668	土地建物管理補修工事費
賃金	100,000	85,800	14,200	人夫賃金
需用費	50,000	0	50,000	
原材料費	100,000	61,000	39,000	境界杭等資材購入費
		41,458,417	391,583	
		41,458,417	391,583	
報酬	888,000	888,000	0	嘱託職員報酬
給料	18,961,000	18,952,711	8,289	職員給料
職員手当	15,116,000	15,115,120	880	各種職員手当
共済費	3,472,000	3,470,360	1,640	共済、健保、互助会等負担金
賃金	0	0	0	
旅費	378,000	329,800	48,200	府内旅費 282,520 府外旅費 47,280
交際費	300,000	234,803	65,197	公社交際費

款	項	目	予 算		
			当初予算額	補正予算額	計
			円	円	円
借入金償還金	借入金償還金		880,000,000	565,458,000	1,445,458,000
	元 金		880,000,000	565,458,000	1,445,458,000
	利 子		430,000,000	532,808,000	962,808,000
積立金	積立金		450,000,000	32,650,000	482,650,000
			4,000,000	0	4,000,000
	積立金		4,000,000	0	4,000,000
	基本財産 積立金		4,000,000	0	4,000,000
予 備 費	予 備 費		3,000,000	△ 70,000	2,930,000
	予 備 費		3,000,000	△ 70,000	2,930,000
	予 備 費		3,000,000	△ 70,000	2,930,000
歳 出 合 計			5,522,510,000	△ 494,911,000	5,027,599,000

歳入歳出差引残額 1,098,006,965円

昭和49年5月31日提出

現額		支出額	不額	備考
節	金額			
需用費	1,507,000	1,381,845	125,155	消耗品費 383,879 食糧費 68,494 燃料費 150,551 印刷製本費 518,141 修繕料 260,780
役務費	270,000	214,231	55,769	電話料 63,919 自動車保險料 150,312
使用料及借料	75,000	22,222	52,778	有料道路通行料
備品購入費	628,000	600,425	27,575	序用備品購入費
負擔金補助及交付金	220,000	218,900	1,100	研修会負擔金 108,500 職員厚生会負擔金 110,400
公課費	35,000	30,000	5,000	自動車重量税
		889,501,637	555,956,363	
		889,501,637	555,956,363	
		411,029,906	551,778,094	
元金	962,808,000	411,029,906	551,778,094	借入金元金返済
		478,471,731	4,178,269	
利子	482,650,000	478,471,731	4,178,269	借入金利子
		4,000,000	0	
		4,000,000	0	
		4,000,000	0	
基本財產積立金	4,000,000	4,000,000	0	基本財產積立金
		0	2,930,000	
		0	2,930,000	
		0	2,930,000	
予備費	2,930,000	0	2,930,000	
		4,037,313,612	990,285,388	

和泉市土地開発公社

理事長 藤木秀夫

昭和48事業年度和泉市土地開発公社損益計算書

自 昭和48年4月 2日

至 昭和49年3月 31日

(単位:円)

I 事業収益

1. 土地建物等売払収入

1,062,956,941

II 事業費用

1. 土地建物等売払原価 1,035,513,349

2. 造成等工事請負費 8,033,000

3. 財産管理費 2,932,132

4. 事務管理費 4,085,799,2

5. 減価償却費 1,127,817

1,083,464,290

事業損失

2,550,734,9

III 事業外収益

1. 利息収入 1,010,924,7

2. 雑収入 2,991,887

13,101,134

IV 事業外費用

1. 支払利息 2,447,470

2,447,470

当年度純損失

1,485,368,5

昭和48事業年度和泉市土地開発公社貸借対照表

(昭和49年3月31日)

資産の部

(単位:円)

I 固定資産

1. 有形固定資産

(1) 土地	6,330,719,709
(2) 建物	518,867,242
(3) 構築物	87,689,524
(4) 備品	2,040,724

有形固定資産合計 6,939,317,195

2. 無形固定資産

(1) 電話加入権	100,600
-----------	---------

無形固定資産合計 100,600

3. 投資

(1) 貸付金	22,000,000
---------	------------

投資合計 22,000,000

固定資産合計 6,961,417,795

II 流動資産

(1) 普通預金	482,924,980
----------	-------------

(2) 定期預金	5,000,000
----------	-----------

(3) 未収金	831,473,252
---------	-------------

(4) 立替金	3,000,000
---------	-----------

流動資産合計 1,322,398,232

資産合計 8,283,816,027

負 債 の 部

III 固定負債

1. 借入金	8,047,864,814
固定負債合計	8,047,864,814

IV 流動負債

1. 未払金	219,391,267
流動負債合計	219,391,267
負債合計	8,267,256,081

資本の部

V 基本金	5,000,000
VI 剰余金	
1. 繙越利益剰余金	26413,631
2. 当年度純損失	14,853,685
剰余金合計	11,559,946
資本合計	16,559,946
負債資本合計	8,283,816,027

財産目録

1. 財産の部

(単位 円)

種別	面積	金額
土地	144,385.42m ²	6,330,719,709
建物	13,163.85m ²	518,867,242
補償	23件	87,689,524
合計		6,937,276,475

2. 備品の部

(単位 円)

種別	数量	金額
備品	117	649,432
車輛	6	1,391,288
合計	123	2,040,720

3. 基本財産

(単位 円)

金額	備考
5,000,000	住友銀行和泉支店及泉州銀行和泉支店に定期預金

4. 現金預金 (単位 円)

金額	備考
482,924,980	住友銀行和泉支店及泉州銀行和泉支店に普通預金

5. 借入金 (単位 円)

借入先	金額
住友銀行	3,594,500,000
泉州銀行	3,549,000,000
大阪府都市整備協会	622,000,000
大阪府同和対策資金	215,689,000
和泉市	6,667,5814
合計	8,047,864,814

6. 貸付金 (単位 円)

金額	備考
22,000,000	和泉市貸付金

7. 電話加入権 (単位 円)

金額	備考
100,600	電話加入権

- 議長(坂上国治君) 報告の説明を願います。
- 土地開発公社事務局長(西川武雄君) ただ今ご上程いただきました報告第10号、昭和48事業年度和泉市土地開発公社決算の内容をご説明申し上げます。別冊でございます。
和泉市土地開発公社は、昨年4月2日、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、財團法人和泉市開発協会から組織変更して1年になりました。

本市は数年前から急激に人口が増加し、これに伴う公共施設の整備は市の重要施策であり、都市計画施設並びに環境改善整備事業用地等の需要は一段と増大しております。

これがため、公社における用地の先行取得事業も市の発展とともに増加し、本年度決算額も51億円に達し、驚異的な伸びを示しております。また、借入金にいたしましても、住友、泉州両行をはじめ、大阪府都市整備協会、大阪府同和対策施設建設用地先行取得資金の貸付金融機関より借り入れいたしました額は、39億3千278万1千円であります。

この資金により先行取得いたしました用地は、環境改善整備事業並びに一般公共事業用地を合わせまして6万371平方メートル、総額30億9千138万8千円であります。また、公社において取得いたしました用地を和泉市に1万5,388平方メートルを8億959万7千円用地取得に伴う換地として2,859平方メートルを1億741万6千円でそれぞれ売り渡したのであります。今後とも和泉市の公共用地の需要に対応するため、一層努力する所存であります。

それでは昭和48事業年度決算について、4ページの歳入からご説明申し上げます。

まず、事業収入の10億6千295万6千941円は、公社において先行取得いたしておりました肥子池公園用地等ほか18件を、和泉市並びに用地取得に伴う換地として売り渡した土地売り払い収入であります。

次に、借入金の40億4千503万6,860円、用地等の先行取得資金として住友銀行より17億9千900万円、泉州銀行より17億5千900円大阪府都市整備協会より3億1千6,00万円、同対資金として大和銀行ほか2行より8千218万4千円、和泉市より8千885万2,860円をそれぞれ借り入れたものであります。

前年度繰越金が225,642円。

事業外収入として2千310万1,134円歳計現金の預金利子と過年度附帯事務費及び貸付金償還金の雑収入であります。

基本財産収入の400万円は、市からの出資金であります。

以上、歳入合計が51億3千532万577円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、事業費の30億9千942万1,426円でございますが、土地建物の調査委託料と用地等の取得費が30億9千674万4,426円、土地造成費が267万7千円であります。

次に、管理費の4千439万549円は、取得した土地、建物の管理費が293万2,132円、事務管理費として、職員の給与費、公社の事務事業を遂行するために必要な経費が4千145万8,417円であります。

次に、借入金償還金として8億8千95万1,637円、そのうち元金返済額が4億1千百2万9,906円、借入金利子が4億7千847万1,731円であります。

基本財産積立金が400万円。

予備費の支出はございません。

以上、歳出の合計が40億3千731万3,612円で、差し引き10億9千800万6,965円の残額でございますが、公社の經理は公拡法施行規則に定められておりますように、発生方式について行っておりますので、予算のうえでは、歳入歳出残額が10億9千800万6,965円になっておりますが、その内訳は、未収入8億3千147万3,252円、現金預金4億8千292万4,980円、立替金300万円、未払金2億1千939万1,267円で、実質現金預金残額は2億6千353万3,713円でございます。

以上で報告第10号、昭和48事業年度和泉市土地開発公社決算の内容説明を終わらせていただきます。

なお、10ページ以下に損益計算書、貸借対照表、財産目録を添付いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 数点についてご質問いたします。
これは間違ってるからと新しいのをいただいたんですが、これで変わったところは1ページしかないよう思うんですが、なぜ全部変えなければならなかったか。
それから、今、局長から事業報告を読んでいただいたわけですが、ここで借入金が39億円余りと書かれ、あの説明では40億になるが、この差はどこからきているが。1億1千225万5,860円の差がございます。

次は、事業実績ということで、これだけの土地を和泉市とかへ売りましたというのがあるんですが、この合計は9億1千701万4,565円になるように思いますが、決算書の説明書のほうでは10億6千295万6,941円というふうに事業収入で書いてありますが、この詳細が書いてないのでわかりませんが、どうしてこういう差が出来たのか説明を願いたい。

さらに、損益計算書、貸借対照表でございますが、これだけ一つの表しかございませんので、

質問するほうが間違いかもわかりませんが、まず、事業外収入の雑入でございますが、説明書のほうでは1,290万1,887円となっておりますが、損益計算書のほうでは1千万円の差があります。

それから、事業外貸用の支払利息でございますが、これは予算書のどこに載っておるのか、説明をしていただきたい。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 公社事務局長（西川武雄君） お答えいたします。

第1点の正誤表の問題でございますけれども、数字的に訂正いたしましたのは1カ所でございます。ただ、予算現額の内容において、数項目節とあります、款項目の金額につきまして、節の欄にすべて記入いたしましたので、その点訂正いたした次第でございます。以下、全部でございますが、訂正箇所が非常に多くなりましたので、よろしくお願ひいたします。

○ 公社事務局次長（吉岡昭男君） 第2点の借入金40億4千503万6,860円の内訳でございますが…。

○ 17番（山田清二君） 内訳じゃない。最初の事業報告書は39億余と書いてある。

○ 公社総務課長（藤原永一君） 先ほど局長からご説明いたしました額は予算額の誤りで、39億3千278万1千円でございます。

○ 17番（山田清二君） 最初に、なぜあまり関係のないのに全部取り替えたのか、こういう誤りにも気が付いて変えるべきであったと指摘した。ここに出てるのははっきり予算額です。調定して収入済額が40億になっている。これを説明のときに訂正されるかなと思ったが、説明もこのまま読まれたので質問したわけです。報告書が誤りだということですね。

次の事業実績の売り渡した10億6千万円…。

○ 公社総務課長（藤原永一君） 決算書の…。

○ 17番（山田清二君） 決算書ではなく、説明書の売り渡した額です。

○ 公社総務課長（藤原永一君） 売り渡した額は、取得原価でございます。決算書の収入額は、売り渡した利子及びその他の管理費を含めた額でございます。

○ 17番（山田清二君） ということは、1億4千594万2,376円は、利息とか、手数料等の形のものだということですね。

○ 公社総務課長（藤原永一君） そうでございます。

○ 17番（山田清二君） 結構です。もう一ぺんまとめてご意見を申し上げます。

あの2カ所、損益計算書の雑入について。損益計算書では299万1,887円だが、予算

のほうは違うやろ。1.299万やろう。

- 議長（坂上国治君） 答弁。答弁、勉強不足やぞ。
- 17番（山田清二君） ちょうど1千万円の差があるでしょう。どっちも合計は合っているから落ちたんとは違うわ。
- 公社事務局長（西川武雄君） 損益計算書でございますので、借入金等の関係でこういう数字の誤差が出てくるわけでございます。
- 17番（山田清二君） あのね、もう一つ、あとから人に聞いたのですが、支払利息がこっちで出るのは大分違う。これについては、売り渡したときに利息分ももらったからこうなったという答弁は出来ると思う。雑収入というのは、損益計算書できちっと出てくるはずなんですが、説明がこんだけしかないから全然わからない。たとえば、水道やとか、病院なんてのは、複雑な会計とはいえ、毎月毎月ちょっと出てる。ところが、公社については、1年に1回の予算と決算しかわれわれはお目にかかる。こうなりますわ、なるからこそ報告されたんだろうと思いますが、どう見たってこっちのほうで5億何ぼ、収入は何ぼでこんだけ残りました、残ったのは財産として貸借対照表で出るように、固定資産、無形固定資産とか、いろいろ分けてありますが、合わしたら合っているわけですから間違いではないけれども、損益計算書という形の中へ出てきて、片方はこんだけ正規の勘定項目へ当てはまらない収入がありましたと言いうながら、ちょうどここで1千万円だけきっちと違う。しかも千円計算と違い、円まで計算してある。その中でちょうど千万円だけ別になりましたと言われても、なるほどそうなるんかなと思うが、こういうものについては、もっと詳細な説明書を付けるべきだと思う。
もう一つ、局長の答弁がありましたが、局長自体が説明するのに、予算と実績を間違って説明し、しかも、報告書という形で、文書で間違いを出してある。最初に間違いがあるから、他にも間違いがあるんじゃなかろうかと見ていくと、間違いでないとはいえ、どうも納得出来ない数字が出てくる。こういういきさつについて、こうなるんやということについて、午後からでも結構ですが、もう少し詳細な説明をしていただきたい。このままでは、そうなるんかなということにしかなりませんので、その点議長、ひとつお願ひいたします。
- 議長（坂上国治君） ちょうど12時を15分あまり経過いたしましたので、お昼のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、1時まで休憩いたします。

（午後12時15分休憩）

(午後1時15分再開)

- 副議長(柳瀬美樹君) 午前に引き続き会議を開きます。

午前の山田議員の質問に対する答弁を願います。開発公社。

- 土地開発公社事務局長(西川武雄君) お答えいたします。

午前中は大変ご迷惑をかけまして申し訳ございません。それでは山田議員さんのご質問に対してご答弁させていただきます。

損益計算書の中の雑入で299万1,887円と、予算のうえでの雑収入1,299万1,887円の1千万円の差でございますが、この1千万円につきましては、47年度の期末貸借対照表におきまして、貸付金が3千200万円ございました。しかし、本年度内におきまして1千万円の償還がございます。その1千万円につきましては、金利を含めて1千39万6,133円の償還でございます。その内396,133円につきましては、損益計算書のほうで雑入として挙げてございます。そして、1千万円につきましては、貸借対照表の中で1千万円貸付金が減っており、こういうわけでございます。

それから、第2点の支払利息の関係でございますが、これも損益計算書の事業外費用といいまして支払利子244万7,470円、予算のうえにおいては支払利子が4億7千847万1,731円でございますが、この244万7,470円の利子につきましては経常経費の金利でございまして、その差額4億7千602万4千余円の金利につきましては、公社の財産として残っていく分でございます。

以上でございます。

- 17番(山田清二君) 結構なんですが、最初にパッと答えていただくのが本当でございまして、休憩せなんだら答えが出てこないということは今後はないようにしていただきたい。

それともう一つは、当然、公社は公社としての決算で議会に報告すればいいということだけであるかもわかりませんが、もう少し親切味のある決算書を作っていただきたい。説明書がもう少しほっきりしてればこんな質問せんでもええ。そういう面、毎月というか、議会ごとに何らかの形でその内容について説明され、あるいは質疑が行われているものであれば、決算書は至って簡単なもので結構ですが、1年間ほとんど無関心の状態に置かれてきた。しかも、何十億という、市の予算の約半分になる決算をやるわけですから、今後、もう少し詳しく説明書を付けていただくようお願いしたい。

以上でございます。

- 副議長(柳瀬美樹君) ほかにございませんか。田中議員。

- 1番(田中幸一君) 一口に申し上げてこの貸借対照表、私はこの收支の内容、金の出し入

れについて間違いとか、不正があるということじゃないが、いやしくも年1回、貸借対照表として議会に書類を出す以上、やはり経理の経済学というものをもっと確り勉強せないかん。だれが作ったんかわからんが2、3点。一ぺん質問してみたらはっきりわかると思いますが、まず、減価償却費が損益計算書に載ってるが、これは予算には載ってないね。減価償却費というものは、協同組合あるいは企業の財産等、すべてやるんですが、まずそれが第1点。

それから、今日出しているのは報告式の貸借対照表でしょう。これをなぜ勘定式の貸借対照表として出せないか。勘定式の貸借対照表を出せばすぐわかる。水道事業などは、定款とか、規約で報告式で出せと決まってるからね。土地開発公社は発足してまだ1年ですから、勘定式で出せとか、報告式で出せとか決まってない。

この2点。あとはぼつぼつ聞いていきたい。早いことしてくれよ、休憩なしで。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 公社事務局長（西川武雄君） ただ今ご指摘の減価償却費並びに報告式、勘定式の問題でございますけれども、土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の附則によりまして、予算においては、市と同一様式の予算書を作る。そして経理については、一応、発生方式をとっております。そういう変則的な企業会計の形でございますので、予算上におきましては減価償却費は出てこない、そして、貸借対照表のうえにおいては出てくるということになります。
- 1番（田中幸一君） 以上でございます。
- 1番（田中幸一君） そうすると、変則的であると認めてるが、そういうふうにやれとは載ってるかどうか。
- 公社事務局長（西川武雄君） 公拡法の中で一応、予算の執行上におきましては、様式が決められております。
- 1番（田中幸一君） だから、そういうことをやってるというわけやね。
- 公社事務局長（西川武雄君） 何を申し上げましても、48年4月2日から組織変更をいたしまして発足したわけでございますので、府の地方課の担当の指導を十分得て、1年の決算をやったという状況でございます。
- 1番（田中幸一君） それでもう1点だけ。これでいくと、土地開発公社というのは、流動資産で1銭も現金を持つとらんということやね。1円もない。全部銀行の普通預金に入れである。決算の締め切る日にもよるが、農業協同組合あたりの仕方とは運営とか、実情が違う。
- 公社事務局長（西川武雄君） 支払いはすべて小切手でいたしておりますので、現金は持ってございません。

- 1番(田中幸一君) あと一つだけ聞くが、1億円借ったとする。その場合、資産あるいは負債資本で出てくるが、借方、貸方、その取り扱いについては、こういう貸借対照表ではあんた、どこへ入れるの。
- 公社総務課長(藤原永一君) 借り入れにつきましては、資産の流動資産の普通預金に入れます。
- 1番(田中幸一君) 貸方は。
- 公社総務課長(藤原永一君) 流動負債です。
- 1番(田中幸一君) 同じことやね。ここで私は意見を申し上げておきますが、出来たら勘定方式の貸借対照表を作つてほしい。それから山田議員もいろいろ指摘されたが、ああいう点ももっと明細に、われわれはこれだけを見るわけです。これは報告だけですが、場合によれば認定あるいは同意するとか、議会に対しているいろいろ問題がある。しかし、実際の決算というものは、もちろん監事さんの意見は尊重する。総務委員会で成田議員からも質問があったが、市の監査委員が監査をしているか、市長の要請があれば監査をするが、現在はやっておらない。これは監事といえども、内容によっては弁解の方法はいろいろあって、収支面だけを把握して、私たちは異常がないことを認めますということです。しかし、ちゃんと計算書、財産目録、貸借対照表を一括して議会に出して議員の了解を得ようとするならば、一応、うちの山本局長、田中稔水道部長という、和泉市の最高幹部、堂々たるどこに出しても恥しくない部長さん2人が間違いないと出してくれる書類、もう少し監事さんは指導してやらなければいけない。監事というのはえらいんです。こういうものを出したらいかんと西川局長にも申し上げておきますが、やはり念には念を入れて、失礼だが、あんた方は簿記の専門家じゃないから十分わかっていないと思う。それはそれでいい。しかし、和泉市には複式簿記とか、貸借対照表のベテランがおるんだから、そういう人に十分見てもらって、いやしくも、議会に出す場合はこれでよろしいか、勘定項目、資産、資本負債はこれでよろしいかと、念には念を入れて出せばすうっと通る。私にはこういうものは承認出来ない。金錢が間違つるとかは別として、市長は末端のことはわからん、下任せでおられることはよくわかるが、和泉市役所内には簿記の堪能な人がおるんだから、なぜその人に見てもらって作らなかつたか、大きなミスだ。今後は1年に1回の決算ですから、もうちょっと研究、指導をしてもらえば今日あたりはすっといく。
- 副議長(柳瀬美樹君) 他にございませんか。
- 27番(成田秀益君) 12ページの財産目録に土地が63億3千万余、建物は5億1千800万円余とありますが、この内容につきましては、建物は公共营造物に類するもの、土地については公共用地という、公共用地でないもの、あるいは公共营造物の対象にならないよう

なものはあるんですか、ないんですか、一ぺん聞かせてほしいと思います。

○ 副議長(柳瀬美樹君) はい。

○ 公社事務局長(西川武雄君) お答えいたします。

公社で所有している土地、建物につきましては、市の公共事業の目的で先行取得した物件と、それから代替用地に提供すべき物件と両方あるわけでございます。

○ 27番(成田秀益君) 代替用地というのは、公共投資、公共施設等に代替する目的があるわけでしょう、それを聞いてるわけです、目的をね。いわゆる公共財産として、その目的が何に代替するのであるか。たとえば聞くところによりますと、公共投資に関するものであれば、税金なら租税特別措置法、収用法に基づいてやるとかね。ところが、収用法に基づかないものがあるように承っておりますが、これは各関係部課からの要請で、これを買ってくれとかでやると思いますが、それは何の目的であるか、はっきりしておるのかどうか。具体的に言いますと、聞くところによりますと、太町の何とか言う会社があったが、あの用地なんか買われたようですが、何の行政目的でやっておるのか。これは一例ですが、全体的なことでお伺いしたいと思います。

○ 公社事務局長(西川武雄君) お答えいたします。

ご指摘の代替用地等につきましては、すべて公共事業の土地収用法等によって取得される物件の代替用地として取得してあるわけです。現在の公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、地方公共団体が代替の目的を持って取得する物件は、500万円の特例法の適用が受けられるわけです。収用法は適用されないわけですが、一応、公拡法に基づきまして、それらの特典が受けられるのであります。

○ 27番(成田秀益君) わかりました。それではちょっとこの問題に関連して、ここで土地に關することで言いますと、14万4千385・42平方メートル、金額が63億3千余万円坪単価大体15万円ぐらいになると思いますが、この63億円というのは、公共用地として取得してあるわけですね。それを先行取得するのに、この財産目録の借入金のほうで、市中銀行、その他から約80億円を借りてるわけですね。これも含まれてるんだろうと思いますが、これを公共用地にするんであれば早くこれをやって、たとえば学校用地は別でございますが、補助金、助成金の対象になるような事業については早く市のほうへ移管して、出来るだけ利息負担のないように持っていくべきです。これは市長もよう聞いといてほしいと思いますが、これは市民負担になってくるんですからね。そういう面で、この63億あるいは建物についても出来るだけ早く市のほうへ移管して、そして、この80億の借入金、市銀もこのごろは利息が高いですから、出来るだけ補助金、助成金の対象になる事業、このごろはいろんな関係で延びたり

してそうなってるんか知りませんが、こういう大きな金額をこのままで無制限にやっていくことは、一種の財政的な放慢政策でないかというふうながんぐりも起こってくると思いますので、これは理事者全体がそういう面について、見通しのないようなものを先に買うて、高い利息を払うということでは市民に対して申し訳がないと思いますので、この点についてのお考えを一べん、市長も含めてですが、ご答弁を願いたいと思います。

- 公公社事務局長（西川武雄君） お答えいたします。

先行取得につきまして、ご指摘の公共事業を目的として買収してある物件につきましては、出来るだけ各部課と十分協議し、一日も早く補助対象事業に乗せていただき、そのうえで公社から市のほうへ買い上げていただくように銳意努力して参りたいと存じます。

- 27番（成田秀益君） 市の理事者のほうのことですが、市長さん、どうなんですか。この80億の利息は大変だと思います。

- 市長（藤木秀夫君） ご指摘はごもっともでございます。それはむろん言われるまでもなく、私も考えておりますものの、張り付けについてはなかなか日時はかかりますので、その点どうかよろしくご理解をお願いいたします。

- 27番（成田秀益君） 最後に、張り付けというお話が出ましたが、助成金、補助金、その他見込みのないようなものは、あまりここは事業としてはやってないと思うんです。そういう危ふやなものまで先行取得するとなるとこういう問題が起こってくると思いますので、出来るだけこういうことのないようご配慮をお願いして、これは要望みたいになりますが、今後の方針については、ひとつ理事者全体が事業部、教育委員会についても、このへんを十分ご考慮していただきたい、かように存じまして、終わります。

- 副議長（柳瀬美樹君） 他に。

- 18番（直村静二君） 正直言って一度見てもなかなか経過がわかりません。どこを質問しているかわからないというのが卒直なところですが、あとでご意見を申し上げますが、差し当たり2点お尋ねしたい。一つは事務管理。もう一つは代替のこと。

第1点は事務管理、確か4千万円ですか、これは職員の賃金だと思いますが、これは何人おるのか。開発公社の決算に出てくる仕事の中で何人おって、そのうち確か市との併給職もあるが、4千万円の給料の中で併給はどうなるのか。具体的には、市のほうに売り渡す中に単価として原価に入っていくという計算ですね。そういうものが国庫補助に早く乗るようにしてもらいたいと言いながら、金利、人件費がかさんでくるというかね合いがありますので、事務管理の人事費、人件費、併給職員はどれだけ単価に組み込んでるか、その点お答え願いたい。

2番目は、先ほどの西川局長の答弁では、公共用地の収用にかかる分についても代替用地の

購入だという答弁ですが、市の公共用地は、すべての住民にそういうふうに代替用地を与えることとなっておるかどうか。そうなればそれでいいのですが、人によっては、「あなたには代替地はありませんよ」という見方もあるし、また、どうしても代替地を与えていってもらわなければいかんという人もあり、そういう基準、規定があれば明快にお答え願いたい。そうでないと、先ほどの答弁では、すべての公共用地の代替地ということですが、明快にしてもらいたい。

- 副議長（柳瀬美樹君） 答弁。

- 公社事務局長（西川武雄君） 第1点の公社の職員の問題でございますけれども、48年度の公社の事務職員は28名でございます。そのうち18名が公社の職員として給与が支払われております。残りの9名は、市の土木費のほうから給料を支払っております。

それから第2点の代替用地の問題でございますけれども、先ほど、私のご説明が足らず申し訳ございません。現在、代替用地を考えておりますのは、土地並びに土地の上にある物件、そして、その土地並びに上の物件が同一人で、自ら居住している方々につきまして、代替用地の提供という形を考えております。だから、さら地の買収の問題につきましては、現時点で代替用地の提供は考えておらない、こういうことでございます。

- 18番（直村静二君） そうすると、間違いかろうが、28名中18名が公社の職員、あと9名が土木費、あと1名は。

- 公社事務局長（西川武雄君） 公社の嘱託でございます。

- 18番（直村静二君） そして、市に対して取得した公共用地を売り渡す場合には、原価計算は18人分が入るのか、9人も入るのか。

- 公社事務局長（西川武雄君） 売り渡す時点におきましては、別に人件費という形では加算しておりません。付帯事務費という形で加算しております。

なお、市の職員につきましては、現年度予算の買収に当たっているわけでございます。現年度予算の中で、公有財産購入費というものの用地買収に当たっておるわけでございます。

- 18番（直村静二君） ちょっとわかったような、わからないような、つまり、この18名の公社の専門の職員の分は、付帯事務費として原価計算に入れるということ。ただ、併給職員は、公有地拡大の法律で先行取得で入れず、市のものとして計算する。現年度分を買うために入っておるということですが、買うた分はどうなるんですか。市に用地課があって、それを買ひに行くんだったらしいんです。しかし、公社で予算を組み、人件費を取り、原価に入れいく、併給職員はどうなるか。現年度取得分といっても、公社の分の現年度予算の取得分でしょう。

○ 公社事務局長(西川武雄君) 私が先ほどご説明したのは、市の現年度予算、すなわち単年度買収ということでございますので、公社の予算には関係ございません。

なお、これらの職員の経資等の問題につきましては、当然、事業執行上、補助金関係については、事務費等々として清算されていくとわれわれは考えております。

○ 18番(直村静二君) そうすると、18人の公社職員は市の予算でなく、あくまで先行取得分の公社の18人という考え方ですね。

代替用地については、今の説明で大体わかりました。これはなぜわかりにくいか、意見を申し上げますが、やはり環境改善事業と一般事業の場合の取得ではいろいろ関係が違うんじゃないですか。たとえば補助だって違うし、実際問題この事務を進めるに当たって、一般公共事業の分、環境改善の分を聞いても、今の開発公社ではわからない。出張所に行っているから、取りにいかんといかんとかではわからない。49年度について聞き合わせても、ここにはないと言う。われわれ自身がこの問題について具体的に聞こうと思っても、そこには書類がないという手落ちがあってなかなか質問しにくい。その点、市長に確認しておきたいが、われわれ議員が幸出張所まで行かなくては、公社の取得分等、いろいろな状況については不明であっていいのかどうか。本庁内でわれわれが聞けば答えてくれるという体制が出来るのかどうか。市長、はっきり確約してくれないと1年に一ぺんの決算だから、われわれが議会で見てもわからない。

○ 市長(藤木秀夫君) 先ほど来、山田議員さん、成田議員さんなり、田中議員さんから各方面のご指摘を受けましたが、年に1回ぐらいではいかんじゃないか、皆さんにもっともっとよくわかっていただくべく努力しなければいかん、かように感じておりますので、至急に改めたいと思います。

○ 18番(直村静二君) たとえば議員が直接、本庁内にある公社の事務局に行けば大体わかるというふうにいくかどうか。2回ほど行ったんですが、書類が幸出張所にいっておってわかれませんということです。もちろん、山田議員さんが言ったような問題についても、前向きで何とかしようということですが、私の言った問題についても、わかるように書類を備えてくれるかどうか。

○ 市長(藤木秀夫君) 普通土木の仕事なり、同和事業の仕事なりを公社におんぶしてやっておりますが、それが庁内でわかるようにいたします。

○ 18番(直村静二君) つてでに要望しておきますが、49年度公社関係でも、第1団地、第2団地の買収価格を計算すると坪46万ぐらいになってる。私は桁が違うんじゃないかと思ったが、単なる土地価格でなく、補償金を含めてということなんですが、その点を聞いても書類がないということでしたので、かさねて要望しておきます。少なくとも予算が出た以上は、

本庁内の事務局に行けばすぐ回答出来るようにしていただきたいと思います。

- 副議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、報告10号を終わります。

-
- 副議長（柳瀬美樹君） 日程第22「工事請負契約締結について（市立伯太小学校改築工事）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第39号

工事請負契約締結について

市立伯太小学校改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

- 1 契約の目的 市立伯太小学校改築工事
- 2 契約者 和泉市長 藤木秀夫
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 10,440,000円
- 5 契約の相手方 和泉市府中町三丁目3番19号
株式会社 福本工務店
代表取締役 福本恭一
- 6 工期 自 昭和49年6月10日（議決の日）
至 昭和49年12月20日
- 7 契約保証金 5,220,000円
- 8 保証人 和泉市北田町219
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎

議案第39号参考資料

市立伯太小学校改築工事概要

- 1 工事場所 和泉市伯太町834番地

2 敷地面積	13,946m ²
3 工事種別	改築
4 構造	鉄筋コンクリート造3階建
	建築面積 385m ²
	延面積 1,136m ²

- 副議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。理事者。
- 建設部長(中塚白君) それではお許しを得まして、提案理由並びに内容についてのご説明を申し上げます。

議案39号の工事請負契約の締結については、市立伯太小学校改築工事で、契約金額1億4,400万円をもって、工期は本年12月20日までですが、株式会社福本工務店代表取締役福本恭一と契約せんとするものでございます。

なお、工事概要につきましては参考資料に記載の通り、鉄筋コンクリート造り3階建でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 副議長(柳瀬美樹君) 説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありませんか。
- 3番(金沢勝君) 2点ほどお尋ねしたい。

1点は、あとでまた提案されるわけなんですが、請負金額の変更が出てますが、参院選挙がすむとものが上がるのが今までの実態なんですが、そこでお尋ねしたいのは、やはり人勘のごとく、格差が出たら認めないかんという基準があつてしかるべきだと思う。3%や4%の物価値上げでも変更されるようなことでは、私は当を得た請負契約でないと思う。本来の形でいけば、去年10月以来の狂乱物価の値上がりはわかってますが、メーカーあたりは、安いときに結んだやつは、損してもやっとるわけです。そうなれば、慎重審議云々とか市長は言っていますが、この金額について、どこまで信頼の出来る契約が結ばれるか、これについて1点、お尋ねしたい。

それから参考資料なんですが、これはもっとわかるように書くのが本当なんですが、教室が何教室あって、何の教室かという提案理由の説明もない。これは本当に不親切だと思う。もう少し具体的にご説明いただきたいたい。

- 建設部理事(林徳次君) 第1点のご質問でございますが、3月の本会議においてもご説明申し上げました通り、契約条例17条にございます危険負担につきましては、原則的に約5%、めどとして5%以内は、業者の危険負担額とみなしております。ただし仰せの通り、大阪府下、大阪府を筆頭に実施して参りました3次にわたる例の計算方式の中では、必ずしも、5%全部

を通されておりません。具体的には、第1次、第2次は5%の足切りは守っておりまして、本市もその方式を踏襲しましたが第3次は、必ずしも、それがやられておらず、全く違う計算方式が大阪府で採用され、本市もそれに準ずる措置を行ったということでございますので、合わせてご参考までにご報告申し上げます。

なお、今後も具体的には5%を当然、危険負担額とみなすべきだという考え方のみを申し上げたいと思います。

- 3番（金沢勝君） すると、6%の値上がりがあれば、1%の差額を変更しなければいかんということですね。
- 建設部理事（林徳次君） そうです。
- 3番（金沢勝君） 次の時点では質問するとして、参考資料についてひとつ。
- 建築課長（中上好美君） 今回、改築いたします内容でございますけれども、普通教室4教室、家庭科教室1、給食調理室1、養護教室、便所渡り廊下等でございます。
- 3番（金沢勝君） 要望だけで終わっておきますが、請負契約でそういうふうに書いてある参考資料もあった。契約のたびに参考資料の内容が違う。市長、統一したやり方でないと貫性がない。とにかく、出すたんびに参考資料の書き方が違う。極端なときには、3件の請負契約の参考資料の書き方が皆違う。そういうことでなく、もうちょっと親切に、だれが見てもわかるような参考資料でないと、こんな参考資料では参考資料にならない。

（副議長退席、議長着席）

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご意識ないものと認めます。よって議案第3・9号を原案通り可決決定いたします。

-
- 議長（坂上国治君） 日程第23「工事請負契約変更について【（仮称）和泉第1団地第1期建設工事】」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第40号

工事請負契約変更について

昭和48年2月26日議決を経た（仮称）和泉第1団地第1期建設工事請負契約締結の件の一

部を次のとおり改める。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

「契約金額1,064,000,000円」とあるのを「契約金額1,361,720,000円」に改める。

○議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。

○建設部長(中塚白君) ご説明申し上げます。

議案第40号、工事請負契約の変更についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、昨年2月26日ご議決を得た仮称和泉第1団地第1期建設工事で、株式会社西田工務店代表取締役西田義郎と契約、現在、工事施行中でございますが、一昨年からの建設資材等の物価急騰により、一連の措置を講じた一環として、本工事もそれに準じて単価アップをするものでございます。

なお、その内容については、アップ分2億8千万円と、工事内容の変更に伴う追加1,772万円、合計2億9千772万円を増額しようとするものでございます。よって契約金額を10億6千400万円から13億6千172万円に改めるものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(坂上国治君) 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

○18番(直村静二君) まず、第1点に、このペーセンテージでいくと27.98%、約29%増、大変大きな金額で驚くわけですが、これが第1団地ということでございますので、あと第2、第3というのがあがってくると思いますので、全部でいかほどの総事業費になるか、概算で結構ですから、これをひとつお知らせ願いたい。そうしないと、あと第2のほうも幾らぐらい上がるなんか、その比率も考えないかん。さらに、戸数の変更はあるのか、ないのか。あくまで第1団地は120戸ですか、全部で312戸ですからかなり残ってるので、それらが単価アップが心配であるということで、総額は何ぼかについてお頼いしたい。

3番目は、これについての財源措置。単価アップ分はだれが、どのぐらい負担するなんか。たとえば市は何ぼ負担するなんかという点を明快にしてほしい。

○議長(坂上国治君) 答弁。

○地区改良事務所長(逢野一郎君) まず、第1点の第2期工事分の概算の単価アップでございますが、約1億2千万円ぐらいは出てくるやろうという予想をしております。

第2点の1期工事の財源でございますが、この追加工事を含めまして国庫補助金1,889万6千円、率にして6.35%でございます。国庫起債として944万8千円、3.17%、府補助

金として2億1千928万円、7.365%、府貸付2千315万8千円、7.78%、ワク外起債として2千395万2千円、8.05%、市単費として298万6千円、1%でございます。

○ 18番(直村静二君) 大体アップ分の内訳についてはわかったのですが、市費負担がかなり少ないのでわかりますが、ワク外起債はどういう形で返還していくんですか。

○ 総務部理事(庄司清君) 今、ワク外起債という表現を建設部のほうで言われましたが、これは繰故債の関係でございまして、政府資金以外に繰故資金ということで、国から起債を許可してもらって発行するものでございます。現在、この繰故債の条件は10年償還、うち2年据え置き、8年で償還していくわけでございます。

以上でございます。

○ 18番(直村静二君) そういう形での単価アップの財源はわかりましたが、312戸の総額では何ぼになりますか、概算で結構です。この前の予算議会では、312戸で30何億と聞いたが、こういうふうにアップしてあるんですから、用地代を含む総事業費は何ぼになるか、ご説明願いたい。

○ 地区改良事務所長(逢野一郎君) お答えいたします。

今、全体的な312戸ということですが、一応、192戸の大体の決算見込みが出来ましたので、これを参考にしていただきまして、あの120戸につきましては現在、歳入歳出とも見込みが出来ておりませんので、192戸にしほってひとつお答えしたいと思います。

第1期工事といたしましては、用地は9,821平方メートル、この事業費として4億7千259万7千円、建物につきましては192戸、10億6千472万7千円、その他、設計委託料、事務費等を合計して、総合計といたしましては、15億6千888万2千円でございます。それに現在、上程していただいているアップ分が加わるわけでございます。

補助金といたしまして、国庫補助金として、用地分として2億9千297万円、建物につきましては3億2千683万4千円、設計委託料、事務費を含め合計6億3千189万3千円でございます。この率は4.03%でございます。

国庫起債といたしましては、用地1億4千648万5千円、建物1億4千281万2千円、委託料、事務費合計して2億9千277万3千円でございまして、率としては18.7%でございます。

次に府補助金でございますが、用地2千651万3千円、建物4億5千858万円、その他、設計委託料、事務費を合計して4億9千117万3千円、率といたしましては31.3%。

府貸付金といたしましては、用地331万4千円、建物が5千844万4千円、合計6千175万8千円、3.9%でございます。

次に繰故債でございますが、用地300万円、建物6千700万円、その他、委託料、事務費合計7千900万円。

市単分として、用地31万5千円、建物1.105万7千円、その他を合計して1,228万5千円、率は8%でございます。

以上でございます。

○ 18番（直村静二君） よくわかりました。結構です。

○ 議長（坂上国治君） 他に。

○ 3番（金沢勝君） 先ほどの質問で参考資料について質問したんですが、これには参考資料が添付されてない。去年2月26日議決されたときに、請負契約では11階建だったと記憶します。それが日照権の関係で10階建となったと聞いてますが、先ほどの直村議員の質問がありました通り28%アップ、危険負担分を入れると33%、私の質問したいことは、2月から10月までは一応、平穏にきた。10月から狂乱物価です。去年の物価と今年の卸売物価は、大体平均で35%アップ、しかし、3月から10月の7カ月は平穏にきてるのに、33%という高額の変更をしようとしておる点で私はちょっと疑問に思う。期限的にもおかしい。最高3割あればいいけるというしきりと考えがある。すると25%、そういううえに立って、ひとつこの算出基礎をご説明願いたい。

それから工期は3年だったと思う。参考資料がないので私の記憶ですが、追加させてもらう場合、補償させてもらうわ、工期は遅れるわ、やはり工期を守るという中で変更も含めてされなければならないと思う。カサ上げはせないかんわ、工期は放っとかれるわということのないよう、この場において確認をしてもらいたい。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 建設部理事（林徳次君） 単価アップの総計の内容でございますが、これは3段階に分かれています。第1次は、すでにご報告申し上げましたように、時点を申し上げますと、昭和47年10月15日から48年2月末までの第1次の単価アップ、この中にも契約工期は該当しております。内容の詳細につきましては省略いたしますが、この分で2千767万6千円の値上げ額が出ております。

それから第2次の単価アップが、昭和48年7月31日以前に契約し、8月現在施行中の残工事量に対して昨年、第2次分として実施されたわけでございまして、この分については、最終1億160万円強の増額金額が計算されるわけでございます。

それから第3次単価アップといたしまして、48年9月1日に施行中で49年1月末日まで

のものを対象とするもので、大幅な単価アップが実施されました。この分の増加金額が1億5千万円強でございます。

以上の1次、2次、3次の増加金額を総計して2億8千万円と相なるわけでございます。

それから2番目のご指摘の工期の点でございますが、契約工期が先ほどご提案申し上げておりますうち、1,772万円の追加変更工事が出て参り、この分につきまして、なお幾らかの工期延長を認めざるを得ない実態でございますので、以上、ご説明させていただきます。

- 3番（金沢勝君） いつからいつまでの何ぼの値上がりというが、それはあんたらが勝手に決めたもので、私たちにはその内容はわからん。それは算出基礎にならない。算出基礎が問題です。詳細はわからんので避けますが、あんたら、勝手に2千700万円、その算出基礎はどうかと尋ねてる。その点がわからない。あとでゆっくり聞かせて下さい。

それと工期、1,700万円の追加があれば遅くなるのは当然、弹性を持たさないかんということですが、ここで変更するんなら、何日延ばすんだということを含めて価格の変更をしてもらわんと、先ほど申し上げてる通り、カサ上げをするわ、工期は遅くなるわと、踏んだり蹴ったりです。工期内でやれということを含めて議決したいと思う。

それから先ほど申し上げました通り、こういうものこそ参考資料が必要なんです。1年たつと何ぼ頭のええもんでも忘れてる。何で参考資料を付けない。10億で出来るだらうというやつが13億かかる。個人やったらより以上の参考資料が必要です。それを、こんな紙切れ1枚出してきて説明だけ。3億近く認めよ、上がることはわかってるが、納得のいく数字を聞かせてほしい。かっての契約はこうやったが、今回はこうだと説明すべきだ。3億は大きな金ですよ。人間1人、一生かかって働いたかてもうかりまへんぜ。もっと慎重にやって下さい。

- 建設部理事（林徳次君） 失礼いたしました。資料につきましては、ご指摘の通り不十分でございます。今後は、出来るだけ詳細な資料をご提示申し上げたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

それから工期は、あくまで契約工期内で完成するように督励しておりますが、追加工事の関係でございますので、7月末をめどに完成をいたします。

- 3番（金沢勝君） 前は。
- 建設部理事（林徳次君） 契約工期は5月末でございます。
- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第40号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） ここでしばらく休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

（午後3時休憩）

（午後4時再開）

○ 議長（坂上国治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号

和泉市土地開発公社定款の変更について

和泉市土地開発公社の定款の一部を次のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定により、議会の議決を求める。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市土地開発公社定款の一部を改正する定款（案）

和泉市土地開発公社定款の一部を次のように改正する

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、公有地となるべき土地の取得及び造成その他の管理等を行い、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

第18条を次のように改める。

（業務の範囲）

第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 法第17条第1項第1号の土地の取得、造成その他の管理及び処分並びに同項第2号に規定する事業（これらに附帯する業務を含む。）を行うこと。
- (2) 地方公共団体の委託に基づき、法第17条第2項第1号に規定する公共施設又は公用施設の整備（これらに附帯する業務を含む。）を行うこと。

- (3) 国、地方公共団体その他公共的団体からの委託に基づく土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

附 則

この定款は、大阪府知事の認可のあった日から施行する。

理 由

土地の先買いの対象区域を市街化区域から都市計画区域に拡大する等土地の先買い制度を整備するとともに、土地開発公社が地方公共団体の委託に基づき、土地の造成と併せて整備されるべき公共施設等の整備の業務を行うことができる等、土地開発公社の業務を拡充整備し、もって最近における土地需給の動向に即応して公有地を計画的に拡大するとともに、地域の秩序ある整備をより一層推進することを目的として行われた公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正の趣旨にかんがみ、本市においてもその積極的な活用を図るため、和泉市土地開発公社の業務範囲を改める等同公社定款の一部を改正する必要がある。

議案第4.1号参考資料

1 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)抜粋

(定款)

第14条 略

2 定款の変更(政令で定める事項に係るもの除去。)は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 和泉市土地開発公社定款新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、公有地となるべき土地の取得及び造成その他の管理等を行い、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定に基づき、公有地となるべき土地の取得及び管理を行ない、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>

新	旧
<p>(業務の範囲)</p> <p>第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 法第17条第1項第1号の土地の取得、造成その他の管理及び処分並びに同項第2号に規定する事業（これらに附帯する業務を含む。）を行うこと。</p> <p>(2) 地方公共団体の委託に基づき、法第17条第2項第1号に規定する公共施設又は公用施設の整備（これらに附帯する業務を含む。）を行うこと。</p> <p>(3) 国、地方公共団体その他公共的団体からの委託に基づく土地の取得あっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第18条 公社は、第1条の目的を達成するため、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項各号の土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得あっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行う。</p>

○ 議長（坂上国治君） 日程第24「和泉市土地開発公社定款の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。

○ 土地開発公社事務局長（西川武雄君） ただ今ご上程いただきました議案第41号、和泉市土地開発公社定款の変更についての提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

土地の先買いの対象区域を市街化区域から都市計画区域に拡大する等、土地の先買い制度を整備するとともに、土地開発公社が地方公共団体の委託に基づき、土地の造成と併せて整備されるべき公共施設等の整備の業務を行うことができる等、土地開発公社の業務を拡充整備し、もって最近における土地需給の動向に即応して公有地を計画的に拡大するとともに、地域の秩序ある整備をより一層推進することを目的として行われた公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正の趣旨にかんがみ、本市においてもその積極的な活用を図るため、和泉市土地開発公社の業務範囲を改める等、同公社定款の一部を改正する必要があるため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会のご議決をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条中「公有地となるべき土地の取得及び管理を行ない」と

あるを、「公有地となるべき土地の取得及び、造成その他の管理等を行い」と改めるものでございます。

業務の範囲すなわち第18条は、現行定款を明確化するとともに、(2)として新たに業務を拡大したもので「地方公共団体の委託に基づき、法第17条第2項第1号に規定する公共施設又は公用施設の整備（これらに附帯する業務を含む。）を行なうこと」に改めるものでございます。

その事業の内容といたしましては、本年3月定例市会でご議決を賜りました昭和49年度一般会計予算の中での学校建設協会出資金の項でご説明申し上げました学校建設協会設立につきまして、その後、大阪府、文部省、建設省と折衝の結果、大阪府の指導により、新たに学校建設協会を設立しなくて土地開発公社定款の一部を改正し、業務範囲を拡大して、公共施設のうち義務教育施設、すなわち小中学校校舎の先行建設を行なおうとするものでございます。

なお、先行建設につきましては大阪府、文部省と協議し、補助対象事業として認めてもらったもので、市が債務負担行為として市議会の議決を得、公社に対し損失補償の議決を得たものに限るわけでございます。

なお、附則でございますが、この定款の施行については、大阪府知事の認可のあった日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、和泉市土地開発公社定款の変更についての提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 25番（藤原要馬君） ちょっとお尋ねいたします。

今の局長の説明の中で、内容はあまり変わらないが、学校等の建設についての説明書がないと思う。この問題について、やはりそういう項目を入れないで立て替え施工しようという形になっている。だから、49年度の予算の中で三分の一になんなんとする40何億という債務負担行為があり、49年度から53年度という長期にわたっての債務負担行為だと思う。議決を得ればそれはできるだろうと思いますが、債務負担行為というものは、単年度事業については、翌年度に補助、起債の付くものに限定されるはずでございます。53年度というような長期のものに財源の確定がない、見通しがつかないはずです。そういう粗雑な当初予算の中のものを、今度はそれを執行するについては、単年度の赤字に関連があるために、こういう便宜をはかつて公社にやらせようという形だと思います。だから、議会を冒涜するのもはなはだしいと感ずるのであります。

これは午前中から審議しておりました開発の決算においても見られる通りに、われわれ議会がつんばれのままで、すべてがやぶれ、只承認もいらない報告にすぎないという形のもので

ございます。それで、学校建設等をやられた場合、議会はつんば棟敷のままで公社の理事長と理事によって協議して推し進められていくと思うのであります。学校の問題というものは、社会増等、すべて政府は認めてくれるはずだと思う。義務教育等につきましては、特定の法律によって、特定の公社に認めるということなれば、なぜ府が単年度の補助、起債等を付けてやらないか、自治省もその通りだと思う。私はこんなものに軽々に賛同はできませんと思うんです。われわれ議会をますます冒頭するようなことはもってのほかだと思います。

この開発公社ができるときにも、私は前の開発協会は置いとくほうがえんやないか。そうやないと、立て替え並びに寄付行為等もできないじゃないかということを申し上げた。

それと、この公社については、この定款の問題につきましても、建設委員会で一応、まずお聞き願いたいということで建設委員会を2回やったはずです。そのときにも申し上げておきましたが、何ら常任の委員会に所属する傾向もないし、どうしてやっていくんだろうなと思っておった。こういう大きな金額の事業をやるにもかかわらず、所属の常任委員会ということを何もしていないとはもってのほかだ。局長はなぜやらなかったかということに一つの大きな疑問がある。私はこういう議案には賛同しかねます。もう少し明確にしていただきたいと思いますので、それについてひとつご答弁願いたいと思います。

○ 公社事務局長（西川武雄君） お答えいたします。

昨年4月2日、開発協会から土地開発公社に組織変更いたしまして、その後、開発協会には議会議員さんが理事として入っていただいておりましたが、開発公社につきましては、組織変更とともに、議員さんを理事として選任しなかったわけでございます。その後、公社と議員さんとの何らかのつながり、関係を何とかして持っていただきたいということで市当局にお願いして参り、今日まで至ったわけでございます。

私といたしましても、何とか議員の皆様方に公社の監視役と申しますか、またはご相談できるような形にいたしたいと考えているものでございます。その点、1年間延びましたことをこの席上、深くお詫び申し上げます。

第2点の学校建設の問題でございますけれども、提案理由の説明で申し上げました通り、公社が先行取得を行う場合、当然、先行建設につきましては、市のほうで債務負担行為のご議決を賜ってございますので、その点、ひとつお含み置き願いたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 局長、それはわかるんですよ。しかし、立て替え施工するのに、開発でどれだけの余裕資金があるのですか、持ち金があるのですか、私はないと思う。これは市中銀行から借り入れしなければならない。それは市当局としては当年度の赤字になる。だから、肩替りして公社にさせようとする。そしたら、午前中からも質疑にあったように、このうえに金利がどっとかさむ。それを買い取るにしても、高い金利のままで買い取りしなければならん

結果が出てくる。どっちから言ったって市民に損害を与えることで、利益にならない。

もう一つは、1年間、なぜ常任委員会の所属にしなかったかということです。先ほど申し上げたように、この定款の趣旨については委員会で2回もお聞きして、その後、これができたら"しりから観音"で、ただ利用しておいてあとは何にもなし、のうのうとして自分の業務を行ってきたことに疑問がある。こんな予算の三分の一になんなんとする債務負担をしなければならないのに、なぜもっと早く常任委員会に所属し、今までなぜご報告申し上げなかったかということです。今日、定款を改正するために、一応、そういう所属に関してはやっていきたいというようなことはちょっとおかしいと思います。

40億になんなんとする債務負担行為は市の財政ではできない。だから、市長が公社の理事長であるから公社に肩替りさせてやろうと、のん気にやれるということですね。そして、再建団体にもならずに任期満了が無事にできるという感覚しか持っておらないと推察いたします。それは私は承認できない。市長、あなたが予算に計上したときには、40億の債務負担行為の裏付けはどこから得ようとするのか、また、現在はどうかということです。この財源問題については局長もわからんと思う。市長さんが提案せられたんですから市長さんは全部わかって49年度の予算を提案し、今日のやつも提案してきている。そういう面について、市長さんはどういうふうなご見解をとっておられるか、ひとつお教え願いたいと思う。

49年度当初予算のときに総括質問では私はお聞きしております。40億になんなんとする財源はどうなるんか、完全にやれるのかと言ったら、「完全にやれます」という理事の答弁をもらっています。理事は事務系統、最終の財源獲得は政治力をもってやらなければならない。市長さんは全部わかっていると思いますので、ひとつお願ひいたします。

○ 議長(坂上国治君) 市長答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) 藤原議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、第1点の公社と議会との関係のご指摘でございますが、この点につきまして、今まで放置して参りましたことは申しわけなく、深く反省いたしております。今後、私といたしましては、正副議長さんと十分ご協議させていただき、しかるべき常任委員会にお願いさせていただく考え方でございますので、その点よろしくご了解を賜りたいと存じます。

第2点の債務負担につきましては、去る3月の定例会におきまして、45億6千800余万円に上る債務負担行為のご議決を賜っております。その内容は、学校建設等建設関係で12億5千440万円、用地関係で34億1,442万円でございます。

財源につきましては、現行法律上の定められた交付率等を勘案して計上いたしております。

建物関係については、国庫補助金3億3千850万円、府補助金5千110万円、起債5億

3千850万円、一般財源3億2千630万円を充当することいたしております。用地関係につきましては、国庫補助金10億5千400万円、府補助金3億4千360万円、起債19億7千万円、一般財源4千680万円を充当することいたしております。

これらの債務負担の期間いたしましては、ご指摘のように、49年度より53年度までという長期のものでございますが、私いたしましては、できるだけ早く財源の確保を行い、早い年度に一般会計で引き取りのできるよう措置いたしたい所存でございますので、よろしくご協力を賜りますようお願いいたします。

本件についてご議決いただきましたうえは、なお学校建設に限定し、それら債務負担行為のご審議をいただきますときは、財源措置等につきましても詳細ご説明を申し上げますので、何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げまして、ご答弁に代えさせていただきます。

- 25番（藤原要馬君） 大分、市長さんもお考えの結果ご答弁願ったと思うんですけど、この49年度の債務負担行為の財源については早期に取り付けるということですが、取り付けするというだけでは信用できないと思う。ということは、当初予算が議決せられましてからすでに3カ月、4カ月もありますが、それに対して、どこで、どういう方法で財源を取り付けておるんだということを付け加えておかなければいけないと思います。その説明もないわけでございますので、早期にと言いますが、49年度の予算にも関係してくると思いますので、はっきりとご答弁願いたいと思います。

- 総務部長（坂口礼之助君） はなはだ失禮でございますけれども、私からご答弁させていただきたいと存じます。

藤原議員さんご指摘の通り、49年度の債務負担につきましても、46億幾らの多額な費用に上ってございます。これらの内容につきましては、予算書にそれぞれ記載いたしておりますように、それぞれの事業別に債務負担行為をお願い申し上げておるわけなんでございますけれども、仰せの通り、非常に長期的な分野にわたった債務負担でございますし、しかも、巨額な金額に上ってございます。われわれ理事者側の立場の者いたしましては、それぞれの事業の関係部課長はもちろんのこと、市長、助役等が先頭に立って関係方面と財源確保の折衝をかさねて参っておるわけでございますけれども、何分大きな金額であり、理事側だけの力では到底その目的を達することができないかもわかりません。議員皆様方、各常任委員の方々、議長さん、副議長さん等もお力添えをお願いいたしまして、健全なる財政が運営できるよう財源の確保に万全を尽して参りたいと存じますので、よろしくひとつご了解を賜り、かつご協力をお願い申し上げる次第でございます。

- 25番（藤原要馬君） 説明の中で、これは議決しても学校の建設のみということでござい

ますのと、それからこれは義務教育でございますので、国、府においても補助しなければいけない問題だと思いますので、補助、起債も出るものと思いますので、そのものだけならば、私も結構だと思います。それでひとつすみませんけれども、市長さんも努力をせられ、49年度予算の事業は本年度中にできるような努力をしてもらわないと困ると思うんです。学校だけは一応、開発に立て替え施工してもらいますけれども、他のものはそれはいけませんので、やはり財源獲得して事業を起さなければならんと思いますので、その点を要望して終わります。

- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ございませんか。直村君。
- 18番(直村静二君) この定款の一部改正につきましては、私は3月議会でも確認をしたことでございますが、学校建設についてまで公社でやるのか、それについては、学校建設協会をつくってやるということでございましたが、これを改めて、学校建設協会なるものをいつ、どのようにつくってやるんだということの確認をまず第1点で聞きたいわけです。

2番目は、本来は用地だけの先行取得ということで発足いたしましたが、今回のように建設部門まで入って参りますと、たとえば市の用地課的なもの及び建築課、その他全部が開発公社の権限で仕事を行うことになっていく。この場合、議会での歟止め、議会の審議、これがどのように行われるか。先ほどの市長答弁なんかを聞いておりますと、間違いなく運営していくたいということでございますが、公社の48年度の決算報告を見ても、やはり経過についてはなかなかわからない。まして大きな資金が要る。たとえば母屋があって、隠居が公社となれば、すべて隠居の仕事でやっていくということで危惧を感じますので、その歒止めなどをきっちり市長からお答え願いたいと思います。

3番目は、この開発公社につきましては、私が先刻、開発公社でお聞きしますと、38名中の大半が幸の出張所にいへるということです。少なくとも、開発公社は、和泉市全体の立場に立った用地購入ということで進むのが第一であろうと思う。そうすると、幸出張所におる人数、もちろん、これは同和事業の一環としてやられてるという点がございますので、この際、改めて土地開発公社定款変更の中に同和問題について明快な条文を入れていただきないと、これは市全体の公共事業の立場と同和分を区別して、用地の補助金が一般公共事業の補助金と違いがありますので、明快な区分が必要と思いますので、その点を明快にしていただきたい。先ほど決算で質問いたしましたように、本庁で聞いても、書類は全部幸出張所にあるということにまことにかねない心配があります。

- 以上の3点をぜひともお答え願いたい。
- 議長(坂上国治君) 理事者答弁。
 - 総務部長(坂口礼之助君) 私からお答え申し上げます。

今回の土地開発公社の定款の変更に関連して、3月定例市議会において学校建設協会なるものの設立をやりたいという問題提起との関連性についてまずご説明申し上げます。

当初、私たちのほうの考え方といたしましては、小中学校等の義務教育施設に対する、いわゆる社会増に対応した先行建設を、学校建設協会を設立いたしまして、その協会でもって資金の融通を受け建設にかかる予定をいたしてございました。そういう角度で大阪府地方課なり、あるいは大阪府の教育委員会当局と協議を進めて参ったのでございますけれども、府側でその後、いろいろの研究をしていただきました結果、このたび、土地開発公社の定款の変更内容にもござりますように、この18条の2号で「公共施設又は公用施設の整備を行うこと」ができるという条文の解釈で、義務教育施設につきましては、土地開発公社で建設をすることができるのではないかという法解釈が成り立ったわけでございます。したがって、改めて学校建設協会を設立する必要がなくなりましたので、今回の定款の一部変更に基づきまして、土地開発公社のほうで先行建設をもやつていただける措置を講ずることになったわけなんでございます。

2番目のこのような公社の業務が非常に拡大して参りますと、直村議員さんのご指摘の通り、現在の公社の組織形態では議会との接触、関連がほとんどございませんので、いわゆる公社の財政運営なり、事業計画が非常に拡大され、言いえましたならば、放漫な財政運営につながっていくのではないかという危険、心配、当然、その点はあると存じます。したがいまして先刻、藤原議員さんのご質問に対して市長からもお答え申し上げましたように、この機会に努めて公社と議会との関係を密接にしていただけるように正副議長さんのほうに正式に申し入れを行い、議会にそうしたいわゆる監督機能と申しますか、議会側のご意見なり、あるいは監督の目が十分公社に届くよう措置を講じたいというふうに存じておる次第でございます。この点は早速、市長から議長さんのほうにも正式に申し入れをしていただきまして、早急にその措置を講じていただくようにお願いいたしたい。このように存じておる次第でございます。

第3点につきましては、ちょっとご質問の趣旨を私、はき違えておるかもわかりませんけれども、いわゆる環境整備事業も当然、市の事業でございまして、事業の内容等につきましては予算書なり、あるいは債務負担行為の事項等によりまして、それぞれの事業形態の内容は明確にされておると存じます。これは一般事業である、これは環境改善事業であると区分を明確にすることについては、現在、われわれとしては、その必要性を感じてございません。一體的な公社の運用の中で、必要な用地について現在、取得に当たっていただいているわけでございまして、たまたま、環境改善整備事業につきましてはご承知の通り、昭和53年度という一つの時限的な面がございますので、現在、ある程度集中的に環境改善整備事業の用地取得に努力をしていただいているのが現状でございますが、当然、他の一般公共事業の用地取得について

も、公社のほうで全面的に、全市的な立場において用地取得、その他の仕事に当たっていただいている次第でございますので、その点ひとつご了解を賜りたいと存じます。

以上、簡単ですが、答弁に代えさせていただきます。

- 18番（直村静二君） 学校建設につきましては、法的な解釈で定款の変更でできることになつたので措置するということなんですね。私はそれについても異論があるわけです。

それから議会とのパイプ、歯止めについても、もっともっと調べないかんと思います。しかし今のところ、議会に対しては相談を申し上げるという点で、今後に待つしかないと思います。

3番目の同和関連事業の問題につきましては、私が言いたいのは、持家制度では代替用地が要るわけです。午前中の西川局長の答弁では、基本的には家の建つておる方だと思う。そうすると、一般公共事業の場合も代替をやるんかとなる。しかし、実際はなかなかいかない。ここで新しく同和の中で持家制度の問題が一番のポイントだと思う。その代替用地を探す、一般公共事業とは区分されると思うが、その分についての財政負担が大きいのが持家制度なんです。国の補助をもらった分として明確にせんとドンブリ勘定になるから、その区分をどうするかということです。その点、たとえば開発公社の同和対策部というふうにすれば明快にできるし、また、超過負担はどうすべきかと指摘もしやすい。それを考えるかどうか、お考えがあればご答弁願いたい。

- 公社事務局長（西川武雄君） お答えいたします。

ただ今ご指摘の代替地等の問題でございますけれども、このことにつきましては午前中もご説明申し上げましたように、代替地の提供につきましては、基本的には住家という考え方を持っております。ただし、環境改善整備事業関係につきましては、この代替地につきましては、公社が取得してある用地で宅地造成いたしまして、その中の公共施設、すなわち必要な道路、児童公園等については、これの用地費、それから道路部分の増成築造費等については、府補助金として80%の補助対象になるわけでございます。そういう関係でこれらの代替地というものをわれわれは考えております。

なお、一般公共事業等についても、やはり最近のこれら公共用地の取得難という角度からいろいろいろ考えまして、この方々につきましても代替地の提供もしくはあっせんということを考えておるわけでございます。

その中で環境改善整備事業と一般公共事業の職員の関係についてはっきりと分けるべきじゃないかというご意見ではないかと思いますが、やはり公社の行つておる仕事の中で一応、用地買収そのものの職員は、環境改善整備事業と一般公共事業用地を分けてございますけれども、その中でいろいろと関連してくる問題があるわけでございます。そういう関係上、現時点で、

公社の中で課制にしても、何にしても、はっきり分けるわけにはいかないという現状でござります。

以上です。

○ 18番（直村静二君） 意見として言うときます。

問題は、理事者の政治姿勢が明確であれば、その点はうまくいくんではないかと思うんです。しかし今の場合、法的根拠のない窓口一本という中で、市の独自方針として持っておらない中では、協議の整わない限り執行しないという項目がある限り、市の独自性がなくなると思いますので、きちんと区分して財源問題、その他をやってほしいという意見を申し上げて、私は質疑を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご意議ありませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の声錯綜）

本件について反対のご意見がありますので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でございますので、議案第41号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） この際、お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようですので、本日の会議時間は延長することに決します。

日程第25「和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第42号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について
和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年6月10提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 一 号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営葬儀条例(昭和33年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 葬儀の進行

第5条第1項各号列記以外の部分中「次表」を「次」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び靈柩車使用料

種 别	棺 箱	消 耗 品	靈柩車
	円	円	円
5 段 鋸			
4 段 鋸	5.500		
3 段 鋸		1,800	2,300
神式3段鋸			
2 段 鋸	3,000		

第5条第1項第3号を次のように改め、同号を同項第4号とする。

(4) 火葬料金

種 別	料 金
3段以上の鋸付を行うもの	3,000 円
2段鋸付を行うもの	2,000

第5条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 葬儀進行料 7,000円

附 則

- 1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市営葬儀条例第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に執行する葬儀について適用する。

理 由

最近の物価高騰による葬儀関係諸経費の増加等の事情にかんがみ、一部葬儀使用料を改定するとともに、かねて市民から強い要望のあった葬儀進行料を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第42号参考資料

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(葬儀の内容)	(葬儀の内容)

第4条 葬儀の内容は、次のとおりとする。

第4条 葬儀の内容は、次のとおりとする。

- (1) 棺箱、葬儀用品の供与
- (2) 祭壇等の飾付及び靈きぬ車の配車
- (3) 葬儀の進行
- (4) 式場の使用
- (5) 火葬の執行
- (6) 式場の使用
- (7) 火葬の執行

(種別及び使用料)

第5条 葬儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。

(1) 略

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び靈柩車使用料

種 別	棺 箱	消 耗 品	靈 桿 車
	円	円	円
5 段 飾	5,500	1,800	2,300
4 段 飾			
3 段 飾			
柿式 3 段 飾			
2 段 飾	3,000		

(3) 葬儀進行料 7,000円

(4) 火葬料金

種 別	料 金
3段以上の飾付を行うもの	3,000円
2段飾付を行うもの	2,000円

2 略

新

旧

(種別及び使用料)

第5条 葯儀の種別及び使用料は、次のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。

(1) 略

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び靈柩車使用料

種 別	棺 箱	消 耗 品	靈 桿 車
	円	円	円
5 段 飾			
4 段 飾			
3 段 飾			
柿式 3 段 飾			
2 段 飾	3,000		

種 別	料 金
3段以上の飾付を行なうもの	2,000円
2段飾付を行なうもの	1,000円

2 略

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長（宇沢清君） お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第4・2号、和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。

最近の異常な物価の高騰によりまして、葬儀関係諸経費中、特に消耗品の価格が上昇して参りまして、本条例による使用料との間にかなりの差が生じて参りました。今回、かねてよりご要望のありました葬儀の進行、すなわち司会者を派遣出来る見通しが付きましたので、これを制度化する必要が生じて参りましたのを機会に、これと合わせまして、先ほどの使用料につきましても一部改正いたしましたご提案申し上げた次第でございます。

次に、その内容についてご説明申し上げます。条例第4条中、第2号の次に第3号として葬儀の進行を加え、以下各号をそれぞれ繰り下げるものでございます。

第5条につきましては、一部文字の訂正と、同条第1項第2号の棺箱、葬儀用消耗品及び靈きゅう車の使用料を改定し、棺箱につきましては、3段飾以上3,000円を5,500円に、2段飾1,000円を3,000円に、消耗品につきましては1,200円を1,800円に、また、靈きゅう車の使用料を1,800円から2,300円にそれぞれ改めさせていただき、次に同項第3号に進行料7,000円を1号追加させていただき、同項第4号として、火葬料金を3段以上2,000円を3,000円に、2段飾1,000円を2,000円に改定いたしましたく存するものでございます。

なお、本条例の施行につきましては、ご可決賜りますれば、7月1日より実施いたしましたく存しております。何とぞよろしくご審議のうえ、原案通り可決決定されますようお願ひいたします。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 改正の金額がずうっと書いてくれてあるわけですが、全部計算すればわかるんだろうとは思いますが、一応、葬儀進行料を含めて、5段飾から2段飾までの5段階のそれぞれ合計で何ぼになるか、一ぺん教えていただきたい。出来れば新旧合わせてもうたほうが都合いいのですが。

- 議長（坂上国治君） 答弁。

- 保健衛生課長（松村吉堯君） お答えいたします。

総計いたしまして、それぞれのうえに4,600円を加えていただくわけでございます。したがって、5段飾につきましては、これは進行料7,000円を含んでおりませんけれども、34,600円。4段飾は24,600円。3段飾は14,600円。2段飾につきましては、

1,0,6,0,0円になるわけでございます。

○ 17番(山田清二君) ということは、改正されてないもの、ここに出てないものがあるということですね。

○ 保健衛生課長(松村吉亮君) さようでございます。この中で節付の使用料につきましては改定いたしておりません。今回の改正につきましては、それぞれ消耗品なり棺着等消耗器材についてのみお願い申し上げての次第でございます。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 16番(横田憲治郎君) 料金の改定、値上げですが、誠意ある具体的な説明があるやと期待しておったのですが、ありませんので、お伺いして意見を申し上げたいと思います。

ただ今の質問で数字的なものが一部出たわけですが、いろいろの諸経費の高騰による消耗品のアップ、さらに靈きゅう車等々、一連の内容の基礎、どのような算定基準でもってされたのか、そのへんの実態からまずお伺いしたいと思います。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 保健衛生課長(松村吉亮君) お答えいたします。

基礎になるかどうか、実は棺箱の仕入れは5千(百円ですが、すでに改正させていただく5,500円の業者からの申し入れもあるわけでございます。

それから消耗品につきましては、現行1,200円でお願いしているわけでございますが、現在の仕入れ価格が2,245円かかってございます。この間の格差が1,045円ありますが、これを一ぺんに値上げするのもどうかと思いまして、600円だけお願いしたいということでございます。

それから靈きゅう車の使用に関しましては、現行1,800円でお願いしておるわけでございますけれども、これは本年度当初からお願いしておる公益社のほうから約3,000円にしてほしいという要望がございまして、これも今日まで何とか現行のままでお願いしたいということで引き延ばして参ったわけでございますけれども、昨年実績から見ました葬儀の数等から見まして、この値上げをしていただかなければ人件費にも当たらんという事情から、やむなく500円だけお願いしようということでご提案させていただいたわけでございます。

それから葬儀の火葬料金でございますが、これもご承知のように、石油製品の値上げによりまして、この火葬1体いたしますのには、大小によって多少の差はございますけれども、大体、灯油で8.0リットルから9.0リットル使用いたしております。この関係上、どうしても1,000円程度の値上げをお願いしたい、こういうことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 16番(横田憲治郎君) 内容はある程度わかったわけですが、いわゆる市民要望にこたえて葬儀の進行等も組まれているとはいえ、ちょっと一見して、飾りがいいほうも悪いほうも比例的、平均的にアップしているわけでございますけれども、内容の面については、一応、説明を聞いてわかったのでございますが、2段から5段までそれぞれ4,600円のアップということですね。それについて、なぜこのような併列的な考え方で改定しようとするのか。やはりこれはランクを付けてあること自体、基本的に考えてもらはなければならんと思いますし、公共料金であるので、これらの改定については慎重にやってもらはなければならぬ。出来得べくんば、公営葬儀という建て前からも、値上げ回遊への努力もなされなければならぬと思うんです。その点、いかにも形式的、機械的に値上げしようとしている姿勢に問題があると思うんです。それについて、市長、助役の責任あるご答弁をいただきたいと同時に、新たに進行係が設置されたこと自体は結構かと思うんですけど、1件に7,000円というのはどのような業務内容で行うのか。いわゆるお通夜から葬儀完了まで担当して行うのか、その点の内容についても、これは初めて創設されるですからお伺いしておきたいと思います。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) お答えいたします。

ただ今横田議員さんからのご指摘、ただ、数字的に通り一ぺんの値上げではないかというご質問でございますが、これにつきましては衛生課長が説明した通り、棺箱あるいは消耗品、靈柩車、火葬料といった原価的なものについて値上げさせていただき、従来の飾付、5段飾から神式3段、2段飾まではそのまま据え置くということで料金改定がなされたわけでございます。

2点目の進行係の問題でございますが、これは葬儀執行のいわゆる焼香順位あるいは焼香場のあいさつ等を行う司会者というか、そういうものでございます。

以上お答えいたします。

○ 議長(坂上国治君) 他にございませんか。

○ 3番(金沢勝君) 市長ね、これは公共料金の値上げなんです。中身の内容説明はよくわかりますが、公共料金は上げないほうがええわけです。あとで出てくる10%の職員給与の見込み上げの条例、これは5割上がってる。いたちごっこです。私たちの言いたいことは、新火葬場が出来たときにこの価格を決められたなれば、青少年会館とか、青年の家、あれは発足してから改正されておらないのが実情なんです。もうちょっと死んだ者を大事にせないかん。国民健康保険にしても、あなたは直接関係がないでしょうが、亡くなったら5,000円しかくれないのに、助産費は2万円出してある。国、府の制度があるにしても、市長はこの点の必然性というものを考えて、物価高騰によることで改正を出さないかん。特に各種の手数料については

4月1日から改正されるのに、なぜこんな時期に、必然性がないような中で出されたか。私はその点、反対の意見を述べておきたいが、それと、進行係ですね、この身分保障はどないするの。中には、マイクだけ貸してくれというやつもあるはずだと思います。その点をどう考えておられるか。

それから、だれにマイク持ちをやっていただくか。

それから、昨年の実績から見て、この値上げによって何ぼの増収になるか。
以上です。

○議長(坂上国治君) 答弁。

○保健衛生課長(松村吉堯君) お答えいたします。

身分につきましては、本市の作業員ということでやりたいと思います。

それからマイクだけ、器具だけの貸し付けということにつきましては、正直なところ、現在は考えてございません。

それから、この値上げすることによってどれだけの収入を見込んでおるかということでございますが、昨年度実績から勘案いたしまして、280万円ぐらいの収入を見込んでございます。これは司会者を置くことによって収入される分でございます。

○3番(金沢勝君) 作業員は新たに採用するの。現在の人を使うの。

○保健衛生課長(松村吉堯君) 現在、1名環境係を置いております上にもう1名採用していただきまして、担当させていきたいと思います。

○3番(金沢勝君) こういう公共料金は安易に上げるべきでないと思う。住民票なり、印鑑証明は4月1日から発足して50円を100円にしたのに、なぜこれを7月に上げないかんか、一諸にやるほうが思い付き行政でないと思う。一諸にやつたらおこられる、かさ高うなると思ったんか知らんが、当初の本会議があるのに、7月1日の端数の値上げは好ましくないと思います。こういうものについては、慎重審議出来る当初予算の4月1日に対するほうが好ましいのじゃないかという意見を付けて終わります。

○議長(坂上国治君) 他に。

○18番(直村静二君) 他の議員が多く言われましたので、私の聞くところは少なくなりましたが、昨年実績ということなんですが、11万5千人の市民で昨年度は何人死亡されたか、ひとつお伺いしたい。

それと、値上げによる分は、昨年実績から見て何百万円になるか、お答え願いたい。試算は出来てると思います。

○産業衛生部長(宇沢清君) お答え申し上げます。

第1点、昨年実績でございますが、561件でございます。

それから、昨年実績で見た場合の市の財政の関係はどうなるかということでございますが、合計で約360万円になります。棺箱、消耗品、火葬料金、靈きゅう車を総合してでございます。

○ 18番(直村静二君) 私、意見として申し上げますが、360万円とすると1日1万円、まさに値上げせないかんという特別の事情はない。一つは、材料が上がったから上げるんだということで簡単に扱ってる。市民に説明しても、360万円の負担が出来ないということはない。ひとつ凍結して来年度に考えるという方向で市長、ひとつ歳回したらどうですか。死亡人員がふえるかも知れませんが、それでも500万円足らず、そういうものは値上げしなくてもいいという方向を出していただきたい。意見として出しておきますが、答えだけ。

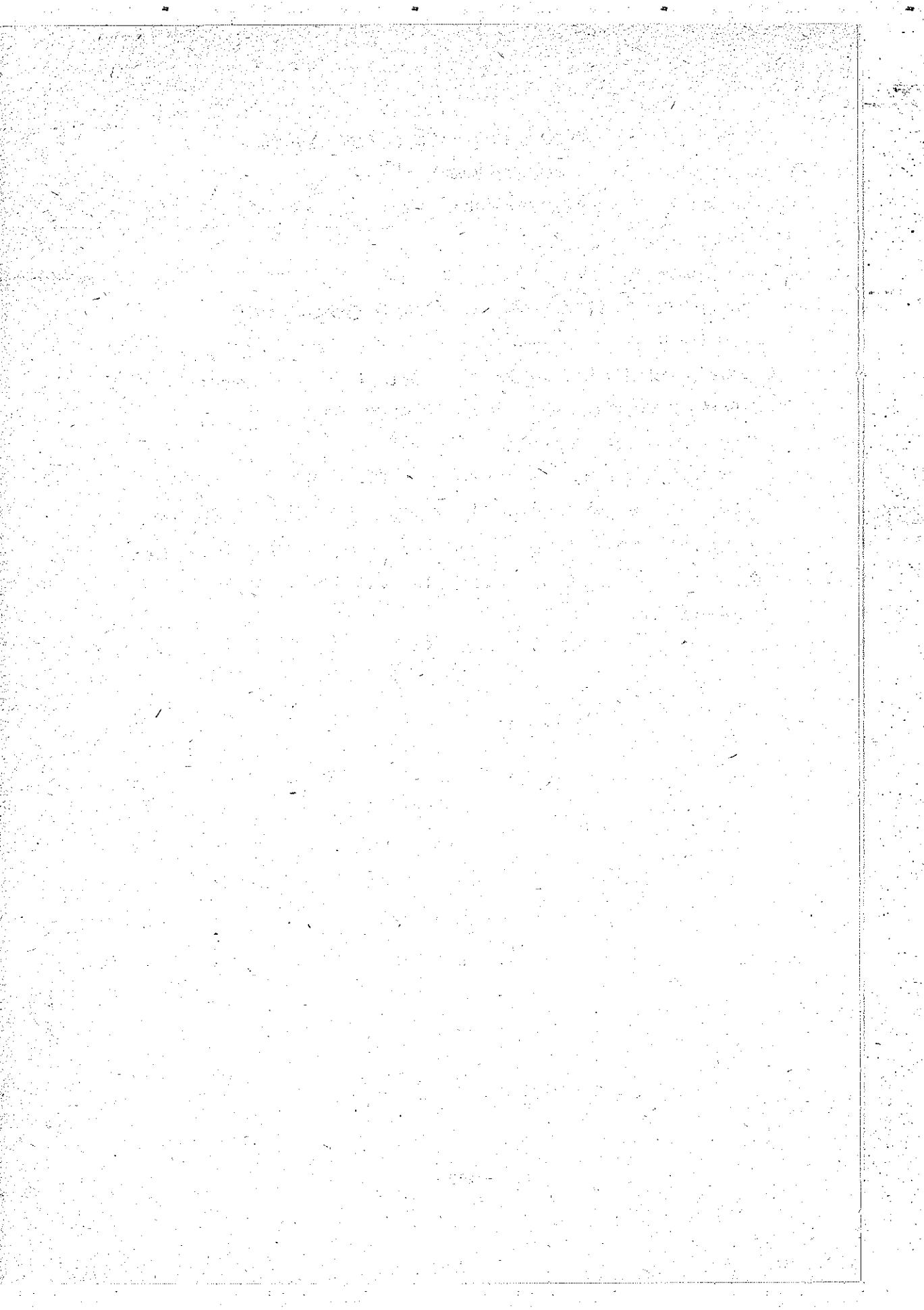
○ 議長(坂上国治君) 市長答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) 途中での値上げは好ましくないというご指摘、あるいは360万円余のものをとやかく言うべきでないというご指摘はごもっともではございますが、進行係を付けた、これは希望によって、いらん場合は必要ありません。しかし、そのときには1台の拡声器と申しますか、それによって必ず車が1台付けなならん。その購入等が影響して参りまして、上げさせていただかなければ仕方がないということに相なるわけでございます。これでも他から高い司会者を雇ってくることを考へれば、市民サービスは出来ておるという考えのもとにお願いしておるわけでございますので、よろしくご了解賜りたいと思います。

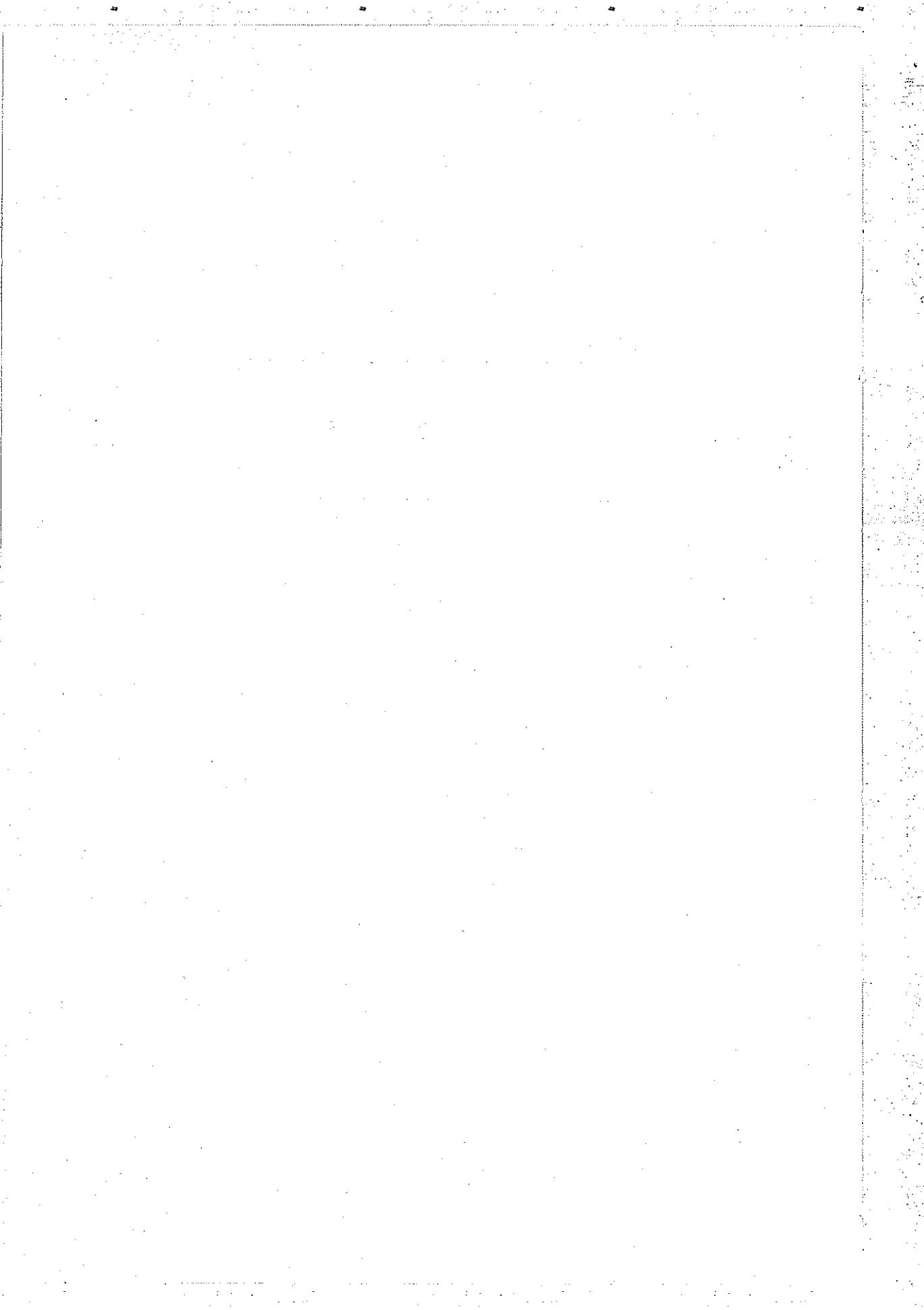
○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ありませんか。

○ 17番(山田清二君) 市長の答弁を聞いてると、また言わないかんようになる。拡声装置一つぐらいではあきまへんね。2台いります。1日4カ所あらたら4つ要る。葬式やってるとさきに拡声器はずすんや、くっ付けるんやなんて出来ません。また、飾付かて式の1時間前にやるわけじゃない。飾付だって葬式の数だけ要る。また、飾付の使用料は据え置きのままということなんですが、これは別に値上げせよというわけじゃありませんが、そうなると、他の経費については、2段の人は倍以上になるわけです。今まで6,000円のやつは、飾付が2,000円あったから、飾付をのけたら4,000円のものが8,600円になるわけや。8,600円に上がるとなればおかしい。計算では4,100円しか上がらんはずやのに、4,600円という答弁も少しおかしい。この分についてだけ飾付が500円上がったといえば別ですが、下のを計算すると2段飾は4,100円にしかなりません。

それともう一つは、今まで飾付を必要としない場合でも飾付の料金を取っておったはずなんですが、今後もその点を続けていくとするならば、進行係も必要の有無にかかわらず費用は



第 2 日



昭和49年6月11日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所
議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村靜二君
3番	金沢勝君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	閑戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(3名)

5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
7番	田中包治君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市助役	長藤木秀夫	市民部理事兼福祉事務所長	内田繁
収入役	藤田利	保育課長	嘉明
教育長	橋本炳	保育課長	健友
重要施策推進室長	葛城宗一	社会課長	佐野友
同室一次長	橋本昭	福祉課長	坂井博
調査担当課長	松林宏	市民課長	坂野眞
総務部長	田口之助	保険年金課長	野村逢
総務部理事	西川喜久	保険年金課参事官	山村年
総務部(財務部)理事	庄司清	老人福祉センター長	香宇清
総務部(財務部)次長	門林六	産業部次長	澤本俊
秘書課長	杉本弘	課長	井益
広報公聴課長	竹田明	農業衛生部次長	利貞
企画課長	塚大	農業衛生部次長	太郎
財政課長	麻生義	衛生部次長	雄吉
資産税課長	中川和	通商工部次長	堺亮
市民税課長	吉田義也	農業部次長	堺恒
納税課長	吉田義	保健衛生部次長	堺治白
同和対策部長	日出男	保健衛生課長	堺富
同和対策部長	原行雄	保健衛生課参事官	堺保
総合調整課長	田生稔	建設部長	中林中
連絡指導課長	端井小一	建設部長	林森
隣保館長	向井洋介	埋設部長	西川淳
解放センター建設室長	萩本啓介	埋設部次長	白川次
	高行一	埋設部次長	保富
	三	埋設部次長	

職名	氏名	職名	氏名
計画課長	磨琢磨	水事務課長	岸本孝二
土木建築課長	中尾好美	衛生院課長	野誠夫
区画整理課長	上好美	農務課長	原光誠
開発課長	本守好	園務課長	田平清
下水道課長	前守好	理農業課長	田宅大
地区改良事務所長 兼改良総務課長 (地区改良事務所工事課長)	大浦守	消防課長	和守臣
会計課長	正田守	消防次長、消防團事務課長 兼消防署長	田口勇
選挙管理委員会事務局長	正雄守	土地開発公社事務局長	川西昭武
監査委員長	雄一郎	事務局次長兼用地課長	岡永吉
公平委員会事務局長 兼監査事務局長	忠恒正	農務課長	原福秀
農業委員会事務局長	雄忠正	二地課長	宮本一秀
教育委員長	彦徳治	総務課長	福良
教育次長	志由重	二地課長	宮良
教育兼同社次長 (部次長級)	忠由重	農務課長	福良
総務課長	彦延信	農務課長	宮良
学校教育課長	信俊郎	農務課長	福良
学校教育課長	定茂	農務課長	宮良
指導課長	紀之定	農務課長	福良
水道課長	阪口雄	農務課長	宮良
水道工務課長	谷泰	農務課長	福良
総務課長	吉天	農務課長	宮良
當業課長	美穂	農務課長	福良

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次長	北野丈夫
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

昭和 49 年 和泉市議会 第 2 回定例会 議事日程

(6月 11 日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	議 案 第 43 号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	P 1 3
2	議 案 第 44 号	和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について	P 1 7
3	議 案 第 45 号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P 1 9
4	議 案 第 46 号	昭和 49 年 6 月に支給する期末手当の特別に関する条例制定について	P 2 3
5	議 案 第 47 号	和泉市同和地区老人解放センター条例制定について	P 2 6
6	議 案 第 48 号	昭和 49 年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第 1 号)	P 2 9
7	(追加) 議 案 第 49 号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	

(午前10時25分開議)

- 議長(坂上国治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方にはお忙しいところご出席を賜りましてありがとうございます。それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。ただ今ご出席の議員さんは14名でございます。なお、松尾議員さんから遅刻の届け出があるほか、他の議員さんには追ってお見えになるものと思われます。今一名見えられましたので、現在15名でございます。

開 議

- 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員15名をもちまして、議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。昨日に引き続き議案審議に入ります。それでは、日程第1「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案書を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第43号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年6月10日提出

和泉市長。藤木秀夫

和泉市条例第　　号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年和泉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「週おおむね1回」を「週2回」に改める。

別表ごみの項手数料の欄中「40円」を「50円」に、「20円」を「25円」に、「3,000円」を「4,000円」に改める。

附 則

- この条例は、昭和49年7月1日から施行する。
- 改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、昭和49年7月1日以後の処理に係る手数料について適用する。

理 由

生活水準の向上に伴うごみ排出量の増加、その家庭内における保管の困難性等にかんがみ、一般家庭から排出されるごみの週2回収集制を実施し、他方最近の物価高騰によるごみ処理諸経費の増加等の事情にかんがみ、一般家庭以外のものから徴収するごみ処理手数料を引き上げる必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

議案第43号参考資料

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(案)新旧対照表

新

(一般廃棄物の処理計画)

第3条 略

(1) ごみ 週2回収集する。

別表

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料
普通	普通	1人1ヶ月につき	100円	
特殊	水使用を必要とするもの	1そう1ヶ月につき	普通手数料に200円を加算した額	
ふん尿	一般家庭で便そうが2以上あるもの	1ヶ月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額	
雨水	雨水地下水等の浸入するものの(不良便そう)	1リットルにつき	雨水、地下水等の浸入するものの(不適度をさ)き	32円
臨時	便そう改造、廃止その他理由で占有者その他申出により臨時に処理するもの	1リットルにつき	便そう改造、廃止その他の理由で占有者その他申出により臨時に処理するもの	32円
従量	事業所等人員によつて算定し難いもの	1リットルにつき	事業所等人員によつて算定し難いもの	32円

日

(一般廃棄物の処理計画)

第3条 略

(1) ごみ 週おおがね1回収集する。

別表

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料
普通	普通	1人1ヶ月につき	1人1ヶ月につき	100円
	水使用を必要とするもの	1そう1ヶ月につき	1そう1ヶ月につき	普通手数料に200円を加算した額
特殊	一般家庭で便そうが2以上あるもの	1ヶ月1そう増につき	1ヶ月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額
ふん尿	雨水地下水等の浸入するもの(不良便そう)	1リットルにつき	雨水、地下水等の浸入するものの(不適度をさ)き	32円
雨水	便そう改造、廃止その他理由で占有者その他申出により臨時に処理するもの	1リットルにつき	便そう改造、廃止その他の理由で占有者その他申出により臨時に処理するもの	32円
臨時	事業所等人員によつて算定し難いもの	1リットルにつき	事業所等人員によつて算定し難いもの	32円

新		旧	
従量	一般家庭以外の事業所等から排出されるもの等の継続処理	従量	一般家庭以外の事業所等から排出されるもの等の継続処理
ごみ	4.5リットル(ボリ容器標準)1個につき50円(週2回以上1回増すごとに2.5円増)	4.5リットル(ボリ容器標準)1個につき50円(週2回以上1回増すごとに2.5円増)	4.0円(週2回以上1回増すごとに2.0円増)
臨時	2トン車1台につき4,000円 多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	2トン車1台につき4,000円 1台に満たない量の場合査定した額	2トン車1台につき3,000円 1台に満たない量の場合査定した額
胞衣	1個につき1,000円 収集、運搬及び処分をするもの	1個につき1,000円 収集、運搬及び処分をするもの	1個につき1,000円 処理場へ自ら持参するもの
死犬等	1個につき500円 収集、運搬及び処分をするもの	1個につき500円 収集、運搬及び処分をするもの	1個につき500円 処理場へ自ら持参するもの

備考 一般家庭とは、事業所以外のものをいう。

備考 一般家庭とは、事業所以外のものをいう。

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長（宇沢清君） お許しを得まして、ただ今ご上程いただきました議案第43号、和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、その提案の理由ならびに内容をご説明申し上げます。

かねて、強いご要望がありましたごみの週2回取りにつきましては、本市の財政事情もございますが、近時の生活水準の向上によります排出量の増加、加えて交通事情の悪化によります長時間停車不能で、どうしても週2回取りに行かなければならない時期に至りましたので、今回これの実施に伴う条例の改正と合わせて、一般家庭以外の事業所から排出されるごみの重量によるもの及び臨時ものにつきまして、従来よりごみの不法投棄の誘発するおそれのある観点から料金改正を見込んでまいりましたが、ご承知の通り、諸経費の高騰によりまして、どうしてもこれが改正のやむなきに至りましたので、最小限に抑え、これを願い申し上げる次第でございます。

次に、改正点につきまして、その内容をご説明申し上げます。本条例第3条第1項第1号中、ごみの収集について、「週おおむね1回」とありましたのを、文中「おおむね」を除きまして、「週2回」と改めるものでございます。

次に、別表、ごみの収集手数料の欄中、一般家庭以外の事業所から排出されるごみの収集手数料につきまして、従来45リットル（ボリ容器）1ぱいについて「40円」及び1回増すごとに「20円」となっていましたのを、それぞれ「50円」と「25円」に改めまして、また、多量の廃棄物等を臨時に処分するものにつきましても、2トン車1台につき「3千円」となっていましたが、これも「4千円」でお願いいたしたいと思うわけでございます。

なお、本条例の施行につきましては、ご可決賜りますれば、7月1日より実施いたしく存じます。何とぞ慎重ご審議のうえ、原案通り可決ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらさせていただきます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 今の提案理由で私ども、かねがね言っておりましたので、非常に結構なことだと思いますんで、確認事項並びに若干の質問をいたしたいと思います。

1つは、この2回取りに伴う人口中の何割の方がこの2回取りになるのかという点。それと一般家庭以外、つまり事業所、この場合にはどういう事業所を選定しているのか。たとえば、文具店の小売という場合には、これは家庭生活をしておりましたら、当然家庭内のごみは捨てる、こういう場合には、週2回取りの収集の場合に、やはり一般家庭と違うんかどうか。ここでいう事業所という認定、これが非常に大事かと思います。

その点お尋ねしますので、お答え願いたいと思います。

- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 保健衛生課長（松村吉堯君） まず、第1点の2回取りについて、何割の住民を実施するのか、こういうことだと思いますが、これは全市一斉に行うものでございます。

それから第2点の事業所とはどの範囲をもってするのかということでございますが、一般家庭と事業所との区分けというのは非常にむずかしゅうございますけれども、一応一般家庭から出てくる一般家庭のごみと異ったものというお答えしかできないんじゃないかなと思います。以上です。

- 18番（直村静二君） たとえば、府中駅前商店街は、これは独特の手数料を業者と提携してやっているという場合に、その場合は、一般家庭の件からはずせるかどうか、具体的には、特別な手数料として取っているんですからね、その分ははずせるんじゃないかな。

それからまた、それ以外の中でも、そういう文具店の販売所の場合とか、今、あなたのおっしゃった点は、ごみによって異った場合ということですがね。それで明快な基準というものが今までの実績からあると思うんですが、松村課長は来てからまだ間がないので、ちょっと部長あたりからそこらを明快にしてもらわぬとね。ここだけですわ、ちょっとひっかかるのは、この条例では。

- 産業衛生部長（宇沢清君） ただ今のご指摘の点でございますが、府中駅前につきましては、協同組合組織で一括で業者に請け負わしていることは事実でございます。

ただその場合に、通常、私たちが4.5リットルボリバケツ1ぱいが一般家庭の1週間の排出量ということで決めつけているわけですね。その分は、一応控除されるべきもんでございます。それ以外に排出されたものについては、たとえば、文具店、駄菓子屋の場合でも、これは一般家庭以上にごみが出ていることは事実でございます。その点につきましては、ボリ容器1ぱいは算出した額ということで決めております。

- 18番（直村静二君） 今までの実績では、そういう文具店の場合は少し多いんだと、これが週2回になりますと完全にさばけると、それなら結構です。ちょっと確認だけ。

- 産業衛生部長（宇沢清君） ただ今のご質問の通り、現状週1回がボリ容器4.5リットル1ぱいでございます。週2回になった場合には2はいになるわけです。

その通りでございます。

- 議長（坂上国治君） はい。

- 25番（藤原要馬君） この収集につきましては業者が数あるわけですね。そうすると、遠いところと近いところのアンバランスの問題が出てくると思うんです。だから業者によっては非常に有益であり收入があると。また、一部の業者においてはガソリンとか、そういう面が余計要って、遠いところは収入がないと。そこらが平等を欠いているんではないかと思うんです。

これは鶴山台あたりに行くのと、横山あたりに行くのとでは相当な違いがあると思うんです。

1日に5回も6回も行けるところと、2回か3回しか行けないところ、こういったもんについての事情も今後出てくるんじゃないかと思います。今後はやっぱり業者を指定する意味においてもう少し教育をしてやうたらいいんじゃないか、こういうふうに考えるわけです。

その点だけ私は要望しておきます。

○議長（坂上国治君）　はい。

○17番（山田清二君）　値段の変更については特に言うことはないんですが、今の説明の中でも不法投棄がなくなるであろうということも、ちょっとは出ておったんですが、現在相当の不法投棄が出来て、地主とか近所の人ではとうてい始末が出来ぬくらいの集積をされているところが方々にあるわけです。また、現実に不法投棄をやっているのを見てもどうすることも出来ない。場合によっては逆に怒られる。そういうふうな場合もありますし、また、みすみす不法投棄に行く車であるなと思うようなことがあっても、「君はどこに行くんだ」ということも出来ないで、この不法投棄については、むしろ野放しのような状態になっているんですねが、しかもまた、そういうものを集めて不法投棄をすることを1つの商売をしている人もあるように聞いております。こういう面で不法投棄というものについて今後、どう対処していくかとするのか、またこれをどう解決しようとするのか、この点も教えていただきたいし、また、いろいろごみが集積されているというときに、井戸の土を上げたとかいうようなときに、入手が足らないということで、なかなか要望にこたえられないという実情のように思うんですが、こういう面について解決策とか、あるいはこう考えている、あるいはこういうふうにしていくというような返事が出来ればしていただきたい。また、出来ないというわけにはいかぬと思いますんで、その点ひとつよろしく。

○保健衛生部長（松村吉堯君）　お説の通り、不法投棄に私ども非常に手をやいでいるわけでございます。事実、市民の方々がそれを見付けられましても、ただ今議員さんのおっしゃったような状態が起こっているようでございます。私どもといたしましては、そういう状態の場合に、その車のナンバーなり、あるいはそういうのを知らしてほしいということをかねがね要望しているわけでございまして、事実、私どものパトロールの者が見つけましても、なかなかこの問題を解決するにつきましては、非常に困難なものがあるというふうな実情でございます。

過日も阪南の課長会に提案をいたしまして、この不法投棄のパトロールにつきましては、市域を越して行ってもいいというふうな協定をしようじゃないか、というふうな話し合いをしたところでございます。それからごみの不法投棄をされたあとの問題につきましても、個人私有地につきましては、その所有者になんとかお願いいたしまして、不法投棄のされないような防護柵を設けていただくとか、これは消極的な策でございますけれども、現在のところそういうことで、捨てたま

のをどうしても処理出来ない場合は、こちらから取ると申し上げましても、時間的な問題はござりますけれども、処理しているような状態でございます。以上でございます。

○ 17番(山田清二君) 監視体制の問題ですが、これはずっと前からちょいちょい言ってきておるんですが、それぞれの町内とか、だれかにお願いして、そういうものを監視していくとか、注意していくとか、あるいはやめさすというような権限といいますか、そういうことが出来ないのかどうかある池ですが、その池の堤にごみを捨てて来て、その捨てに来た車がもう1回来ていましたんで、「あそこにごみを放つたらいかんやないか」と言ったら、「君は何も権限もないのにごてごて言うな」と、てなことで怒られてすごすご帰ってきたという人もおるわけです。そういうふうにして、見つけたらナンバーをと言いますけれども、これは交通事故の引き逃げでさえ、ナンバーなんか覚えている人は少ないわけです。ましてごみをちゃんと捨てるところに行かなと言うけど、場合によってダンプカーがざあっとやって、そのまま行ってしまうんです。こんな場合に番号を覚えておけとか、何とか言うても、そう簡単に出来ませんし、また、さくをつくるとかなんとか言いますけれども。

先日言っておったんですけども、焼津というんですか、新しい道路が出来まして、あの山の中というか、両側は不法投棄のごみで一ぱいです。せっかく新しい道路が出来たが、早速地主に横へさくをつくってもらわなければならないということではならないと思うんです。

私有地について、その地主さんに対処していただきたいなことを言っておったんでは、いつまでたって不法投棄がなくなることはないと思うんです。こういうものについては、強硬な手段といいますか、出来ればやるべきです。また、一般家庭の人がわざわざ放りに行くことはまずないと思うんです。そういう一般にごみを出す業者というんですか、そういう人たちが行くか、そうでなければ、放ることを引き受けた人。それとまた、不燃焼物とか、産業廃棄物の投棄場所なんて看板をあげたとこが、ところどころにあります。こういうものも市民に周知できる方法はないのか。全然そういうものがないところへ、ようけごみを積んだ車が行けば、どっかに放ってくるに違いないわけです。だからそういうものが市内のどことどこに産業廃棄物の処理をするところがあるんだとわかるような方法がないか。現実に僕たちとてどこにあるか知りません。発表されていないわけですね。そういうことで、市民のご協力を得て不法投棄というのをなくしていくということ。もう1つはいわゆる業者といいますか、商売人というても、小さな商売をしている人、ボリバケツ2はいくらいでちょっと余るという、そういう人たちが近い空地にボッボッと捨てる、こういうところも現実にあります。

これも、その近くの人が注意をすれば、「あんた何も関係ないやないか」と言われて泣き寝入りをしているという人も聞いております。そういう面ももう少し解決していく方法を考えられな

いか、そういう監視体制。もう1つは、そういうことをしなくても済むような施策というものを、作っていかなければならないし、また、投棄すべき場所はちゃんと明示しておく。この3つの面について。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 山田議員さんのご指摘の通り、不法投棄については、なかなかこれは至難な問題でございます。

まあ、抜本的にわれわれの考えておる点は、まず、処理地の確保が重要施策じゃないか。かように思っておる次第でございます。まず、処理地が十分に確保ができるならば、市民への広報も全面的にPRもいたすわけでございますが、現状は、われわれが確保しているのは、市の不燃焼物を寄せてそこへ埋め立てるだけで一年余りしか持たないというような現状で、これが広大な谷底でもございましても、やはり公害の発生地となるようなものでございますんで、いわゆるその付近の同意も必要でございますので、この点、われわれといたしまして、今年度中には何とか大きな処理地を確保いたしまして、出来るだけ十分受付できるような処理地の確保をいたしたいというようなことを、ただ今、計画中でございますんで、いましばらくご辛抱願いたい、かように思っておる次第でございますんで、それが解消したうえで、いわゆる清掃法の問題にもそういう問題があると私は思うんです。

現在の清掃法というのは、ほんとうに刑罰といったところで、罰金が5千円足らずで済むというようなことで、非常にむずかしい問題がございます。だけども、その清掃法が悪いからといって放っとぐわけにもいきませんし、だから、市といたしましては、まあ広大な処理地を見つけて、それに対処すべく全力を尽したい、かように思っておる次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 議長（坂上国治君） はい。

- 1番（田中幸一君） この清掃条例の一部改正ですが、1番大事な問題が1つ残っているんですけども、これは部長も関係してよく知っていると思うんですけども、和泉市がごみを捨ててはいけないということを絶対反対しているにもかかわらず、大阪府が許可したんですね。大きな問題ですよ。それも再三府に当って、去年の2月に問題が起きたんですが、市のほうもやってくれて、地元のわれわれもやったんですけど、絶対和泉市は反対だと。ところが、昨年の11月10日付で和泉市の山奥でよその市の業者がごみを捨てるということを許可したわけですね。こんなことは、わが市のことでも十分処理できないのに、よその市、調べてみると東大阪のほうからわが和泉市の山奥に来てるんですよ、大きな場所で、地主は横山ですけども、地元はこれに反対しているんです。こんなのは条例で取り締るとか、市長命令で抗議を申し込むとか何とかならぬかと。でまあ、とことんまで調べて追求すると、府の課長のいわくには、去年の4月3日、文書

で和泉市に照会したけど返事がなかったと。そりゃそうや、そんなごみみたいなものはいい返事をする者は絶対ないと。そやさかいに、そんな返事は和泉は承知してくれぬけども、うちは許可したと。これをひとつ市長命令で抗議を申し込むとか、何とかならんかと思うんですな。

あるいは条例でうたうとか、市のもんならともかく、よその市から入ってきてるんです。どんどんと。相当大きなことをやっているわけですね。それでまあ、何で許可したかと、ほかの条件なんか追求していくと、農地法なんかに引っかかるわけなんですよ。それも追及していくと、和泉市のはうでは全然許可をしていないことをやっているわけですな。しゃあない、しゃあないということで辛抱している状態です。これは条例なんかで何とかならんかね。部長、市長の意見も承りたいと思うんですが。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） ただ今の田中議員さんの産業廃棄物の投棄場所の問題でござりますが、田中議員さんも再三大阪府なり、市のほうにお越しになられまして、いろいろと善後策をわれわれともどもやっていただいてるわけでございますが、これにつきまして、現在、数回となく水質検査を行っております。結果的にはまだデータが出ておりませんが、いずれにいたしましても、水質検査よりも、私どもがこれにつきまして、農地法あるいは市の同意の関係、それから産業廃棄物に関する法案がございますし、大阪府知事の許可権限であっても、市町村の同意がなければそういう処理地へ捨てることが出来ないということになっておりますから、これにつきまして今後、業者の誠意も見まして、市長から大阪府知事當てに勧告なり、警告を出す考え方でわれわれは進んでおります。そういうことでございますんで、今しばらくご猶予を願いたいと思います。

○ 1番（田中幸一君） 今あなたが、和泉市の同意がなくては府が許可することが出来ないとおっしゃったね、そうでしょう。ところが、府は和泉市の同意がなからってもやれるというんですよ、問題はそこですな。あんたのおっしゃったのはわかるんですよ。それでやってきたんですね。ところが、和泉市の同意がなからっても、府知事の許可でやれると。そやからやったんですよ、こういうことを。和泉市は反対したくてかまへんと、府の知事の許可でやれると。わしはそういうことは絶対出来ないと。市長、この点、どういうふうに考えてますか。

和泉市の同意がなくては出来ないというのに、府がやっているわけです。問題はそこなんです。だから、和泉市の同意がないのになぜこんなことをやったかと、市長が大きなハッパかけてやつてもらわぬとね。うちは市役所も地元も反対している、それに府が許可しているんです。

○ 2・5番（藤原要馬君） これはね、われわれも皆知らなんだということもございますが、私はこの間、ちょっと国分に行ったときに初めて聞いたんですが、そのときに田中議員にやってもらつているんだということでありましたけれど、それでわしもちょっと聞いてみたんです。

府が許可したというようなことでございますけれども、今朝の新聞にも載っておりましたが、臨海の埋め立てについて、産業廃棄物を投棄するには、堺市といろいろ府が交渉しておったけれども、堺が依然として強い態度であったために、日に4、5台しか車が来なんだということですね。ところが、それを府と堺との話し合いの中で融和したということで、今朝の新聞では3百台くらいのトラックが来るということを言うでおられるわけですね。

だから、臨海道路の自動車混雑を憂えておるということが新聞に載っておったんですけども、堺市やったら、そういうふうな交渉を府がせないけないのに、和泉市やったら、ただ単に通知出して、回答がなかったから府が許可するんだというようなことでは、和泉市は府において相当安く見られてる形があると思うんですよ。だから、ここで断固として、市長ね、これは停止さすべきですよ。いかんんだら、議会の全員が皆やってくれると思いますからね。そこらのことを十分考慮に入れてやらなければいけない。この前も新聞に載っておって、琵琶湖のああいうヘドロの問題ですね。あれが門真と和泉市に投棄するということを言つたから、わしは議長なりに報告したんですね。そして回答をもらったわけですけれども、これはひとつ徹底的に市をあげてやらなければいけないんじゃないかと思います。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 田中議員さん、藤原議員さんのご指摘の通り、この点につきましては、これはもちろん農地法にも抵触しております。産業廃棄物法案のいわゆる市長村の同意が欠けておると、大阪府が幾ら権限が強くても、やはり和泉市なり、大阪府下衛星都市に投棄の業者がある場合には、これは投棄出来ないんです。だから、現実に田中議員さんのおっしゃる通り厳重抗議いたします。私ども、法的根拠をもって抗議いたしますから、今しばらくご猶予を願いたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第43号を原案通り可決いたします。

○ 議長（坂上国治君） 次に日程第2、「和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 44 号

和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 49 年 6 月 10 日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 8 号

和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,500 千円」を「500 萬円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

用品の価格高騰並びに施設及び職員の増加により、適正な用品の購入計画及び執行が困難になりつつある現状に鑑み、用品調達基金の額を増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 44 号参考資料

和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

新	旧
（基金の額） 第 2 条 基金の額は、500 萬円とする。	（基金の額） 第 2 条 基金の額は、1,500 千円とする。

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂上礼之助君） お許しを得まして、ただ今ご上程いただきました議案第44号、和泉市用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

昨年来の物価急騰の影響によりまして、用品調達基金で購入いたしておりました用品の価格も高騰し、そのうえ、学校、保育園など施設及びこれに伴う職員等の増加に伴いまして、適正な用品の購入計画や運営が困難になってまいっておりますので、用品調達基金の増額をお願いいたしましたく、本条例案をご提案いたした次第でございます。

現在の基金の額は、議案参考資料にもございます通り、条例第二条で150万円と定められておりますが、前述いたしましたような理由に基づき、今回、350万円を増額し、500万円に増額をお願いいたしたく存する次第でございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定を賜りますようお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。

本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第44号を原案通り可決決定いたします。

-
- 議長（坂上国治君） 次に、日程第3、「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 45 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 49 年 6 月 10 日 提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 1 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 和泉市職員の給与に関する条例(昭和 38 年和泉市条例第 1-6 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

(昭和 49 年度における期末手当の特例)

7. 昭和 49 年度に限り、第 25 条の規定による期末手当のほか、昭和 49 年 4 月 27 日(以下「特例基準日」という。)に在職する職員に対して、和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和 49 年和泉市条例第 1 号)の施行の日から起算して 10 日を超えない範囲内において市長が定める日に期末手当を支給する。

8. 前項の規定による期末手当の額は、特例基準日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額(第 25 条の規定に支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。)に 100 分の 40 を乗じて得た額に、昭和 49 年 3 月 2 日から特例基準日までの間におけるその者の在職期間に応じて市長が定める割合を乗じて得た額とする。

9. 前項に規定する在職期間の算定に必要な事項は、市長が定める。

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 44 年和泉市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(昭和49年度における期末手当の特例)

4. 昭和49年度に限り、第12条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日在職する職員に対して、同年3月2日から同年4月27日までの間におけるその者の在職期間に応じて期末手当を支給する。

(和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に項番号を付し、同項の次に次の2項を加える。

2. 昭和49年度に限り、第5条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日(以下「特例基準日」という。)に在職する議長、副議長及び議員は、昭和49年3月2日から特例基準日までの期間につき期末手当を受ける。
3. 前項の規定による期末手当の額は、特例基準日において同項に規定するものが受けるべき報酬月額に、和泉市職員の給与に関する条例の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

近時の著しい物価騰勢その他経済情勢にかんがみ、国家公務員に準じて、昭和49年度に限り、一般職の職員等に対して特別に期末手当を支給する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

-
- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
 - 総務部長(坂口礼之助君) それでは、ただ今ご上程をいただきました議案第45号、和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

昨年12月、人事院が国家公務員の3月に支給する期末手当、すなわち年度末手当のうち、0.3ヶ月分の繰り上げ支給を勧告いたしまして、これに伴い特例措置を講じたために、本年3月に0.5ヶ月分支給をする年度末手当は0.2ヶ月分と相なりましたのでございますが、昨年来の物

価高騰の折柄、去る4月、人事院が昭和49年度に限り、国家公務員の期末手当の特例措置の勧告を行いましたので、国家公務員に準じまして、特例措置を講じようとするものでございます。それでは、その内容についてご説明申し上げます。第1条は、職員の給与に関する条例の附則に三項を加えるものでございまして、昭和49年度における期末手当の特例といたしまして、第7項は昭和49年度に限り、条例第25条の期末手当のほかに、特別に期末手当を支給出来るよう改正しようとするものでございます。

第8項は、期末手当の額と在職期間に応じた割合を定めるものでございまして、期末手当の手当の額は百分の4.0、すなわち0.4カ月分支給できるよう改正しようとするものでございます。割合につきましては、期末勤勉手当の支給と同様といたしてございます。

第9項は、在職期間の算定に關し必要な事項は、市長が別に定めることといたしてございます。

第2条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の附則に昭和49年度における期末手当の特例の1項を加えて、同様支給出来るよう改正しようとするものでございます。

第3条は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の附則に2項を加えまして同様支給出来るよう、それぞれ改正しようとするものでございます。

なお、この条項は公布の日から施行することといたしてございますが、これに相應する期末手当の支給につきましては、すでに本年3月、年度末手当の支給の時期に、一時貸付金と言う名目で、貸付を終わってございますので、この条例改正後を期末手当に振りかえさせていただくよう措置いたしたく存じております。

以上簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 25番（藤原要馬君） これに関連性がありますので、一言、お尋ねしておきたいと思います。去る5月29・30・31日と、庁舎の2階の廊下に職員が座り込んでおったんでございますが、目的は何を持って座り込みをしたのか、それはわれわれはわかりかねますので、一応この審議に入るまでにお聞きしておきたいと思います。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 総務部次長（門林六男君） 先日の座り込みにつきましては、実は人事課で察知しているところでは、夏期一時金の問題と、市民会館使用拒否の問題というふうに受けとめております。
- 25番（藤原要馬君） この夏期手当につきましては、交渉の段階にあったんではないかと思います。ということは、私は30日に来て、総務部長のところに行って話を聞いたところが、30日の3時から団体交渉をやるんだということでございました。だから交渉の段階にあるにかかわらず、座り込むことは何事かということです。

だから、団交が決裂して、そして座り込むということなれば、これは伝家の宝刀を抜いたんだろうというふうに、われわれは理解出来ますけれども、まだ、交渉の段階にあるのに座り込みをするということは、これは1つの脅迫であり、暴力であるということを、われわれは考えざるを得ない、一市民として。そして特に、二階の廊下は市民の税金を納めに来ていたらしくところの通路でございます。その通路は非常に一番重大じゃないかと思うんです。職員にとっても、だれにとっても。職員は市民の税金によって給与をもらっているんです。それにもかかわらず、税金を納めに来ても、ようけ座っておったんでは、よう行かんで帰ってきたという人が相当あるわけです。また、これは当然だと思うんです。われわれ議員ですら、座り込んでおったら通りにくい。それに一市民であれば、なおさらあの前を堂々と通ることは出来ないだろうし、窓口に行くことも出来ないというような不合理きわまる座り込みである。理事者はそういうことを取り締ることが出来ないのかどうか。

だから、現在の和泉市においては税金の歓迎も出来ないようなことは、職員は一番よく知っているはずです。なぜそういうふうな市民に迷惑をかけるようなことをするのか。それはあえてさしておるのか、黙認しておるは何事か。市長、一ぺんこれについて見解をお尋ねしたいと思います。

○ 市長（藤木秀夫君） 職員のすわり込みのご意見ごともどもございます。議員さんご指摘のように、この期末手当についての最中に、まだ決裂ではないのにもかかわらず座り込むということにつきましては、事実、不法きわまる行為であります。私といたしましては、足を蹴飛ばしてやりたいくらいの気持でございます。しかしながら、これは先代の市長のときから、座り込みを許した、こういうことに相なるわけで、私はそれを拒否するうえにおきましては、これは人事課にて応任してあるようなかっこうであります。そして理由といたしましては、ただ、その夏期手当の問題ではなくして、市民会館を使わざるといふことに対する反発であったと、かように考えておるわけでございます。今後におきましては、これを厳しく取り締っていきたいと存じております。

○ 25番（藤原要馬君） 市長のご答弁の中で、前の市長がやつたから今度も黙認しておるということはおかしいと思うんですよ。これは前の市長はどういう政策をしておろうと、今度は厳然たる政策に踏み切るのが当然であって、その悪例をあくまでも認めていくということはおかしい。なぜそれを是正しないのか。だから、勤務中に許可を取っているか知りませんけれども、市長、これは座り込みをしたからは何かの罰則があるはずです。撤去できるんでしよう。私はこれはもってのほかだと思うんです。職員の庁舎じゃないんですよ。市民の庁舎なんですからね。それを市民が通行もできないような座り込みまた、一方の座り込みだけじゃなしに、両方から足を投げ

出して、通行する足場もないというようなことは、もってのほかだと思うんですよ。私は職員にやはり十分な手当をやって、十分な仕事をしてもらわなければいけないから、こういう給与については絶対反対はいたしません。今までもしたことはありません。

しかし、その態度はわれわれは許されぬ。十分出すんだから、十分市民にサービスするのが当然だ。だれの金によって職員が養われておるか、市民さんの税金によって給与をもらっているんですよ。これはやっぱり市民さんにはもっと十分なサービス出来るようにせないかねじゃないですか。

○ 市長（藤木秀夫君） 今後におきましては、絶対させないようにいたします。

○ 25番（藤原要馬君） 出来ますな。

○ 市長（藤木秀夫君） はい。

○ 25番（藤原要馬君） はい、皆聞いておいてください。では終わります。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないと認めます。よって議案第45号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） 次に、日程第4「昭和49年6月に支給する期末手当の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案 第46号

昭和49年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和49年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

昭和49年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、昭和49年6月に支給する期末手当の額の特例に関する事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 昭和49年6月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号。以下「職員給与条例」という。)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の110」とあるのは「100分の1.62」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に、18.000円を加えて得た額」とする。

第3条 昭和49年6月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、職員給与条例第25条第2項中「100分の110」とあるのは、「100分の222」と規定されているものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

現下の社会経済諸情勢及び近畿都市の状況に鑑み、本年6月に支給する期末手当を特例的に増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

證券第46号参考資料

昭和49年6月に支給する期末手当の額の特別に関する条例(案)第2条の規定による特別措置後規定と現行規定との対照表

特例措置後	現行
(期末手当)	(期末手当)
<p>第25条 極</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員においては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合には100分の50、6月に支給する場合には100分の162、12月に支給する場合には100分の200を乗じて得た額に、基準日以前3カ月以内(基準日が12月1日であるときは、6カ月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>18,000円を加えて得た額とする。</p>	<p>第25条 極</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員においては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合には100分の50、6月に支給する場合には<u>100分の110</u>、12月に支給する場合には100分の200を乗じて得た額に、基準日以前3カ月以内(基準日が12月1日であるときは、6カ月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、たゞ今ご上程いただきました議案第46号、昭和49年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について、提案の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

昨年来の異常な物価高騰に伴い、現下の経済諸情勢は深刻な様相を呈してまいりまして、賃金大系も大幅な変化を来してまいりっております。これらの諸事情を勘案し、かつ大阪府下各都市の状況等にかんがみまして、六月に支給する期末手当につきまして、特例条例を制定しようとするものでございます。

それでは、その内容について申し上げます。第1条は、この条例の目的を定めたものでございます。第2条は、本年6月15日に支給する期末手当に限り、和泉市議員の給与に関する条例第25条第二項中、「100分の110」とあるのを「100分の162を乗じて得た額に18,000円を加えて得た額」とするものでございます。第3条は、議員各位の期末手当でございまして、本年6月15日に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例、第5条の規定の適用については、「100分の110」とあるのを「110分の222」と規定されているものとみなして、当該規定を適用しようとするものでございます。

この条例によりまして、6月15日に支給する期末・勤勉手当の額は、議員各位におきましては、その報酬額の2.22カ月分に相当する額、職員に対する手当額は2.22カ月分プラス18,000円相当額と相なるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、何とぞ原案通りご可決ご決定下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありませんか。はい、貝淵議員。
- 23番（貝淵博治君） 先ほど、私と同じことを藤原議員が言うたわけですけども、まあ、座り込みの回答を得ましたが、市長さんが、今後絶対にこれをささないと、こういうことを言われたんですけども、実際にそれが可能かどうか。まあ、2階で両端にすわって全然前を通れないような状態で座り込んだ。門林人事課長から、それと並行して市民会館の問題で座り込んだ、こういうような答弁があったんですけれども、この18,000円の団体交渉というものを何回持ったのか。ちょっとお伺いしますけれども、辻助役さんが入院中ですので、これは辻さんの代行をだれがされているんですか、藤田助役さんですか。
- 助役（藤田 利君） 私が代行をやっております。
- 23番（貝淵博治君） そうしたらね、何回団体交渉をして、そして2つの条件をもって座り

込んだというなれば、団交のうえに立って両方とも解決したのか、それらを助役さんから承りたいと思います。

- 助役（藤田 利君） 団体交渉は4回行っています。
- 23番（貝淵博治君） 1回に解決したと。
- 助役（藤田 利君） 夏期手当の分は4回目に解決いたしました。そのほかの会館拒否の分については、拒否したままの状態でございます。
- 23番（貝淵博治君） そうしたら、この夏期手当の分だけで座り込んだということだけの説明でよかったです。
- 総務部長（坂口礼之助君） 私からちょっと補足説明をさせていただきます。去る5月29日からの市職員組合の座り込みを櫻榜いたしております理由につきましては、先ほど、次長からもご説明申し上げましたように、市民会館の使用を許可せなかったということに対しての抗議行動が一つと、それから、夏期手当を他市並みに支給していただきたいということに対する二つの要望事項を掲げておったようでございます。

夏期手当の関係につきましては、助役さんからもご答弁申し上げましたように、5月28日を第1回目ということから、5月31日の最終座り込みの日までに前後4回の交渉を持ちまして、最終的には31日の午後4時過ぎに、4回目の交渉で妥結をいたしてございますが、市民会館使用の関係につきましては、そのまま並行線をたどって今日に至ってございます。たまたま、市職員の方の座り込み計画は、29日から31日の3日間ということになつてございまして、その後抗議行動を起こしておらないようでございますが、その件につきましては、今後ともなお、何らかの形での話し合いを持っていかなければならぬようになるかもわかりません。その点はまだ未解决でございます。

それから、これは非常に何でございますけれども、当局側の姿勢の弱さにつきまして、先ほどからいろいろご批判をいただきまして、まことに恐縮いたしてございます。今回の座り込みにつきましての問題点、いわゆる先ほどの藤原議員さんのご指摘の点、全くわれわれも同一見解を持ったわけなんでございまして、いわゆる座り込み等は、やはり職員組合側における闘争の一つの手段でございますけれども、やはりわれわれといたしましては、交渉が決裂した段階で実力行使を持っていく、こういう競争方針を持つべきであるということを申し上げてまいりっておりますし、2階廊下は昨年と違いまして、税務三課が納税関係を受け持つ窓口となっておりますので、この場所につきましては適当ではない。この場所は避けるべきであるということを再三忠告をしておったわけなんでございますけれども、われわれのほうの姿勢の弱さで、結果的にはわれわれの意思に従わざることが出来なかつたという点につきましては、まことに残念でございますが、反省

をいたしておる次第でございます。今後、これらの問題につきましても、市長の意思をも十分体得いたしまして、組合との折衝の中でも、ご指摘いただいた点につきましては十分に生かしていくように努力をしてまいりますので、合せてひとつよろしくお願ひいたしたいと存じます。

○ 23番(貝淵博治君) 統一行動ということは、私も詳しく知りませんけれども、先ほど藤原議員に対して、市長は今後、これは絶対にささないと、こう申されたわけですね。しかし、統一行動というものはいたし方ないんだと、本部指令に基づいてしかたがないんだということを私は聞き及んでおるんですけれども、しかし、うちだけが、今、市長が藤原議員に約束されたように、今後絶対座らさないと、これは言い切れるんでしようか。それは市長権限で、単独の行動の場合は、それは可能だと思うけれども、さっきのように言証をとられたと。あんたは今、言われたんですけれども、それは絶対可能ですか、市長権限において、その点。

○ 市長(藤木秀夫君) 庁内において座ることはあくまでも拒否いたしますけれども、外に座るのは、これはどうもでけん。

○ 23番(貝淵博治君) その点、はっきりしておかにゃね。二階に座らさないというのか、その受けとめ方ですね。

○ 市長(藤木秀夫君) 庁内に座らさないということを約束します。

○ 23番(貝淵博治君) 座り方にもいろいろあると思うんです。座り込むというのは、労働権に与えられた権力を行使しているんですから。しかしながら、この不見識きわまる座り方。機構改革によって、一階から二階にわたれないというような中に、この座り方にもいろいろの手があつて、もちろん、座る方も、仕事をしているよりもえらいと思うんですよ。だけれども、もう少し嫌悪な気持で座れないのかどうか。両方から足を投げ出しておったら、何ほ心臓強い男でも、前を通って歩けない。議員やさかいにようけそういうような態度をとるのか。だけれども、藤原議員に言うことは、今後、絶対に座らさないと、それを私が言うたら、外に座らす。外に座らすんやったら、プレバブでも建てて、座るところをきっちとこさせてやるのかどうか。それは市長、あんまりあんたの言い方が軽卒だと僕は思うんです。

○ 市長(藤木秀夫君) それはよくわかります。

○ 23番(貝淵博治君) やっぱし、和泉市だけがやるんなら、そりゃとめられるでしょう。しかし、指令に基づいて統一行動という面に立っては、市長がいかに偉かっても出来ぬじゃなかろうかと、これは私の愚問になるかもしませんけれども、そういうふうなことを考えておるわけです。だから、私たちはこれでいいんですよ。ただ、藤原議員に、今後、絶対に座らさないというがね、外に座らすんだというのか、この言葉を、やはり話しておかぬことには。

あんたがた聞いてください、ということを皆に言われた。あんたが庁内には座らさないと

たんでしょう。その点、今度どこに座っても、市長、何言うてんやと、絶対に今後座らさないと
言うたやないか、と話がなってくるんやないかと私は思うんですがね。

- 25番(廢原要馬君) あのね、私の申し上げておるのは、私も労働運動ということはよく知
っておりますし、やっちゃんいけないということもないし、そやから、団体行動をするというのは、
これはよくわかってるわけです。しかし、その交渉の中でやられると。これはどうしても決裂し
たんだという時点においてやるんだったら、私は何も言わないということですね。先ほども言う
てるわけですね。全面的にこれは座り込んだらいけないんだということを私は言うおりません。
また、廊下に座り込んでも、もっと常識を持って、一方だけ座るとかなんとかの常識があれば
いいけれども、横に座って、だれも通行の出来ないような、通るに戰々恐々として通らなければ
いけないというようなことじゃ困るじゃないかということを私は言うてるわけです。
だから、それを市長として退去させられないのかと言うてるわけです。違いますか。無理にし
ちゃいけないと言ってないんですよ。市民の庁舎であり、市民に対してサービスをする場である。
その中で市民が戦々恐々として通れないような行動に出るということはもってのほかだというこ
とを言うてるわけです。わしは無理は言ってないと思う。だから、手当にしても、私は何も上げ
たらいかぬとは言うてない。十分に上げ、十分に仕事をしてもらいたい。十分サービスをしてく
らいいといいうのがモットーです。前から私はそれをずっと申し上げてきました。しかしね、市
長の言われていることも私は理解しております。私の申し上げているのは、庁舎というものを前
提にして申し上げているわけですから、私は庁舎の中には座り込みをささないということでの市
長の答弁であることを私は理解しております。市の庁舎外の中で座り込んではいけないといいうこ
とを私は申し上げておりません。これは先ほどの貝淵議員さんからもありましたが、私への人事
課長の答弁の中にもあったわけですけれども、市民会館の問題を合わせてということになったら、
これを聞いていくとむずかしいものが出てくるんじゃないかと思いますので、私は聞かなんだわ
けですけれども、拒否したということが、先ほどの答弁の中に出ているわけですね。何がために
拒否したかという問題はあると思うんですよ。それらについては、これは市長に権限があるわけ
ですから、最終的にやはり市長として、これの解決には前向きの姿勢で解決していただきたいと
思います。やはり職員と理事者、議会、これらみな共同して市民さんのサービス向上に尽きなけ
ればいけない、それをわれわれのモットーとしておることを申し上げておるわけですから、他に
座ることは文句ありません。貝淵議員さんが心配してくれて言うてくれたわけですけれども、わ
しはそれは思っておりません。

- 総務部長(坂口礼之助君) 非常にいろいろのと指摘をいただきまして、まことに恐縮いたし
ておるわけなんでござります。今一番論点になっております座り込みの関係につきまして、市長

さんのご意思としては、庁内に座らさない、座るとなれば庁外だという点のお話でございますが、これらの点につきまして、われわれと市長さんとの間にまだ十分な協議が整っておらない段階での市長さんの発言だと思ふんでございますが、これは私たち、当局側に対するご批判があるかと恐縮いたしておるわけなんでございますけれども、今までの各都市における闘争体制を実際に見てまいっております私たちといたしましては、いわゆる庁内に職員組合が争議行為という形で座り込みを行なわずに、庁外でやってうまく円満に退去していっているという例があまり見受けられないわけなんです。やはり、闘争手段をいつの時期に組むかということについては、これは確かに問題があるかと思います。藤原議員さんご指摘の通り、私もその点ではいつも組合には申し入れておるわけなんです。決裂するという段階から組むべきじゃないか。君たちは、実力行使は労働者に与えられた最終的な権利だから、早々と行使すべきじゃないということを再三、申し上げてきておるわけですけれども、今市長がおっしゃっておるような、庁内に絶対に座らさないとということを、ここで確約申し上げたということになりますても、今後、そういう事態が発生した場合、発生しないように全力をわれわれは尽すべく、私たちも全責任をもって組合との交渉に当りますが、しかし、もしそういうふうな事態になった場合、われわれの力で退去することが出来なかつた場合は、いわゆる警察権を導入するとかいうふうな、非常に不祥事件に発展する可能性も憂えられますので、それらの点につきましては、われわれは極力全力をあげて、そういうことの事態の起きないように努力さしていただくということで、ひとつお願ひいたしたいと思うんでございます。

- 25番(藤原要馬君) これはやめておったんで、答弁の中で一言、お聞きしなければいけないと思うんですけども、市長と部長、総務部の方々みんな交渉に当ると思うんですけど、そういう座りこみについても、今までの交渉が出来ておらないということは納得出来ないです。調整が出来ておらないということが、先ほどの市長の答弁の中にあったように、前市長からの例があるんだということですね。じゃ、それに対しての対処というものをいまだに市長との調整、打ち合わせが出来ておらないというのは、ちょっとおかしいと思うんです。今後、やっていくとなると、議会からやかましく言われているからやるんだというような姿勢ではないかというふうに感ずるんですけどね。私は座り込みをするのはいけないと言うているんじゃないですよ。しかし、その場所と時期があるわけです。私は、議長のときに、総務部長も知っている通り、年末のときに、今までずっと赤旗出しておったと。それじゃいけないから、今年はそういう赤旗を立てないよう、「さかさまにしても鼻血が出んところまで出してしまえ」と言うたと思うんですよ。そうしたときには一気に出してしまって、赤旗も立たずになにしたと。そこらを十分なにして、やはり市としても職員ですから、理事者が出せるだけすぐ出してしまうと。一つ一つ交渉の段階においてちびちびとしぶり出されるんだということをしないで、全部出し切ってしまうと。一年間座り込みをしても、その上は出せないんだというようなものを見せたらいいんじゃないかと思うんですよ。そうしたら、やっぱり組合ともなごやかにいけるんだと思うんですよ。その点、私はここで要望しておきます。

○ 28番(貝淵博治君) だれの質問かわからぬようになって、こんがらがってしまったんですね。結局、今総務部長が言わたった、それは庁内での座り方にあると、それでいいと思うんです。しかしながら、私は各担当の部下の職員が座り込んで、そこで今後、こういうことはあり得ないと思いますけども、もしあるとすれば、もう少し担当の課長において、部課長において、座り方の姿勢そのものは、通られて一番よくわかると思うんです。それを故意に通れないような状態で座り込むというやり方には、どうしても納得出来ない。だから、坂口部長の言われる、極力をういうことのないように努力するということくらいを要望しておきます。終わります。

○ 議長(坂上国治君) はい。

○ 20番(寺田 茂君) 今、各議員さんからいろいろ期末手当の改正の中で、座り込みの問題で非常に論議されているんです。僕はこの問題は、こういう本会議の中ではされるということが非常に時間のロスだし、また、こういう性質のものでないということがはっきりしていると思うんです。というのは、労使間の問題ですね。これは今、言うた団体交渉権があるはずなんです。また、総務部長が言わたったように、これが最終的のもんだから、というのは、その誠意がないためにこういう事態が起こるんであって、最初から、最終的に誠意が出ていりやこんな問題はないと思うんです。ただ、4回目に初めて実力行使を持っていいような状態に市当局が発表するというのはおかしい。この問題は、確かに第一回であろうが、第4回目であろうが、これは労使の関係で、これは当然当局の手落ちです。こんなところで論議されるようなことのないようにせなかぬということをはっきり申し上げておきます。

それと、今座り込みの問題が非常に長いこと論議されているんです。賃金要求だけが労働者の要求でないということははっきりしてもらわぬといけない。市民会館の問題、もちろん市の職員である一面、市民要求だってこれはあり得ると。だから、市民要求の要求でみんなと話し合いをせないかぬ場というのが十分出てくるわけです。これはその点も区分するんじゃなしに、当然一体のもんだというふうに認めないといかぬ。

それと、この条例の中でちょっとお聞きしたいんですけどね。今回職員の方が2.2.2プラス18.000円という数字が出てるわけですね。これが今の座り込みの状態から出したと思うんですが、このような問題は、こんな大きな問題になるまでに十分出せる。各市でも大体そんなもんですね。必ずしも高いことじゃないと思うんです。ところが、この第三条、議員の支給について市の職員さんと同じく2.2.2、このパーセンテージを計算して下さい。それだけしてもらえば結構です。だから、今職員さんの平均賃金、約10萬ちょっとだと思うんですが、それの2.2.2はどのくらいのパーセンテージになるか、議員さんのパーセンテージの基礎がわからない。2.2.2とかけていく基礎がわからない。

- 議長（坂上国治君） ちょっと答弁する前に、寺田君、実は先ほど、この座り込みの問題について、あんたが遅れて入ってきて、そうしてこの座り込みの問題のために長時間費しているというご意見ですけどね。これは一番最初から座っておられる方々が、いろいろと関連の問題がありまして、給料の値上げ、期末手当の額等については反対ではないと。しかし、これをはっきりと市が断った場合に座り込んでもいいんじゃないかと。しかし、解決もついていないのに、市が前向きにやってるのに座り込むのはおかしいじゃないかという意見があつたんで、あんたが最初から聞いたたらわかると思うんですけども、中途から遅れてきたんやから、前のことはわからぬはずやと思うんで、その点、あらかじめ私のほうから、今まであった経過だけ言うて、あんたに注意しておきます。
- 28番（貝淵博治君） 今、寺田発言の中で、こういう論議は時間のロスだということがあつたんで、これはあんた、取り消しなさい。それだったら何も質問出来ないんじゃないですか。議長、どない思います。これやったら、この提出された条例のなにに基づいて、わしも藤原議員も話して、なぜこれが時間のロスかどうか、あんた議員の質問に対して何を言わんとするのか。議長、それを扱うてください。
- 20番（寺田 茂君） 貝淵議員から、ロスだということについて非常にご理解が違うと、僕は思うんです。ただ、ロスというのは、このような問題が、市当局で1回目で片付く場合だってあるわけです。だから、そうなれば、ここで論議されんでもいいけるような座り込み体制がしかれんでもいいけるような状態があったわけです。だから、その市当局の姿勢の問題によってロスだということです。これはどういうふうに聞かれたのかと思うんですけども、私の言いたい点は、全面的に市当局が手を打っておれば、そういう論議がされずに、ただ、2.2.2というふうに決ったことで十分条例改正が出来るんじゃないか。スムーズに行くんじゃないかな。その点のロスなんです。
- 議長（坂上国治君） 私が寺田君に注意したことは、本件について、あんたが中途に入ってきたから、最初のことはわからぬやろうということで、これはおそらくあんたがそういう発言をしたら、いずれかの議員さんから、いろんなあれが出てくるであろうということで、私はあんたに注意したわけなんですけれども、出来るだけ、発言しようと思うたら、遅れぬようにしていただいて、前のこともあらかじめ含んだうえでちゃんと発言してほしいと思います。
- 20番（寺田 茂君） 別にお言葉を返すんじゃありませんが、これは総務委員会でも問題になったんです。だから、そこで十分意見を書わせていただきました。だから、この中では論議されないで、そういうことはスムーズにいってるというふうに私たちは判断してるし、その場でもそういう意見を述べさせてもらったんです。ところが、ここではそういうことによって、理事者のロスだということになったんです。遅れたことは、それは申し訳ないんですが、話のはわき

まれてるというふうに思っているんです。

- 総務部長（坂口礼之助君） あの問題は別といたしまして、前段の、いわゆる交渉の過程におけるもろもろの問題が図り起したというのは、一方的に当局側の責任のように、今寺田議員さんからお話をございましたが、私は今回の座り込み等の問題につきましては、一方的に市側の責任であるというふうに理解いたしておりません。

先ほどからも議論もされておりますように、これは第1回の交渉は5月28日から行われてございます。そして、当初の交渉の話し合いの状況の中では、他市の動きを見ながら、それらを勘案して適切な率を設定しようという意思を明らかにいたしております。当局側はその段階で、いわゆるすわり込みのスケジュールを持ったということにつきましては、遺憾ながら、私たちとしては残念に思っておったわけなんです。通常交渉の経過の中で、ある程度デッド・ロックにのせ上げて、座り込みの実力行使をするという形で持っていくべきであるという、私たちの見解を持っておるわけなんです。したがって、たとえば、交渉の過程で、本市は財政等が非常に悪いから、とうてい各市の動きいかんにかかわらず、本市の場合は、そうした希望に沿えないんだという、はっきりとした拒否反応を示しておるんだったら、これはまた別ですけれども、当局側の一方的責任だと言われてもやむを得ないとしても、われわれとしては、誠意をもって交渉に応じてまいりたというふうに存じておるわけなんです。したがいまして、これらはあくまでも、やはり双方の考え方にあるんじゃないかというふうに思います。したがいまして、寺田議員さんの立場で、一方的に当局側の責任であろうというふうに判断されるのは、これはやむを得ないとして、われわれは必ずしも今回に関しては、そうではないということだけを申し上げておきたい。

それから、議会議員の率の決定でございますけれども、議員さん方もご承知の通り、大阪府下における各市の実情等を勘案いたしましたところ、職員とほど同じ金額、本市のように一律は議会のほうには支給しないで、率に関係した部分は全額支給するというのは大阪府下も全市的に、そういうふうにすでになつておるわけなんです。したがいまして、本市もそれらの例にならって2.22カ月分を支給いたしたいというふうに考えてございまして、その計算の基礎になりますのは報酬月額でございます。したがって、一般議員さんの方は、18万円が基礎になります。それらの2.22カ月分、そういうことにいたしてございます。以上です。

- 20番（寺田茂君） 2.22カ月というのは、市の職員さんの基礎なんですね。——これだけですね。はい、結構です。

- 18番（直村静二君） 今、私どもの寺田議員の質問で問題があつたんですけども、基本的な線として、私ご意見を申し上げたいのは、私ども、やはり市民の付託を受けて、また、市長並びに理事者同時に職員、われわれ議会人、こういう者が市民から見てスムーズに行くというのが

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部理事（内田・繁君） それではお許しを得まして、ただ今ご上程いただきました議案第47号、和泉市同和地区老人解放センター条例制定についての提案の理由並びに内容についてご説明させていただきます。

まず、理由でございますが、この施設は、同和対策事業、同和対策審議会答申の第3部第2項の社会福祉に関する対策の趣旨にのっとりまして、本市の同和地区老人の健康の増進、レクリエーションあるいは教養の向上等を図り、もってその部落解放に資するための施設として、ここに名称、位置等を定めるべきご提案申し上げた次第でございます。

内容といたしましては、第1条に設置目的と名称及び位置を規定いたしましたわけでございます。第2条につきましては、使用許可の事項について規定いたしました。第3条につきましては、使用許可の取り消し等を規定させていただいたわけでございます。第4条は、使用料でございまして、その施設の使用料は無料にいたしたいと考えております。

それから、第5条につきましては、損害のあった場合等における損害賠償の規定でございます。最後に、委任事項といたしまして、本条例の施行につきまして、必要な事項につきましては、市長が別に定めるという委任事項をうたわせていただきました。なお、附則につきましては、この条例の公布の日から施行させていただきたいと存じております。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容のご説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通りご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありませんか。はい。
- 18番（直村静二君） この条例につきまして5点ほど質問します。まず、名称の問題で、「和泉市同和地区老人解放センター」という名称なんですがね。これは私ども、端的に言いまして、「解放」という言葉を除いてもらいたい、こう思うんでございますが、この点について、お答え願いたいと思います。2番目は、管理者の問題、これにつきましては、「あらかじめ市長の許可を得なければならない」と。この「あらかじめ」というところは、具体的にどういうことなのか、つまり、市長の管理でありながら、あらかじめということは、何かそこに特定の団体が、やはり一定の承認というものがあるのかどうか、この点をお答え願いたい。

それから、今の理由説明で、無料だということでございますが、これは老人センターですから何歳からこの老人センターの使用申し込みができるのか、この年齢の問題について一つ。

それから、これに要する財源、これはいかほど要るのか。それから、これは委託して行うのか、それとも市直々の管理として行うのか、その点も合せてお答え願いたい。以上です。

○ 市民理事（内田 繁君） お答えいたします。まず、第1点の名称の問題でございますが、これはご存じの通り、同和地域におきまして建設いたしまして、今までお年寄りの方々が解放の運動に向かって闘ってまいられまして、それらの老人の憩いの場といたしまして、解放運動といいますか、完全解放に向けての憩いの場所にしたいということで、解放というものを入れたわけでございます。

○ 18番（直村静二君） あのね、予算書の補正予算、その他でも、老人福祉センターじゃないですか。解放という名前がないじゃないですか。あえて言いますけども、解放会館というのがありますね。これは私、建設委員会もしくは特別委員会でも言いましたけれども、結局、隣保館の解放隣保館といいますか。解放という名前を入れる場合に、おそらくこの条例の場合、解放運動ということが解放になる。だから、解放というふうに入れたんじゃないかと思うんです。

そういう考え方からしますならば、幸の診療所だって、この名称を変えてもらわなければいけないんですよね。解放診療所にしなければいけない。それから解放の保育園、こういうふうになるんではないかというおそれがある。そうしないと、これは今、内田理事の答弁では、解放運動をする人のセンターというふうに考えますと、運動を現在されてないお年寄りの方は入れないといふ問題が出てきますので、おそらく、同和地区と書いた以上は、どうしてもそういうふうに解放せないかぬ、そういう意味での同和地区での名称だと、私はこう考えているんですがね。そういう点では不統一ではないかも 特にこの解放という言葉は要らないのではないか。それでなから、網羅しなければ不統一になるんではないかという点で、これは同和地区福祉センターということで十分いけるんではないか、この点をはっきりしていただきないと、あとがぐあいが悪い。運動団体そのものであれば、現在入ってます仮称解放会館というふうに、その中には隣保館が入っているんですね。これは解放隣保館と言わなければならない。診療所の場合は解放診療所というふうになるんではないか。おそらく、その解放という言葉は、運動をするということで入れたと私は思ひますので、入れるんだったら全部網羅していかないといけないんではないか。そうしないと、一カ所だけ解放という言葉を抜いてしまうと、それは関係なしということで、こういう問題は明確にやっていただきたい、いかがですか。

○ 市民部理事（内田 繁君） ご指摘もあるわけなんですけれども、解放運動じゃなしに、解放していくという場であるということでいたしておりますので、今までの予算等でも、仮称という名称で、老人福祉センターというものを使ったんですが、何分、この解放センターそのものも老人福祉施設の機能運営等が全く同じような運営をしていくわけです。同和地区的老人の憩いの場としての問題であり、これらを解放にしていくという意味の施設でございます。

○ 18番（直村静二君） それならそれで結構ですが、ほかにも付けないけませんということに

なるんですが、診療所も全部はっきり統一して下さい。

- 助役（藤田 利君） 解放という言葉、直村議員さんのお説であると、解放は運動であるといふうに申されたようでございますんで、私は解放という言葉の意味そのものは、いわゆる差別をなくされるということが解放であって、したがって、同対審の答申の最初に書いてあるように、社会的には経済的に、あるいは文化的にすでに差別されている方々を浮び上がらせて、そして経済的の貧困から、あるいはそういういろんな状態において生氣を取り戻すんであるということが解放であって、そういう意味合いにおいての解放センターでございますが、何も解放センターという、その解放にあまりこだわっていただかんでもいいんじゃないかと、私はかように存じます。

- 18番（直村静二君） こだわらないほうがいいと、私のほうがそう思っています。だから、診療所の場合でも、解放診療所と言う名称となっていますか。

- 助役（藤田 利君） 名称については、そのつど、その施設について名称を付けるんでございまして、何もかもが解放という文字を付けなければいけないというようなこともございませんし、その老人解放センターというのは、これは非常にすんなりとした名前であるということで付けたわけでございます。

- 18番（直村静二君） はっきり申し上げますが、同和地区という場合には、解放を付けなければならぬという意味での名称だと、僕はそう思っているんです。特に今までの解放センター解放会館は、厳然たる運動団体であるということで、私はこれでいいと思うんです。しかし、これから行っていく機関に対しては、福祉のためのセンター自身に、解放というのはあえて要らないということを申し上げているんあって、私は他意はないんで、付いているもんと付いてないもんがあるから、それはどういう根拠で付けたのかと。名称の問題はこれでおきます。

次の管理の問題につきましては、内田理事から答えていただきます。

- 市民部理事（内田 繁君） お答えいたします。第2の管理、いわゆる、「あらかじめ」という点で、特定の団体を指しての問題ではないかというようなご質問でございますが、これにつきましては、特定の団体ということをいたしておりません。あらかじめと申し上げますのは、いろいろ中に訓練所とか、あるいは娯楽室等が設備しておりますので、それぞれの行使等がございますので、あらかじめそういうふうな申し込みをしていただかないと、そういう準備もできないという点もございますので、それがためにあらかじめ、ということでございます。

それから、3番目の何歳からということですが、一応、原則といたしましては、60歳以上ということにいたしたいと思います。

それから、4番目の金はどのくらい要ったかということでございますが、これも今まで補正予

算等で、あるいは繰越明許費等でおわかりいただけたと思いますが、総額が現在では、用地費を含めまして3億5千428万7千円要っております。運営費につきましては、あと人件費と維持管理の、いわゆる冷暖房等を入れまして、約150万くらいかと思います。これは推定でございます。

- 18番(直村静二君) 3月末まででは。
- 市民部理事(内田繁君) 末までございますと、まだちょっとその計算がしておりませんので、これの約2.3倍はかかるんじゃないかと、かように思います。
- 18番(直村静二君) 時間もあまりないと思いますので、確認だけしておきたいと思います。これが同和地区住民であれば、だれでもこの施設は利用できるということは確約出来ますな。どの団体に入ってなくても。
- 市民部理事(内田繁君) 団体に入ってなくても、個人でも60歳以上のご老人であれば入っていただぐと。
- 18番(直村静二君) それなら結構です。これはまことに結構な条例でございまして、いかなる団体に入ってなかっても、この老人解放センターは使用出来るということを確認して終わります。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議ないものと認めます。よって議案第47号を原案通り可決決定いたします。
ここで、議員の皆さん方にご協力を願い申し上げたいと思います。まことに恐縮でございますが、議事の都合上、お昼が少し遅れるかと存じますが、この点、ご了承賜りたくご協力をお願い申し上げます。

-
- 議長(坂上国治君) 次に、日程第6、「昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第48号

昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)

昭和49年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ12,214,970千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正是、「第2表、地方債の補正」による。

昭和49年6月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

1. 歳入		補正前の額		補正額		計	
款	項						
5. 地方交付税		1,562,967		91,492		1,654,459	
1. 地方交付税		1,562,967		91,492		1,654,459	
8. 使用料及手数料		65,713		5,060		70,773	
1. 使用料		42,777		5,060		47,837	
9. 国庫支出金		1,688,542		83,920		1,722,462	
2. 國庫補助金		864,456		83,920		898,376	
10. 府支出金		2,142,152		219,280		2,361,432	
2. 府補助金		2,037,399		219,280		2,256,679	
14. 諸収入		636,702		27,500		664,202	
5. 継入		478,461		27,500		505,961	
15. 市債		2,580,125		129,258		2,709,383	
1. 市債		2,580,125		129,258		2,709,383	
歳入合計		11,708,460		506,510		12,214,970	

2. 蔡 出

(単位 千円)

		項	補正前の額	補正額	計
2.	総務費		1,686,149	3,500	1,689,649
3.	民生費	1. 総務管理費	544,875	3,500	548,375
		2. 社会福祉費	2,492,834	30,717	2,523,551
		1. 社会福利費	640,828	8,117	648,945
		2. 児童福利費	1,272,814	22,600	1,295,414
4.	衛生費		561,556	32,658	594,214
		2. 清掃費	351,242	32,418	383,660
		3. 基地管理費	27,243	240	27,483
8.	土木費		3,477,046	327,720	3,804,766
		4. 郡市計画費	441,773	30,000	471,773
		5. 住宅費	2,185,145	297,720	2,482,865
10.	教育費		1,835,779	111,915	1,947,694
		2. 小学校費	1,154,478	30,530	1,185,008
		3. 中学校費	248,785	42,628	291,413
		4. 幼稚園費	131,278	15,264	146,542
		5. 社会教育費	77,127	23,493	100,620
		歳出合計	11,708,460	506,510	12,214,970

正補の債券地方第2表

起債的 項目	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の 方の法 率 %	償 還 金 の 方 法 率 %	限 度 額 千円	起 債 の 方 法 率 %	償 還 金 の 方 法 率 %	限 度 額 年 内	
児童館 建設事業 借								
	千円	年 内 % 以内	年 内 % 以内	千円	年 内 % 以内	年 内 % 以内	年 内	
都市計 画事業 借	85,300	普通 借 券 行 10.0	普通 借 券 行 25	100,300	半 年 利 子 10.0	半 年 利 子 25	同 上	
改良住 宅建設事 業借	397,992	同 上 10.0	同 上 25	同 上 2	同 上 454,550	同 上 25	同 上 2	
青年会 館建設事 業借						23,400	同 上 20	

起債の 目的	前			正			補			後		
	限額 の 起債 方	利 率	起債 方	償 還 方 法	資 金 区 分	償 還 期 間	利 率	起債 方	限額 の 起債 方	償 還 方 法	資 金 区 分	償 還 期 間
幼稚園 建設事 業	現	年% 以内	現	年内 以内			11.800	普通貨 借券發 行	年% 以内	半年賦、年 賦又は当初發 行額の5%を上 限とがて る。	年% 以内	年内 以内
合	計	2,580,125					2,709,388					

一般会計歳入歳出補正予算事項明細書

1. 歳 入

科 目	補正前の額	補 正 領	計	節		説 明	明
				区	分	金	額
⑤ 地方交付税	1,562,967	91,492	1,654,459				
(1) 地方交付税	1,562,967	91,492	1,654,459				
1. 地方交付税	1,562,967	91,492	1,654,459	1. 地方交付税		91,492	普通交付税追加
⑧ 使用料及手数料	65,718	5,060	70,773				
(1) 使用料	42,777	5,060	47,837				
3. 衛生使用料	9,000	5,060	14,060	1. 保健衛生使 用料		5,060	保健使用料追加
⑨ 国庫支出金	1,688,542	33,920	1,722,462				
(2) 国庫補助金	864,456	33,920	898,376				
4. 土木費補助金	706,525	28,896	735,421	1. 都市計画賃 助金		10,000	肥子池公園整備事業補助金追加
				2. 歩道住宅建 設費補助金		18,896	改良住宅建設費補助金追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	区 分		金 額	説 明
				冊	冊		
教 育 費 金 6. 國 庫 様 助 金	95,310	5,024	100,334	冊	冊	1. 小学校費 補 助 金 2. 中学校費 補 助 金	2,587 千円 2,487 和氣小学校プール新設事業補助金 鄉生中学校プール新設事業補助金
⑯ 行 支 出 金	2,142,152	219,280	2,361,432				
(2) 府 補 助 金	2,037,999	219,280	2,256,679				
6. 木 費 金 6. 土 府 様 助 金	1,568,895	219,280	1,788,175	4.	改良住宅施設費補助金追加	219,280	改良住宅施設費補助金追加
⑭ 諸 収 入	6,867,02	275,00	6,642,02				
(5) 雜 入	47,8461	27,500	50,5961				

1. 雜 入	478,461	千円	27,500	千円	505,961	千円	27,500	千円	27,500	雜 入
(5) 市 債	2,580,125		1,292,58		2,709,383					
(1) 市 債	2,580,125		1,292,58		2,709,383					
2. 民 生 債	266,333		22,500		288,833		2. 妃富福祉債	2,250,00	(仮設)児童館建設事業債	
6. 土 木 債	626,992		71,568		698,550		5. 都市計画 事業債	15,000	肥子池公園整備事業債追加	
8. 教 育 債	803,400		35,200		838,600		7. 改良住宅債	56,558	改良住宅債追加	
歳 入 合 計	11,708,460						3. 社会教育債	23400	青少年会館建設事業債	
							4. 幼稚園債	11800	幼稚園施設事業債	

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 領	補正額の財源内訳			説 明
			国附支出金	地方債	その他の一般財源	
② 総務費	1,686,149	千円 3,500	千円 1,689,649	千円	千円 3,500	
(1) 総務管理費	544,875	3,500	548,375		3,500	
4. 管理費	9,090	3,500	12,590		3,500	
[2] 会計管理費	6,070	3,500	9,570		3,500	28 繰出金 3,500 用品調達基金繰出金
③ 民生費	2,492,834	30,717	2,523,551	22,500	8,217	
(1) 社会福祉費	640,828	8,117	648,945		8,117	
6. センター費	3168	1,500	4,668		1,500	
(1) センターホテル運	3168	1,500	4,668		1,500	1,500 印刷製本費 1,500 広報誌印刷費

科 目	補正前の額	補 正 領	計	補正額の財源内訳			金額	説 明
				國府支出金	地方償	その他の		
10. 共同浴場費	10362	千円	6,617	千円	16,979	千円	6,617	
(1) 共 同 浴 場 費	10362	千円	3,272	千円	13,634	千円	3,272	
(2) 共 同 浴 場 費	1,272814	22,600	1,295414	22,500		100	100	
2. 児童措置費	126010	22,600	14,8610	22,500		100	100	
(2) 仮設児童館 建 設 費	22600	22,600	22,500	100	18	品 備 購 入 費	3,300	館用備品購入費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明
				國府支出金	地方債	その他	
④ 衛 生 費	561,556	32,658	594,214	千円	千円	5,060	一般財源 27,598 千円
② 清掃費	351,242	32418	383,660				32,418
2. 墓芥処理費	74,228	32418	206,641				32,418
(1) 墓芥処理費	93,200	32418	131,618				32,418
(3) 墓地管理費	27,243	240	27,483				32,418
1. 墓火葬場費	27,243	240	27,483				32,418
(4) 市営葬儀費	18,639	240	8,879				32,418
⑧ 土木費	347,704.6	327,720	3,804,766	248,176	715,58	7,986	240 葬儀司会用 フィヤレスマイ ク購入費

(4) 都市計画費	4,417,73	30,000	471,773	10,000	15,000	5,000		
2. 公園費	68,547	30,000	98,547	10,000	15,000	5,000		
(3) 肥子池公園 整備費	6,0000	30,00	9,0000	10,000	15,000	5,000	17 公有財產 購入費	30,000 公園用地購入費追加
(5) 住宅費	2,185,145	297,720	2,482,865	2,381,76	5,6558	2,936		
2. 住宅建設費	2,1,67,704	2,97,720	2,465,424	2,381,76	5,6558	2,986		
(4) 改良住宅 建設費		297,720	297,720	2,381,76	5,6558	2,986	15 工事 請負費	297,720 改良住宅建設工事費
⑩ 教育費	1,835,779	11,1915	1,947,694	5,024	35,200	71,691		
(2) 小学校費	1,154,478	305,30	1,185,008	2,587		27,948		
4. 学校建設費	821,594	305,30	852,124	2,587		27,948		

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 分	金額	説 明
				国府支出金	地方費	その他	一般財源			
(1) プール新設業 和気小学校	千円 3,05,30	千円 30,530	千円 2,587	千円 2,794	千円 3	千円 11. 請用費	千円 30	千円 15. 工事請負費	千円 30,500	・印刷製本費 2,000 ・青写真代 ・消耗品費 1,000 工事用消耗器材費
(2) 中学校費	24,878.5	4,262.8	29,141.3	24.37				40,191		
1. 学校管理費	132,781	4,743	137,524					4,743		
(3) 維持補修費	41,042	4,743	45,785					4,743	14. 使用料 及 質借料	4,743 信太中学校校舎貯料追加
4. 学校建設費	74,222	37,885	112,107	24,37				35,448		

科 目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 種 の 財 源 内 訳			節	金額	説 明
				特 定	財 源	一般財源			
	国府支出金	地方債	その他	千円	千円	千円	千円	千円	
〔5〕ブル新設費 事業 事	37,885	87,885	24,37	千円	千円	千円	35,448	11.需用賃	30.印刷製本費 20,000 ・書写真機代 10,000 ・消耗品費 工事用消耗器材費
									87.5 設計委託料
									15.工事請負料 36,980 ブル新設工事費
(4) 幼稚園費	161,278	15,264	146,542			11,800	34.64		
3. 幼稚園管理費	129,551	15,264	144,815			11,800	5,464		
〔3〕維持補修費	7,351	15,264	22,621			11,800	34.64	15.工事請負料 11,900	幼稚園工事費

科 目	補正前の額	補 正 領	計	権 正 額 の 財 源 内 記			節	説 明
				國庫支出金	特 定 財 源	一般財源		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(5) 社会教育費	77,127	23,493	100,620		23,400		93	
11. 仮設青年会館建設費		23,493	23,493		23,400		93	
(1) 仮設青年会館建設費		23,493	23,493		23,400		93	
歳 出 合 計	117,084.60	506,510	122,149.70	25,320.0	129,258	5,060	118,992	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに對する調

区分	前々年度末 現 在 高	借入済額	事業貿易に よる延伸分	計	當該年 度 中 起債見込額			當該年 度 中 增減見込み			當該年度中 現 在 高 額
					補正前の額	補 正額	補正後の額	當該年度中 元金償還 額	見込額		
1. 普通債	4,419,145	5,739,683	1,09,100	5,848,783	2,510,125	129,255	2,639,383	1,885,47	8,299,619		
(2) 民生債	4,06,010	745,642	31,320	776,962	2,66,333	22,500	288,833	27,198	1,038,597		
(6) 土木債	586,365	709,074	62,780	771,854	2,24,500	71,558	296,058	521,26	1,015,786		
(8) 教育債	1,675,471	2,147,870		2,147,870	803,400	35,200	838,600	26,116	2,960,354		
合 計	4,614,256	5,897,618	109,100	6,006,718	2,580,125	129,258	2,709,383	206,671	8,509,430		

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただ今ご上程いただきました議案第48号、昭和49年度大阪府和泉市一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げたいと存じます。

今回の補正措置につきましては、議案書29ページ予算の第1条にございますように、歳入、歳出予算それぞれ5億651万円を追加し、補正後の予算額を122億1497万円と定めるものでございまして、補正後の款、項の区分及び金額は第1表の通りでございます。

第2条は、地方債の変更でございまして、各種起債の限度額等を変更させていただくもので、その内訳明細は、第2表のとおりでございます。以上が、予算の条項でございます。

それでは、事項別明細書の内容について、まず、歳出からご説明申し上げたいと存じます。議案書繰りの38ページでございます。初めに総務費でございますが、用品の価格の高騰並びに施設及び職員の増加により、用品調達基金の基金額を500万円に引き上げるため、350万円を繰り出すものでございまして、これは先刻、議案第44号でご可決いただきましたものと関連があるのでございます。

次に民生費でございますが、ただ今ご可決いただきました同和地区老人解放センター完成による広報印刷費用といたしまして、150万円を追加計上いたしました。

共同浴場費につきましては、既設旭、丸笠温泉の整備費といたしまして327萬2000円を新設共同浴場建設費といたしまして、準備事務費として、今回、設計委託料334萬5千円を計上いたしたものでございます。

児童福祉費につきましては、仮設児童館建設事業費といたしまして、2260万円を計上し、民生費総額で3071萬7千円を追加いたした次第でございます。

次に、衛生費でございますが、7月からごみの収集を週2回どりといたすべく、所要経費として3241萬8000円追加してございます。

市営葬儀費につきましては、葬儀執行関係備品費として24万円追加いたしてございます。

以上が衛生費でございまして、総額3千2百65萬8千円の追加となるものでございます。

次に、土木費でございますが、肥子池公園整備事業費の国庫補助金内定による所要措置といたしまして、3千萬円を追加措置を行うものであります。

住宅建設費につきましては、改良住宅192戸建設に係る単価補正及び設計変更による工事請負費といたしまして、2億9千772万円追加させていただきました。

以上、土木費の追加額は3億2千7百72万円でございます。

次に教育費でございますが、小学校費につきましては、和気小学校プール新設事業費といたしまして、3千53万円を補正させていただくものであります。

中学校費につきましては、郷庄中学校プール新設事業費及び信太中学校舎買い取り額確定に伴う追加分といたしまして、4千2百6.2萬8千円計上したものでございます。

幼稚園費につきましては、幼稚園の整備費といたしまして、1千5百26萬4千円の追加補正を行うものであります。

社会教育費につきましては、仮設青年会館整備費といたしまして、2千849萬3千円の補正を行うものであります。

以上、教育費といたしまして、1億1千191萬5千円を補正計上させていただきました。

以上が、歳出予算の内容でございまして、総額5億651萬円の追加補正と相なる次第でございます。

引き続きまして、歳入予算の内容についてご説明申し上げます。34ページでございます。

初めに、地方交付税でございますが、49年度普通交付税の見通しを勘案し、9千149万2千円を追加いたしたものでございます。使用料及び手数料につきましては、葬具使用料の一部改正並びに、葬儀執行体制側の改正による葬具使用料の追加といたしましては506万円追加したものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、土木費補助金として2,889万6千円、教育費国庫補助金として502万4千円、合計3,392万円を追加補正を行ったものであります。

府支出金の府補助金につきましては、改良住宅建設事業補助金といたしまして、2億1千9百28万円を追加するものであります。

次に、諸収入でございますが、雑入といたしまして、2千7百50萬円を補正計上いたしました。

最後に市債でございますが、総額1億2千9百25萬8千円を追加計上いたしてございます。

各事業ごとの増額の明細は予算書第2表の通りでございます。

以上が歳入予算の内容でございまして、5億6百51萬円の追加と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決決定下さるようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。はい、山田議員。

○ 17番（山田清二君） 補正予算で新しく新設されたといいますか、予算が幾つかあるわけですが、児童館はどこにつくって、どういうものなのかな。それから改良住宅、また仮設青年会館、これについて説明を願いたいのと、この老人福祉センターというのはどこのことなのか。それから雑入の内容、以上です。

○ 議長（坂上国治君） はい、答弁。

○ 市民部理事（内田繁君） お答えいたします。老人福祉運営の中で、これはどこかというこ

年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱いとみなす。

3. 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理由

民間の労働事情、経済情勢等にかんがみ、国家公務員に準じて、民間給与の実態調査に基づく給与改定が行われるまでの間、暫定的に、一般職の職員の給料月額を、いずれもその額に100分の110を乗じて得た額とする措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。

- 総務部長（坂口礼之助君） それではただ今ご上程いただきました議案第49号、和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

人事院が毎年8月ごろに国家公務員の給与改定の勧告を行い、それに伴いまして、地方公務員の給与を改定いたしておりましたが、昨年来よりの物価高騰並びに最近の民間企業の大幅な給与改定のために、去る5月末、人事院が通常行われる給与改定の勧告までの間、暫定的に一般職の職員の給料月額を、いずれもその額に百分の110を乗じて得た額とするよう特別な勧告を行い、國もこの勧告を受け、去る6月3日に国家公務員の給与改定を行いました。この國の措置に準じまして、本市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、その内容についてご説明申し上げます。

和泉市職員の給与に関する条例の附則に1項を加え、昭和49年度における給料の月額の特例といたしまして、現在適用いたしております給料表の給料月額は、その額におのおの百分の110を乗じて得た額とし、百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額といたしてござります。なお、この条例は公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用することといたしてございまして、本条例改正前に支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱いとみなしてございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしくご審議下さいまして、原案通りご可決ご決定下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

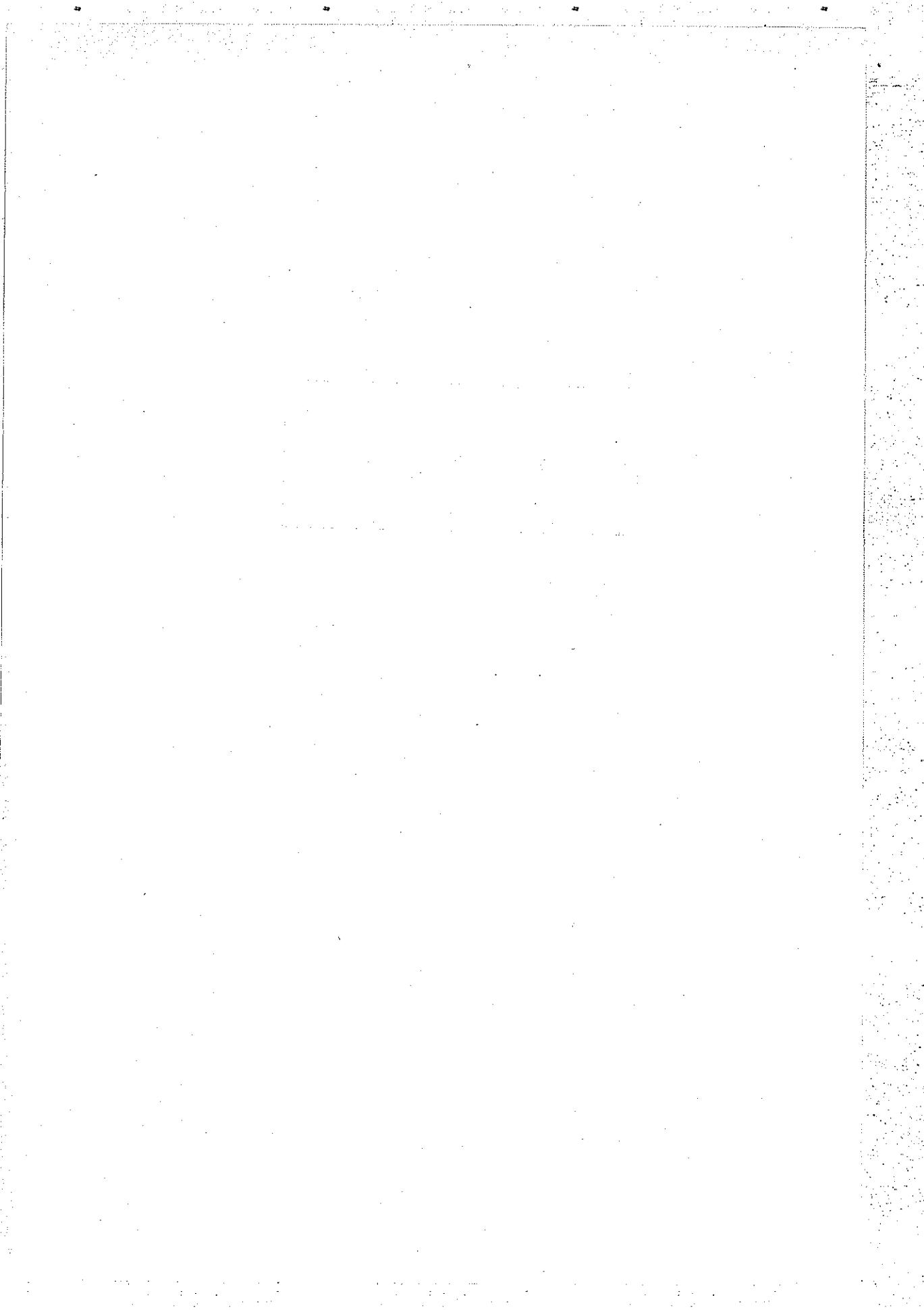
ご異議ないものと認めます。よって議案第49号を原案通り可決決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） 議員各位のご協力によりまして、以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時から一般質問に入りたいと思いますので、ご出席賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

(午後零時20分散会)

第 3 日



昭和4年6月12日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	26番	勝部津喜枝君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塙辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

15番 上代卯之松君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	藤木秀夫	重要施策推進室長	橋本昭夫
助役	藤田利	同室次長	松林保
収入役	橋本炳	調査担当課長	富田宏之
教育長	葛城宗一	総務部長	坂口礼之助

総務部理事	西川喜久	市民課長	明坂貞士
総務部理事 (財務担当)	庄司清	保険年金課長	逢野博之
総務部次長 兼人事課長	門林六男	保険年金課参考事	山村昇
秘書課長	杉本弘文	老人福祉センター準備室長	香味年寛
広報公聴課長	竹田明郎	産業衛生部長	宇沢清
企画課長	大塚孝之	産業衛生部次長	山本俊兼
財政課長	麻生和義	商工課長	岩井益一
資産税課長	中原鉄也	農林課長	吉田利秀
市民税課長	吉田種義	農林課参考事	佐藤貞夫
納税課長	吉田日出男	農林課参考事 (畜産課長)	青木太郎
同和対策部長	佐原行雄	交通公害課長	梶木岑雄
同和対策部次長	生田稔	保健衛生課長	松村吉堯
総合調整課長	農端小一	保健衛生課参考事	山本亮夫
連絡指導課長	向井洋	保健衛生課参考事 (診療所担当)	神藤恒治
隣保館長	萩本啓介	建設部長	中塙白次
解放センター建設室長	高三四一	建設部理事	林徳次
市民部理事長 兼福祉事務所長	内田繁	建設部次課長	森保
保育課長	明坂文嘉	建設部次課長	中西淳富
保育課参考事	藤野健蔵	建設部次課長	白川保
社会課長補佐	奥田友春	計画課長	山崎琢磨
福祉課長	橋本博也	土木課長	中尾宏

建築課長	中上好美	指導課長	吉美豊
区画整理課参事	山本裏	水道部長	中田稔
下水道課長	大浦行男	水道部次課長	久喬喬木
地区改良事務所長 兼改良総務課長	逢野一郎	総務課長	新平高橋
(地区改良事務所) 工事課長	笠木恒忠	営業課長	原助美二
会計課長	片桐武雄	水淨課長	岸孝本二
選挙管理委員会長	青木孝之	病院事務局長	平野誠藏
監査委員	堀田徳治	庶務課長	藤原光夫
公平委員会事務局長 兼監査事務局長	西岡正志	業務課長	大宅清臣
農業委員会事務局長	杉本忠彦	経理課長	守田勇
教育委員長	堀内由延	消防長	和田増義
教育次長	阪東重信	消防次長、消防団事務課長兼消防器長	南口主雄
教育次長 兼同和教育室長	乾武俊	土地開発公社事務局長	西川武雄
(部次長級) 社会教育課長	広岡史郎	事務局次課長 兼用地課長	吉岡昭男
総務課長	紀之定藤与茂	総務課長	藤原永一
学校教育課長	阪口雄一	用地課長	宮本福秀
学校教育課参事	角谷泰夫		

本会の諺事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	山本武雄
次長	北野丈夫
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

(午前10時25分開議)

- 議長(坂上国治君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。
議員の皆様方には連日お疲れのごろご出席賜りまして、まことにありがとうございます。
それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(山本武雄君) ご報告申し上げます。
ただ今出席の議員さんは15名でございます。上代議員さんは公務のため欠席、また、藤原要馬議員さんは遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、追っつけお見えになるものと思います。現在、15名でございます。

- 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

これより一般質問に入りたいと思いますが、質問に入る前に毎回のことながら、理事者に一言お願いを申し上げたいと思います。一般質問につきましては前2回、議員各位のご協力によりまして、テストケースとして30分という時間制限を行ったわけでありますするが、前回の答弁を聞いておりますと、質問の内容が十分理解されていないのか、制限時間を何とかつくりつておけばいいとお考えなのか、満足な答弁が得られないまま時間が終わったというケースが多かったように思います。

去る4日の議会運営委員会においても強い意見が出ており、制限時間も50分ということに決定いたしました。よって45分がきたならば、私のほうでベルを鳴らしますから、あと5分間で取りまとめていただき終わるようお願ひいたしたいと思います。

なお今回、多くの新しい課長さんも入っておりますが、質問の要点を十分につかんで、簡単

明瞭に誠意ある、的確なる答弁をされるようご注意申し上げておきます。

それからプリントにミスがございましたので、事務局から説明申し上げます。

○ 市会事務局長（山本武雄君） 事務局からご説明申し上げます。

実は直村議員さんからの一般質問の通告1から5までとなっておりますが、6の「税金について」が漏れておりましたのでお詫び申し上げます。

○ 議長（坂上國治君） それでは直村静二君。

○ 18番（直村静二君） それでは一般質問を始めます。時間制限ということでございますが、的確なお答えを期待して質問します。

最初は前奈池の環境整備についてございますが、大阪府下でもこの前奈池周辺につきましては蚊の発生源という不名誉な地域の指定をされており、この点で多くの市民が困っております。その中で337名の陳情署名が市に出されております。そして、いまは特に日本脳炎に直接関係のあるアカイエカが発生ということで大変危険な状態だと聞いております。

そこで3つの要望が出ておりますが、一つは、市の責任で蚊の被害をなくしてほしい。2つは、環境をよくするために悪臭をなくしてほしい。3は、池をきれいにするために下水排水をきちんととして下さい。この要望に対して市はどのように応えていくのか、明快にお答え願いたい。

2番目の市民会館の使用拒否という問題ですが、去る5月30日に市職員組合及び泉北教員組合合同の部落問題学習会のために市民会館の使用願いを出した。これに対して市は拒否した。その市の拒否の回答文書では、同和施策に対する基本方針に沿わないから貸さない、こういうことで拒否しておる。そういう内容でございます。これは全く不当な権利侵害でございます。
そこでお尋ねいたします。藤木市政に反対する人には市民会館を貸さないというふうに決めているのかどうか。これが第1点。

第2点は、市の同和施策の基本方針なるものは確かに窗口一本化だと考えておりますが、私ども共産党は窗口一本化に反対しております。同時に、公正で民主的な同和行政を主張しております。その立場で6月4日に私ども共産党が同和問題の研究会ということで市民会館使用の申し込みをし、使用許可もいただき、研究会をやりました。共産党には市民会館は貸しましたが他の団体にはなぜ貸さないのか、なぜ差別をするのか、この点を明快にお答え願いたい。

第3点は、確かに藤木市政は窗口一本化でありますけれども、この窗口一本化反対ということで市長が変わった場合には、窗口一本化を廃止しますが、そういう場合でも、市民会館は11万市民の利用する市民会館でありますから、窗口一本化支持の今の方々でも、市民会館使用の

願いがあった場合は、当然、使用拒否はできない、貸さなければならない。これが地方自治法244条2項に基づく精神だと思いますが、市長はこの244条を守ることをはっきり言明できるかどうか、明快にお答え願いたい。

次は同和行政と超過負担の問題でございますが、同和行政は公正で民主的でなければならぬと絶えず主張しておるものでございますが、現在の幸における市の開発公社出張所及び改良事務所がございますが、この周りの特定政党の特定氏名の講演会、連絡所の看板なるものが、埠の内側から立てられておりますが、この点につきまして6月3日の建設協議会並びに7日の同和特別委員会で私が指摘いたしましたが、この時点で撤去されておりません。又、撤去すると確約されましたが、今月9日現在でも私が確認したところ取っておりません。そういう点でいつはすのか、どのように撤去しようとしておるのか、明快にお答え願いたい。

次は超過負担でございますが、市の庁内報「はぐるま」におきましても、和泉市の財政理事庄司さんが書いておりますのは、和泉市の財政は危機的状況である。これの解決には抜本的な改革をせないかんと述べておりますが、私も全く同感でございます。

その点で第1点、同和事業、また行政における超過負担についての明快な位置付けをぜひとも承りたいと思います。

同2番目に、各施策の中の市費負担の額を代表的な項目で明快にお答え願いたい。もちろん48年度は出納閉鎖がすんで間がありませんから、47年度実績でも結構でございます。1つは保育園、2番目は学校建設、3番目は技能習得など、4番目は給食費、5番、住宅建設、6番目は支部助成金、次は図書館、以上の点について、市費負担の明快な区分をお願いしたい。

次は、秋のキリン草の除去の条例化につきまして、去る3月議会でも申し上げましたが、これはどのようにしようとしておるのか。この点についても、責任の所在、所管のところを明確にご答弁願いたいと思います。

5番目は衛生行政でございますが、これは土木とも関係いたします。「花星」横の溝の和泉市駅前商店街の防災街区、それにちょうど接したところに溝がございますが、これは車の駐車場で溝にごみがたまり、そして、上流の水が溢れるということで何度も苦情がございましたがこれは担当課において十分熟知しているはずだと思うが、いまだに放置されている。この点についての明快なお答えと、いつまでに解決するかについてお答え願いたい。

次は、不燃物の処理につきましては、昨日の議案関係で十分言い尽されたので多くは触れませんが、具体的には、私は北部落、北町会に住んでおりますが、やはり不燃物の集積場所には困っております。しかし、何とかしなければなりません。具体的に何とかしなければならんというだけでは解決しないので、明快な収集場所もしくは収集地域の告知、これを衛生課のほうでぜひとも明示を願いたい。実際に北部落住民にない場合はどこへ持つて行けばいいか、明快

にしていただきたいと思います。

最後に通告漏れがございましたが、私は一般質問通告にちゃんと出してあります。6番目に「税金」となっております。今後、議員の質問事項については、明快に欠落のないようにしてもらいたいと要望しております。税金については、固定資産税についてお尋ねいたしますが、住宅用地の小規模単位の評価の2分の1、これによる減収はいかほどなのか、これが第1点。

それから2番目、同和減免につきましては、固定資産税についても、今年は何割減免をやろうとしておるのか。同時に地区内、地区外の減免、地区外住民であっても、地区出身者と、そうでない場合の認定権は誰がお持ちなのか、具体的な数字をお示し願いたい。

以上が私の質問内容でございますが、明快なお答えを願いたいと要望するとともに、答弁いかんによっては再質問をいたします。

○ 議長（坂上國治君）：璵事者答弁。

○ 保健衛生課長（松村吉堯君）：第1点の前奈池の問題中、1、2、3の3つに区分されてのご質問だと思います。その中で私の課に属するもの、1と2についてお答え申し上げたいと存じます。

お説の通りでございまして、あの池の現状、いわゆる自衛隊の正門前にあります前奈池の問題につきましては、従前より地元山田議員さんあるいは坂上議員さんらにもいろいろご心労をわざわざしておった問題でございます。この問題について、私、着任早々ではございましたけれども、この問題を引き継ぎ、実地調査した結果、ただ今議員さんからのご質問の内容にあつたようなことでございます。

蚊の発生源となります原因につきまして調査しました結果、周辺の住宅開発の進むにつれて悪水の流入と、下流の田畠の減少による水の流動化の減少という2つの原因があると感じたわけでございます。その結果によりまして、水草の中のホテイアオイというのが異常増殖し、これが冬季に枯れて腐って悪臭の1つの原因になる。それと、水の汚濁によるプランクトンの異常発生による死亡が堆積いたしまして悪臭の原因にもなっている。そこへもって水の流動化の減少の関係上、アカイエカのぼうぶらが発生するという現状でございます。

したがって、これらの池の管理そのものが光明池土地改良区でございますが、伯太町のこの池に関する問題につきましては、伯太町の水利権者並びに町会の皆様方のほうえも再三再四、ご協議申し上げまして、数日前、やっとご近所の皆様方のご協力を得まして、若干、池の中の清掃を完了したという段階でございます。私どもといたしましては、この水を何とか抜いてほしいということで再三再四、申し入れたわけでございますけれども、何しろ田植前のこととござりますので、何とか田植の田水として使用したいので、このままに置いてほしいということ

で、なかなか水を抜いてくれることに承知してくれないわけでございます。

そこで私ども、その中へ薬剤を投入したいという申し入れも再三再四、行ってきたわけでございますけれども、これについても、今しばらく待ってほしいということでございます。なぜ強硬に薬剤を投入できないかという問題でございますけれども、この薬剤の投入による2次公害が起こった場合の責任所在という問題もございますし、私どもが現在用意しております薬剤は、絶対に2次公害は起こらないという自信は持っておりますものの、水利管理そのものが市にございません関係上、強行することもできないという状態でございます。

現在の状態といたしましては、池の水をこの20日ごろから抜くということも漏れ承っておりますが、今日も朝からそういうことを聞きましたので、早速、係員を派遣して真相を調査しておる段階でございます。私どもとしては、あくまでも、これらの中をどうしても防止するには、薬剤の散布よりほかにないんじゃないかと感じておりますので、あくまでも薬剤を散布させていただけよう、地元町会なり、皆さん方に要請して参りたい所存でございますので、よろしくお願ひいたします。

悪臭についても、いわゆる水の入れ替えという問題で、水を抜いて光明池から水を受けるという問題が本当であろうと確認されましたならば解決するんではなかろうか、かように感じておる次第でございますので、よろしくお願ひいたします。

○ 1.8番(直村静二君) これについては陳情が出ておりますし、陳情者も1日も早くしてほしいという要望でございますので、具体的には市の責任でやってほしい。昨年も同じ問題があったと聞いておりますので、あまり延ばすことはまかりならんという卒直な気持だろうと思っております。同時に市である以上は、地元住民の立場と同時に関係者と十分連携を保っていく。しかし、ただ日を置くということではよろしくないということで、あえて一般質問で出したわけでございます。今後、その点は十分やってもらいたい。これは要望にとどめておきますが、下水排水をきちんとして下さいということでは、衛生だけの答弁ではちょっとわかりかねる。衛生課だけでは無理だと思いますので、土木関係から現在進めてる範囲内で答弁を願いたいと思います。

○ 土木課長(中尾 宏君) ご質問の点につきましては、前奈池の流入する下水排水のことと存じます。この件につきましては、私のほうでも一度、根本的に流入している水路の系統を調査し、善処したいと考えます。

○ 1.8番(直村静二君) 問題点の指摘といたしましては、下水排水の場合、最近ではナショナルクリエート、その他浄化槽をオーバーホールして、その分が入ってるんだということも、私もそれなりに現地を確認をしたいと思うが、専門家である土木でも早急にやっていただきた

い。

ところが、今から検討するという答弁ではね。陳情書なるものが、土木関係に回っておったかどうか、非常に気になる。そういう点で市長にお尋ねしたいが、こういう陳情書の扱い、関係の部課長に知らせるというシステムになってるのかどうか。今の中尾課長の答弁では、かなり前に陳情が出ておりますが、これの扱いをひとつ聞きたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

通常、文書で陳情のあった場合は、その内容に目を通しまして、関係部局へそれぞれ供覧をするという方式をとってございます。したがって、この場合は、その下水排水路の完備をよというような問題に触れておったかどうか、ちょっと内容は記憶しておりませんが、産衛部のほうに回ったものと理解いたします。

○ 1・8番（直村静二君） この点、秋のキリン草のところでも触れるが、どうも責任の所在、関係のある部課長に連絡していただかないと、この問題の陳情について、これから下水排水について調べるということでは、ワンテンポもツーテンポも遅れると指摘しておきますので、今後、きちんとやっていただきたい。中尾課長は陳情について存知しておったかどうか、今日、初めて聞いたのかどうか。

○ 土木課長（中尾 宏君） おそらく日数がたっておると思いますので、私のほうでは現在、陳情の数も相当ございますので、今、聞かれると、どのような内容の陳情であったか、関知しておりません。

○ 1・8番（直村静二君） そういうことのないように要望しておきます。

○ 議長（坂上國治君） 次の答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

市民会館の使用についてお答え申し上げましたことについてご叱声をいただき、恐縮に存じます。まず、第1点の藤木市政に反対の場合は、公の施設の利用を拒むものかというお尋ねでございますが、そのような狭義の解釈はいたしておりません。

2点目の問題でございますが、ご承知のように、公務員には全体の奉仕者としての公共の福祉のために勤務する職責がございます。当日、組合學習会の目的を持って市民会館利用の申請が出される午前中の組合ニュースの内容によりますと、市の方針に沿わないよううかがわれます。ひいては、住民の方々に労使双方の姿勢に対して疑問を抱かせ、あるいは住民の方々を攻撃するようなことになってはと、老婆心ながら懸念いたしまして、その会合は公の施設を利用することは適当でないとお断り申し上げた次第でございます。

第3点の問題でございますが、卒直に申し上げて今後、公の施設の経緯にかんがみてどう

するのかということでございます。お説の通り、公の施設は住民の福祉を増進する。すなわち公共の福祉を増進することをもって設置するもので、この設置の趣旨に沿って今後、運用して参りたい、かように考へるんでございます。

○ 18番(直村静二君) 今の答弁を聞いておりますと、藤木市政に反対する市民であっても貸さないということはない、当然だと思います。しかし、藤木市政の中には同和施策が当然入ってくる。藤木市政に反対することは、同和施策にも反対するという狭義の場合もあり得る。こういうときはいかがするか、お答え願いたい。市長も出てますが、藤田助役からお答え願いましょうかな。

○ 助役(藤田 利君) 同和行政は市の最重点の任務でございまして、これに対して、市としては、窓口一本化の原則は確立しております。この市の基本方針に従って、私どもは事業を進めておるわけでございます。そういうことでございまして、先ほどのご質問で貸さなかつたということは、その方針にもとるものである。かように市長が判断したので、拒否させてもらつたという状況でございます。

これに関して、もし次の市長がかりに窓口一本化でなくなった場合はどうするかというご質問もございましたが、これはそのときの市長さんのご判断でやられるものである、かように思っております。

○ 18番(直村静二君) 地方自治法第244条2項の規定を守ることを言明できるかどうか。

○ 助役(藤田 利君) 私どもは244条に明確に書かれている条文につきましては守っていかなければならない問題である、かように考えております。

○ 18番(直村静二君) わかりました。今の答弁を聞いておりますと、当然、244条の2項は守るということですね。「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」、同3項には「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱をしてはならない」と明快に規定されております。まして、地方自治体の任務として、地方自治法第2条の15項には「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」とあります。その点、公務員はこの項目に当たはまらないかのごとく教育長はおっしゃったが、助役はそれでいいんですか。

○ 助役(藤田 利君) 市の職員は公務員であるということにおいて、この条文では一般住民となっておりますが、公務員になった時点において、おのずから権利、義務に制約というものが付きまとふもので、いわゆる一般住民と多少違う点がございまして、私どもはそう解釈してこの条項に違反していないんだという解釈をとっております。

○ 18番(直村静二君) 民主主義の基本は、言論、表現、集会、出版の自由が保障されてな

い限り暗黒政治であるということは歴史的に見て明らかです。それで教育長の答弁では、公務員については、市の施策に合わない場合はかまわぬいかのごとき発言でございました。今、同和担当助役にそれを確めたが、あなたも同じようなご意見でございます。これは明快な権利侵害だと思います。その点でたといそういう教育長、助役の考えがあったにしても、それは要望としての域を脱しないと思う。裁判になった場合、大問題になると私は懸念しております。というのは、同和施策の窓口一本化は、法律的に何ら根拠のないものでしょう。そうしたほうがいいだろうという、行政効果をねらっての和泉市の藤本市政の窓口一本化であって、私は何度も確認しておる。法的根拠のないものが、法的根拠のある使用申請を出した場合に拒否するとなると、和泉市における同和行政の窓口一本化は地方自治法の上にあるんかとなってくる。

この点、再度、244条2項について守るんかとお聞きした。あなたのお答えは要望の域なんですね。この点、もう一度明快にお答え願いたい。

○ 助役（藤田 利君） お答えいたします。

窓口一本化は同対審答申の趣旨に則りまして、同和行政は、自ら解放を目指す地域の団体や組織と密接な連繋を保ち、相互協力によってやっていくというところに民主政治の実をあげることができるんだというふうに言われております。そういう意味合いにおきまして、さらに行行政効果をあげることもございまして、これによって窓口一本化となつたのでございます。これは大阪府知事が府同促をもって窓口とすると決定されたことによって行政指導が行われ、和泉市もこれに従つてることでございます。これは現在の知事は憲法学者でございますので、はっきり憲法違反でないと申されております。

○ 議長（坂上国治君） そんな答弁は求めてない。同和関係の問題を質問してあるんじゃないから、この市民会館の使用拒否について質問されてるんやから、筋違いの答弁をしたり、筋違いの質問をしたりせんようにしてもらわんと、一問一答のような格好になつてくると困る。

○ 18番（直村静二君） 問題を明らかにしておきます。たとえば藤田助役の答弁は、窓口一本化ということを相当守ろうとしておる。しかし、実際は、市民会館の使用願は窓口一本化反対なんて書いてない。私どもは窓口一本化に反対しておりますが、私どもは申請して借りて使いました。市の基本方針、政策に反しているスローガンを掲げてる団体ですよ。だから、なぜ差別をするんかと聞いた。何も職員組合、教員組合が窓口一本化反対なんて申請してません。部落問題の学習会ということで申請してる。それがなぜ窓口一本化反対ということで基本方針に沿わないと認定するのはどういうことですか。申請には窓口一本反対なんて書いてない。学習会と書いたものをなぜ拡大解釈するんですか。権利侵害もはなはだしいですよ。しかも、法的根拠のない一本化反対で申請は出ませんよ。それに対してあなた方は貸さないとはどうい

うことなんですか。このところが大事なんですよ。

○ 助役（藤田 利君） 答弁申し上げます。

私たちは窓口一本化に反対するような研修を行われるものと判断いたしましたので、拒否したというわけでございます。

○ 18番（直村静二君） 判断の認定の基礎は何ですか、お教え願いたい。あなたの判断の基礎は何ですか。

○ 助役（藤田 利君） 当日出席される講師は、正常化連の事務局長さんであることは組合ニュースに載っておりました。こういうことから、結果的にどういう話になるんか、私は存じませんけれども、私どもの判断といたしましては、これは真っ向から反対という方が講師でございますので、私たちはそういうふうに判断した次第でございます。

○ 18番（直村静二君） 逆に聞きましょう。たまたま、窓口一本を支持する講師の方が来て学習をやった結果、窓口一本は悪いと皆が思ったという結果が出た場合どうなるか。誰を呼ぶと学習なんじゃないですか。あなたは事前検閲的な正常化連の誹謗をやってるわけで、そういう発言ではダメです。

議長、申し訳ないんですが、私はこの問題について、実はどないしたら貸してくれるんかと聞いた。こんなものには貸してあげると文書で書いてくれと言うた。何べん申請を出しても、その判断であかん、あかんと言われたらダメですからね。再度、確認しておきましょう。同和問題の学習は、市民会館を使おうとすると、どんな文書を出したらええんか、明快にして下さい。時間ももったいないし、どないしたら貸していただけるのか。共産党やったら貸したるというが、窓口一本化に反対ははっきりしてます。それでも貸していただきました。あのの団体は助役の判断で、どうも市の方針に沿わんからと判断したら貸せないというんですから、どのようにしたらお貸し頑えるのか、お教え願いたい。

○ 助役（藤田 利君） そういうことは、一つ一つ申し上げることは、あまりにも例が多くなります。それで市民会館を借りたいときには申し出なさいましたなれば、こちらのほうで判断して、貸すか、貸さんかを決定いたします。

○ 18番（直村静二君） 平行線をたどると思いますが、それではお聞きいたしますが、市民会館は現在、教員組合並びに職員組合に貸さんと通告しておりますので、それはいつまで続けるのか。藤木市長在任の間は絶対貸さないと明言するのか。これを明快にお答え願いたい。藤木市長のおる限りは、同和問題の学習会、窓口一本化に反対の動き、傾向は、その判断によって一切ダメだということの確認になりますから、市長、あなたの任期中はどういうふうにやるか。

○ 教育長（葛城宗一君）お答え申し上げます。

そういう解釈はいたしておりません。当初お答え申し上げましたように、今後、どう扱うかにつきましては、公の施設の設置、利用の趣旨に沿うよう運営して参りたいと思います。この点ご了解いただきたいと思います。

○ 18番（直村静二君）これは昨日も藤原要馬議員からも、職員の関係で市民会館の使用を拒否することについて、前向きで何とか というご意見もありましたが、2.6名の議員さんは皆、不当だと思ってる。はっきりそのことを市長なり、助役が、あまりも例が多いとかいうことから、私はいつまで拒否するんかと聞いた。改善する気持があるんかどうか。これは一つの例が出てますからいつでも裁判は出来るし、いつでも宣伝も出来ます。私は何も喜んで言うてない。今、ここで11万市民の納得のいく見解を明快にしてもらえば非常にありがたいと言うてる。この点、今の教育長の答弁がありましたら、市長、ひとつ明快にお答え願ったら、次に移ります。

○ 市長（藤木秀夫君）市民から使用申し出がありましたら、当然、適当と認めた場合は、どなたに限らず貸します。しかし、市民会館条例の2条に、不適当と認める場合は貸さないということがうたわれておりますので、その点は見解の相違によって異なると思います。

○ 18番（直村静二君）意見として申し上げておきます。

地方自治法244条の2項は法令でございまして、地方公共団体はこれに違反して事務をしてはならない。市民会館につきましては、市長責任で貸すか、貸さんかの権限は市長にある。その内容については法令に違反しないかも知れませんが、今後、追及していきたいと思います。あなたの今日の発言は非常に無責任だと思います。

○ 議長（坂上國治君）次の答弁。

○ 同和対策部長（佐原行雄君）3点目の同和行政と超過負担の問題が出ましたが、公共施設については、先日の同和対策特別委員会でもご説明申し上げましたように、支部との協議が終り、運動側としても、十分その点は配慮しておるので、早急に撤去するというお答えをいただいておりますので、ただ今ご指摘の本日現在においても取られてないということにつきましては、昨日も再度、その点が問い合わせしました結果、周りの近所の関係で、相当の人数を派遣しないと取れないという現状でございますので、いずれにしても、早急に撤去していくという返事をいただいておりますので、間もなく取り扱われると思います。

○ 18番（直村静二君）ちょっと不手際ですね。幸出張所、改良事務所、私の確認では、看板は3本なんです。それを相当の人数が要るという答弁はなってない。私はそればっかりにケチを付けてるんじゃない。私が言いたいのは、公共団体はそういうことに手助けをしてはいけ

ないということを基本として申し上げたのです。私は名前も挙げません。特定政党の特定の氏名、問題は理事者の姿勢です。6月3日に言うて、7日に言うて答えてもらって、9日の日にまだ立ってる。そんなことでええんか。市自身が特定政党の特定候補を手助けする。ここが問題です。明快にしなさい。あなたの答弁ではこれからと言うてますが、あなた自身が現場に行って確認したんですか。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 今、現場におる者から聞きましたら、完全に取ってあるということでございます。

○ 18番（直村静二君） 結構です。

○ 議長（坂上國治君） 次の答弁。

○ 総務部理事（庄司 清君） お答えいたします。

超過負担の意味についてでございますが、超過負担と一口に申し上げますと、地方財政法の10条から10条の3までに規定する3カ条において、地方と国との負担の経費の種目、算定基準、割合について総括的に規定しております。これを受けて、地方財政法第18条におきまして、そういう基準等については、地方自治体の負担が過度にならないよう10分配願せよということでございます。われわれといいたしましては、国の定められた補助基準額、補助単価というものをもって、実質との相違につきまして、地方が受けておる負担につきまして超過負担と申し上げてるわけでございます。

超過負担の内容につきましては、単価の問題、これは国の決める単価と現在の実施単価の相違の単価差。それから数量差というのがございます。これは例を挙げますと、保育所等でございますけれども、国が一人当たり5平方メートル、実際やる場合は、それ以上の面積を実施しております。それから対象差というもので、本体工事のみ対象になるが、他の付属施設等については対象にしておらないというものがあり、この三つが寄り集まって超過負担の形成をしておるわけでございます。そういうことで、超過負担の点について、われわれは意義付けておるわけでございます。

それから、次に端的なご質問で技能習得、支部助成、隣保館、保育所、義務教育等についての超過負担のご質問でございますけれども、この点、各セクションにわたるわけでございますけれども、代表的なものといいたしまして、私から一つだけ答えまして、ご説明させていただきたいと思います。47年度決算の認定を受けておりますので、それを基礎にしてご説明させていただきます。

○ 18番（直村静二君） ちょっと、超過負担の意義付けて説明を聞きましたが、今の面積、量、対象の三つしかありませんか。私が申し上げたいのは、もう一つ、ぜひとも考慮してほし

い。たとえば、同和施策の国の負担、補助金が大きい。保育所をつくる場合、一定の100人なら100人の定員のものなら大体、金額が一緒ですが、一方は補助が多いから、保母の数にしても、信太第2保育園では大体、58人に対して9人、片方は169名に対して9人という不吊り合いの場合だってある。補助金が多いからかも知れませんが、他の一般の事業との差があった場合、超過負担の原因になるのかと申し上げたい。

○ 総務部理事（庄司 清君） ただ今の保育所を例にとってのご質問でございますが、確かにわれわれが超過負担と申し上げておりますのは、先ほどお答えしました國の法律に基づく基準を基礎として超過負担と申し上げてるわけでございますので、それらもまあ、超過負担となってくるわけでございます。その点、同一の物差しというのは、法律ではじき出していくわけでございます。

○ 18番（直村静二君） むずかしい問題なんです。たとえば、吊り合いの取れん場合だって超過負担にならないこともある。大きい補助金がくる場合、あなたの説明では、補助金が多いんだから大きくてかまわん、小さいところは小さい補助金しかこないから、超過負担にならんという、一応は筋が通るように見える。しかし、単価アップとか、設計変更とか、またかなり出てくるので、やはり問題があろうかと思います。その点は、47年度実績でも私は前に指摘しました。今、ベルが鳴りましたが、一言申し上げておきますが、私は一時間と言い、最終で50分となりましたが、50分でもまだ残ってる場合は、もう十分ぐらい延ばすということを1時間、1時間きいたらバツツリ切れります。

○ 議長（坂上国治君） それはあんたが判断するのじゃなく、私が判断することで、5分前に鳴らすということです。

○ 18番（直村静二君） あの代表的な保育所についてご答弁下さい。

○ 総務部理事（庄司 清君） 47年度に保育所1カ所、定員120人の旭保育所ですか、やっております。この本体工事でございますが、この國の補助基準と申しますのは、園児一人当たり5平方メートル、単価3万6,100円でございます。その3分の2が国庫補助金で交付されているわけでございます。そういうことで、國の補助基本額と申しますのは2,166万円でございまして、その3分の2、1,444万円が国庫補助金ということで交付されております。しかしこの場合、國に代りまして府が面倒を見て下さっております。府のほうは、園児一人当たり10平方メートル、単価にして12万1千円、それの10分の8ということになりまして国庫補助金を引いた額がすなわち、府補助金として交付されるわけであります。そうすると1億8,500万円の本体工事に対しまして、1億6,686万円の國と府との補助金が交付されております。

- 18番(直村静二君) パーセンテージで言うて下さい。
- 総務部理事(庄司 清君) 超過負担額は1,814万円ということで、ちょうど10%の超過負担となるわけでございます。

- 18番(直村静二君) あとは運営費、その他について意見を申し上げておきます。
私は財政に聞きに行くと、同和に行ってくれと、ピンポン玉のようなお答えで明快にしながら。私1人の議員に対してじゃなく、26人に対してそういう態度をとるんじゃないかと考えますので、今日は時間がなかったので代表的な例ですが、あとできっちりした資料を私が請求したら出して下さい。確認だけで結構です。

キリン草と衛生行政、この前出したけれども、一こうに所管がはっきりせん。企画がやるんか、どこですか。

- 産業衛生部次長(山本俊兼君) 責任の所在につきましては、土地所有者、土地の関係権利者でございます。所管は、産業衛生部で現在、検討しております。

- 議長(坂上國治君) 次。

- 土木課長(中尾 宏君) お答えいたします。

ご指摘の場所につきましては、市道駅前3号に面しております。管理区分につきましては道路側溝でございますので、責任の所在は市にございます。したがって、未整備分については、日々、私のほうで整備いたしたいと思います。

- 18番(直村静二君) 前から出でるが、梅雨までにやってもらいたいという要望がなぜ出来なかつたか。

- 土木課長(中尾 宏君) 橋断側溝についてはきれいにしております。

- 18番(直村静二君) 詰らんような対策は土木の責任でやるのですか。

- 土木課長(中尾 宏君) はい。やります。

- 議長(坂上國治君) 次。

- 保健衛生課長(松村吉堯君) お答えいたします。

不燃物処理につきまして、特に府中北の問題につきましては、従前の場所が使用不可能という現状の中で、現在、町会長とその場所について交渉中でございます。この不燃物の集積場所は、まことに苦慮する問題が多々ございまして、現在、鋭意交渉中でございますので、今しばらくご猶予いただきたいと思います。

- 18番(直村静二君) ある一定の場所は確保されてるよう聞いてるのですが、そこが使えなくなつた場合、市のほうも半分責任を持ってもらうということで結構です。

- 議長(坂上國治君) 次の答弁。

○ 資産税課長（中川鉄也君） 小規模住宅用地による減収は、固定資産税額で約3,000万円です。

統いて、同和減免については、本年度の減免率は昨年度と同様、3分の2の減免率をもって設定しております。

なお、受け付けはまだ行っておりません。

認定権については、支部を通じて申請のあったものについては、すべて認定しております。

○ 18番（直村静二君） 地区内と地区外の件数、わからんかったらあとで結構です。

○ 資産税課長（中川鉄也君） あとでお答えいたします。

○ 18番（直村静二君） 以上、早々にやりましたが、どうも一時間というのは…、8人おるから3時間というわけにもいきませんので。このへんでやめますが、各議員の協力を得て、やはり議員が十分発言できるように協力願って改善していきたい、してほしいということを要望しておきます。

今日の理事者の答弁、特に市民会館使用拒否の件につきましては天倫ともに許されない、民主主義の破壊者としての藤木市政を目の当たりに見たのであります、これがまかり通れば暗黒政治になりかねないと警鐘して、私の質問を終わります。

○

○ 議長（坂上國治君） 次に16番、横田憲治郎君。

○ 16番（横田憲治郎君） 通告順に申し上げます。

まず、第1点に教育行政について。人口急増による教育施設の拡充ということで、新設校の増加がここ数年末あったわけでございますけれども、これらによる既設校との施設の基本的あるいは具体的細部に至るまでの格差が非常に顕著に出ておるわけでありますか、時間がかかりますので具体的には申し上げませんが、根本的にこれらの施設格差を教育の機会均等という立場のうえで、さらにまた、より充実した施設拡充という立場に立って、具体的にどのような構想でもって解消策を考えているのか、考えていないとするならば、これらへの具体策を持つべきだと思いますけれども、教育長、市長の見解をお伺いしたいと思います。

同じくPTA負担の問題でありますけれども、今申し上げました第1点に密接に関連するわけですが、新設校のPTA会費と既設校でのPTA会費が違う、あるいは教育施設の状態の違いによってPTA会費が比例するかのように違っているのが現実でありますけれども、本来、PTA活動は任意的なものでございますので制約される面もあるやと思いますが、教育行政の基本的な考え方の中で、教育委員会としては、これらPTA活動のあるべき方向にどのような基本的、具体的処置をされようとしておるのか、あるいはまた、これらPTAの予算の内容

等々、具体的に承知しておるのかどうか。この点、基本的なことをまずお伺いして、再度お伺いしたいと思います。

さらに緑ヶ丘小学校の問題でありますけれども、開校が昨年度でありましたけれども、第1期工事に引き続いて、継続工事として第2期工事を行うという当初計画があったやに聞いておりますけれども、現在では、第2期計画は、何らペーパープランもないという状態だそうでありますが、体育館、プール、その他付帯施設完備が強力に地元保護者から要望されているわけでございますけれども、緑ヶ丘小学校のみならず、そのような付帯施設未完備の小中学校に対してどのように考えているのか。たとえば、学校規模が少數であるが故に、漸次、生徒増の状態に応じてやっていこうとするような考え方なのか、それとも財源的な裏付け措置が出来る見通しが付いてからやるというような在来の方針なのか、具体的な教育の機会均等あるいは施設充実という基本的な指標に立って考えるべきであろうと思いますが、その点の考え方を具体的に緑ヶ丘小学校を中心としてお伺いさせておきたいと思います。

2点目のスクールゾーン対策の問題でございますが、昨年来、スクールゾーンが設定されることは、教育委員会あるいは一般行政面では交通公害課がタッチして、警察と協議の中で設置はされておりますけれども、これが全く設置されてるのは形だけで、内容的に何ら管理というか、本来のスクールゾーンの趣旨に基づいた運用がなされていない。いわゆる一時的な乗り入れ禁止あるいは駐車禁止あるいは速度制限等々、形式的に行ってはおりますが、具体的には何ら措置されておらない実態だと私たちは掌握しておりますが、教育委員会、交通公害課では、どのように実態を掌握しておるのか。また、このようなスクールゾーン設定の中での登下校時における事故等に対する責任はどのようになっていくのか。具体的に道交法による法的位置付けのスクールゾーンにおいてはどのようにされているか、この点をお伺いをしておきたいと思います。

3点目の社会教育関係の問題でありますけれども、夏季に入って参りまして、働く青少年が夜間に憩いの場が欲求されるわけでございますけれども、本市には都市公園的なものもほとんどない実態であります。黒鳥山公園がわずか、不満ながらもあるぐらいでございますが、黒鳥山公園あるいは市野球場等々に簡単なナイトー施設等を考え、バレー・ボールなど、レクリエーションに夜間でも営業される施設を施してはどうかと提案したいが、これらへの具体的、前向きの検討はしないのかどうか、考え方があるならば、お伺いをしておきたいと思います。

衛生行政につきましては、先ほども質問が出ましたので、重複は避けまして、まず、不法投棄の問題であります。市民がこれら環境衛生行政に安心して協力していただける体制が必要であろうかと思います。それらのことから、いわゆる市民モニター制度というような中での一

定の位置付け、資格等々も市民にお持ちいただき、それらの悪らつな不法投棄については厳重に対処していく姿勢を持たないかどうか、具体的な提案を申し上げながら見解をお聞きしておきたいと思います。

さらに2点目としては、粗大ごみあるいは不燃物、これらの品目別業者への回収要請というような措置は、たとえば、テレビあるいは洗濯機等々の電機メーカーあるいは小売り店でもって新品と交換する際、それを引き揚げてもらう、そのような業界、業種への協力体制というものの働きかけはできないのかどうか、これら一部ではありますまうが、解消への要因になろうかと思います。

さらに不燃物回収の問題でございますが、基本的には行政でもって集積場所を完備する、市民が安心して集積出来る場所を提供しなければならないのは当然であります。現状の不側の事態ではダメであるということは言わずもがな、批判するところでありますけれども、これらの具体的、現実的措置として一町会を単位にしておりますが、いわゆる町会長の申請に基づくならば、たとえば、複数以上の個人であっても、不特定な箇所へも集積可能な場所ならば、申請に基づいて、計画立案のうえで回収に行けるという体制が考えられないかどうか、その点についても、お問い合わせをおきたいと思います。

さらに雨期に入り、用水路と下水路の併用の現状で、大変に悪臭の伴う汚泥を農家が梅雨に備えて清掃しておりますが、これらの回収は、それら農家では困難であります。それを市に要請しても、一時的な問題ではありますまうけれども、なかなか回収してくれない。また、それだけの体制も整っておらないということであります。これは毎年、5月ないし6月にはこれらの清掃は行うわけであり、単なるかんがい用水ということだけでなく、現在では下水排水の用をほとんど80%から90%まで果しておる現況にかんがみて、例年、定期的にこれら汚泥の回収等々をやられる体制をとるべきだと思いますが、本年度の現実の問題を含めて、これらへの対処の対策をお問い合わせしたいと思います。

最後に、衛生行政体制であります。4月当初、市のくみ取り料金の値上げに端を発し、今回の葬儀料の値上げ等々、市民へのサービス低下の動きのある中で、さらに今申し上げたような問題が列挙しておるわけでありますけれども、清掃あるいは衛生体制を分離して、より充実した、市民に快適な環境の保持をお約束出来るような体制を敷くべきであると思いますけれども、本件については、特に市長、助役の見解をお問い合わせしたいと思います。担当課においては現在の体制、くみ取り関係の管理監視体制には何人が張り付いているのか、清掃関係にはどうか等々、具体的な人員張り付けの状態をお知らせ願いたいと思います。

3点目、土木行政についてであります。道路の維持管理体制、簡単で結構ですが、現在、

認定道路が大体どれくらいあって、それに対する管理体制がどのようにになっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

2点目に道路側溝の定期清掃対策であります。常に私がお願いし、要望しているわけでありますけれども、陳情清掃というか、やかましく言ってきたところはやる。それも遅ればせながらやるという体制であります。

さらにまた、衛生課であるとか、土木課とかの責任の分担についても解決しないままであります。これらの明確な区分は府内協議ではっきり出来ると思います。実際、地図の上で具体的にはすべきであろうと思うし、これらの定期的清掃は当然考えるべきであると思いますけれども、基本的な考え方を市長、部長からお伺いをしておきたいと思います。

具体的な事例として、和泉府中に泉井上神社がございますが、そこに一条院、芦部町を経由して府中町5丁、6丁、7丁目に経過する用水路がありますが、府中、東泉寺線という市道の一部拡幅に伴って、府中町のど真中で狭わいな状態を呈しております。今度、神社のほうが拡工事をする関係で著しく用水路に流入し、工事の関係で足場組みあるいはさく等々で、この雨期に入って雨が降れば水が押し寄せるという状態が出ており、これらも上流では、数メートル上では2.3メートルの幅員があるにもかかわらず、市道の拡幅のために30センチぐらいの幅になってしまってるという問題があります。

さらに、この神社の話を申し上げましたので、関連してお聞きしたいのですが、神社という立場から、いわゆる精神的な想いあるいは精神的な敬愛あるいはまた、具体的には火災あるいは災害等々の避難場所等々、神社と地域住民との関係は全く日常生活上、密接なものがあります。これら神社が最近大工事を行っているわけでございますけれども、それらの地域住民と密接した、いわゆる生活環境という立場から、行政の立場でこれらへの行政指導は出来ないのかどうか、拘束力等はないのかどうか。

さらに具体的には、この神社には里道があるわけですが、これらも現在は神社の境内として使用しております。これらの里道、神社の境内を一時的な浸れ状態として、集中豪雨なんかのときには、地域の浸水等々も回避出来るわけでありますけれども、あのような高い土壁を築かれて工事をされますと、低い周辺地域が全部浸水してしまうという問題があります。一連の道路側溝管理という立場からも、あるいは地域の環境保全の立場からも、本件について、行政から何ら対処出来ないのかどうか。具体的に土壁の工事について、管理すべき土木の行政範囲で明示あるいは水路の一部使用許可等々をされているのかどうか、その点も含めてお伺いをしておきたいと思います。

4点目、駅前整備であります。タクシー乗り場がございますが、これが全く狭くて、駅と

商店街との歩道にたくさん並ぶときにははみ出してしまう、非常に危険であり、横断することも出来ない、あるいは乗降客も雨天の日は雨ざらしになるという現況でありますけれども、今やタクシーは非常に公共性を帯びております。そのような観点から現在、三和銀行が建設されようとしておりますけれども、それらの歩道等も含めて、市民の足という立場で、公共性という立場で、これらに対する安全な乗降施設を作っていく方向を追究すべきだろうと思いますが、この点について、お問い合わせたいと思います。出来得るならば、公営の乗降場を作るのが一番適当であろうと思いますが、法的にいうんならむずかしい面もあると思いますが、お問い合わせたいと思います。

それと、駅前の再開発計画でありますけれども、現在、まだ机上プランの段階だと聞いておりますので、具体的なことは別として、あの和泉市の玄関口、和泉府中駅前の現状は、再開発してもらわなければならんことはだれの目にも必至であります。とりわけ、日通の移転という問題を要求したいのですが、それらも計画としてあるように聞いておりますが、具体的にどのように展開されているのか、行政としてどういうような目標を日通に対して持っているのか、お問い合わせをしていきたいと思います。

最後に、同和行政の問題であります。校区同推協の実態であります。同和行政、解放運動なるものの認識と理解を深めるために、教育委員会が主体となってこれらの推進がなされるやに伺っておるわけでありますが、具体的に同和行政の理解を深めるということは、窓口一本化を理解してもらうという方向に目標を置いてやっているのか、同和行政の実態を市民の皆さん方に理解してもらうことを目標にやっているのか、具体的な目標設定をどのように考えておるのか。現在の運用の実態と相まってご報告を頼みたいと思います。

以上、通告いたしまして終わります。

○ 議長（坂上國治君） お詫びいたします。時間の都合で理事者の答弁を全部すますことがむずかしいので、ここで休憩させていただき、午後から答弁ということにさせていただきますか。少々遅れても、このまま横田議員の答弁をすませてしまいましょうか。どういたしまじょうか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

それではお昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時48分休憩）

（午後1時6分再開）

○ 議長（坂上國治君） 午前に引き続き会議を開きます。これより一般質問を続行いたします。

横田謙員の質問に対し理事者の答弁を願います。

○ 教育次長(阪東重信君) 教育行政について私よりお答えいたします。
第1点の新設校と既設校との格差是正の問題でございます。ご連旨はよくわかりますが、一
べんにやれと言われても無理であり、財政の許す限り、教育行政優先の予算措置を講じて参
つてることでご賢察いただきたいと思います。

いかに解消策を図るかとご指摘されておりますが、個々の学校に対する施策が均一にいかず
地域的に前後することがあっても、これを徐々に前進させていくという姿勢で今後も財源確保
に努めて参りたいと思っております。

第2点のPTAの関係でございます。PTAはご承知の父母と教師の間、すなわち自主的な
任意団体であり、法令では別段の制約も受けていない以上、行政からその内容に深く干渉する
ことは避けておりますが、例年、その決算書等の内容から、市費負担に切り替えるべき性質の
ものを引き抜き、総合的に解消策を考えておるのが実情で、会費そのものが各校平均200円
見当と承っておりますが、私たちとしては、学校運営費の標準的なものを考えながら、年次計
画的に父母負担の軽減を図って参りたいと考えております。たとえば、コラム活動費にいたし
ましても、予算折衝の段階でも、指導要領の改定に伴う移行措置の期間としてきた予算も、平
年変化に戻したいという財政の意向も一步譲歩してもらって、今年度においても小学校15万
円、中学校30万円の予算措置を講じておる実情でございます。出来るだけ需用費の増額に努
めて参りたいと思います。

第3点の緑ヶ丘小学校等の新設校に対する体育施設の建設計画等のご質問かと思います。全
般的に言えることは、やはり学校の規模に応じて、現行の補助制度の中で、口頭負担法の資格
面積の範囲内にいかに運営とその取り組みをするかと、各校とも計画を立てているのが実情で
ございます。緑ヶ丘小学校について申し上げられることは、現在の必要面積が262名に対し
て1,744平方メートルのところを、いわゆる3,150平方メートルの前向きの校舎の建設を
しておりますが、この学校の用地建設戸数が約2千戸で、現在、未入居が1,550戸という中
で、昭和52年5月1日に入居が完了という推計のもとに、昭和51年の4月1日に向けてこ
の800平方メートルの計画を立てており、今日、補助金と取り組むときは、422平方メー
トルの必要な数から、かなり大きく超過負担を余儀なくされるという実態でございまして、こ
れも今後の児童数の増加に対処して、プール建設と合わせながら財源措置を講じて参りたいと
考えております。

第4点のスクールゾーンの設置と運動の展開等についてのお尋ねかと思いますが、スクール

ゾーンの設定は、ご承知のように、小学校を中心としておおむね500メートル四方の範囲をスクールゾーンとして、交通安全運動の重点推進地域としてとらえているのが実情でございますが、特に交通規制、すなわち通行禁止とか一方通行、もちろん時間的に規制しているのが芦部幸伯太三校であります。これ以外においても、これらの指導はやっておりますが、肝心の自動車運転者への指導徹底につきましては、警察に訴えざるを得ないのが実情でございますが今後、市の行政の中で、交通公害課あるいは教育委員会等も合わせて数多く和泉警察との連絡会議を持ちながら、その安全対策に努力して参りたいと思います。特に交通公害課のほうでも連日、警察側との連絡調整を図っていただいているのが実情でございますので、よろしくご警察いただきたいと思います。

なお、最後に公園等に明るい照明灯設置のご要望をされておりますが、これも非常にむずかしい問題でありますので、財政面だけでなく、その必要性あるいは社会教育の取り組む実態等府内の関係課で内部協議をいたしたいと存じますので、検討させていただきたいと存じます。

以上、終わります。

○ 交通公害課長（樋木峯雄君） ただ今、教育次長のほうからスクールゾーンについて、その一端をご披瀝願ったところであります。交通公害課といたしましても、この問題につきまして、4.7年春の交通安全運動を実施する際から、このゾーン内の交通安全施策を推進して参つてゐるわけでございますが、交通安全という見地から見ますと、われわれの行政施策とかいったものは、ドライバーの良心に訴えるのみしかないわけであります。しかし、遺憾ながら、大阪のドライバーはマナーが悪いというふうなそしりもありまして、それだけのものではいけないということから、警察と十分協議をして、道交法に規制する、あるいは交通安全施設の推進、いわゆる府の公安委員会に所管する信号機の設置あるいは横断歩道あるいは規制道路標示といったものを逐次設置するよう働きかけておるわけでございます。

市の行政といたしましても、歩道あるいは防護さくあるいはカーブミラーあるいは道路照明灯あるいはスクールゾーン標示というか道路マーキングをしてドライバーの自覚に訴えるということで推進しておるわけでございます。しかし、何分にも市政行政独自ではあまり進みませんので、いわゆるそういう法規制といったものをおつかぶせてやっていきたいと考えておるわけでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） 財政事情を中心としたいわれる格差是正、文教施設の整備ということで次長から答弁されたのですが、まず、格差の実態を掌握しているかどうか、端的に答えて下さい。それと、その実態を把握している、あるいは把握しようとするならば、その状態から主体的な問題を取り上げて、もちろん財政的な措置は付いて回るのは当然ですが、財政事情

優先、財政事情云々ということであれば何も出来ん。やはり教育の基本である施設整備、充実は、基本的、主体的に考えていかなければならないと思う。そういう観点に立つべきだと申し上げてるわけですが、何を申し上げても、財源ということが先に出てくる。よくわかりますが、やはり、そういう実態を掌握しているのか、掌握していないならば、これから掌握するのか。そして、それらの実態に応じて、端的に、明確にお答え願いたい。

それと、いわゆる標準基準額を出されているのはよく知っています。また、PTAは任意団体で自主的云々ということも了解してるわけです。しかし、現実には税外負担があるわけですから、やはり教育行政の主体性でもって、これらは的確に、本年度は本年度の次元で、経済事情が昨年度と大きく異ってるわけですから、実態というものをつかんでいかなければ、需用費をふやして云々と言いますが、それだけに終わってしまう。数カ月見当でも結構ですから実態をつかんでいただきたいし、それに対して具体的な補正なり、需用費の増額をしてもらわないといけないと思う。その点を要望しておきますから、簡単に言うて下さい。

それと、スクールゾーンのことだけ言うときますと、次長も課長も答弁していただいたが、警察がきっちり管理していないということなんですが、端的に言って、ただドライバーの良識とか、地域住民の協力に任せたなしうがないということだけだったら、何のために設置したのが意味がないと思う。具体的に要望すべきは要望して明確にしていかなければ、ただ、上部機関から下りてきたものだから設定したというだけに終わるならば意味がない。私の聞きたいのは、意見としても結構ですが、実際的な管理体制、管理の実態をお知らせ願いたかったんです。

それと、今一つは、道路交通法という土台に則って、スクールゾーンは法的に位置付けられているのかどうか。その点についても、お伺いしたいと思います。簡単に言うて下さい。

- 教育次長（阪東重信君） 第1点、お答えいたします。

施設の実態については掌握しております。

- 交通公害課長（樋木峯雄君） ご趣旨の通り、交通安全対策上スクールゾーンを設定しております。合わせて規制をやっておるわけであります。それの取り締りという見地から、府の警察と連絡しております。しかしながら、ご指摘のような現実があるやとも見受けられるわけでございます。その点につきましては、今後、私の方から常に強力に働きかけていきたいと考えております。

それと、位置付けでございますが、法的なものは一切ございません。

- 議長（坂上國治君） 次。

- 保健衛生課長（松村吉堯君） お答えいたします。

衛生行政につきまして、まず、第1点の不法投棄のモニター制度につきましてご提案いただ

き、まことにありがとうございます。本件につきましては、従来、山田議員さんからも問題が
出されておったわけでございますが、種々検討した中で、いろんな問題点が出て参りました。
というのは、もし、モニター制度を設けるとして委嘱した場合、ほとんどの家庭でご婦人方に
お願ひしなければならないという点。もう一つは、これを発見し、通告していただいたあと
の処置として、物的証拠がほしいということでございます。物的証拠と申しますと、やはりカメラ
で写真を撮らなければ証拠にならない。たとえば、ナンバーをお知らせ願っても、記憶違い
聞き違いも起こってはいけないという問題。証拠としては、証人だけでは解決出来ないとい
うことが出て参りますので、写真を撮っていただきなければならないという問題点もございます。
何とか、種々検討して、この制度でご協力いただけることになればありがたいのですが、今申
し上げた観点から行き詰っているような状態でございます。

次に、第2点の不燃物の回収問題でございますけれども、その中で特にお尋ねのありました業者の協力問題でございます。例でご質問いただきましたけれども、弱電関係の問題につきましては、現在、在阪のメーカーが18社、その販売店となりますと相当数に上ってくるので
すが、販売店では、お申し出があれば、買い替えは引き取っておるそうでございます。しかし
買い替えなしに、単に自分のテレビ、冷蔵庫、洗濯機がいらなくなつたからということで処分
する段階では引き取っておらない。過日の阪南の課長会の中でも、特にテレビについては公害
的因素も中にあるので、このテレビについての引き取りを考えてほしいという申し出もござい
ましたが、製品が種々雑多である關係上、非常に困難な問題があり、検討させてもらいたいと
いうことで、現在、引き取りに関する協定とか、具体的な問題には至っておらない状態でござ
います。

それから集積場所の問題でございますが、ご質問の中では、一町に一ヵ所ということでござ
いましたが、私どものほうでは、必ずしも、一ヵ所という限定はしておりません。ただ、問題
として、各戸にわたると能率あるいは交通事情等の問題から作業に困難を来しますので、少な
くとも、2トン車1杯以上のものが来る個所を1ヵ所決めていただけるならば取りに行って
もいいんじゃないかという考え方を持っております。

それから3番目の汚泥の回収でございますけれども、これも毎年、田植期になれば当然、こ
ういう清掃がなされなければならんのはわかってるじゃないかという、お説の通りでございま
す。この問題についても、最近はその時期で多く出て参りまして、私どもとしては、住宅に接
している部分から優先的に回収を行っております。しかし、のちほど出て参ります4番目の問
題と関連しますが、現在の体制といたしましては、汚泥回収に回っている車が2台である關係
上、おのずから、能力的な限界がございます。市民の皆様にも多少の迷惑をかけてることは承

知いたしております。何とかこれも解決したい所存でございますので、よろしくお願ひいたします。

4番目の中で、これは私どもに問われている部分と、他の部分がございますので、体制に関する問題についてのみお答えさせていただきます。

現在の業務体制、人員配置でございますけれども、総数にして55名あります。この中で課長1人と参事が2名、うち1名が診療所担当でございます。それから課長補佐1名、これが予防係長を兼務しております。それから保健係が3名、女が2人、男が1人、保健係の係長が先ほど申し上げました参事2名のうちの1名が係長を兼務しております。したがって、兼務の参事を入れると保健係で4名、他に保健係に看護婦が3名おりますけれども、これは診療所へ派遣しております。予防係で8名、これも先ほどの課長補佐の兼務を入れると9名ですが、うち看護婦が3名、嘱託の職員が2名。

それから環境係でございますが、清掃関係でございますが、現在在籍は5名でございます。その中で係長及び係員1名が長期入院中でございます。それから嘱託の指導員が1名。それから運転手が6名、うち1名が予防係の予防接種用の車の運転手でございます。そのうち1名が現在、ごみ収集車の運転手、1名が胃潰瘍のため長期欠席しております。それから作業員が17名、うち2名が箕形及び黒石の不燃焼物処理場の管理に派遣しております。それから、今度新しく出来ました市民課横の衛生コーナーに1名。それから、私どもの管轄にある靈園のほうで6名、うち2名が靈園の宿直等の管理でございます。このうち1名が現在、入院中でございます。それから1昨日、ご議決いただきました葬儀の進行係が1名の追加がお願いできると思思います。

- 16番(横田急治郎君) あらましわかりました。質問を具体的にしたので、答えも具体的になったのでやむを得ないと思いますが、不法投棄のモニターあるいは粗大ごみの不燃焼物の回収、やはり、やれる範囲から、むずかしく考えず、市民参加、市民ぐるみの運動という広い立場から考えていかなければならないと思うんです。市民さんに写真を撮って下さい、物的証拠云々という形式的なこと、教科書的なことを先行して考えるのは、何も前進した行政の展開はないと思う。やれる範囲で、具体的なことから手を付けていくべきじゃないかと申し上げ、検討を要望しておきます。

それから、不燃焼物の回収、集積場所の問題でございますが、これは課長から答弁いたしました通り、町会から要請があれば、複数で2トン車以上の回収物が出れば定期的に回収してもらえるということですね。

それと、3番目の清掃業務の体制ですが、これは部長並びに市長にお伺いいたします。結論

的に、この体制で現下の環境、衛生、保健、行政の需要に対処出来ているとお思いですか。

○ 市長（藤木秀夫君） 係員が多少不足しておることはわかつておりますが、非常にその点につきましては、ただ今課長から答弁いたしましたように、休む者も出て支障を來しておりますので、今後、調整したいと思います。

○ 16番（横田憲治郎君） 基本的により充実させるためにもよくしてもらうのは当然ですが、具体的な措置として、清掃課の設置を、現在の保健衛生から分類して充実策を検討しないかどうか、また、検討よりも実施しないかどうか、そのへんの方向性を持っておられないのかどうか。担当現場からそういう要望があると側聞してます。上司に上がってるはずです。藤木行政は、環境、衛生行政にあまり力を入れへんから上司にはねられてるんやと聞いてますが、現場からそういう声が切実に上がってるそうですよ。調整するということですか。

○ 市長（藤木秀夫君） 要請は出しておりますので、それにこたえたいと考えております。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 建設部長（中塚 白君） 私から土木行政について、概要、一括してお答え申し上げます。ただ今の道路の維持管理の体制でございますけれども、4月1日から建設部は一部機構の内容を変えまして、現在、工事、その他については土木課でやっておりますが、道路の維持管理等は、私どもの管理課に担当させております。

なお、参考までに道路の数量としては、現在、過日の新たな認定路線を含め417線、延長にして19万2,800メートルの延長の市道を持っております。これの維持管理につきましていろいろご指摘の問題もございますが、これを円滑に管理していくための体制については、現状で十分とは申しかねます。

なお、それに関連して2点目の道路側溝の問題でございますけれども、ご承知のように、道路に付属したものは当然、道路の工作物でございまして、これの維持管理は申すまでもなく、私どもの所管でございます。ただ、いろいろその状況によりまして、水路等の管理について、衛生課とかねがね協議してやっておるんでございますが、たまさか、市民さんにご迷惑をかけていることは私も承知しておりますので、そのへんは再度、十分協議して責任の明確化を期していきたい。かように存じております。

なお、先ほど出ました水路の問題、泉井上神社の問題につきましては、昨日も現地に担当者を派遣して具体策を検討しておりますので、詳細につきましては、改めてご相談に応じさせていただきます。

4番目の駅前の問題につきまして、私から一括してお答え申し上げます。
現在のタクシー乗り場でございますけれども、現在のタクシー乗り場は道路交通法上もよろ

しくないという現状は見受けられるのでございますが、現実、駅前の乗り場をどこに移転するとしてもいろいろの問題がございます。これは先ほどもご質問ございましたようにペーパープランの段階でございますが、駅前の再開発と合わせて今後、再検討の材料としたい、かように存じております。

なお、駅前再開発につきましては、現在、専門の学識経験者等を入れた段階での一つの指針が出ましたので、これがある程度確定いたしますれば、当然、議会の皆様方のご意見もお伺いしなければなりませんし、また、関係住民の方々との意見調整も図らなければならないということで現在、作業を進めてございます。

なお、先ほど出ました日通の問題でございますけれども、貨物駅は、いずれ移転することは確定してございます。まだ、確実な話は聞知していないわけでございますけれども、当然、貨物駅が移転することになりますと、これにたずさわる日通としては、移転するか、しないかはいろいろ問題がございますが、現在の貨物駅は近い将来移転するという国鉄側の意向も確認しておりますので、それと合わせて今後の研究課題にしていきたい。

なお、この開発計画の内容につきましては、改めて所管の委員会等についてのご検討の材料にしたい、かように存じております。

- 議長（坂上國治君） 次。
- 教育次長（乾 武俊君） 校区同和教育推進協議会は、同規約の最初に記載されておりるように、憲法に定められた基本的人権を確立し、同和対策審議会答申の完全実施を目指した同和教育を市民運動として積極的に推進することを目的として、13校区ごとに啓蒙実践活動や研修会等の事業を行っております。
- 16番（横田憲治郎君） 具体的な目標設定は。
- 教育次長（乾 武俊君） 今申し上げたのが目的でございます。

それで、現在加盟している団体は町会連合会、連合婦人会、P.T.A連絡協議会等14団体でございます。

本年度のおもな活動といたしましては、府教委の企画製作いたしました映画「雑草のうた」あるいは市教委で編集いたしました市民向け啓蒙冊子「あかるい町」第2集を教材とする研修会、また、同和教育授業会等の開催を計画しております。先ほど申し上げましたように、規約に示された同和問題の正しい認識を市民全体のものとすることを課題といたしまして事業を推進していくつもりでございます。

- 16番（横田憲治郎君） 定期清掃の対策は立てるということですね、府道、市道も含めてね、部長。

- 建設部長（中塚 白君） ちょっと待って下さい。当然、これは別に責任の明確化をすることにもなるのですが、府道、市道を含めてということは、府道は道路管理者が大阪府知事でございます。窓口としては、私どもが承っておりますが、大阪府だから私とは関知しませんということは申し上げてませんが……。
- 16番（横田憲治郎君） 責任体制は、管理が府やから市でやれとは言ってない。しかし少なくとも、窓口は市である限り、管理の責任体制の明確化は当然としながらも、やはり、それなりの対処策は、市の認定道路と併行して府に迫るのが当然と思う。市の市域内の問題ですから、そういう立場で定期的な清掃を目指して、市の道路は当然のこと、府に対しても要望してもらいたい、実現していってもらいたいということを申し上げている。そういう趣旨で部長の答弁を得たと理解してよろしいか。
- 建設部長（中塚 白君） はい。
- 16番（横田憲治郎君） わかりました。
- それと、神社に関する問題で答弁が大分抜けてるが、何ら行政では関与できないのかどうか、その点、結論的で結構ですから。
- 土木課長（中尾 宏君） ご質問の泉井上神社の件でございますが、先日、私も現地を調査しております。その結果でございますけれども、現況は確かに憂慮すべき状況でございますので、直接の原因者と考えられる泉井上神社の宮司に私も会っております。そして、問題の解決とされる水路の拡幅、または溝を利用しての新設水路をつくるべく、ご協力を申し入れております。その結果、2点とも宮司の了解も得ておりますので、今明日のうちに、細部にわたって技術的な検討を加える予定でございます。本日も午後から係員が現地を調査しております。
- 16番（横田憲治郎君） それはそれでよろしいが、お願いしておきます。ただ、災害時の避難場所あるいは市民の憩いの場的な存在価値というか、あるいはまた、歴史的に見て里道の払い下げによって境内の中に編入しているわけですから、そういった立場から一連の工事については、行政指導の立場から何らかの措置は、側溝、用水路関係の問題はその方向で結構だと思いますし、強力に推進することをお願いするとともに、全体的な神社の修繕、壁の修復の問題については何ら行政では関与出来ないのか。行政指導的な立場、地域的な環境保全の立場、災害時の避難場所の観点からも、協力、要請等も含めて行政指導は出来ないのか、総務部長あたりの見解はいかがですか。
- 総務部長（坂口礼之助君） 具体的なケースについて検討してみないとわからないと思いますが、一方的な行政指導はやはりむずかしいだろうと思います。合意のうえに立って、市の行政に協力していただきたいという要請は出来ると思います。

なくとも、あれは試運転であろうと、移動すべきものであると思うんです。役所の屋上には幾つかの測定器が置いてあるにもかかわらず、また、測定車を役所の前に置いて、同じ場所で測定したとしても同じ結果しか出ないと思う。特に先日来、議会でも公害問題が出され、発生源である高石よりも和泉のほうが公害が多いとすら言われておる。その通りであるか、事実は知りませんが、そういうことに関しても、同じ試運転をするにしても、当然、そんな地域に設置して測定すべきだと思うんです。

この公害測定車の購入についても、議決されてから購入までに相当の期間を要しております。これについては、せっかく買ても人員がないから使えないということを当時の担当者から聞いたことがあるんですが、こういうことで人員の面で出来ないのか、それともほかに理由があるのか。

同時にもう一つは、今交通公害課になっており、交通問題も一般の公害問題も同じ人が処理をしていかなければならぬ。十分な人員があるならいざ知らず、人員不足の中で幾つものことを同時に処理していかなければならぬ。今年度は機構改革というか、相当の課が新設されたわけですが、当然公害課と交通課は分割され、それぞれ独立した課として機能を發揮していただけるものと考えておったのですが、この点については何ら手が打たれてなかった。公害は公害専門に、交通問題については、市民からの交通相談、事故相談、保険の問題等まで扱えるような課にしていく意思はないかどうか。この点について、市長の考え方を披瀝していただきたい。

さらに、公務員の団体行動権ということでございますが、今、公務員のスト権を奪還するとか、いろんな問題が昨年来、ずっとですが、声を高くして呼ばれております。公務員の団体行動権というものについて、これが合法であるか、非合法であるかは法の問題でございますが、市長個人としては、このスト権は持つべきだと考えてるのか、あるいは持つべからずと考えておるのか、この点について、ひとつご波瀝願いたい。

その結果幾つか聞かなければならないのですが、その考え方のいかんにかかわらず、春闘からの一連の公務員の団体行動について、特に和泉市の職員の問題について市長はどう考えておるのか。特にその中で昨日、一昨日も問題になりましたが、いわゆる座り込みの問題ですが、これについては、特に国民春闘と言いながら、国民の理解のもとに行われた争議と言いながらも、この市役所内での座り込みについては、国民、市民は決して好感を持っておらないと思う。これを回避出来なかつたかどうか、回避するためにどのような努力をしたのか、この点を発表していただきたい。

また、小中学校の教員と僕らは呼んでるが、正式にはどう呼ぶかわかりませんが、これの政

治活動、特に選挙活動について、どの範囲までが許され、どの範囲まではやってはいけないのか、この際、はっきりと明言していただきたい。

さらに、教室において生徒に向かってある幾つかの政党を挙げて、この政党の言うことは正しい、この政党の言うことは間違っておるということを教えている先生が某校にあるそうでございます。必要ならば、名前も発表してよろしいが、個人の問題になるので名前は言いませんが、このことについて、もし、これが事実とするならばどうしなければならないのか、また、こういうことが許されるべきなのかどうか。言論の自由と公務員の任務、今、聖職とか、あるいは労働者とか、いろいろな見解がありますけれども、この点について、市長並びに教育長のはっきりした見解をお聞きしたい。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 効役（藤田 利君） 第1点の窓口業務、市民サービスの件について、日曜、夜間の窓口を開くという問題でございますが、ご指摘はまことにごもっともなことでございまして、市民サービスのために日夜、努力しなければならないのは職員の義務でございます。最近の時代の流れと申しますか、その中で、職員に休日出勤を命じ、勤務させることについては大変むずかしい点がございます。特に週休2日制が叫ばれる現在の状況において、労働条件を変更することに直ちに踏み切ることにはちゅうちょする次第でございます。その点、ひとつご理解を賜りたいと思います。

せめて、これに代る方法として、土曜日の午後、それから日曜日、夜間において、住民票、出産、葬祭等の電話受け付けをやらせていただいておりますが、こういう点でひとつご了解を賜りたいと存じます。

第2点、4月から手数料が上がったが、サービスが低下してるじゃないか。新館に行く通路を塞いだこと等について合わせてご回答申し上げます。

昨年度から庁舎の一部において非常に狭わいを感じておった部分がございます。しかしながら、本年度、新規職員を採用しました結果、市民サービスということを第一義として、市民課と保険年金課とを正面玄関の1階のワンフロアに集めたわけでございます。この際に通路を閉鎖したのが、ただ今ご指摘の原因でございます。

この点につきましては、窓口において市民部関係のいわゆる市民課、保険年金課のこと、あるいは衛生課のことも窓口で行う、取り扱うことになっておりまして、これで非常に便利になったと感ずるのですが、まず、それで十分に用を足せない場合、改めてまた衛生課へ行くというときに非常に不便を感じる、あるいはまた、市民課へやって来て他の課へ行くときも不便を

なお、一般市民の方々につきましては、広報等を通じて一層広く知っていたくべく努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 17番(山田清二君) こうしなければならんということを周知せしめるということなんですが、買う人はわかりまへんね。買うて入って、「さあ、水道の水を出しておくんなはれ」と言うていったら、「あんたのところは不法建築や」と留保されたということなんです。近所の人も知らない不法建築です。買うた人は、しょうがないから近所からホースでつないで水を分けてもらってるというところがある。これは1つの例ですが、それに端を発して、今、その並びに家を建てておる。もうほとんど出来上がっております。建築確認を申請してます。

ところが、その建築確認の一番問題である土地が、勝手に作った賃貸契約書である。本人が全然知らん間に出来た。それで建築確認がまさに下りようとするときに、水道の問題でたまたま、それがわかったので、手を打って一応、ストップしてもろたということなんです。こういう不法建築でも知らん人は買うわけです。こういう人たちでも、一応は現場を見るであろう。ただ、現場近くに、「まだ建築確認が下りてないから、ここへ入られてもどうにもなりませんよ」ということを公示出来ないのかどうか。しかも、不法でも、手落ちのない不法、うっかりした不法と、作為的な不法があるが、これは作為的な不法なんです。公文書になるか、私文書になるか、文書偽造、印鑑偽造ですが、そういうものがまかり通っていく、確認とか、何とかが、そういう状態の中でも通っていくということです。その業者は、「あんたとこが幾ら頑張っても、うちはあんたとこの判さえ作れば、いつでももらえるんだ」ということすらうそぶいでおったそうです。それが果してその通り出ている。

ところが、また別の例ですが、車を一台買うとき、中古車であろうと車庫証明が要るわけです。この車庫証明をもらうためには、当然、車庫の貸し主の印鑑証明の付いた実印が押してなければならない。さらに、その土地の権利を証明するために登記の抄本を付けなければ認めてもらえない。車を保管する場所です。広っぽでもいいわけですが、車の保管場所を認めてもらうのにもそれだけの手続きが必要なんです。

ところが、建売住宅を作るのに、地主が知らん間に、しかも、他人の名義で契約書が作られ、それで通っていくというずさんな確認やったら、あつたって、なかつたって同じです。しかも、出来上がってる家は最初の函面と変わってますよ。こういうのは完全な作為的な不法ですが、これらに対しては何の処罰もないのかどうか。罰金かて何万円で終わりだそうです。買うた人は何ももらわんと難儀している。そういう問題を事前に処置出来ないのかどうか。しかも、これらについては、この間決まつたいわゆる公共負担金は取るのかどうか。この点、もう1回返事をしていただきたい。

○ 開発課長(前田守正君) ご指摘の実例をもらっておる内容の問題でございますが、申請書そのものについては、われわれとして内容をチェックした際、土地売買契約書あるいは賃貸契約書等、一例ですが、立会人等を含め、正式な文書として出されており、内容を見た限りではそういう不審な点は見受けられないという状態があったわけです。そういう内容チェックの段階、いわゆる市の指導範囲の中では見受けられなかったということで出したわけなんですが、その後、どちらかからニュースが入ったか、私のほうも知らなかつたんですが、本人さんがお見えになつた。それで私たちとしては、府に対して、そういう問題が出ておるので、確認そのものはストップするように申し入れまして、その内容について、業者並びに該当者を府のほうで調査した結果、これは申し出の通り、全く賃貸契約はしておらないという点がはっきりしたわけなんです。現在、それに基づいて確認は取り下げ、不法業者であるということで全部却下しております。

その制裁につきましては民法上の問題があり、現在、そういう方向で諮問されるという形で、私のほうにも考え方の説明を求められて一応、報告は申し上げております。

その点、どうすれば具体的に止めていけるかという問題は非常にむずかしく、市としても実例があったものですから、府の指導課といろいろ協議して、出来ることならば、そういう賃貸契約あるいは同意等の問題もありまして、印鑑証明等の添付書類を付けさせるという方向を申し入れ、府のほうで各市町村との統一的な見解もございますので、そういう方向で今後検討していきたいということで、今のところ、その処置については、一応、保留になつてゐる状態でございます。

○ 17番(山田清二君) 家はどんどん出来ている。それ以降も仕事は一つも止まっておりません。おそらく、今日あたりは全部出来上がると思います。確認とかは却下されたけれども、仕事は止められてない。しかもその間、地主はほとんど脅迫のような状態で賃貸せよと言われる。ときによつては、夕方から来て3時間も4時間も帰らない。遂には110番して帰つてもらつたというときもあります。そこの主人はちょっとノイローゼ気味になつてゐる。

ところが先ほど、助役は「日曜、祭日、5時以降についても電話で受け付けやつます」と言つたが、今度は戸籍をどうするか、電話で受け付けするのか。本人でなかつたら出来ない。承諾が要るようになつたら出来ないが、電話やつたらかめへんのか。ええ加減な返事をしてはいけませんよ。戸籍謄本ですら、個人の秘密や何や言うて承諾がなかつたら出せませんという。印鑑証明なんぞ、嫁さんが申し込んで本人が取りにきても渡してくれへん。嫁さんの委任状もあつてこいという。それに大事な土地の問題を偽造の書類でさっさと通つていく面があるが、こういう面も、もう少し慎重に扱つていただきたいし、戸籍謄本や印鑑証明なんてのはすぐ明

優先していこうという、しかるのちに専門化を図っていきたいということで、今回は見送った次第でございます。ご趣旨の点については、われわれも今後、そうした面を十分検討もいたしておりますので、人員の充実等も合わせて考えながら次の課題として検討して参りたい。現時点では直ちに分課するというところまでの確的是ちょっと出来かねます。よろしくご了解願いたいと思います。

- 17番（山田清二君） 現時点で今の陣容を割ったら何も出来ない。それはわかります。当然、分課ということは、陣容の充実を図ってからというのはわかります。ただ公害という問題、交通公害も含めて非常に大きな問題であると同時に、個人にとっては、一般公害といわれるものは、ほとんど1日、1日には影響ない。ええことにしろ、悪いことにしろ、大き過ぎるものにはこたえない。わからへん。和泉市役所の市民サービスと同じで、悪過ぎてあきりこたえん。そうじゃなく、少し変わればこたえるぐらいに真剣にやっていただきたい。公害問題なんかわかりまへん。光化学スモッグといつても、ここにおればさっぱり何の被害もない。しかし、この問題をなおざりには出来ないということで、国では環境庁を作って、国務大臣級の長官を据えた。和泉市では依然、交通公害課の中でどっちが主体かわからへんけど、府から「光化学スモッグ注意報ですよ」とくると、「おい注意報や」と言い、「予報や」とくるとまた「予報や」と言うだけ。府からいちいち言ってもらってる現状です。今度、錆測車がくればどうなるかわかりませんが、公害問題は敏感でなければならない。それが市民サービスに連じていく問題です。出来るだけ早い機会に人員を整えて市民の何かの寄りどころになっていける状態にしてほしい。今はまだ通報程度の問題ですが、これではやはり十万市民、もうすぐ11万、12万になると言ひながら、あまりにもそういう対策はお座なりというか、お粗末と言われても仕方がないと思います。その点、ひとつ要望してお願いをしておきます。

あとの問題については、また、別の機会に聞きましょうか。公表を避けたい面もあるかもわかりませんので、あんまりええことやないな。

- 教育長（葛城宗一君） 当然、特定の政党を支持したり、あるいはこれに反対するような政治教育は、もとより規制するものでございます。これらの排除に対しては、法的的確な運用に努めて参りたいと考えます。

-
- 議長（坂上國治君） お諮りいたします。

この際、暫時休憩いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、暫時休憩いたします。

(午後2時40分休憩)

(午後3時15分再開)

- 議長(坂上國治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。これより一般質問を続行いたします。

- 議長(坂上國治君) それでは29番、竹内修一君。

- 29番(竹内修一君) 1.公害クレー射撃場閉鎖問題について。この問題については昨年12月、定例議会で市長さんの意図を受けて、辻助役は、閉鎖してもらう方向で努力を確約し日々騒音に悩まされ、鉛害用水の心配をしていた住民は市の行政指導に期待しているが、どのように努力し、解決に到達しようとしているのか、お伺いいたします。

第1番目、射撃場経営者山本氏の大野池堤防の一部使用行使願については、地域住民の閉鎖要望にこたえて48年度から承認していない。使用料20万円は市に置いたままになっていると聞くが、事実か。また、その受け証には、「将来、公益上、その他の理由により、必要ある場合はいつでもご指定の期日内に小生の費用でもって撤去し、原形に復帰のうえ、改良区にいさかのご迷惑もおかけしません」とあるが、市長さんは、公害課の部下がわざわざ5月19日日曜出勤して騒音測定をしましたが、環境基準では50ファンであらねばならないところ、

400メートルから500メートル離れた住宅測定地点5カ所で88ファンから最高78ファンまでの測定値を承知し、かつ、4月26日の関係行政機関との協議の結果にかんがみ、1日も早く公益上撤去の指導をしてもらいたいと思うがどうか。

2番目、前述、4月26日の協議会において、日本住宅公団責任者は、クレー射撃場については生活上、支障がないという判断のもとに開発したという発言があったと聞くが、そうであったとすれば、公団の判断の甘さ、誤認であり、その責任を追及してもらいたい。

具体的には、50ファン以下になるように住宅を改良するか、クレー射撃場に防音壁を設けるか。

3番目、行政監察官が着弾地点のヘドロから130PPMという高濃度の鉛を検出した事實をとらえ、農作物への影響は池のヒを抜く場合問題であると指摘しているが、利用田畠の土壤を検出したのか、その対策は。

4番目、クレー射撃場を許可した時点と社会条件等が著しく変化した今日、大阪府民の暮らしと生命を守る知事と大阪府警に対し許可取り消しを申請出来ないのか。

5番目、経営者の使用地は大阪府所有地と聞くが、あるいは富秋町会長名と聞くが、このよ

云々的なことのニュアンスまで伺われるわけでございまして、この点につきましては、ここ2、3日前も光明池改良区とも話し合いを持ってございます。用地等の問題につきましても、これはお説の通り、大阪府の所有地でございます。そういう関係からも、16日にも大阪府耕地課の担当係員もご出席願ってこの問題を協議願つておるわけでございますが、いずれにしても、この問題を早期に解決しなければならんことは十分承知しております。しかしながら、相手側のニュアンスとして、これらの廃業するための措置、すなわち補償的な問題を暗にほのめかされておるという現況でございますので、今後、もちろん光明池土地改良区、大阪府耕地課、その他の行政機関とも連繋をいたしまして、これを早期に解決出来るように取り組んで参りたい。こういうふうに考えてる次第でございますので、よろしくお願ひいたします。

- 29番(竹内修一君) 理事側において非常に努力をしていただいてることはよくわかりました。しかし、半年たっておりますし、一生懸命署名をやってくれた方々も、もう我慢の限界にきておるような様相も出ております。したがつて、戦略の転換ではなかろうかと私は判断しておりますが、そのように詰めていただいておるならば、関係官庁の協議会を6月末ぐらいにもう一度持ってくれますか。そのときに、われわれのクレー射撃場対策委員からも出席させてもらいたいと思いますが、どうですか。
- 産業衛生部次長(山本俊兼君) もちろん先ほども申し上げましたように、以前にも関係機関との協議をやっております。先ほどの説明で漏れましたが、休日にも騒音測定等もやっております。これらの資料等をまとめまして、われわれはあらゆる関係機関に強力に申し上げていきたい。その状況いかんによっては、4月16日にお集まり頼った方々とも協議をいたしまして、今議員さんがおっしゃることも必要にならうかと考えますので、その点はもう少し猶予願いたいと思います。
- 29番(竹内修一君) 了解いたします。
なお、円満な話し合いで進めようということですが、現段階では公害1点張りでわれわれは翻つゝるわけです。そこで出来ることならば、転廃業するときの補償額等を地元で承知してもらえば幸いかと思います。頑でおきます。第1問は終わります。
- 総務部理事(西川喜久君) 固定資産税についてお答えいたします。
ご指摘の物件につきましては、当時の図面上では、以前、大野池の堤防用として上代村ほか11カ村の共有であったため、非課税として参つております。現在も上代町504番地、原野でございまして、面積は1万3,996平方メートル。そのうち約500坪については、現在、クレー射撃場として使用しておる実態でございます。所有者につきましては、富秋町町会長の中塚善三郎ほか235名となっております。

税についても、やはり現在も非課税としておりますが、これらの実態をも合わせまして、至急に現地を調査し、課税すべきものについては、税法にしたがって5年なら5年さか上って課税して参りたいと思いますので、ひとつご了解を願いたいと思います。

○ 29番(竹内修一君) 関連して土地改良区の問題が出ましたが、あの用水池、大野池は市長さんの名前、警察署長の名前、土地改良の名前で「この池で魚を釣ってはいけない」という掲示板があります。ところが最近、転廻業の資金稼ぎをするのか知りませんが、200円集めている。日曜日には500人ぐらい来て微収されてる。釣りの新聞には無料と載ってるから、金を取られた者は腹いせに釣った魚を池に放して帰ってる人も多かったが、道端に殺して帰る、食ったものは散らかし放題。こういう面も合わせて指導をお願いしておきます。

○ 謙長(坂上国治君) 次の答弁。

○ 計画課長(山崎琢磨君) 北信太駅前整備問題についてお答えさせていただきます。

北信太駅の現状については、特に上りホームが非常に狭く、ラッシュ時間帯の混雑は相当なもののがございまして、北信太駅からも建設局に改良するよう要望しておるそうでございます。民家立ち退き問題がありますので、早急にはいかないということでございます。したがって、市としても、これに沿うように努力していきたいという考え方でございます。

2点目の駅前線の築造問題でございますが、これは47年度から文化財、特に貝吹山古墳でございますが、府の土木部の街路課と、教育委員会の文化財保護課と鋭意交渉して参ったのであります。現在のところ、見通しとしては非常に困難でございまして、さらに、前向きに取り組んでいきたい所存でございます。

もう1点、再開発をやる必要があるんじゃないかとのご質問かと存じますが、理論的には、再開発につきましては、費用が若干少なくなるというご趣旨もございますが、実際にやってみると非常に困難な問題、特に調査とか、地元権利者団体との折衝が相当長期間かかるわけで、現在、問題として取り上げたいということで、十分検討していきたいと考えております。

○ 29番(竹内修一君) 努力をしておられるけれども、それほど真剣にやっておらないというふうに受け取れますけど、それでよろしいな。ということは何年たつんですか、計画決定してから。中には、買ってもらうときに高く売ろうという人もおるかと思いますが、善良な人は市に協力して早く買ってほしいと思っておるわけです。そういう方々に対して、市はつきりした態度を知らせる義務があろうかと思いますが、どうしますか。

○ 建設部理事(林 徳次君) いろいろ細かい点をくどくどご説明申し上げるよりも、過去の事例等を申し上げてご了解願いたいと思います。

すでに相当高額な駅前の計画決定地域内を市は買収に踏み切ってございます。先行取得では

○ 土木課長（中尾 宏君） 街路灯の電球の付け替えにつきましては、はしご車を必要とする関係上、私のほうで業者に依頼しております。たまに電電公社のはしご車を借る場合がござりますが、長い間電電公社のはしご車も故障しており、先月あたりは借りておりませんでした。そういう関係で遅くなつてるとと思います。早急に善処するよういたします。まことに申し訳ございません。

○ 29番（竹内修一君） 電灯2個善処してくれる、和泉市も相当市街灯ありますよ。それを一つ一つ土木の方が調整してやっておるような体制を上層部で手を差し延べてやれないのかということなんですね。下のほうばかりいじめるのは好かんので、部長クラス、何とか補正でも組んで貰おうと、そのほうがやりやすいんですよ。

○ 建設部長（中塚 白君） どうやら私の出番らしいのですが、ここで見解をお示ししたいと思います。

街路灯の市道の設置は、鶴山台が1番多いわけでございます。逆に考えれば、将来、新市街地がそういう形になり、それにならってその方向に進めなければならないことはわれわれも考えておりますが、はしご車まで備えて街路灯の補修をする段階にまでは現在、まだそこまで手が届きません。将来の問題として、もちろん街灯も備わり、また、街路樹の問題も出て参ります。それと、先ほど計画課長が端的にお答え申し上げましたが、公園の管理についても問題がございます。と申しますのは、鶴山にも公園がかなりあります。和泉市全体の公園の計画決定もかなりございます。これの管理等については残念ながら、現在は私のほうの1セクションでやってるのが現状でございまして、すべてのものがそういう形でございます。いつまでもこういう形は望ましくなく、作ったものの維持管理はやっていかなければならないという考えではございますが、そういう道路の付属物等についての管理体制については、そういう情勢をにらみ合わせ、今後の方針として考えていきたいと存じております。

○ 29番（竹内修一君） 一応、わかりましたけれども、土地に先行取得という言葉があるように、団地を作る前にそういうことを考えておくべきで、青葉台、光明池等、金の出るところもあるんじゃないかなと思います。そういう先手、先手で着て市民に不自由をかけない方法はあるかと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

これで終わります。

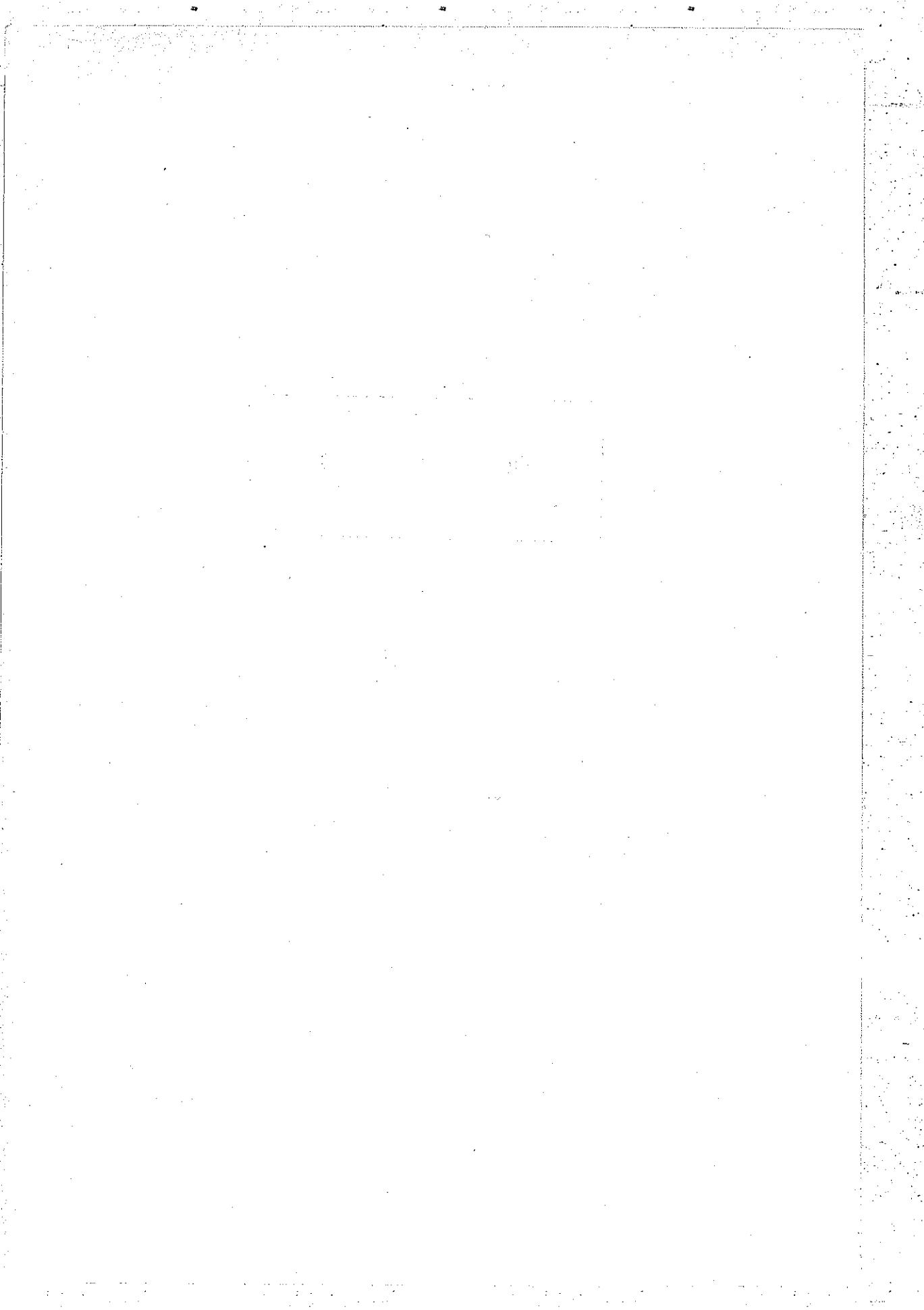
○ 議長（坂上国治君） 本日はこれにて一般質問を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではこれにて散会いたします。明日も定刻ご参集賜りますようお願い申し上げます。

(午後3時54分散会)

第 4 日



昭和49年6月13日午前10時和泉市議会第2回定期例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
6番	柏音三郎君	19番	松尾千代一君
7番	田中包治君	20番	寺田茂君
8番	吉川伊与一君	21番	柳瀬美樹君
9番	出原武司君	22番	閑戸正一君
10番	池辺秀夫君	23番	貝淵博治君
11番	三井正光君	25番	藤原要馬君
12番	中塙辰之助君	26番	勝部津喜技君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

5番	竹下義章君	27番	成田秀益君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	藤木秀夫	同室次長	松林保
助役	藤田利	調査担当課長	富田宏之
収入役	橋本炳	総務部長	坂口礼之助
教育長	葛城宗一	総務部理事	西川喜久
重要施策推進室長	橋本昭夫	総務部理事 (財務担当)	庄司清

総務人部次課長	門林六男	福祉課長	橋本博也
秘書課長	杉本弘文	市民課長	明坂貞士
広報公聴課長	竹田明郎	保険年金課長	逢野博之
企画課長	大塚孝之	保険年金課參事	山村昇
財政課長	麻生和義	老人福祉センター準備室長	香味年寛
資産税課長	中川鉄也	産業衛生部長	宇沢清
市民税課長	吉田種義	産業衛生部次長	山本俊兼
納稅課長	吉田日出男	商工課長	岩井益一
同和対策部長	佐原行雄	農林課長	吉田利秀
同和対策部次長	生田稔	農林課參事	佐藤貞夫
総合調整課長	農端小一	農林課參事(畜産課長)	青木太郎
連絡指導課長	向井洋	交通公害課長	梶木岑雄
隣保館長	萩本啓介	保健衛生課長	松村吉堯
解放センター建設室長	高三一行	保健衛生課參事	山本亮夫
市民部理事事務所長	内田繁	保健衛生課參事(診療所担当)	神藤恒治
保育課長	明坂文嘉	建設部長	中塚白
保育課參事	藤野健藏	建設部理事	林徳次
社会課長補佐	奥田友春	建設部次課長	森保

建設部次長 中西淳富 (部次長級) 広岡史郎
兼区画整理課長

管理課參事 白川保 総務課長 紀之定 藤与茂

計画課長 山崎琢磨 学校教育課長 阪口雄一

土木課長 中尾宏 学校教育課參事 角谷泰夫

建築課長 中上好美 指導課長 吉美豊

区画整理課參事 山本襄 水道部長 田中稔

開発課長 前田守正 水道工務部次課長 福喬本久

下水道課長 大浦行男 総務課長 高橋新平

地区改良事務所長 兼改良総務課長 逢野一郎 営業課長 原美助

(地区改良事務所) 工事課長 笠木恒忠 淨水課長 岸本孝二

会計課長 片桐武雄 病院事務局長 平野誠藏

選挙管理委員會事務局長 青木孝之 庶務課長 藤原光夫

監査委員 堀田徳治 業務課長 大宅清臣

公平委員會事務局長 兼監査事務局長 西岡正志 経理課長 守田勇

農業委員會事務局長 杉本忠彦 消防長 和田増義

教育委員長 堀内由延 消防次長 消防署課長 兼消防署長 南口主雄

教育次長 阪東重信 土地開発公社事務局長 西川武雄

教育次長 兼同和教育室長 乾武俊 事務局次長 吉岡昭男
兼用地一課長

給務課長 藤原永一 用地二課長 宮本福秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 满男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 山本武雄

次 長 北野 丈夫

議事。調查係長 西 埼 宏 高

調査係 浅井義一

議事係山本雅俊

昭和49年和泉市議会第2回定例会議事日程（追加）

(6月13日)

日程	種別及び番号	件名
1	議会議案第1号	関西新国際空港対策特別委員会設置並びに委員の選任について

(午前10時25分開議)

○ 議長（坂上国治君） 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には連日にわたりお疲れのところ、多数ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市會事務局長報告)

○ 市会事務局長（山本武雄君） ご報告申し上げます。

ただ今の出席議員さんは19名でございます。欠席届け出のある議員さんは成田、竹下両議員

員さん、その他の議員さんは追っつけお見えになるものと思います。現在、19名でございま
す。

開 議

- 議長（坂上国治君） ただ今の報告通り、出席議員数19名をもちまして議会は成立してお
りますので、これより本日の会議を開きます。
それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。20番、寺田茂君。

- 20番（寺田 茂君） まず、黒鳥山公園の整備についてということで提出させていただき
ておりますが、この中で2、3点ぐらいに分けてお尋ねし。報告を兼ねました理事者側の的確
な答弁をいただきたいと思います。

まず、黒鳥山公園は最近、若干ながら整備が進み、市民にとって縁多い憩いの場として非常に喜ばれておると思うわけであります。特に日曜日などは非常に人が多い。このことによって、今一番大きな問題は、3、4年前、ここに黒鳥山公園の下に管理さんがおったわけですが、この方はどうなされたのか知らんが、今、管理さんがおらない。こういうことで非常に残念ながら、遊びに来られた方々のごみとか、また、山ですから枯木とかが相当折れまして整備された溝に非常に詰っててくる。このことによって、公園下の民家に今年4月から2回も大きな浸水があった。このことは私から土木課にその都度お願いして見てもらったり、公園下に水はけの土俵を積むとかされておるわけですが、きれいにしていくうといふこの公園で、土俵を積むという非現実的なこと、こういうことのないように完全に整備されなければいけない。また、工事をしたあの状態を見ますと、完全に水がオーバーするのはしろうとでもわかるような状態です。というのは、一度水ためというか、四角い溝から暗きよに入るところで、暗きよの上のコンクリートの部分に当たる、直接溝に入らんと、一たんコンクリートに水が当たり、逆戻りした水と、上からくる水の接点が出来て下へ流れていかない。だから、横へオーバーして民家のほうに集中してくる。このことが今、大きな問題となっております。

それと、先ほど言いましたように、管理人の方がおれば、多少このような事故がすぐに防げ
るんではないか。ただ市役所へ通報する、また、皆さんがあいわい言うても、なかなか市役所
からの的確な報告もくれないし、また、すぐに処理しようという姿勢が遅れてるということが市
民の中で大きな話題となっておるわけです。この点の修理の面と、管理人さんのその後の市と
しての対策はどうなっているのか、これが一つの私の聞きたい点なんです。

それと今、この忠靈塔と言いますか、その横に創立10周年事業として「若人の森」という

だと思いますが、おそらく水がはけないと思う。水の量は相当なもので、先ほど言いましたように、今までだったら整備されてなかつたら技がなかつた、1本のところへくるまでに支線がなかつたが、整備されていく中でそういう形が出来てきた。この分はここへ流すときれいに出来てきた。だから、最終的に集まるところは、今までの5、6倍以上の水がくるようになつた。今までだったら公園の入口なんか舗装されてなく割合沈む、また、よそへ流れて集中的でなかつた。今回、整備されて1カ所に集中し、最後に暗きよのところへ全部固まつてぐるというのが一つの大きな漫水問題なんです。今言われる網ぶたの問題より、まず、四角い溝から暗きよに変わるところ、あそこがどうも僕はいかんと思う。あのへんのところをもうちょっと大々的に変えられるかという点だけちょっと。

- 計画課長（山崎琢磨君） ただおっしゃいますように、3点、4点ほど処理していきたいと思います。一つは、先ほど議員さんがおっしゃいました暗きよの入口の件、これは早急に切り下げる。それから、これが詰ったのはごみなんでございますが、これを今の管理人で清掃させたいということと、それから、網ぶたのご質問でございますが、これは新館の真下の車庫のへんでやってるようなもので、それから、水が民家の入口のところが非常に弱点でございまして、それを入らんように素掘りの方法で処理したいと思っております。
- 20番（寺田茂君） この網ぶたの件については、昨日ですか、山崎さんにもお聞きしたんですが、そのときに15mほどと聞いたんですが、大体そういうことですか。
- 計画課長（山崎琢磨君） 今のところ、民家の入口が一番弱点でございますので、当面、民家の入口だけということで素掘りをやらせていただきたい。その後、若干下流のほうに取り合わせがございますので、反対の方向に流れておりますので、そのへんをやりながら、大体その都度、やりたいということでございます。
- 20番（寺田茂君） 僕らは専門的にはわからないのですが、あの忠靈塔に上がる幅は3.0mぐらいあるんじゃないですか。それがかりに15mぐらい、半分網ぶたをするということだとと思うんですが、僕らのしろうとを考えでは、かりに半分して向こうへ半分流れる事態が起つたときにはどうなるんかという心配がある。予算の関係もあるのですが、必ずあの半分をやらないかん事態が起こると違うんかいなと思う。そういう危険性がないというふうに断言出来るわけですか。
- 計画課長（山崎琢磨君） これも申し上げましたように、反対側に流れております水も反対側にとるのがいいかどうかの問題がございますので、一般に申し上げられませんが、上の部分が勾配になっておりますので、15mをやることによってほとんどとれると確信しております。ただ、15mをやってほとんどとった場合の反対側の処理が若干むずかしくなってくるという

可能性がございます。

- 20番(寺田茂君) そうすると、先ほどの網ぶたの件と暗きよの件、梅雨に入るんですが、この整備工事の出来るのは大体いつごろ。

- 計画課長(山崎琢磨君) ただ今発注しております、民家の入口の部分約2mですが、今週中にに入る予定にはなっておりません。来週早々、置くだけでございますので、かけるのはわからないということでございます。

それから落とす部分は、今ちょっと業者と話しておりますので若干遅くなると思いますが、その際にもし雨が降るということでございましたら、夜でもとにかく一番弱いコンクリートのふたの部分をめくって水がいかんように措置を講じたいと思います。

- 20番(寺田茂君) その措置ですが、かりに夜中にどっと雨が降ったらどうする、言わんでも見ててくれるわけ、そうじゃないでしょ。もう梅雨ですよと言ってる。

- 計画課長(山崎琢磨君) 措置というのは、コンクリートのふたを取り除くという措置でございます。そのために雨が降った場合はコンクリートのふたを取り除くわけです。

- 20番(寺田茂君) 最初から取り除いておくわけですか。

- 計画課長(山崎琢磨君) 雨が降るという見込みの場合ですか。

- 20番(寺田茂君) それはあんたとこが判断するの、雨降るとなったら取っとかないかん。

- 計画課長(山崎琢磨君) もちろんそういうことでございます。

- 20番(寺田茂君) 結構なことやな、よろしいのやな。雨降る、危いなということであんたとこがふたを取りにくる。

- 計画課長(山崎琢磨君) 網ぶたのことですので、2、3日のことでございますので、1週間も続けることではございませんので、そのへんご了解願いたいと思います。

- 20番(寺田茂君) それは責任を持ってくれますな。

- 計画課長(山崎琢磨君) はい。

- 20番(寺田茂君) わかりました。

次に管理人さんは6月からと言うんですが、今、6月でしょう、その点。

- 計画課長(山崎琢磨君) 先ほど申し上げましたが、6月から失対の2人で土、日曜かけて管理しております。現在、やっております。

- 20番(寺田茂君) そうすると、管理人さんが入ってた家というはどうなるんですか。今、空いてるでしょう。

- 計画課長(山崎琢磨君) 空いてございます。

- 建設部理事(林徳次君) 在来の管理人さんに住んでもらっておりました家は、その後、不

要になっておりました。当分の間、地元町会が非常に共同集会の会場等の場に困っておりまして、暫定的に一時使用願いたいという公文をもつての陳情がございまして、ただ今、暫定的に使用を認めております。

○ 20番（寺田茂君） 管理人さんのことについては、一応、今、町会の集会所みたいに利用している。だから今後、公園の整備とか、管理については、土、日曜ぐらいを前提としてやるということですね。ずっとそこに管理人さんが入り込んでいつもみるということじゃないわけですね。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 6月からは常駐、土曜日も日曜日もということで、週末も全部ということでございます。

○ 20番（寺田茂君） わかりました。

それでは第2点目の若人の森の件なんですが、今、お話を聞くと、よそでもこういう例がある。また、市民さんからの希望だったらやってもいいだろうということなんですね。先ほど言いましたように、和泉青年会議所なんですが、特定の先進的な団体というふうに僕たちは見てるんですが、かりにこういうことが許されるというか、市が許可出来るとなると、今後、いろいろな問題が出てきますよ、心配されるんですがね。これは一応、木を寄付するということですが、僕が聞いた範囲では、まだ寄付はしますが、現物はまだきてないと聞いたんですが…。

○ 計画課長（山崎琢磨君） お答えいたします。

現在、木も寄付され、植樹しております。看板につきましては若干、大げさというか、若人の森ということでご質問がございましたが、もうちょっと変えてくれ…。

○ 20番（寺田茂君） そんなこと、僕は言うてませんよ。

○ 計画課長（山崎琢磨君） その件につきましては、市のほうでは受け入れるという考え方でございます。

○ 20番（寺田茂君） 市民さんからの寄付ならどんなものでも、木であろうが、石であろうが受け入れる。

○ 計画課長（山崎琢磨君） どんなものでもという…、土地に植えられる範囲、それから、現実にうちのほうでまかなえる範囲、こういうものを勘案いたしまして受け入れたいという方針でございます。

○ 20番（寺田茂君） あまりくどくど言うと選挙前でやらしいとなるが、選挙前だからこういうことが起こってるんじゃないかと僕は聞きたい。市民からの受け入れ体制が幾らでも出来るんだとなると、私、心配してるのは、他の団体もたくさん来ますよ。一つ受け入れればほかのところから来たとき断われない。この問題です。この点だけはっきり言うてもらったら結構

構です。

- 建設部長（中塚白君） 特定の団体、私のはうはあえてこういう行為そのものの内容によりますが、現実に横尾山におきましても、ライオンズクラブ、ロータリークラブからベンチなり、くず籠の寄付は受けてございます。行為の内容いかんによりますので、ただ今のご指摘のような、スジをかんだ寄付は受けておりません。善意に解釈して受けてございますので、そのように解釈をしていただきたい。私のはうもやみくもに寄付を強要するものではございませんし、たまたま、選挙が目前に迫っておりますが、青年会議所はここ数年、そういう行為は続けております。そういうことでフランクに私のほうは受け止めておりますので、そのへんのご解釈でお受け止め願いたいと思います。

- 20番（寺田茂君） こちらもフランクに、横尾山にくず籠とかが寄付されてるか知りませんが、このような寄付されたものを明確に出来るようにしつかんといかんと思う。若人の森、森を寄付したんか、そんな解釈をするものはないが、その中の木なら木というふうに、寄付というのは固定付けたものだと思う。下からくる人は、「若人の森、黒鳥山公園やのに」ということのないように、寄付されたものを明確にしてもらわんといかんと思いますので、一つの今後の問題じゃないかと思います。

- 議長（坂上国治君） 次。

- 交通公害課長（梶木峯雄君） 東海電線のオゾンの調査の件でございますが、ご指摘通り、再三、督促をいただいております。これにつきまして、4月17日の第1回目の調査からの経過並びに今日までの一応の結果を申し上げたいと思います。

4月17日、東海電線へ府の技師4名とともに立ち入りして測定いたしました。この測定方法につきましては、2方法をもってやったわけでございます。ただ、その結果が半月ないし遅ければ1カ月かかるという府の技師の回答でございましたので、一応、5月過ぎまで待っておったわけでございます。しかし、そのときに連絡がございました府の内容は、2方法につきまして、理論上ちょっと説明の出来ない測定値になったので、もう一度やりたい、こういうことで第2回目を5月20日に実施したわけでございます。この結果についても、約半月ないし1カ月ということでございましたので、一応、今のところ、待つておる次第でございます。

以上でございます。

- 20番（寺田茂君） 確かに府の調査では、市としては待たないかんということになるんです。ここに私は市の公害課として非常に残念なことは、東海電線が地元住民の方とこの前もいろいろいろいろ話したときに、環境基準はなかなか守れるような状態でないと会社側から言うてきてる。だから私、公害課の技師さんというか、調査のために1人新しく入られましたね、この方と話

をしたんです。そうすると、数字で言うと、東海電線は 1.2 PPM、排気口の真下で自分のところで倒った結果だそうです。これについて市の職員さんに聞くと、これは会社側が言うてることであって、調査したらもっと下がるかもわからんし、上がるかもわからん。このへんのところで調査が延びてるし、報告も延びてるんだろうと思うんです。

だから、会社のほうが自分のところの環境容量をたくさん言うところは良心的に僕はないだろう。たくさん出ても下目に言うのが普通だろう。悪い考えかも知れませんが、常識的にそう思う。向こうが「ちょっと無理ですな」と言っている。この点の指導について和泉市としてはどうか。この点だけです。向こうの数字をそのように受け取って、それでは装置を何とかしたらどうかとか、そういうアドバイスがあったのか。なかつたのか。ただ、大阪府の調査結果を待っているという状態ではないんか。そうすると、公害課がありながら何してあるんかとなる。このへんの待ってる間のアドバイスはどんなもんでしょうかね。

- 交通公害課長（梶木岑雄君） ただ今ご指摘がございました点につきまして、われわれも手をこまねいて待っておるわけではございません。

それから、ご質問の中にございました数値につきまして、1.2 PPMという数値、私どもに提出された会社側の数字と異なる、私どもが受け取っておる関係資料の数値は 1.4・6 PPM というのが出てございます。

先ほど、理論上の数値に異常があると説明をしましたが、2方法について1つはゲル検知管を使って測定した数値に違いがございました。数値を申し上げますと、浄化カリ吸収方法では 0.25 PPM と非常に少ない数値ですがドレーゲル検知管でやった場合は 1.0 PPM という数値が出ております。この違いが非常に問題でございますので、府の大気課と監視センターで一応検討し、これはおかしい。もう一度やらねばならないということで2回目をやったわけでございます。

その間、われわれとしても、会社側と十分検討しております。しかし、われわれのほうにも技術職員が1名入っておりますが、まだ日も浅く、それにわれわれ事務的な立場ではちょっと技術的に指導出来ない点もございますので、府の結果を待ったうえで最終的な態度をとりたいと思っております。

- 20番（寺田 茂君） これは再度言つての問題で、向こうから報告がきてないという点もなかなか論議の焦点がつかないのでいいと思うんですけど、今聞くと、僕は 1.2 と言うたのに。向こうは 1.4 だと正式にきてる、僕のミスですが、なお悪いです。あんた、正直で結構やが、この間、あんたとこの職員さんに聞くと、何か拡散する、一定の幅のところが 0.06 PPM というふうに光化学オキシダントの規定が出てるので、これから逆算するらしいですね。

僕らは知らんが、排気口のところは1.0らしいが、1.0だと、空氣中に回されて大体0.06が規定になるんだと聞いたんです。だから、数字のシマ以下を入れるところが間違ってるか知らんが、1.0PPMじゃないかなと思う。先ほど言ったように、良心的に言つての会社側が14、規定は1.0となると、何べん測ったかで、どない小細工しようかいかんのではないかと思う。

だから、もう一度府のほうにせかしていただきたい。もし、どのような数字が出てるか僕も早く知りたいし、会社も60名か、100名ぐらいの規模の会社で、こんなことで長いことしてたら、経営者にしても、公害問題だけでゴタゴタして地元住民と話し合いが出来ず悪い結果を招いてはいかんので、早急に大阪府と折衝していただき、その結果が悪ければ悪いように、市としても十分な指導をやって下さい。大阪府の結果が出たら知らせてくれますか。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君） ただ今のお申し出通り、出来るだけ早くその結果がわれわれの手元にくるように督促もして、その結果につきましては、議員さんはもちろんのこと、住民会社側にも報告する義務がございますので、さようさせていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 広報公聴課長（竹田明郎君） 8点目の盲人対策の盲人広報についてご質問がございましたが、目のご不自由な方に市の様子を知つていただくために、テープレコーダーによる盲人広報を考え、去る3月の定例市議会で予算をご議決賜り、その後、製作あるいは運営について検討して参りました。現在考えております対象者は、まず障害者手帳で一級、二級を受けておられる方々を対象といたしたいと考えております。その人数は一級で95名、二級で55名、計150名でスタートして参りたいと考えております。

製作につきましては、私のほうで市の重要な施策あるいは目のご不自由な方々へのいろいろなご案内などを中心として作つて参りたいと思っております。製作につきましては、中学校にちょうどLし教室がございますので、それらの施設を使ってやりますと非常に効果的でございますので、自主的に製作する考えであります。

運営の問題でございますが、やはりテープレコーダーの貸し出ししなければなりませんので、身体障害者福祉協議会の盲人部会の方々と最後の詰めをいたしまして、早急に実施すべく手筈を整えてる次第でございます。

以上、簡単ですが、回答させていただきます。

○ 20番（寺田 茂君） これはテープレコーダーをそのままで貰うわけですか。他のものと一緒にやることではなしにね。

○ 広報公聴課長（竹田明郎君） 盲人の方々もかなりテープレコーダーを持ってる方々もおられますし、その点を調査して、最初の年でございますので、年次計画的に増設して参るつもり

そして、明治から大正、昭和の初期にかけては、やはり法律的あるいは憲法的に同じように取り扱っておりましたけれども、現実には就職あるいは職業、結婚等の差別があったことは否定出来ない事実だと思います。

こういう実態の中で、同和の人々が水平社運動50年の人間差別の反対闘争の中で、特別措置法というものが出来たと考えております。

現在の民主社会の中で人間差別があるんだという考え方そのものがおかしいのですが、現実にはある。それだから何とかしなくてはならない。これは精神運動として同和特別措置法が制定され、国民的課題としてこの人間差別をなくそうではないか。この国民的課題というものは、心理的問題を抱えながらお互いにやっていこうというのが原則でございます。

この中であります。同和の審議会の答申があり、府でもあったわけでございますけれども、制定の場合には、特別措置法の出来る場合は、答申よりもある程度制約された措置法が出来ております。したがって、私はその意味で事業については、この国民的課題の運動の費用であるとかあるいは公園、あるいは運動をするための陸上競技場の運営費であるとか、こういうものは、国から三分の二の補助が支給されるという理解をしておるわけでございますけれども、この理解が誤っておるのか、おらないのか。

付け加えますが、この事業推進のために一般行政を圧迫してはならないという制約があると私は理解しております。その点を十分理解して、関係ある人々に私の考え方を間違つておるのか、間違つておらないか、この点をまずお互いに確認しながら、具体的問題について質問したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（坂上國治君） 田中包治君の質問に対し理事者答弁。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 田中議員のご質問でございますが、基本的にはわれわれの考え方と全く同じでございます。内容的に申し上げるならば、われわれはあくまでも同和事業は一般行政である、これは全く同感でございます。ただ、非常に残念なことに、特別行政のごとき印象を受けるきらいがありますので、その点のP.R.の問題もありますが、基本的には一般行政中の一般施策、いわゆる特別施策、一般行政のかさ上げ分が同和対策であると考えております。
- 7番（田中包治君） そこで具体的に質問いたしますが、国民的課題である以上、和泉市の運動でなくてはならない。条例におきましても、同和の協議会ですか、こういうものを作らなくてはならないようになっているが、これは作つておるのか、おらないのか、まずお聞きしたいと思います。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 現在、46年に条例が制定されましたか、まだ出来ておりま

せん。

- 7番(田中包治君) 市民、国民的課題であるということですが、これを作らなくして同和事業の理解が出来ますか。責任者としてどう考えてるんですか。

それから、市がそういう組織を作るのに中心にならなくてはいけないのは、市の行政としては社会教育課なんですね。いわゆる社会教育機関である婦人会あるいは青年団、これらは社会教育団体ですから、市の社会教育課と密接な関係がある。それから、もう1つは総務部がにぎっている町内会、この問題は全然やっておらない。それから市会議員としては、やはり国民的課題である以上、精力的にこの趣旨とか、運動に参加しなくてはならない義務があるが、この問題についてなぜやらないのかということです。この点について再度質問いたします。それから教育委員会はどう考えてるかということです。

- 教育次長(乾 武俊君) 差別の問題あるいは市民全体に同和問題を正しく認識する意味におきましては、昨年11月21日に結成いたしました和泉市同和教育推進協議会を通じて、私たちは及ばずながら努力しているわけでございます。

- 7番(田中包治君) ただね、権力者がピラを流して差別に反対しましょう、どうしましようと言えばそれですむんだということでしょう。運動とはそんなもんじゃないわけです。各戸に回る、あるいは小規模の中に理解を求める運動、社会教育課は一体何してるんですか、何の仕事をしてまんね。いかに学校教育をやっても、时限立法は10年、もう5年すんできますが、10年間、学校の生徒に何ば教えたかで、上の人の頭を切り換えなんだらダメ、この運動は社会教育課が中心となってやらなくてはだれがするんですか、責任者はだれなんですか。

- 教育次長(乾 武俊君) 教育委員会の同和教育室は、社会教育に関する指導助言ということが一つの仕事になっておりまして、同推協の中には、先ほどおっしゃいました町会連合会、その他、昨日の答弁の中で申し上げました14団体、おもな団体はほとんど参加しております。その中には婦人会、青年団、PTA等、社会教育課と緊密に連繋しながら、それぞれの校区別あるいは団体別で、今、市民の直接抱えてる具体的な問題についても、きめ細かく話し合っておるつもりでございます。

- 7番(田中包治君) 総務部の町内会の問題はどうなってる。

- 総務部長(坂口礼之助君) 町内会につきましては、今、乾次長からのご説明で申し上げておりますいわゆる同和教育推進協議会の中心団体となって行動し、市民に教育を呼びかけておるわけです。それとは別に、町会は町会という立場におきまして、年何回かの講習、研修会等を持って、まず、町会自身の同和問題に対する理解と認識を深めていくということをやりつあるのでございます。

- 7番(田中包治君) 条例は出来たが、協議会はまだ作ってない。これでは同和問題は理解出来ないことははっきりします。逆差別というのは当然です。どうして市民に具体的に行動していくか、かみ合っていく組織はどうするか。ただ、公報がパッと流れ、過去に何かあった、これだけで同和事業は出来ますか、どうなんですか。1ペん担当助役、どうなんですか。
- 助役(藤田 利君) 本件に関しましては、特別委員会でもご指摘を受けておりまして、同推協の設立に関しまして現在、同和事業の組織を作るよう準備をやっているところでございます。同推協というはっきりしたものではございませんけれども、現在、町内会の代表者、それから支部代表者等の集まつた総合計画推進委員会なるものが出来ておりますが、これを発展させて、同和促進協議会に結び付けていきたい、かようなことで現在、準備をしております。
- 7番(田中包治君) あんたが最高責任者だから言いますが、どう組織で、どういう方法でどういう時期にしようとするのか。これは教育委員会にも関連すると思いますが、現在、ないわけですね。もし、そういう組織を作るとすれば、やはり同和地区の実態、そういう方向の調査、なぜそういう問題が起こってるのか、なぜどうするのか、こういうことが必要であると思うが、どうしてしますね。
- 助役(藤田 利君) 組織の内容、組織の位置付け、それから組織の人員構成、これらについて現在、部長に命じて叩き台を作つて準備をしておる状況で、非常に遅れてることはまことに申し訳ない次第でございますが、遅まきながら、ご指摘を受けている作業をやつてゐるわけでございます。
- 7番(田中包治君) 昭和46年に条例は出来てる。現在は49年、3年間小田原評定です。はっきり言って小田原評定もいいけど、茶わんの中の論議をするのもいいが、まず、一般市民に同和問題、いわゆる人間差別をなくすためにどうしなくてはならないんだということ、そういう費用は國から下りてるはずです。活動費としてね、そこらを私は言つてゐる。こういう問題を抜きにしてどうだ、こうだと言つたって仕方がないと思う。
- わしも同和の特別委員を2年ほどやっておりましたが、同和特別委員というのは架空のよう存在何をして下さいといったことはない。何か同和対策特別委員会というものを作つたら、まあ市もやっておるんだという観念的な問題だけで作られてる。それやつたら廃止しなさいと言つた。そんなバカな話はないやないか。
- 私たちは現在の民主社会の中で、差別をなくそうという言動そのものがすでに遅れてるんです。これは、昭和22、3年ごろの憲法が出来た時点でやらなくてはならない時代なんです。そして、これが日本の基本路線でなくてはならない。同和地区の人々だけ差別されておるから問題が起こつておる。居住地の密集の問題、生活の問題等々がからんできつておる。あんた方は

はその基本になる運動をやろうとせず、ただ、事業だけやつたらええんだという、一体何を考
えてるのか。各セクションだって全部そうです。これらをはっきりしたい。国民的課題、国民
的課題と言うんなら、市役所で私たちも一緒にやりましょう。そういう運動をなぜやらないか
ということです。なぜ3年間、小田原評定をやってるかということに私は疑問を感じている。
そこらをもう少し理解してもらいたい。もうこれぐらいでやめときますが、これほど義務怠慢
はない。

もう1つ聞きたいのは、事業面でいろいろ問題が出てるんですが、この改良住宅法に基づく
環境整備事業あるいは学校、保育所等は一般行政であると感じておるのか、その点はどうです
か。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

教育行政につきましては一般行政施策でございまして、同和対策として特別の配慮も、施設
設備についてはございません。ただその中で、学級基準等を引き下げてきめ細かい指導を行
うということで、現行の学級編成基準45名を30名あるいは35名に低くしております。これ
らに対する教職員の配置あるいは施設の必要については、特別施策として府で考えておられる
という程度でございまして、他は一般行政でございます。

なお、ご指摘の問題と関連せず恐縮なんですが、先ほどの同和教育と本市の条例、46年制
定された同和対策事業促進協議会の問題を一体化する必要があろうとは考えますけれども、両
輪のように一体に進まなくてはならないと思いますが、ご指摘の同和対策事業促進協議会なる
ものが同対部の所管でございまして、教育面とは別の同和対策事業をいかに推進するかとい
う1つの協議会の必要性が勘案されて条例化されたものでございますので、この点、ひとつご理
解いただきたいと思うんでございます。

○ 地区改良事務所長（逢野一郎君） 雖かに議員さんがおっしゃるように、われわれが採用し
ております改良法は一般施策でございます。ただし、住宅標準建設基準あるいは補助要綱につき
ましては、やはり3分の2という同和補助を受けておる関係上、われわれが現在行っておる改
良住宅につきましては、同和施策と位置付けをしておるわけでございます。

○ 市民部理事（内田 審君） 保育所の問題につきましても、やはり一般施策の中で同和事業
のかさ上げが入っておるということでご了承賜りたいと思います。

○ 7番（田中包治君） このかさ上げの分は府の施策でしょう。私が聞いておるのは、特別措
置法に基づく一般行政は何かと聞いてる。

それから、教育委員会の教育行政のレベルの問題等についてはわかりますが、私が言つてお
るのは、そういう学級単位を減らすということは、教育委員会法の施行令の中にはないでしょ

う。

- 地区改良事務所長（逢野一郎君） 私どもは法律的には毎年度、48年度なら48年度の8月1日をもって、建設省市街化建築課の5・2号をもって、同和対策としての要綱をいただいておりますので、それに基づきまして48年度も申請はやっております。
- 7番（田中包治君） 別にえらい問題でもないんだが、一般施策には間違いないわけでしょう。ただ、一般施策の場合に、同和地区と一般地区との対照したときに、当然、これのほうがやらなくてはならなくなっている、条件が悪いからね。ところが私が言っているのは、「補助が出て、そして、府が特別施策をやってるのは、府の黒田知事の1つの方針なんですね。いわゆる和泉市長が市単賃でやっておるものも一緒です、どうです、遅いまつか。そういう施策の中で、私はあんた方が同和施策と言うんなら、同和対策特別措置法のどの条に該当するか、はっきりしてほしい。」
- 同和対策部長（佐原行雄君） 総括的にお答え申し上げます。
- 確かに議員さんのご趣旨は、たとえば府の同和対策事業に列記されてるのは、生活環境改善住宅の建設まで書いて、和泉市がやることまであります、基本的には、われわれはあくまでも同和対策事業は、一般行政の中の特別施策であると解釈しております。したがって、もう少し追及するならば、当然、民主主義の原点までさか上るわけでございますが、先ほどのご質問で同和対策事業であるというならば、どの法に基づいてやってるかというきつく端的なご質問でございますが、法では非常に不十分で、明らかにこれだという明記はございません。ただ、生活環境の改善、福祉充実、保健衛生あるいは産業の振興とか云々のことを書きまして、具体的には現行の一般施策の中の法の運用の特別な配慮をしており、これが基本になってるかと存じます。
- 7番（田中包治君） 私はこの解釈については、結局、一般施策として、そういうところが非常に悪いし、この場合は補助金もきやすい。だから、この時期に出来るだけのことをしてやりたい、しなくてはならない、こういう気持でやってると思う。ここを理解してもらわんとして、同対審の答申、その他を考えながらやっていくのが行政のサイドなんです。私は行政のサイドを言ってない。同和特別措置法の方向と執行の問題で、同和特別措置法の原点は、あくまでも国民的課題である民主主義の原則をどう国民に理解し、どうしてこういう人々の差別をなくしていくか、人間平等の原則と自由をどうするかが特別措置法の原点でなくてはならない。その原点を全然やらんときておるから逆差別とか、そういう問題が起こってきてるということなんです。この点は十分ご理解願いたいと私は思います。だから、議員についても、補助金がどうだ、こうだというならば、お互いに理解と納得が得られるんじゃないかと思う。そこ

らが私はあそこだけに予算を使ってよそは零にはならない。それがために一般行政を制約しない、阻害しない範囲において同和特別事業を行うことになってる。その中で府政は府政の考え方で、市政は市政の考え方でこの問題が行政サイドの中で行われてるのが実態なんです。だから、担当助役に言いたいが、はっきり言うたら、あんたは肝心のことを抜いとるんですよ。肝心のことを抜いてこっちだけやるから反発と反感を買うわけです。そこらをもう少しご理解願いたい。

最後に機構改革の問題ですが、同和対策部をはじめ各セクションに次長が出来ておりますが、これは何をするのか。それから、いわゆる出向の次長が市長の職制をする場合の問題、賃金、身分の問題等、議会の事務局次長、それから、開発公社の派遣次長、これについてどういうふうに指示したか。

もう1つは、無任所の理事がおるが、この理事の職務内容は何か。これは民法上は、第3者の代行する身分を言う。理事が市長に代って第3者と協約を結んだ場合、和泉市がこれを負担する責任を持って処理しなければならない、あるいは参考もそうです。ところが、職制と身分は違う。この点の解釈をどう理解してるか、はっきりして下さい。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 兼務次長は何をするのかという点の前段につきましてお答えいたします。

従来の同和対策事業は、前5カ年で和泉市は遅れが目立っております。したがって、後期5カ年で40年度が初年度を迎え、それを取り戻すために強力な推進調整機能が必要と痛感いたしまして、今回は、従来のいわゆる課長補佐級の形式的な兼務辞令ではなく、実質的な推進を図る兼務次長を同対部のほうから進言させていただいたということでございます。

- 総務部長（坂口礼之助君） 後段の理事の関係についてご説明申し上げます。

無任所の理事がおるということでございますが、いわゆる1人の職員として理事を発令しておりますが、田中議員さんがおっしゃっておられますいわゆる民法上の理事と同一のものではないと解釈しております。たまたま、名称は同じ理事でございますけれども、たとえば協同組合の理事あるいは財団法人の理事とかいう性格のものではなく、和泉市職員の名称である、補職の意味の理事である、こういうふうに解釈しております。したがって、民法上の理事と同格の権限を持つ、あるいはそういう力を持ってるものであるとは考えておらないわけなんです。今回の発令で理事で、何々を命ずる、何々を担当するという面を明文化してございませんが、建設部なり、総務部の理事なりは、それぞれの部局において部長と同等の格においてそれぞれのものを分担し、その職の処理に当たっていただいているということでございまして、いわゆる部内における部長と理事の間において、明らかに職務分担をいたしておるという形をとってど

ざいます。

- 7番（田中包治君） 派遣の人に次長という名称を付けてるのは。
- 総務部長（坂口礼之助君） 公社と議会の関係ですが、先ほど同対部長の説明にもございましたように、今回の同対部次長としての兼任辞令を出す基本になった考え方といたしましては同和対策の全般を推進していくうえにおけるそれぞれの部局において、同和問題の連絡調整の中核になっていただく役目をそれぞれの各部各局における次長に位置付けたいという要請に基づきまして、兼任辞令を発令させていただいたわけでございますけれども、本来、正直申し上げまして、行政機関等に出向しております職員につきましては、一応、市長部局との兼任を命ずることは可能でございます。地方自治法180条の3の規定に基づきまして、行政機関に出向されてる職員についても、市長部局の職員を兼任させることは可能でございまして、逆に行政機関から市長部局の職員に兼任の発令をするということも、これは任命あるいは発令行為としては可能なんでございますが、たまたま、少し手落ちがございまして、今回の発令の段階では、当然、発令の前段でそれぞれの議会なら議長さん、委員会なら委員長さん等、任命権者に当たる方々の事前のご了解を得る必要があるわけなんでございますが、今回の発令につきましては、事前の協議をせずに手落ちを行っておりまして、この点、非常にわれわれの手落ちでございまして、早速、この件につきましては、関係部局の任命権者の方々とのご協議を申し上げお許しをいただきたいと存じておるわけでございます。兼任発令根拠は、地方自治法180条の3の規定に基づいてやらせていただいたということでございます。
- 7番（田中包治君） あまり大きな問題でもないけど、開発公社に行く場合、休職になって行くんでしょう。
- 総務部長（坂口礼之助君） 開発公社につきましては、申し遅れて申し訳ございませんが、非常に複雑な辞令でございますが、局長、次長、第1課に所属しておる職員等につきましては、2つの事務を併用させていただいております。1つは和泉市理事あるいは和泉市次長として用地担当を命じており、片わら、開発公社の業務にも従事していただくという2つの身分を併用させていただいております。したがって、吉岡次長の場合は、和泉市次長という職において兼務を発令した、こういう解釈をいたしております。
- 7番（田中包治君） ただね、理事とか参事、これは職制でないわけでしょう、身分ですよ。身分と職制は違う。あんた方は全部、職務内容に基づく職制によって仕事をしておる、遅いまづか。あんたは総務部長ということで仕事をしており、そのうえに理事が付くのなら話は別やが、これはごまかしです。理事というのはそんなもんと違います。民法上の責任を持たないから。市役所は別だということは話にならん、幾ら論議しても時間がないのでやめますが、私が

言いたいのは、もう少しものの執行の場合は、法的な根柢、理由に則って行政は行われなくてはいけないと思う。もうちょっと言いたいが、ちょうど雇用にもなってきたのでやめますが、もう少し真剣に行政を執行し、差別とか、逆差別をなくして、公平な地方自治の精神に則ってやってもらいたいということを要望して終わります。

○ 議長（坂上國治君） お諮りいたします。お昼のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようですので、暫時休憩いたします。

（午後零時休憩）

（午後1時5分再開）

○ 議長（坂上國治君） 午前に引き続き会議を開きます。

これより一般質問を続行いたします。26番、勝部津喜枝君。

○ 26番（勝部津喜枝君） まず第1点、公害対策について。先般の3月議会で約束していたおあります公害データの市民への発表はどのような形で行い、また、その準備は出来ているのかどうか。合わせて、去る5月29日の産業衛生委員会協議会で私どものほうに提出されておる「公害の現況」というパンフレットは、その市民に発表しようとしているデータなのかどうか、お尋ねしたいと思います。もし、この「公害の現況」というパンフレットがデータであるとするならば、このデータに基づく現況をどのようにとらえ、またどのように対処しようとしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

第2点、教育問題について。政府、自民党は大企業の政治の破壊のもとで、自ら招いた政治の危機を謙虚に反省するのではなく、高物価、インフレなど国民の激しい不満をそらすため、あえて選挙の争点を教育問題にしようとしております。そういった中で特に重要視しなければならないのは、文部省、自民党政権は、国民全体が持っている教育権を議会制民主主義という仕組みを通じて政府が握っていると発言しており、国家教育権の発想だと思います。

こうした中で共産党は、民主的な社会を築くことの出来る子供たちを育てるという観点から基礎的な学力、体力、市民道徳を重視して、一人の子供も遅れた状態を作ることのないような教育の実現を目指しておりますが、私は本市教育行政においては、憲法と教育基本法の精神を生かした行政を心から要望するものであります。

そうした観点に立って質問を行わせていただきます。まず第1点は、本年4月の庁内報「はぐるま」でも非常に最悪である本市の財政状態の中で、特に対処した施策の1つとして、義務教育父母負担の解消をうたっておられますか。昨年に比べてどのようなものが軽減となったか具体的に予算額を含めて説明願いたいと思います。

第2点は、教育基本法第8条では「すべて国民は等しく教育を受ける権利を与えられなければならない」と明記されておりますが、本市の義務教育就学率はどれくらいであり、また、就学困難な子供に対しての対策はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

第3点は、先般の議会で乾さんから同和教育推進協議会は現在14団体が加盟し、現実に即している課題をとらえて、同和教育に対する正しい認識を市民全体のものにする立場で行っていると発表されましたか。現在、この加盟団体がどのような反応を示し、どのような効果が現われているか、お尋ねしたいと思います。

第3は、保育行政について、働く婦人の増加の中で、保育所の要求が大きく高まっていることはすでにご承知の通りであります。先般、藤田助役は、解放とは差別をなくすことであると申されましたけれども、私はこの保育所問題は、婦人が男子と同等に働くことについて、まだまだ差別の多い状況の中で婦人解放を勝ち取る第1歩として、経済的自立が何よりも大切だという観点から、児童福祉法に基づく子供たちを大切に育していく観点と同時に、合わせて婦人の働く権利を保障するものとして、本市の保育所行政にお一そうの前進と大きな期待を持っているものであります。

こうした観点から、まず第1点は、いつもの議会で保育所建設の遅れを指摘されましたが、基本的な調査データを把握しながら逐次計画を進めているというお答えがございますけれども果して今の保育所行政を行う担当課の中で、このような基礎になる需要のデータなどを取っていく体制が出来ているのかどうか。就学前児童の数の把握などが出来るようになっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

また、合わせて本年の当初予算で民間保育所建設補助金が1,155万9千円計上されておりますが、この計算の基礎になったものが何か。また、この民間保育所建設が現時点でどこまで進んでいるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

第3点、現在、小林市民部長さんがご病気で休んでおられるようですが、市民部の中で、私は特にこの保育所行政を進めていく中で支障はないのかどうか。また、他のどなたがこの部長さんの代りをなさっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

以上、簡単ですが、再質問をお願いいたしまして終わります。

○ 議長（坂上国治君） 勝部君の質問に対し理事者答弁。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君）お答え申し上げます。

先般、産衛委員会に提出させていただきましたデータは、この公開につきましては、今後、交通公害対策委員会でもう一度審議を諮っていただきまして発表いたしたいと考えております。その方法等につきましては、小さな冊子にするか、もちろん、広報等についても考えておりますが、また、このデータに基づいてどのように今後、対策を講じていくのかというご質問につきましては、これも委員会の審議の内容等におきまして対策を講じていきたい、かように思う次第でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○ 26番（勝部津喜枝君）先ほど申しましたように、それでは5月29日にいただきましたこの「公害の現況」というのが、かねがね発表すると約束しておられたデータであるということなんですね。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君）そうでございます。

○ 26番（勝部津喜枝君）私、じっくりとこの中を見させていただきましたが、果してこれでは現況というふくわしい内容であるのかということです。また、すでに毎日新聞、その他の新聞でも発表されておりますように、ある1支部の調査でも臨海工業地帯のひどい大気汚染の状態が高石よりもひどくなっている。いろんな企業の進出が、これまでよりも和泉市の空や空気を汚していると発表されているにもかかわらず、この「公害の現況」はどういうわけか、昭和48年10月付で出されておる。その中の1つ1つのデータは、一番新しいものでも47年度時点でのいろんなデータしかありません。先ほど申し上げましたように、こうしたデータに基づいて和泉市の公害にどのように対処されようとしているのか、その点をぜひお聞きしたいと思っております。市民への発表につきましては、ぜひ詳しくやっていただきたいと思いまが、このデータに基づく措置に対してどう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君）このデータの内容等につきましては、市の観測点である3カ所につきましては、48年7月から12月までの資料でございますが、公害の型によってはデータとしては、ちょっと古いというそしりは免れない点もございます。

それと、府の観測点である國府小学校につきましては、一応、府の白書に基づいて載せさせていただいておりますので、これもデータとしては非常に古いかと存じます。それと、大気汚染そのものにつきましても、われわれもかねがね憂慮いたしておりますわけですが、何分、現体制では少しご要望にこたえることが困難な状態でございまして、まことに遺憾ではございますが、よろしくご了解いただきたいと思います。

○ 26番（勝部津喜枝君）現在の体制では、現在の公害問題に対処するには不備であるというお答えなんですが、この和泉市の「公害の現況」の中には、社会象として深刻な問題になっ

ていると指摘しながら、今のお言葉と非常に反対な、最も合理的で有効な防止対策を推進していると明記しているけれども、今の課長さんのお言葉では、非常に現在の体制と、ここに書かれておることとは一致していないと思うんです。

○ 交通公害課長（提木岑雄君） もちろん、私の申し上げたのは現状でございますが、一応のワクの中で、われわれが努力し得る最大限の力をもって推進していきたいということでござります。

○ 26番（勝部津喜枝君） ぜひ私はそのお言葉のように、公害問題に対して持ち得る力を最大限に發揮して努力していただきたいと思います。われわれが交通公害課のほうに種々の相談また、市民要望を届けても、なかなか熱意ある態度の施策をやっていただけない。こういうことは、これまで私自身が経験していることなんです。体制の不満等もあるかと思いますが、こういう遅れたデータを市民に発表して現時点での問題をあいまいにするのではなく、現在の抱えている問題に即した態度での公害行政を推進していただきたいことを要望して、公害は終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 父兄負担の軽減策について、49年度の予算措置の中で配慮した点を計数的に申し上げたいと思います。

まず、クラブ活動費としては、小学校で240万円、中学校210万円、計450万円の予算措置をしております。図書購入費として、小学校216万円、中学校211万2千円。学校給食に対する従来の燃料費を市費に切り換えるという配慮から小学校339万7千円、中学校134万4千円。そのほか、特に本年度の予算措置の中で予算書をご覧いただければわかりますが消耗品費といたしまして、小学校では1021万1千円、中学校は181万8千円、特に小学校の消耗品費において1,021万1千円の予算措置をしております。

なお、校用備品といたしまして、小学校で189万2千円、中学校で110万円。營繕関係におきましては、若干ではございますが、PTAの決算内容から營繕に対するそれらの解消策といたしまして約97万8千円、これらの予算措置を配慮したような状態でございます。

なお、昨日も申し上げておりますように、PTAの決算内容をよく検討いたしまして、当然市費に切り控えるべき需用費等につきましては、今後、それらの詳細に検討を加えながら、特に学校營繕費の標準的なものあるいは需用費の増額等を図って参りたいと存じます。

第2点の就学関係の問題でございますが、本年度の5月1日現在の小学校児童数が1万1千597人、中学校が4,652名、これが全体の子供数です。そのうち特にお尋ねの準援と生保の関係ですが、小学校ではいわゆる準援が442名、生保165名、中学校準援258、生保

98、準授と生保合わせて小学校607、中学校356、平均して全体の6.4%ぐらい。

なお、在宅の就学猶予をしておりますのは、本年度の計数では10名でございます。また、準授と生保の計数は48年度の認定でございますので、ご了解いただきたいと思います。就学猶予につきましては、別途指導していきたいと思います。

○議長(坂上国治君) 次。

○教育次長(乾・武俊君) それでは3番目の同推協の中にどのような反応効果が現われているかというご質問につきまして、乾からお答え申し上げます。

非常に顕著な動きを3つほど申し上げようと思います。まず、第1番目でございますけれども、校区別の同推協が発足いたしましたのは、すでにご承知のように本年の2月から3月段階でございまして、その後、年度が変わりまして、現在、和泉市全体の同推協の役員が決まりましたけれども、校区同推協につきましては運営委員会で役員を選考中でございまして、間もなく役員が決まりましたら、その役員会で自主的に活動計画、研修計画をお立てになるということでお進んでおります。

2番目でございますが、特に同推協加盟団体のうちの婦人会、それから青年層の中から自主的に研修会を持ちたい、こういうふうなご要望がかなり相次いで出てございまして、すでに幾つかの場で自主的な研修会が持たれ、昨日あるいは本日、横田議員さんあるいは田中議員さんからもご意見として出ておりました、たとえば逆差別の問題とか、同和対策事業の問題等についても、非常に率直な突っ込んだ自主的な研修が行われておりますし、私たち教育委員会のほうも要請を受けて、そちらに助言にお伺いしているというような動きがございます。

それから3番目でございますけれども、49年度の同推協の活動計画を立てる中から、同推協の中に研修部会を新設しようじゃないか、そして、その研修部会の中で市民の自主的な研修の課題というものを引き出し、それを調査し、計画を立てながら教育委員会ともども進めたい、こういうことで研修部会が自主的に誕生しております。

以上のようなことが顕著な動きかと思います。

○26番(勝部津喜枝君) まず第1点、父兄負担の軽減の問題でございますけれども、まず確認しておきたいのは、近々、大阪瓦斯の値上げ等も新聞紙上で言われておりますけれども、燃料費の点については、実費を全部市費で負担するということで、今後、値上がり分についても、市費負担で予算の増額をしていくかどうか。

もう1つ大事なことは、かねがねPTAの予算の使い道が問題になっておりますが、図書費等216万が計上されておりますけれども、先ほど発表された金額で十分間に合うものではないと思う。葛城教育長さんなんかがPTAに対して、よく任意団体であるために一定の限界

があると申されるんですけれども、第2点として特に聞きしたいのは、こういう貧弱なとい
うか、まだまだ十分でない教育施設の市の財政の中で、非常に形の違った状態で父兄に負担
が寄せられておるということです。その1つの例として、毎日曜日ごとに、自主的という名前
のもとに古新聞の回収等をやられており、決して悪いことじゃないが、それが1つの実情です。

第3点として、新設校で子供たちが発育盛りで元気よく動き回ってガラスを割る、そういう
ときには、すべてそれがその子供たちの負担として父兄に通知されてるという実情があります。
こうした中で、ぜひとも本議会ではっきりさせ、ご意見をお伺いしたいのは、先ほどの答弁で
も阪東次長さんはPTAは、その学校に在籍する父兄と教師で構成するものであるという発言
をいただきておりますけれども「PTAの会をあっせんして下さい」というちらしが学校長の
連名のもとに配ってきております。私はこの点につきまして、教育に熱心な方で、本校に在籍
しなくともPTAの会員としてあっせんして下さいと書いてあるわけです。どういう観点で教
育熱心であると判断するのか、このへんが非常にあいまいであります。多額の寄付をされる方が教
育熱心ということでPTAの会員になっていいのかどうか。父母負担の軽減を図っていると言
いながら、一方で会員を募るようなやり方をしている。こういうことは教育の原点に關するこ
とで、決して任意団体、自主的団体であるということであいまいにされるものではないと思う。
PTAは社会教育団体として一定の位置付けもされておりますし、父兄負担を解消する立場と
教育を本当に正しく守るという立場で明快なお答えをいただきたいわけです。

○ 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

第1点のことについては、基本的な考え方をご遠旨の通りでございます。

第2点のPTAのそうした実情については、やはり教育行政の側としては、その増額を図っ
ていくという考え方を持っております。ただご質問のように、多額の寄付をもって教育に熱心
という問題につきましては、教育上の子供に対する立場、考え方、原点という問題については
若干、われわれも疑問を持っております。正しくそれを守っていくという中で、少なくとも、
議員さんの言われる義務教育の無償的な問題が原点とするわけですから、実際、われわれが義
務教育一切は無料という考え方で原点をどう解釈するかの問題があります。

教育の機会均等も言われておりますが、これもむろん、憲法の立場で申しますならば、やは
り国家的な要請ではなく、人間形成のうえでは親の責任もある程度はある、保護者の負担もあ
る程度避けられないということは、現在の最高裁の裁判からも判断せざるを得ないという考
え方を実は持ってるわけでございます。

そういう1つの現実上の問題で、子供が運動場でガラスを割ったものまでその金を取ってる
やないかという問題もありますが、これらの問題についても、故意的なものについては、市の

監査委員等を通じて学校の現在の監査の状態でも説明しておりますが、不可抗力的なものにつきましては、むろん、微収する考えは持っておりません。学校長の判断で微収するのが実態でございまして、いろいろのご指摘もあるうとは想いますが、いずれにしても、やはり教育費の増額という基本線に向かって努力して参りたいと考えます。

- 26番(勝部津喜枝君) 一切の負担を父兄がするということではなく、PTAのあっせんの可否は教育の原点が違うということじゃなく、午前中にも、PTAとは密接な関係を持ちながら同推協なんかを進めておられることからも、在住しない生徒でもPTAの会員としてのあっせんを地域にお願いすることは、本当に厳格な教育の立場を推進される教育行政として、これは自主的にやってるんだから野放しで放っといていいことじゃないと思う。その点はいかがでしょうか。
- 教育長(葛城宗一君) お説の会員勧誘等につきましては、そういうことのないように校長会を通じて指導して参りたい。ご見解の通り、PTAそのものは、先生と保護者の会でございます。子供の教育に関心を寄せて、自ら保護者の立場で学習を行い、研修を行うという考え方を公表していくという団体、本来の社会活動に期待するものでございます。決して負担を転嫁するという考え方方は持っておりますし、改善を図って参りたい。そういう会費目当ての会員勧誘は断じて許されるものではありません。校長会を通じて強く指導して参りたいと思います。
- 26番(勝部津喜枝君) その点を強く私もお願いしておきます。
- 次に就学率の問題なんですが、ここで特に問題にしたいと思いますのは、先般、肢体不自由児を持つご家庭の中から、かねがね、養護学校に通うについて非常に不便をしている。これはすべての子供に教育の機会均等がうたわれる中で、ぜひともこの不自由を早く取り除いてほしいということが要求という形でお願いをしておりますけれども、本当にすべての子供に教育の機会を与えるということからすれば、これは要求としてお願いすること自体がおかしい。そういう内容であるということを切実に訴えておられましたけれども、去年あたりから、私が厚生文教委員会に所属しておりますときから、この点について申し上げておった経過もありますが、いまだに養護学校に通うについて、市のほうで適切な措置をしておらない、非常な苦労をしているということについてのご見解をお尋ねしたいと思います。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

病気等の事情から知恵遅れ、筋肉あるいは骨等の異常が生じてそういう障害をお持ちになるお子たちのために、養護学級あるいは養護学校なるものを設置して通学を保障するよう努めることであります。ご承知のように、養護学級につきましては、本市において各学校に位置付け、それぞれ配慮するところでございますが、養護学校につきましては、教育基本法74条の

規定にしたがって府県に設けられております。現在、それが5.4年度をめどとして、5.4年の4月1日からこの義務化を図ることが法制化されたのであります。

しかしご承知のように、大阪府は各府県に先立って実施しておりまして、その中で各地に位置付けられた中で、本市の属する泉北郡には堺市にしかないという事情から、佐野養護学校、堺養護学校等にお世話になっております。これらの方々に対する就学援助的な問題につきましては、そのいかんを問わないで、ご家庭の心身ともな負担等を考え、府においては就学援助を全面的に行っておるわけでございます。

通学費の問題につきましては、介添者を含めての通学費の実費支給は実施しておりますが、今回、要望しておられるご父兄の方々の要望は通学費の補償ではなく、はっきりと通学の保障の問題を提案なさっておるのでございます。通学保障というと、結局、手足のご不自由なお子たちについて学校まで送迎せよということでございます。手足の不自由なというのは、すなわち、堺養護学校にお世話になっている1.4名中、きわめてわずかでございますが、これらの方々にそういう対策を配慮して、府の施設といえども、市独自で対処しなければならないという基本的な考え方を持っておりますが、ご承知のように、佐野のほうにお世話になっております1.6名に対しましても、知恵遅れとは申しながら、1人ではバスにも乗りかねるという実態の子供もございます。なおまた、盲学校、ろう学校にお世話になっておる子供もございまして、これらの子供を全面的にどうするかということを基本として考えない限り、ただ、当面の手足の障害のある子供だけを対象として考えた場合、そこにアンバランスが生ずるのではないか等々も考え方を合わせまして、基本的に今後、どう対処するかという考え方から、まず、本市内に養護学校を位置付けてもらいたい、そして、その養護学校までバス等をもって肢体不自由児のお子たち、あるいは知恵遅れのお子たちを含めて送迎を実施すべきであるという方針を打ち立て本年度、府費をもつて用地買収を位置付けた次第でございます。しかし当面の措置としては、ご家庭の負担能力の事情も勘案いたしまして、特に肢体ご不自由なお子達を抱え、その負担能力等にどこをめどとするかということは検討中でございますけれども、最もお気の毒と申しますが、負担に耐えかねるご家庭については、何とか特別なご配慮をしなければならないと考えるのでございます。今後、さらにこれらの問題につきまして精査検討中でございますが、ご趣旨にこたえるように努めて参りたいと考えます。

- 26番(勝部津喜枝君) 私もよく勉強しておりませんのでわかりませんが、教育基本法の7.4条は設置義務だと思うんです。私が今、問題にしておりますのは、すべての子供に本当に教育の場を保障していくことでの教育の機会均等を地方自治体の責任において、当面、差し迫ったご父兄たちの要望を実現していくために努力すべきじゃないかということです。聞

きましたら、泉佐野へ行くのに、泉大津とか忠岡の子供さんも含めて乗合バスに乗って行くので、和泉市を出発して約一時間4、50分かかり、非常に不自由な子供たちですので、子供たちの中には気分が悪くなったり、着いたときには疲れてるということが報告されております。先ほど申しましたように、どんな子供にも学ぶ場を与える、将来を担う子供たちとして育てるためにやっていただきたいと要求してるわけです。教育はこれで結構です。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 市民部理事（内田 繁君） 3点の問題提起をいただいたわけでございますが、まず、第1点のいわゆる現在の保育課の陣容の中で、そのような就学前児童数の把握等が出来るかどうかというご指摘でございます。まことに恐縮でございます。端的に申し上げまして、現在の陣容では不十分さはございます。しかし本年4月、機構改革等によりまして、社会児童課から保育課を単独に設置していただきまして、ある程度の陣容も補足したわけでございますが、昨今のような保育機能の充実が急務とされておる中でございますので、現在の陣容では不十分さはございますが、全課を挙げて保育事業に対処していく構えで現在やっております。しかし、なるほど人員的には不十分さはございますので、今後におきましても、人員の要求、要請もいたしていきたい。かように考える次第でございます。

それから、第2点の49年度の当初予算に民間保育所の建設補助金1,055万9千円の計算基礎を示せということでございますが、民間保育所の建設に当たっての基本的な考えは、やはり補助していく基本的な考え方といたしましては、この府の保育所整備費補助金要綱を踏まえまして、府の補助金と全く同額を補助していきたい。したがって、基礎といたしましては、いわゆる定員に掛ける、建築基本面積の6平方メートル、それに建築単価を掛けて、それに調度品というか、それの一定の基本額を掛けたものがそのような基礎資料でございまして、この予算の定員は60名、そういう基礎資料に基づいて行ったものでございます。

それから、民間保育所の現状はどういうふうになっておるかということでございますが、幸いにも、民間保育をやってみたいという1つの団体がござらまして、これには民間保育を経営いたしたいという場合には、一応、社会福祉法人という法人組織を作っていかなければいけないということの法的な根柢に基づきまして、現在、それについての指導をいたしております。どこに民間保育所を設置するかは未定でございますが、現在は、そういう指導段階ということでご了承賜りたいと思います。

○ 助役（藤田 利君） 市民部長のことございますので、私から回答いたします。

市民部長の小林一三君が病欠をいたしておりますことは事実でございます。市民部の業務について少からず、影響のあることは事実でございます。現在、1ヶ月の休暇療養願いが出ておりま

して、今月の20日までの期限になっております。しかし、住いはここから200メートルほどのところでございますし、たまたま、市民部には次長がございませんので、福祉事務所の内田理事に家庭が近いことでございますので、相談しながら代行をやってもらっております。もう追っつけ出てくるものと思います。

○ 26番(勝部津喜枝君) まず第1点、不十分さはあるけれども、そういう中で鋭意やっていくということでございますが、その中で今までの経過を見ましたら、保育行政は非常に無計画なように思うわけです。こうした保育行政の計画をどういうふうに立てていっておられるかということです。かって、就学前児童数を問い合わせましてもよく把握しておられませんし、こうした状況の中で、今後の保育所建設などが本当に出来るかどうかを聞いてるわけです。そういう間に合わない保育行政の中で、國や地方自治体に見捨てられた谷間の存在として、やむを得ず無認可の保育所等が出来ておるのであります。大阪府下で無認可保育所への補助金は和泉市では最低額、これだけの物価高で1こうに暖かい目も見られず、ましてや、施設費に対する援助なども全然考えていただいてない。全く市の肩替りをやっているにもかかわらず、何ら目もくれないという点をどう考えておられるのか、お尋ねしたいわけです。

○ 市民部理事(内田繁君) 私のほうとしましては、保育事業の予測を考えます場合に、現在、総合的施設の計画を立てております。これは基本的には大規模住宅開発地域あるいは人口急増地域等も踏まえまして、それから、いわゆる現有の施設分布状況も十分つかんだうえにおきまして、要措置児童数等も把握していくという基本的な考えの中で、年次的に保育事業に合うような増改築あるいは新設計画をも立てていきたいと思っております。

それから、いわゆる無認可の保育所の助成問題も出されたわけでございますが、何分、ご指摘はよくわかるのでございますが、本市の財政事情が貧弱でございまして、財政の許す範囲内での助成をしていきたいと考えてございますので、ご了承賜りたいと思います。

○ 26番(勝部津喜枝君) では今後、いろんな保育行政について問い合わせをした場合、年次的に考えていく、そういうものを持っておるということですので、明快にお答えしていただけけると確認しておきたいと思います。

谷間の存在としての無認可保育所への問題でございますけれども、財政事情が許さないということではなく、こうしたものへの積極的に補助額の増額、また、施設に対する補助等を条例化し、ぜひとも考えていくべきであるということを強く要望しております。

それから、先ほど小林部長が欠席の問題で藤田助役からお答えをいただきましたが、あえてこうした問題を取り上げたのは、実は大変内田理事がお忙しそうで、何かお尋ねしたい、また父兄の要望を相談に乗っていただきたいと思ってもほとんど席におられない、あちこちに出か

けておられるようです。また、父兄が直接電話をかけましても、大阪の病院に入院してるので相談してくる、また、後日電話をしたら、和歌山の病院へ移られたので訪ねて行ってみるということなんです。病気の方にどうしてそれほど相談してやらなければ進まないのか、その点が非常に納得がいかない。1カ月の病欠ということですが、病気の間はそういうことではなく、もっと適切に答えられる体制をとっていただきたいと思うわけです。

以上で私の3点の質問については終わらせていただきたいと思いますが、まだ、本当に市民要求にこたえ、市政をよくする観点では納得のいかない不十分な点もあると思いますので、今後とも追及していきたいと思います。これで終わらせていただきます。

○

○ 議長(坂上国治君) 次に25番、藤原要馬君。

○ 25番(藤原要馬君) それでは一般質問をやらせていただきます。いつも言つてることでございますが、先もってお願ひしておきたいと思います。私の一般質問に関しては、各議員からもくどくどやられてることばかりでございますので、あえて研究なんかしなくてもご答弁頑張るものと推察しておりますので、私も簡単に質問いたしますから、理事者の方々もどうか簡単明瞭にお答えを願いますよう、特にお願いをしておきます。

それでは財政問題についてお尋ねいたします。49年度の予算執行に対して財源問題が非常にむずかしいんじゃないかと考えておるわけでございます。予算の中で債務負担行為が40余億、それに期間として最高は53年というような長期間にわたってると思うんですが、そういう4年も5年も先のものの財源見通しがつかないだろうと思う。債務負担行為というものは、単年度事業については、翌年度に補助、起債の付くものにはほとんど限定せられてると思う。ところが今年度の予算では大型な予算を組みながら、その財源としては、債務負担行為であるというような、非常にいまわしい予算ではないかということを痛切に感じてるわけでございます。この財源については理事者のほう、また、部課長におかれでは事務裁量だけで一定の限界があると思うので、市長、助役はどのように主管官庁へこの取り付けをしつけるのかということを明確にお伺いしなければいけないと思うんです。

その予算の中で同和対策事業費についても建築、それから住宅ですね、道路、公園等、土地の先行取得によって50億以上の予算だらうと思うんです。この財源についてもどのような方法でやるのか。マスタープランを描いて、また、この間の同和対策特別委員会の説明では絵を書いておりますけれども、それを執行しようとするなれば、これは相当な財源を要すると思うんです。だから、全体の計画に基づいてやろうとするならば、千億円になんなんとする財源が要ると思うが、49年度の財源すら見通しが乏しいのではないかと思いますので、この点につ

いては、十分納得のいくようなご説明を願いたいと思います。財源問題はこれで終わります。

公害問題につきましては、各議員からいろいろお尋ねして理事者から答弁がありましたので簡単に申し上げておきたいと思います。

光化学スモッグについては、理事者のほうも十分研究し、調査していることだと思いますが、特に窒素酸化物とか、炭化水素というような気管に悪いものがあると思うんですが、現在の和泉市においてぜん息とか、気管支炎、呼吸器障害等、あらゆる病気が公害によって起こっておる。幼児、園児、小、中学生、一般市民の方々でどれだけが病気にかかってるかという調査は施してあるかどうか。根本的な原因を追及しなくて対策は講ぜられないと思う。和泉市に何人公害に犯されている人がおるか。

それからこの公害については、前の3月の議会だったと思うんですが、決議したわけですが議会が決議したんだから理事者は知らんという形だろうと思うんです。われわれ議会で議決した件につきましては、これは主管官庁はもちろんのこと、臨海の企業に対しても全部出しておるんですけども、理事者のほうではどういう対策をとっているのか、どういうような交渉をしてるのか、十分に調査結果の説明を願いたいと思います。

それから、次に公害対策審議会の問題でございますが、これは議会並びに学識経験者、公共的な諸団体、それから関係の行政機関の職員ということでございますけれども、ここで一番考えなければならないことは、本当に公害の被害を身に受けてる人を1人でも入れて、その苦痛の訴えに対して対策を講じていくのが当然だと思う。そういう身に感じない人たちが何を基本に審議していくのか、協議するのかという問題が出てくると思う。だから、やはりそういう人を入れて、その基本をモットーとして協議し、公害対策を進めていくべきじゃないかと考えますが、そういう審議会の人選について、何を基本にして、目的はどこにあるのかということをお教え願いたいと思います。

私の質問はこれで終わります。答弁のいかんによっては再質問させていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 藤原君の質問に対し理事者の答弁を願います。

○ 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのご指摘に対しまして、私よりお答え申し上げます。

なるほど、現在の市の財政の問題につきましては非常にむずかしゅうございまして、頼るべき面は補助金の獲得と地方交付税の増額及び起債の増額並びに超過負担の解消等の問題でございまして、私といたしましては、この面に努力を傾注しているところであります。何分にも財源獲得については、国、府の壁の厚いことはご存知の通りでございまして、これがため財源獲得については、正副議長さんはじめ議員各位のお力添えをお願い申し上げたいと存じております。

本市の同和事業は最重要施策でございまして、限られた期間内に完成しなければならず、しかも、多額の事業費が必要でございます。高率の補助制度があるものの、事業により十分とは言えません。この点は多々ございます。具体的な方策としては、事業部門ごとに目標を定め、組織的に体制作りをし、スケジュールを組み、波状的に政府並びに大阪府に陳情を繰り返すことといたしております。また、同時に同和対策特別委員会におきましても十分なご協議を申し上げるとともに、事業の実情について詳細なご説明を申し上げ、財源獲得に全面的にご協力を賜りたく存じておりますので、その点よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ですが、答弁に代えさせていただきます。

○ 25番(菱原要馬君) 今、市長さんからご答弁をいただいたのであります。財源の獲得については努力しつつあるということですが、これは関係の議員さんもお聞きになると想いますが、今ごろ、そういうことを言ってどうするんか。49年度の債務負担行為の財源はどうするんか。われわれが国、府に行ってそれの取り付けをしてると言うが、なかなか至難である。だから、こういう方法でやったんだが、このうえはひとつ議会の力を借りりしたいということなればよかろうと思うが、やりつつある、議会のお力も借りなければいけないということでは困ると思うんです。

しかし、このうえ答弁を頼っても平行線をたどると思いますので、私は要望にとどめておきますけれども、この49年度の予算を執行しなかったとなればだれが迷惑を被るか、これは市民全体です。また、予算を議決した議会の責任も重大になる。議会としては、理事者が執行すべくわれわれが監督し、執行させなければならないという義務があるわけです。だから、私は今日、申し上げてるわけでございます。

同和対策事業につきましても、財源の法的には三分の二が地方公共団体、すなわち府が三分の一、それもまあ、いろいろ府との交渉において50%、80%までみようということをお聞きしておりますけれども、その交渉的なものはどこにあるか。理事者は知ってるが、われわれにはわからない。現在の和泉市では、20%でも窮屈する形ではないかと思います。税金の25億は人件費に100%要し、税金の還元は出来ない現状でありますので、非常に苦しいと思います。それについてもわかっておりながら、どういう対策も講じておらないということです。市長の説明を聞きますと、それでは困るということです。だから、議会がすんざら直ちに國、府に行って財源の獲得をすべく市長は活動しなければいけない。

それと、私がいつも申し上げておりますように、やはり中央には出張所でも置いて、日夜、この獲得に努力しなければ到底至難だろうと思います。国の予算にしても3割余今年はふえてるが、それだけです。そんな350億ぐらいでは、とても日本全国的なこの解放は出来ない。

特に和泉市は財源の乏しい市ですから、市長は特別なる努力をしなければいけないと思いますので、この議会がすんだら直ちに活動してもらうように要望しておきます。これを終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 公害問題についてお答え申し上げます。

人間生活にとって不安な自然環境の汚染は、質的、量的にも増大しつつある現状を認識し、本市においても、これらの汚染に対してさらに積極的に取り組む必要があり、1昨年から審議会の委員さん方からご要望を出していただき上部官庁に対してご提出を願ったわけであります。が、本市が受ける臨海工業地帯からの公害の被害は、和泉市民にとっても一刻も猶予出来ない深刻な問題であることは認識しております次第でございます。

まず、市地域内の汚染の現状をさらに正確に把握するために大気汚染物質を測定するとともに、住民の被害の実態を把握する必要があると思います。これらの参考資料をもとに、議員皆様方のご協力を得まして、関係上部機関にも強く要望いたしたい所存でございます。

これにつきましても、本年7月から大気汚染移動観測車を導入いたしまして、十分な和泉市の大気汚染の実態を調査したいと思っております。

なお、住民の被害の実態調査につきましても、健康診断といったことで、まず、小中学校、幼稚園児童の健康診断に取り組むべく計画したいと思ってる次第でございます。恥しながら、健康診断はまだ現在行っておりませんので、その実態を把握しておらないことは事実でございます。

それから、第3点の公害対策審議会の規則につきましては、これは1昨年の11月30日に公害対策審議会の規則を制定、発足したものの、まだ1回も会合を開いてないことは事実でございます。これについても今後、この審議会に提案すべく、過日来、公害問題について提起されたものを全般的に市長の諮問に応じて、公害対策審議会に調査検討、審議をしていただくべく準備をいたします。

以上、とりとめない回答ですが、よろしくご了解頼みたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 部長さんからご答弁を願ったのですが、1つここでお伺いしたいのは、公害指定地域というんですか、それを受ける意思があるか、ないか、先ほど聞こうと思って忘れたんですが、合わせてお願いしとかないかん。今の部長の答弁は、これはもう規則的なものだけですが、内容の中に私が申し上げましたように、市民全体の患者数をつかんでいない。そのための調査もしていないということでは、公害都市の指定も受けられず、何も出来ないと思う。なおざりにしてるんじゃないかと痛切に感ずる。

先ほど、勝部議員からも言われましたが、この調査は47年、48年という古いデータで、

現在、どれほど汚染されているかわからない。非常に困ると思うんです。この患者に対しましても、市がどういう形で擁護、保護しようとするのか、非常にずさんな行政であると言わざるを得ないと思うんです。もう少し真剣に取り組んでやってもらわなければ、今後、多くの患者が出てくるのではないか。私たちのものが痛い。このごろ、非常に子供が風邪を引きやすい。気管を犯されてるからです。お医者さんに行っても風邪の患者数も十分わかると思いますので、受けない者はわからないが、診断を受けた者はすぐわかるので、それらの調査も怠ってと思う。そこらのことをもう少し突っ込んで調査し、公害から市民を守らねばならない。公害をなくすと思ったって、データもなくては抗議も申し込めない。まず、データを作らなければいけないということです。今後、十分やってもらわなければいけない。

それともう1つは、指定地域の指定を受けるにしてもどうしたらえのか。それをする意思があるのかどうか。また、どうして研究をやろうとするのかも合わせてご答弁を願いたい。

審議会については一応、審議会を作ったことは聞いておりますが、まだ1回もやっておらないということです。私の申し上げたいのは、審議会は結構なんですが、実際、被害を身に感じている人の切実なる声を審議会に反映していくってこそ、十分に審議が出来るんじゃないかということです。本当に身に感じてなからだら、ただ、そういう基本的な部長らの説明に対して討議するだけです。そういうことではなく、本当に生の声を聞いて審議していくのが1番尊いと思う。その点、審議の考え方を新たにしていく考えがあるのかどうか、合わせてご答弁願いたい。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） まず、公害の現況でございますが、過日の産業衛生委員会にご提案申し上げております公害の現況の冊子について、先ほどの勝部議員さんからのご指摘がありましたように、これが完全なものではないと言い切れると思うんです。ただ問題は、47年当時からの大気汚染の状況を過去にさか上り、現状の汚染状態を把握したうえで今後、第3点の公害指定地域の問題にかかってくるかと思います。その問題につきましては、まず、住民の一齊検診というか、市民病院あるいは各医師会等のご協力を得まして、実際にぜん息あるいは気管支炎に犯された患者がどれぐらいいるかということの調査を前提としなければならないと思います。それと合わせて大気汚染の状況等も早急にわれわれは調査に入りたい、かようと思つての次第でございます。

審議会の諮問と言いますか、市長が諮問いたしまして答申を受けるわけでございますが、これについては、参考人といたしまして審議会に出席することも可能でございますので、この点も十分審議会にお諮りいたしまして、審議会の運営をスムーズに、また、公害の状況を実際に真剣に審議していただくべく審議会に要望いたしまして今後、取り組んでいきたい、かよう

思ってる次第でございます。

指定都市の問題につきましては、大阪府知事が国に対して指定都市にしていただくという関係手続きが要るわけでございますので、まずもって大阪府知事に現況を知らせることが第1段階になっておりますので、この点、大阪府によく和泉市の現況を訴えまして、指定都市の認定について、高石、堺の大気汚染状況、それから患者の実態も調査いたしまして、これらと和泉市が同じような状況であれば、大阪府としても指定都市の指定は受けられると思っておりますので、現在、高石、堺の状況も私のほうで把握し、一応、データを取っておりますので、それらを合わせて検討したい、かように思ってる次第でございます。

- 25番(藤原要馬君) 今、部長の説明では、一応、審議会の問題に関しては、参考人的な立場で実際の声を聞いてもらう、それをもとに審議するということですね。だから、市長から諮問と言いますが、データがはっきりしないわ、住民の患者数もつかんでおらないということでは、この審議会が開けないのは当然だと思う。これに対しては、もっと綿密に調査したデータを添えて、そして、審議会に諮問するのは当然です。

そんな、私は納得いかんのんやけどね。こんだけ長い間公害が出てきてるのに、高石、堺でも公害患者を認定して、それに対して補助してますね。医療費とか、そういうものに対してね。医療費は事業所から寄付もらってますよ。新聞等に載っておりますが、そういうことも理事者はよくわかってると思う。何をするにしても金がなければ出来ないから、金の作り方も考えなければいけないと思う。そういうこともやっておらない。和泉市は才源が豊かで金がたくさんあるから困らんのだと思いますが、そういうことではいけないと思う。それらのことについても答弁がない。これは簡単にやればええんだろうと思いますが、やはり聞いた以上は納得のいくように聞かなければいけないし、それから、もし病気になったとき、市の公害課に来たら処置をしてくれると、この間も載ったが、やってくれるわけですか。

- 交通公害課長(梶木岑雄君) ただ今のご質問にお答えいたしたいと思います。

いわゆる公害病にかかわる被害者と言いますか、これにつきましては、産衛部長からお答えの中にもありましたように、国がその地域を指定し、その中で知事の意見を聴取することになっておりますが、地域の指定があって、初めてこういった公害病患者の救済措置を講ずるという形をとっていかなければならないんじゃないんじゃないかと思います。すでに大阪府下では堺市、大阪市の西淀川区とございますが、その患者さんが公害病認定患者として、そういう手帳とかをご持参頼った場合は、私のほうでは衛生課と協議いたしまして、病院のほうへあっせんというか、受診させていただいているということでございます。

- 25番(藤原要馬君) 目やのどが刺激状態になったときは洗顔、うがいをするとともに、

保健所または市町村の公害課へ行けということですね。そういう措置はしてあるわけですね。やはり和泉市は公害の指定は受けてなくても、実際に公害を受けて苦労しておる方がおるわけです。困ってる人がようけある。だから、ここで質問するまでもなく、市独自でそういう対策を講じておかなければならんと思う。今日、質問しても何もやっておらないということです。先ほど勝部議員が言うたように、このデータについても47年、48年ということで、現時点では何もわからんということです。市民が公害病を受けておっても、ただ、言われるからするんだということでは困ると思う。自ら市民を守るという大きな見地からあんた方、やらなければいけないんじゃないですか。それなのに、あんた方はやっておらない。市長、どうなんですか。市長が命令し、指示しないからこうなっておるんだと思いますが、市長の態度はなっておらないと思う。1点、その姿勢をはっきりして下さい。

- 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのお叱りのことく、この公害の多い今日、市民に被害がどれだけあるかについて把握出来てないことは申し訳ございません。今後、大気汚染の状況を十分調査いたしまして、その結果によって國、府に強く要請し、市民の健康を守るべく努力したいと思いますので、今しばらくご猶予願いたいと思います。

- 25番（藤原要馬君） それでは確認、要望しておきます。

審議会については、一応、参考人的でいいから、本当に身に感じてる人の意見なり、データがあるなれば、それをモットーにして審議会に諮問するという形を作らなければいけない。あのままでは何のデータもなく、審議会に諮問することも出来ないと思う。諮問するには、データなり、原素的なもの、根拠があってやるわけですからね。必ずそういう人の意見を聞き、審議会に諮問していくよにお願いしておきます。これは先ほど部長が言われたように早く実行して下さい。

それから指定地域も、必ず早急にやるようにしてもらわんと困ると思います。とにかく、公害は今後ますます増大してくることは考えなければいけないと思いますので、高石よりも和泉のほうがなおこういう公害は大きいと思う。だから、そぞらのことを十分考えて対策を講じ、市民から苦情の出ないように、また、出たら直ちにそれに回答し、納得してもらうような方策をとることをお願いして、私の質問を終わります。

-
- 議長（波上国治君） 以上で一般質問は全部終わりましたが、この際、お諮りいたします。昨日、議員総会で皆様方にご了解をいただいております「関西新国際空港対策特別委員会設置並びに委員の選任について」を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、さようさせていただきます。

それでは「関西新国際空港対策特別委員会設置並びに委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第1号

関西新国際空港対策特別委員会設置並びに委員の選任について

本市議会は関西新国際空港対策特別委員会を設置し、その委員を選任するものとする。

昭和49年6月13日提出

和泉市議会議長 坂上國治

記

委員名

田中幸一 金沢勝 三井正光 上代卯之松 山田清二 寺田茂
貝淵博治 藤原要馬

- 議長(坂上國治君) 本件については、議員総会においてご協議頂っておりまますので、委員会を設置し、委員の選任については正副議長に一任されましたので、はなはだ僭越ですが、私より選任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、私より選任させていただきます。委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(山本武雄君) 敬称を省させていただきます。

田中幸一、金沢勝、藤原要馬、貝淵博治、寺田茂、山田清二、三井正光、上代卯之松。
以上、8名でございます。

- 議長(坂上國治君) ただ今の朗読通り選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、ただ今の朗読通り選任することに決します。

○ 議長（坂上國治君） 以上をもちまして本定例会に付議された案件は全部終了いたしましたので、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日をもって閉会いたします。

○ 議長（坂上國治君） 閉会に先立ち市長のあいさつをお願いいたします。

（市長あいさつ）

○ 市長（藤木秀夫君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る10日に第2回定例会をお願い申し上げ、多数の重要な議案をご審議願いましたところ、議員の皆様方には農繁期を控えて何かとお忙しい折りにもかかわりませず、連日にわたり慎重ご審議をいただきましてご可決、ご承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。議院運営の過程において、また、一般質問を通じてご指摘いただきました諸点につきましては今後の市政に反映いたしましてご要望におこたえして参る所存でございます。終わりに議員皆様方のますますのご健勝をお祈りいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりまして御礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

（議長あいさつ）

○ 議長（坂上國治君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

去る10日開会以来本日まで、一般質問並びに多数の重要な議案を終始きわめてご熱心に、かつ慎重ご審議をわざらわし、ことに議事運営については格段のご協力を賜りここに全日程を終了して無事閉会の運びに至りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。理事者各位におかれましては、各議員から指摘された事項を十分尊重しつつ、市政各般にわたり鋭意研議に努められ、市民福祉の向上にさらに1歩の軌道と努力を払われるようお願い申し上げる次第でございます。

いよいよ梅雨期に入り暑さも日増しに加わって参ります折から、議員皆様方並びに理事者各位におかれましてはくれぐれもご自愛下さいますよう祈念いたしまして、私のごあいさついたします。どうもありがとうございました。

（午後2時35分閉会）

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議會議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員